

令和5年 第1回定例会

撰津市議会会議録

令和5年2月20日開会

令和5年3月28日閉会

撰 津 市 議 会

目 次

令和5年第1回定例会

○2月20日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、

出席した議会事務局職員	1- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1- 2
開会の宣告	1- 3
市長挨拶	
開議の宣告	1- 3
会議録署名議員の指名	1- 3
日程1 会期の決定	1- 3
日程2 令和5年度市政運営の基本方針説明（市長）	1- 3
日程3 議案第13号、議案第14号	1-10
提案理由の説明（市長）	
採決	
日程4 議案第1号～議案第12号、議案第15号～議案第30号	1-11
提案理由の説明（総務部長、上下水道部長、保健福祉部長、生活環境部長、保健福祉部理事、市長公室長、次世代育成部長、建設部長）	
日程5 議案第31号	1-40
提案理由の説明（総務部長）	
採決	
日程6 議案第32号	1-44
提案理由の説明（総務部長）	
採決	
日程7 議案第33号	1-49
提案理由の説明（建設部長）	
採決	
日程8 議案第34号	1-52
提案理由の説明（建設部長）	
採決	
休会の決定	1-53
散会の宣告	1-53

○3月6日（第2日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、	
出席した議会事務局職員	2-1
議事日程、本日の会議に付した事件	2-2
開議の宣告	2-3
会議録署名議員の指名	2-3
日程1 議案第1号～議案第12号、議案第15号～議案第30号	2-3
委員会付託	
日程2	
代表質問	
民主市民連合 三好義治議員	2-3
日本共産党 野口博議員	2-26
公明党 水谷毅議員	2-51
延会の宣告	2-81

○3月7日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、	
出席した議会事務局職員	3-1
議事日程、本日の会議に付した事件	3-2
開議の宣告	3-3
会議録署名議員の指名	3-3
日程1 代表質問	
自民党・市民の会 嶋野浩一朗議員	3-3
大阪維新の会 香川良平議員	3-29
休会の決定	3-57
散会の宣告	3-57

○3月28日（第4日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、	
出席した議会事務局職員	4-1
議事日程、本日の会議に付した事件	4-2
開議の宣告	4-3
会議録署名議員の指名	4-3
日程1 一般質問	
無所属 森西正議員	4-3
日程2 議案第1号～議案第12号、議案第15号～議案第30号	4-12
委員長報告（総務建設・文教上下水道・民生常任委員長、議会運営委員長、駅前等再開発特別委員長）	

討論（弘豊議員、西谷知美議員、水谷毅議員）	
採決	
日程3 議案第35号	4-32
提案理由の説明（総務部長）	
採決	
日程4 議会議案第1号	4-35
採決	
日程5 議会議案第2号～議会議案第8号	4-36
採決	
日程6 常任委員会の所管事項に関する事務調査の件	4-38
閉会中の継続調査に決定	
閉会の宣告	4-38

☆添付資料

審議日程	資料- 1
議案付託表	資料- 2
代表質問要旨	資料- 4
一般質問要旨	資料- 9
常任委員会の所管事項に関する事務調査表	資料- 10
議決結果一覧	資料- 11

摂津市議会会議録

令和5年2月20日

(第1日)

令和5年第1回摂津市議会定例会会議録

令和5年2月20日(月曜日)
午前10時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (19名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	森西 正
9 番	弘 豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	西谷知美
13 番	塚本 崇	14 番	出口こうじ
15 番	三好俊範	16 番	香川良平
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
副 市 長	福渡 隆	教 育 長	箸尾谷知也
市 長 公 室 長	平井貴志	総 務 部 長	山口 猛
生 活 環 境 部 長	吉田量治	保 健 福 祉 部 長	松方和彦
建 設 部 長	武井義孝	上 下 水 道 部 長	末永利彦
教 育 委 員 会 教 育 総 務 部 長	小林寿弘	教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	大橋徹之
監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 総 務 部 理 事	池上 彰 辰巳裕志	消 防 長	松田俊也
		保 健 福 祉 部 理 事	荒井陽子

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	橋本英樹	事 務 局 次 長	大西健一
---------	------	-----------	------

1 議 事 日 程

- 1, 会期決定の件
- 2, 令和5年度市政運営の基本方針
- 3, 議 案 第 1 3 号 教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 議 案 第 1 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
- 4, 議 案 第 1 号 令和5年度摂津市一般会計予算
- 議 案 第 2 号 令和5年度摂津市水道事業会計予算
- 議 案 第 3 号 令和5年度摂津市下水道事業会計予算
- 議 案 第 4 号 令和5年度摂津市国民健康保険特別会計予算
- 議 案 第 5 号 令和5年度摂津市財産区財産特別会計予算
- 議 案 第 6 号 令和5年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
- 議 案 第 7 号 令和5年度摂津市介護保険特別会計予算
- 議 案 第 8 号 令和5年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
- 議 案 第 9 号 令和4年度摂津市一般会計補正予算（第9号）
- 議 案 第 1 0 号 令和4年度摂津市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議 案 第 1 1 号 令和4年度摂津市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 議 案 第 1 2 号 令和4年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議 案 第 1 5 号 摂津市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件
- 議 案 第 1 6 号 摂津市情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件
- 議 案 第 1 7 号 摂津市情報公開条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 1 8 号 摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 1 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 0 号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 1 号 摂津市子ども・子育て会議条例及び摂津市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 2 号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 3 号 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 4 号 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 5 号 摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 6 号 摂津市立ふれあいの里条例及び摂津市立みきの路条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 7 号 摂津市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 8 号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 9 号 摂津市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 3 0 号 摂津市敬老金条例を廃止する条例制定の件
- 5, 議 案 第 3 1 号 工事請負契約締結の件
- 6, 議 案 第 3 2 号 製造請負契約締結の件
- 7, 議 案 第 3 3 号 市道路線認定の件
- 8, 議 案 第 3 4 号 市道路線廃止の件

1 本日の会議に付した事件
日程1から日程8まで

(午前10時 開会)

○福住礼子議長 ただいまから令和5年第1回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

本日、令和5年第1回摂津市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には何かとお忙しいところ、御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

初めに、今月6日にトルコ南東部で発生した地震により、トルコ及びシリアにおいて甚大な被害が出ております。亡くなられた方々及びその御家族に心から哀悼の意を表するとともに、被災された方々に対し心よりお見舞いを申し上げます。

また、ロシアがウクライナに侵攻してから間もなく1年がたとうとしております。各地で今なお武力を振りかざす国々が存在しております。一刻も早くウクライナに平和が訪れることを願うばかりでございます。

我々日本人として大切なことは、これら地震もロシアの侵攻も決して他人事ではないということでございます。今後とも皆様と共に世界の恒久平和を目指してまいりたいと思います。

それでは、少し前置きが長くなりましたが、今回お願いいたします案件を御説明させていただきます。

予算案件といたしまして、令和5年度摂津市一般会計予算外11件、人事案件といたしまして、教育委員会委員の任命について同意を求める件外1件、条例案件といたしまして、摂津市個人情報保護に関する法律施行条例制定の件外15件、その他の案件といたしまして、工事請負契約締結の

件外3件、合計34件の御審議をお願いいたしますのでございます。

何とぞよろしく御審議の上、御同意、御可決賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶といたします。

○福住礼子議長 挨拶が終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、西谷議員及び塚本議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から3月28日までの37日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、令和5年度市政運営の基本方針に関する説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 本日、ここに令和5年度の一般会計予算をはじめとする諸議案の御審議をお願いするに当たりまして、市政運営に関する私の所信と施策の概要を申し上げます。

令和5年度は、私が市政を預かり、5期目の後半がスタートする年であります。

振り返りますと、前半は、新型コロナウイルス感染症と物価高騰から市民の生活を守るため、感染症対策や経済的支援を実施するなど様々な取組を展開してまいりました。そして、このような状況においても、JR千里丘駅西地区の再開発や淀川の鳥飼地区河川防災ステーションの誘致等、従前から本市が抱える大きな課題にもしっかりと道筋をつけてまいりました。このことは、市民の皆様や市議会議員の皆様の御協

力並びに職員の尽力があつてのことであり、まずもって深く感謝申し上げます。

不確実で予測困難な社会においては、迅速かつ柔軟に行動することに加え、一旦立ち止まり、静かに情勢を見極めることも必要となります。そして、この動と静の間にある決断が重要であります。本年度は、このような考えの下、さらなるまちの発展に向け、英知を結集して進むべき道を明らかにして、剛毅果敢に取り組んでまいります。

さて、我が国を取り巻く社会情勢についてであります。1月の内閣府の月例経済報告によりますと、景気は、このところ一部に弱さが見られるものの、緩やかに持ち直しているとしております。また、先行きについては、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や、中国における新型コロナウイルス感染拡大の影響に十分注意する必要があるとしており、記録的な物価高騰などによる市民や事業者への影響について注視していかなければなりません。

次に、本市の財政状況に目を向けますと、歳入では、景気の緩やかな持ち直しにより市税収入等が増加しているものの、令和3年度では、市債の借入額が元利償還額を上回ることとなり、今後もこの状況が続くことが想定されます。歳出では、物価が高騰する中、社会保障関連経費の増大や、老朽化した公共施設への対応に加え、千里丘駅西地区再開発事業をはじめとする大型建設事業が本格化しており、今後、厳しい財政運営を強いられることを覚悟しなければなりません。

こうした財政状況に加え、将来的な人口減少が見込まれる中で、私の責務は持続可能なまちづくりを推し進めることでありま

す。

そのためには、しっかりと夢を描き、その実現に向けて、今なすべきことを的確に見定めていかなければなりません。そして、従来の枠組みにとらわれず、事業の見直しや部局横断的な取組を進めるなど、限りある資源を最大限に活用していく必要があります。

どんな困難な状況であろうとも、次代を担う子供たちに住み続けたいと思えるまちを引き継いでいく、そのような覚悟を胸に刻み、今年度も全力で市政を運営してまいります。

それでは、令和5年度の新規事業を含む主な施策につきまして、摂津市行政経営戦略に示しております七つのまちづくりの目標に沿って御説明申し上げます。

第1に、「市民が元気に活動するまちづくり」についてであります。

本市には、熱い思いを持った市民、団体、事業者等が多く存在しております。まちづくりには、こうした方々の思いをつなぎ合わせる事が重要であります。

昨年、摂津市自治連合会の皆様からいただきました地域コミュニティの活性化を図るための条例に関する御要望は、あらゆる団体にまちづくりへの参画を促し、地域の力をさらなる高みへと引き上げる可能性を持つものでございました。皆様の熱い思いを形にすべく、つながりのまちにふさわしい条例の制定について検討を進めてまいります。

市民公益活動の支援につきましては、市民と民間事業者等による協働の促進に向け、摂津市商工会と連携し、市民公益活動団体等のイベント情報を掲載するウェブサイトを開設してまいります。

(仮称) 味生コミュニティセンターにつ

きましては、基本構想に基づき、建設場所を確定するとともに、基本設計を行ってまいります。

第2に、「みんなが安全で快適に暮らせるまちづくり」についてであります。

近い将来の発生確率が高いとされる南海トラフ地震や近年の気候変動により激甚化する豪雨災害への備えは、本市にとっても切迫した課題であります。これらの災害を想定し、予防と応急の両面で対策を講じていくとともに、消防・救急救助の体制及び防犯施策の強化に取り組み、安全・安心のまちづくりを推し進めてまいります。

震災対策につきましては、地震発生時の迅速な対応に向け、応急対策マニュアルを整備するとともに、中央送水所において2号配水池の耐震補強工事及び給水拠点整備工事を実施してまいります。

高台まちづくりの推進につきましては、淀川の鳥飼地区河川防災ステーションの上部施設に必要な災害時及び平常時の機能等について検討を進めてまいります。

浸水対策につきましては、東別府雨水幹線周辺において雨水管布設工事を実施するとともに、鳥飼南水路ゲート等の浸水防除施設に水位計及び監視装置を設置してまいります。

避難所の管理運営体制の整備につきましては、防災サポーターの皆様とともに市民向けの避難所運営マニュアルを作成してまいります。また、第一中学校、第三中学校及び第四中学校にマンホールトイレを各10基設置してまいります。

消防・救急救助施策につきましては、令和6年度の5市による消防指令センターの共同運用開始に向け、指令情報システムを構築してまいります。また、地域消防力の向上に向け、消防団への無線機の配備及び

消防分団車両の更新に係る補助限度額を引き上げるとともに、摂津市第一分団の消防ポンプ自動車及び庄屋分団の小型動力ポンプを更新してまいります。さらに、近年増加する救急搬送に迅速に対応するため、救急救命課を創設してまいります。

防犯施策につきましては、防犯カメラを新たに20台設置し、さらなる犯罪の抑止につなげてまいります。

次に、都市整備についてであります。都市の将来あるべき姿を見定め、今後の整備方針を示すため、本年度は摂津市都市計画マスタープランを改定してまいります。

JR千里丘駅西地区の再開発につきましては、下水道施設等の基盤整備を実施するとともに、景観形成地区の指定に係る審議会を開催してまいります。また、阪急正雀駅前の整備につきましては、道路拡幅及び広場の整備に向け、用地取得を進めてまいります。さらに、阪急京都線連続立体交差事業につきましては、用地取得を進めるとともに、仮線工事に伴う付替道路及び仮設駅前広場の整備に着手してまいります。

鳥飼地域のまちづくりにつきましては、取組の具現化に向け、住民説明会及び意見交換会等を開催してまいります。

公共交通の確保・維持につきましては、摂津市地域公共交通計画の策定に向け、市民や交通事業者等と協議を進めてまいります。

さて、本年4月から全年齢を対象に自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されることとなります。公用自転車用のヘルメットを配備し、まずは職員が範を示すとともに、自転車事故に占める割合が高い高齢者の安全確保に向け、運転免許証を自主返納した高齢者のうち、希望する方にヘルメットを支給してまいります。

安全な道路環境につきましては、千里丘三島線において、千里丘東二丁目付近の歩道整備工事を実施するとともに、三島三丁目付近の歩道整備に係る基本設計を行ってまいります。また、摂津市通学路等交通安全プログラムに基づき、グリーンベルト等を設置するとともに、摂津市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、25橋の法定点検及び9橋の修繕を実施してまいります。

住宅施策につきましては、安心して住み続けることができるまちの実現に向け、摂津市住宅マスタープラン及び摂津市空家等対策計画の改定案を作成してまいります。

上下水道施策につきましては、民間ノウハウの活用や財政負担の軽減に向け、水道料金の徴収等及び宿日直業務の包括的民間委託を開始してまいります。

第3に、「みどりうるおう環境を大切にするまちづくり」についてであります。

本年度は、いよいよ茨木市とのごみ処理広域化がスタートする年であります。茨木市との連携を密にし、新たなごみ収集業務を円滑に進めていくとともに、茨木市における持込みごみの処理手数料の改定に伴う事業者負担の軽減に向け、激変緩和措置を講じてまいります。

本市の環境センターにおけるごみの受入れは、本年3月末をもって終えることとなります。これまで長きにわたり円滑に運営してこられましたのは、鶴野地域の住民の皆様のご理解と御協力のたまものでございます。この場をお借りし、厚くお礼を申し上げます。本年度は、環境センター解体に向け、閉炉作業及び敷地内の土壌汚染調査を実施するとともに、解体後の跡地を鶴野地域の魅力や防災力の向上に活用していくため、公園整備に係る調査・検討を進めてまいります。

魅力ある公園づくりににつきましては、明和池公園において、民間事業者が実施するイベントの運営費用を補助するとともに、隣接する3号街区公園において、屋根及び人工芝の整備に係る実施設計を行ってまいります。

環境保全につきましては、太陽光発電システム、燃料電池システム等の導入に係る家庭向け補助制度を創設してまいります。また、温水プールに太陽光発電システムを導入するとともに、小学校4校、中学校2校及び鳥飼体育館の照明灯をLED化してまいります。

第4に、「暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくり」についてであります。本年4月、国におきまして、社会の形を「こどもまんなか」へと変えていくことを目指し、こども基本法の施行とともに、こども家庭庁が創設されます。未来を担う子供たちは社会の宝であります。いま一度、子供を社会全体で支えていくことを深く認識し、実効性のある施策を展開していく必要があります。

保育の充実につきましては、医療的ケア児とその家族を支援するため、公立認定こども園における受入れ体制を整備するとともに、民間保育所等における受入れ体制の整備費用を補助してまいります。また、民間認定こども園における病児保育事業の実施費用を補助してまいります。

待機児童対策につきましては、安威川以北地域における定員の拡大に向け、民間認定こども園の園舎建て替え費用及び民間保育所等の整備費用を補助してまいります。また、保育士の確保に向け、民間保育所等の宿舎借り上げに係る費用の補助上限を撤廃するとともに、保育士の負担軽減に向け、清掃等の保育周辺業務を担う職員の配

置費用を補助してまいります。

とりかいこども園につきましては、児童センター等との複合化及び高台化を含めた新園舎の実施設計を進めるとともに、旧とりかい幼稚園の園舎解体工事を実施してまいります。

給食につきましては、昨今の物価高騰を受け、小・中学校及び公立認定こども園の給食費を改定することといたしましたが、子育て世帯の負担軽減を図るため、本年度は前年度と同じ金額としてまいります。また、民間保育所等に対しては、賄い材料費の高騰分を補助してまいります。

学童保育につきましては、土曜日保育の毎週実施を開始するとともに、保育ニーズに対応するため、摂津学童保育室及び三宅柳田学童保育室の増設工事を実施してまいります。

母子保健につきましては、妊婦及び乳児の保護者への伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施してまいります。

児童虐待の防止につきましては、組織体制の強化や摂津警察署との連携強化などの取組を推し進めてきたところでありますが、児童虐待を根絶するには、未然防止、早期発見・早期対応、再発防止の三つの観点からさらに取組を強化していく必要があります。

まず、未然防止の観点から、出生届を提出した保護者に対し、子供の発達特性や成長のペース等を理解しながら子育てができるよう、啓発冊子を配布してまいります。また、早期発見・早期対応の観点から、受傷原因が不明な子供のけが等を発見した際に、経験豊富な医師にその見立てを依頼し、適正な指導や支援につなげてまいります。さらに、再発防止の観点から、虐待に至った親に対し、親自身が抱える苦しみや

悲しみを取り除き、心の回復を手助けする親支援プログラムや、臨床心理士が心のケアを行う寄り添いカウンセリングを実施してまいります。

昨今、育児休業に関する制度が創設されるなど、子育て世帯を支える環境整備が進みつつあります。一方で、共働き世帯の増加や就労形態の変化等により、子育て支援ニーズは多様化しております。

本年度は、第3期摂津市子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、子育て世帯の現状やニーズに関するアンケート調査を実施してまいります。また、子供の貧困に対して効果的な支援の在り方を検討するため、大阪府と共同で子供の生活実態調査を実施してまいります。

続いて、地域福祉施策につきましては、重層的支援体制の整備に向け、職員や摂津市社会福祉協議会をはじめとする支援機関を対象に研修を実施してまいります。また、生活困窮者等の自立支援に向け、職業適性検査の受検定員を拡大するとともに、弁護士による法律相談を実施してまいります。

次に、高齢者施策についてであります。人生100年時代と言われる今日、後期高齢者や一人暮らし高齢者は増加しており、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくための取組を強化していかなければなりません。それゆえ、社会環境等の変化を捉えつつ、きめ細かな施策を講じてまいります。

本年度は、敬老事業の見直しを行い、緊急通報装置について、携帯型機器を導入するとともに、要件緩和により対象者を拡大し、一人暮らしの高齢者等の見守り支援を強化してまいります。また、高齢者の生きがいづくりや介護予防に向け、委託型つど

い場の一部において、開催回数を週2回に拡大するとともに、自宅からでも参加できるオンラインつどい場を試行的に実施してまいります。さらに、介護予防等のニーズ調査結果を踏まえ、第9期せつつ高齢者がやきプランを策定してまいります。

障害福祉施策につきましては、第4次障害者施策に関する長期行動計画の中間見直しを行うとともに、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画を策定してまいります。

健康施策につきましては、北大阪健康医療都市産学官民連携プラットフォームの下、ヘルスケア分野の新製品やサービスを創出する健都ヘルスサポーターの取組を進めてまいります。また、第3次となる「まちごと元気！健康せつつ21」の策定に向けたアンケート調査を実施してまいります。

国民健康保険につきましては、健康保険法施行令の一部改正等を踏まえ、出産育児一時金を50万円に増額してまいります。

また、大阪府市町村標準保険料率を基に、激変緩和措置を講じた保険料率を設定してまいります。

子宮頸がんのワクチン接種につきましては、9価ワクチンの定期接種を開始するとともに、引き続き未接種者のキャッチアップ接種を実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、5月8日に、感染症法上、季節性インフルエンザと同等の5類に移行する方針が示されており、市民の暮らしへの影響に注意を払わなければなりません。引き続き、国の動向を注視するとともに、摂津市医師会をはじめとする関係機関と連携し、ワクチン接種等の取組を進めてまいります。

次に、平和・人権施策についてであります。

す。

昨年2月に始まりましたロシアによるウクライナ侵攻では、日々凄惨な被害状況が報道され、胸を締めつけられる思いでございます。核を振りかざし世界を脅す国を目の当たりにし、平和を保つことの難しさを感じながらも、我々は決して臆することなく平和を訴え続けなければなりません。

7月、8月の平和月間では、幅広い世代に向け、戦争の悲惨さや平和の尊さを訴えてまいります。また、平和首長会議の活動等を通して国内外に核廃絶を訴えてまいります。

人権施策につきましては、第2期摂津市人権行政推進計画に基づき、摂津市人権協会等との協働により、教育及び啓発活動等に取り組んでまいります。

第5に、「誰もが学び、成長できるまちづくり」についてであります。グローバル化や情報化の進展により、社会は非常に速いスピードで変化しております。さらに10年先、20年先の予測困難な未来を子供たちがたくましく生きていくためには、コミュニケーション能力や情報活用力などの社会を生き抜く力が重要であります。

本年度は、社会における自分の役割を考えるキャリア教育の推進に向け、アンケート調査や教職員のワークショップを通して学習プログラムの実効性を検証してまいります。また、児童・生徒がインターネットを介したトラブルに巻き込まれないよう、全小・中学校に情報モラル教育の支援教材を導入してまいります。

相談体制の充実につきましては、チーフスクールソーシャルワーカーを配置し、スクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行うとともに、福祉的な問題を抱える児童・生徒に対し、地域活動団体等と連携し

た支援を実施してまいります。また、増加する外国籍の児童・生徒及び保護者を適切に支援していくため、AI翻訳機を全小・中学校に配備してまいります。

生徒指導の充実につきましては、不登校や問題行動等の未然防止に向け、児童・生徒の自己有用感を高める生徒指導の在り方を研究してまいります。

教育環境の整備につきましては、千里丘小学校の建て替えに向け、プール解体工事を実施するとともに、仮設校舎を整備してまいります。また、体育館のエアコンにつきましては、鳥飼小学校、味舌小学校及び第四中学校に設置するとともに、小学校6校及び中学校3校への設置に係る実施設計を行ってまいります。さらに、審議会の答申を踏まえ、鳥飼地域における学校の適正規模及び適正配置について、今後の方向性を検討してまいります。

学校の安全対策につきましては、小学校の通用門を順次オートロック化するとともに、郵便局と連携した児童・生徒の見守り活動を実施してまいります。

中学校給食につきましては、環境センター解体後の跡地活用の方向性を踏まえ、鶴野地域における給食センター設置について検討を進めてまいります。

スポーツ振興につきましては、一流のアスリートによるスポーツ教室を開催し、子供たちにスポーツの楽しさと夢に向かって努力することの大切さを伝えてまいります。また、夏季でも快適にスポーツに親しんでいただけるよう、正雀体育館及び味生体育館にエアコンを設置してまいります。

第6に、「活力ある産業のまちづくり」についてであります。昨今の新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、事業所を取り巻く環境は大きく変化してきて

おります。このような中、経営を持続可能なものとしていくためには、事業所の事業展開や経営改善等の相談に応じ、経営基盤を強化していくことが重要であります。

本年度は、高まる相談ニーズに柔軟に対応していくため、摂津ビジネスサポートセンターの相談枠を拡充してまいります。

農業振興につきましては、本市唯一の市街化調整区域であります鳥飼八町地域において、今後の農業の在り方を示す地域計画の策定に向け、農業者との協議等を進めてまいります。

第7に、「計画を実現する行政経営」についてであります。

近年のデジタル化の進展は、時間や場所の制約にとらわれず、サービスを提供することを可能にし、社会に大きな変革をもたらしております。今後も最適な市民サービスを提供していくためには、新たな技術や手法を取り入れ、これまでの在り方を見直していく必要があります。

行政サービスのデジタル化につきましては、令和7年度の基幹システムの標準化に向け、準備作業に着手してまいります。また、公共施設予約システムの対象に、公民館、学校体育施設及び子育て支援センター遊戯室を追加してまいります。さらに、水道料金の支払いや使用状況の照会等ができるスマートフォンアプリの提供を開始してまいります。

事務の生産性の向上につきましては、職員や教員が利用する総合ネットワークを再構築するとともに、オンライン会議に対応した情報系パソコンを導入してまいります。また、業務処理時間の短縮に向け、AI自動文字起こしツールを導入してまいります。さらに、公立認定こども園に保育業務支援システムを導入するとともに、民間

保育所等における導入及び更新費用を補助してまいります。

人材育成につきましては、能力評価項目の見直しを行い、何事にも問題意識を持ち、自ら考え行動する職員の育成に取り組んでまいります。また、JR京都線の主要駅に職員採用広告を掲示するとともに、転職情報サイトを活用し、優秀な人材の確保につなげてまいります。

ファシリティマネジメントにつきましては、施設の修繕優先度判定に基づき、コミュニティプラザの外壁修繕並びに温水プール、斎場及び葬儀会館の屋上防水修繕を実施してまいります。

シティプロモーションの推進につきましては、市公式インスタグラムを活用したフォトコンテスト及びパネル展を開催するとともに、イベントへのブース出展時に使用するPRグッズを作成してまいります。また、淀川わいわいガヤガヤ祭に加え、鳥飼地域の魅力を市内外に発信するため、本年度も大阪銘木イベントの運営費用を補助してまいります。

結びになりますが、一言申し上げたいと思います。

長引く新型コロナウイルス感染症の蔓延下におきまして、私が最も懸念していたことは、つながりへの影響であります。実に3年以上に及ぶコロナ禍において、縮小や中止を余儀なくされた地域活動等を元に戻すことは、決して容易なことではございません。

しかしながら、昨年、3年ぶりに開催した摂津まつりは、4万人を超える来場者を迎え、大盛況でありました。この成功は、多くの市民、団体、事業者が、熱い思いでつながり、御尽力いただいたからにはほかなりません。

つながりの力は、今日の社会における様々な課題を乗り越える原動力であり、まちの発展の礎となります。久々にまつりの活気と市民の笑顔に触れ、一層粘り強くつながりづくりに取り組んでいこうと決意した次第でございます。

そのためには、人々をつなぐきっかけとなる人間基礎教育の思いやり、奉仕、感謝、あいさつ、節約・環境の五つの心を広く根づかせていくことが重要でございます。つながりづくりはまちづくり、この考えの下、つながりのまち摂津の実現に向け、全力を尽くしてまいります。

以上、市政運営に当たっての基本的な考え方、並びに本議会に御提案いたしております施策の概要につきまして御説明申し上げます。

今年度も、職員一同、「やる気」・「元気」・「本気」、そして「勇氣」を持って鋭意取り組んでまいりますので、一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。私の市政運営方針といたします。ありがとうございました。

○福住礼子議長 説明が終わりました。

日程3、議案第13号及び議案第14号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 議案第13号、教育委員会委員の任命について同意を求める件につきまして、御説明を申し上げます。

本件につきましては、藤村裕爾氏が令和5年3月31日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

委員に任期につきましては、令和5年4

月1日から令和9年3月31日までを予定いたしております。

なお、同氏の履歴書を議案参考資料の1ページに添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、議案第13号の提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第14号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件につきまして、御説明を申し上げます。

本件につきましては、玉井敬浩氏が令和5年4月21日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の御同意を求めるものでございます。

委員の任期につきましては、令和5年4月22日から令和8年4月21日までを予定いたしております。

なお、同氏の履歴書を議案参考資料の3ページに添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上、議案第14号の提案理由の説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本2件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第13号及び議案第14号を採決します。

本2件について、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、本2件は同意されました。

日程4、議案第1号など28件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 議案第1号、令和5年度撰津市一般会計予算につきまして、提案内容を御説明いたします。

初めに、令和5年度予算の概要でございますが、当初予算の総額は455億1,500万円で、対前年度当初予算比では2.6%、11億7,400万円の増額となっております。

それでは、予算概要の196ページを御覧ください。

歳出の性質別内訳の主な増減といたしまして、人件費は68億9,808万1,000円で、前年度に比べ0.5%の増額でございます。

物件費は77億2,848万3,000円で、前年度に比べ4.8%の増額でございます。

維持補修費は8億5,122万円で、前年度に比べ30.7%の増額でございます。

扶助費は120億6,381万7,000円で、前年度に比べ2.5%の増額でございます。

補助費等は35億34万1,000円で、前年度に比べ20.6%の増額でございます。

います。

建設事業費は72億6,167万4,000円で、前年度に比べ11.3%の減額でございます。

公債費は25億26万1,000円で、前年度に比べ21.3%の増額でございます。

繰出金は44億6,051万9,000円で、前年度に比べ4.2%の増額でございます。

次に、予算書の3ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を455億1,500万円と定めており、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページからの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1市税は183億7,900万円で、前年度に比べ5.3%、9億2,660万円の増額でございます。

項1市民税は67億6,400万円で、前年度に比べ13.2%、7億8,960万円の増額でございます。

項2固定資産税は90億4,900万円で、前年度に比べ0.8%、7,560万円の増額でございます。

項3軽自動車税は1億5,100万円で、前年度に比べ5.4%、770万円の増額でございます。

項4市たばこ税は7億3,700万円で、前年度に比べ3.8%、2,700万円の増額でございます。

項5都市計画税は16億7,800万円で、前年度に比べ1.6%、2,670万円の増額でございます。

款2地方譲与税は1億5,210万円で、前年度に比べ0.7%、100万円の

減額でございます。

項1地方揮発油譲与税は3,700万円で、前年度に比べ5.7%、200万円の増額でございます。

項2自動車重量譲与税は1億600万円で、前年度に比べ2.8%、300万円の減額でございます。

項3森林環境譲与税は910万円で、前年度と同額でございます。

款3利子割交付金は1,100万円で、前年度に比べ8.3%、100万円の減額でございます。

款4配当割交付金は1億700万円で、前年度に比べ44.6%、3,300万円の増額でございます。

款5株式等譲渡所得割交付金は1億1,700万円で、前年度に比べ11.4%、1,200万円の増額でございます。

款6法人事業税交付金は3億4,000万円で、前年度に比べ6.9%、2,200万円の増額でございます。

款7地方消費税交付金は22億円で、前年度に比べ10.1%、2億200万円の増額でございます。

款8ゴルフ場利用税交付金は200万円で、前年度に比べ33.3%、50万円の増額でございます。

款9環境性能割交付金は2,800万円で、前年度に比べ6.7%、200万円の減額でございます。

款10地方特例交付金は1億1,700万円で、前年度に比べ11.4%、1,500万円の減額でございます。

款11地方交付税は13億円で、前年度に比べ100.0%、6億5,000万円の増額でございます。

款12交通安全対策特別交付金は1,300万円で、前年度に比べ7.1%、10

0万円の減額でございます。

款13分担金及び負担金は4億6,120万1,000円で、前年度に比べ10.7%、5,543万円の減額でございます。

次に、5ページを御覧ください。

款14使用料及び手数料は3億8,659万8,000円で、前年度に比べ16.2%、7,453万4,000円の減額でございます。

項1使用料は3億3,639万1,000円で、前年度に比べ1.2%、422万8,000円の減額でございます。

項2手数料は5,020万7,000円で、前年度に比べ58.3%、7,030万6,000円の減額でございます。

款15国庫支出金は83億3,918万6,000円で、前年度に比べ5.3%、4億6,326万4,000円の減額でございます。

項1国庫負担金は66億7,754万9,000円で、前年度に比べ1.4%、9,143万8,000円の増額でございます。

項2国庫補助金は16億3,063万5,000円で、前年度に比べ24.2%、5億2,105万5,000円の減額でございます。

項3委託金は3,100万2,000円で、前年度に比べ52.0%、3,364万7,000円の減額でございます。

款16府支出金は58億2,359万円で、前年度に比べ10.6%、5億5,766万8,000円の増額でございます。

項1府負担金は23億8,765万4,000円で、前年度に比べ5.5%、1億2,384万8,000円の増額でございます。

項2府補助金は5億2,403万5,000円で、前年度に比べ12.0%、5,604万7,000円の増額でございます。

項3委託金は29億1,190万1,000円で、前年度に比べ14.9%、3億7,777万3,000円の増額でございます。

款17財産収入は7,235万1,000円で、前年度に比べ4.4%、336万8,000円の減額でございます。

項1財産運用収入は2,746万1,000円で、前年度に比べ10.9%、336万8,000円の減額でございます。

項2財産売却収入は4,489万円で、前年度と同額でございます。

款18寄附金は1,200万2,000円で、前年度と比べ20.0%、200万円の増額でございます。

款19繰入金は30億293万7,000円で、前年度に比べ26.9%、11億433万3,000円の減額でございます。

項1特別会計繰入金は1,284万3,000円で、前年度と同額でございます。

項2基金繰入金は29億9,009万4,000円で、前年度に比べ27.0%、11億433万3,000円の減額でございます。

款20諸収入は8億1,463万5,000円で、前年度に比べ3.1%、2,426万1,000円の増額でございます。

項1延滞金、加算金及び過料は2,000万円で、前年度に比べ16.7%、400万円の減額でございます。

項2市預金利子は1,000円で、前年度に比べ66.7%、2,000円の減額でございます。

項3貸付金元利収入は2億204万3,000円で、前年度に比べ0.3%、54万1,000円の減額でございます。

項4雑入は5億9,259万1,000円で、前年度に比べ5.1%、2,880万4,000円の増額でございます。

款21市債は38億3,640万円で、前年度に比べ13.8%、4億6,490万円の増額でございます。

次に、歳出についてでございますが、6ページを御覧ください。

款1議会費は2億7,937万6,000円で、前年度に比べ0.3%、92万5,000円の減額でございます。

款2総務費は72億9,626万8,000円で、前年度に比べ18.3%、11億2,675万7,000円の増額でございます。

項1総務管理費は61億2,153万円で、前年度に比べ21.2%、10億7,055万1,000円の増額でございます。

項2徴税費は4億9,334万円で、前年度に比べ9.2%、5,010万2,000円の減額でございます。

項3戸籍住民基本台帳費は1億7,369万円で、前年度に比べ10.4%、1,629万4,000円の増額でございます。

項4選挙費は4,811万1,000円で、前年度に比べ40.4%、3,262万9,000円の減額でございます。

項5統計調査費は2,527万9,000円で、前年度に比べ45.2%、786万6,000円の増額でございます。

項6監査委員費は2,922万3,000円で、前年度に比べ13.9%、470万7,000円の減額でございます。

項7保健体育費は4億509万5,000円で、前年度に比べ41.8%、1億1,948万4,000円の増額でございます。

款3民生費は185億5,904万1,000円で、前年度に比べ4.7%、8億3,115万2,000円の増額でございます。

項1社会福祉費は71億5,907万5,000円で、前年度に比べ5.1%、3億4,481万4,000円の増額でございます。

項2児童福祉費は83億1,833万7,000円で、前年度に比べ6.5%、5億1,018万5,000円の増額でございます。

項3生活保護費は30億8,162万9,000円で、前年度に比べ0.8%、2,384万7,000円の減額でございます。

款4衛生費は37億4,303万2,000円で、前年度に比べ23.9%、11億7,637万円の減額でございます。

項1保健衛生費は16億9,710万9,000円で、前年度に比べ13.7%、2億6,934万円の減額でございます。

項2清掃費は20億4,592万3,000円で、前年度に比べ30.7%、9億703万円の減額でございます。

款5農林水産業費は1億2,018万5,000円で、前年度に比べ4.2%、529万4,000円の減額でございます。

款6商工費は6億928万5,000円で、前年度に比べ15.0%、7,941万9,000円の増額でございます。

款7土木費は68億6,850万7,0

00円で、前年度に比べ10.4%、8億137万8,000円の減額でございます。

項1土木管理費は4億2,275万6,000円で、前年度に比べ0.2%、85万9,000円の増額でございます。

項2道路橋りょう費は9億1,814万9,000円で、前年度に比べ37.3%、2億4,940万9,000円の増額でございます。

項3水路費は1億6,072万6,000円で、前年度に比べ49.7%、1億5,871万9,000円の減額でございます。

項4都市計画費は53億3,634万2,000円で、前年度に比べ14.3%、8億9,019万4,000円の減額でございます。

項5住宅費は3,053万4,000円で、前年度に比べ8.2%、273万3,000円の減額でございます。

款8消防費は12億4,189万3,000円で、前年度に比べ10.8%、1億2,058万6,000円の増額でございます。

款9教育費は42億4,715万2,000円で、前年度に比べ15.2%、5億6,018万9,000円の増額でございます。

項1教育総務費は8億2,542万9,000円で、前年度に比べ7.6%、5,820万2,000円の増額でございます。

次に、7ページを御覧ください。

項2小学校費は15億91万2,000円で、前年度に比べ19.0%、2億3,927万6,000円の増額でございます。

項3中学校費は4億6,957万8,000円で、前年度に比べ4.0%、1,951万4,000円の減額でございます。

項4幼稚園費は2億1,400万円で、前年度に比べ5.6%、1,270万円の減額でございます。

項5社会教育費は10億8,882万6,000円で、前年度に比べ40.8%、3億1,577万3,000円の増額でございます。

項6図書館費は1億4,840万7,000円で、前年度に比べ12.3%、2,084万8,000円の減額でございます。

款10公債費は25億26万1,000円で、前年度に比べ21.3%、4億3,986万4,000円の増額でございます。

款11予備費は5,000万円で、前年度と同額でございます。

次に、第2条債務負担行為は、8ページ、第2表債務負担行為に記載のとおり、郵送機器借上事業など19件でございます。

次に、第3条地方債は、9ページ、第3表地方債に記載のとおり、システム再構築事業など31件でございます。

次に、第4条一時借入金は、本年度の借入れの最高額を50億円といたしております。

最後に、第5条は、同一款内での各項間の歳出予算の流用について記載いたしております。

以上、議案第1号、令和5年度摂津市一般会計予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5号、令和5年度摂津市財産区財産特別会計予算につきまし

て、提案内容を御説明いたします。

予算書の1ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を14億5,437万1,000円と定めており、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページからの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款1財産収入、項1財産運用収入は6,421万2,000円で、前年度と同額となっております。これは、味舌上財産区と鶴野財産区において民間事業者に土地を貸し付けており、その地代収入でございます。

款2繰越金、項1繰越金13億9,014万5,000円は、前年度に比べ3,127万5,000円、2.3%の増額となっております。

次に、款3諸収入、項1預金利子等1万4,000円は、前年度に比べ3,000円、17.6%の減額となっております。

次に、4ページの歳出についてでございますが、款1繰出金、項1繰出金1,284万3,000円は、前年度と同額となっております。これは、財産収入の20%相当額を一般会計に繰り出すものでございます。

款2諸支出金、項1地方振興事業費14億4,152万8,000円は、前年度に比べ3,127万2,000円、2.2%の増額となっております。これは、12ページ以降に記載のとおり、各財産区の事業に対する補助交付金でございます。

以上、議案第5号、令和5年度摂津市財産区財産特別会計予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、令和4年度摂津市一般会計補正予算(第9号)につきまして、提案内容を御説明いたします。

今回補正をお願いいたします予算の内容といたしまして、国の補正予算に伴う民間保育所等の送迎用バスへの安全対策事業補助金や新型コロナウイルスワクチン接種事業などの過年度分国庫返還金などの予算を計上するものでございます。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,257万6,000円を追加し、その総額を479億4,788万6,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款1市税は、収入見込みにより6億円増額いたしております。

款11地方交付税は、国の補正予算に伴い令和4年度の普通交付税が追加交付されるもので、1億4,845万6,000円増額いたしております。

款13分担金及び負担金200万円の減額は、老人保護施設入所負担金の減少によるものでございます。

款14使用料及び手数料481万円の減額は、コミュニティプラザ使用料などの減少によるものでございます。

款15国庫支出金は3億6,568万2,000円減額いたしております。

項1国庫負担金925万3,000円の増額は、通所支援等負担金の増加などによるものでございます。

項2国庫補助金3億6,703万5,000円の減額は、千里丘駅西地区再開発等に係る社会資本整備総合交付金や子ども・子育て支援整備交付金などの減少によるものでございます。

項3委託金790万円の減額は、参議院議員通常選挙費委託金などの減少によるものでございます。

款16府支出金は1億169万9,000円減額いたしております。

項1府負担金1,005万円の増額は、通所支援等負担金の増加などによるものでございます。

項2府補助金1,555万4,000円の減額は、子ども・子育て支援整備交付金などの減少によるものでございます。

項3委託金9,619万5,000円の減額は、連続立体交差事業調査委託金などの減少でございます。

款17財産収入30万円の減額は、財政調整基金利子などの減少によるものでございます。

款18寄附金674万円の増額は、一般寄附金及び指定寄附金の増加によるものでございます。

款19繰入金1,156万2,000円の減額は、公共施設整備基金繰入金などの減少によるものでございます。

款20諸収入306万7,000円の減額は、府営住宅使用料などの減少によるものでございます。

款21市債2億5,350万円の減額は、廃棄物広域処理推進事業債などの減少によるものでございます。

続きまして、4ページからの歳出についてでございますが、款1議会費413万6,000円の減額は、不用額でございます。

款2総務費は10億3,384万8,000円増額いたしております。

項1総務管理費10億6,465万4,000円の増額は、財政調整基金積立金の増加などによるものでございます。

項2徴税費1,445万4,000円、項4選挙費561万9,000円、項5統計調査費138万6,000円、項6監査委員費17万8,000円、項7保健体育費916万9,000円の減額は、いずれも不用額でございます。

款3民生費は1億675万4,000円減額いたしております。

項1社会福祉費1億1,753万1,000円の減額は、国民健康保険特別会計繰出金及び過年度分国庫返還金のほかは不用額でございます。

項2児童福祉費1,174万7,000円の増額は、通所給付費、安全対策事業補助金及び過年度分国庫府費返還金のほかは不用額でございます。

項3生活保護費97万円の減額は、不用額でございます。

款4衛生費は3,231万3,000円減額いたしております。

項1保健衛生費2億9,193万2,000円の増額は、過年度分国庫返還金のほかは不用額でございます。

項2清掃費3億2,424万5,000円の減額は、不用額でございます。

款5農林水産業費219万4,000円、款6商工費5,804万6,000円の減額は、いずれも不用額でございます。

款7土木費は4億6,992万2,000円減額いたしております。

項1土木管理費834万8,000円、項2道路橋りょう費7,346万1,000円、項3水路費589万3,000円、項4都市計画費3億8,134万2,000円、項5住宅費87万8,000円の減額は、いずれも不用額でございます。

款8消防費272万3,000円の減額は、不用額でございます。

款9教育費は3億1,949万3,000円減額いたしております。

項1教育総務費3,727万2,000円、項2小学校費3,818万8,000円、項3中学校費1,062万8,000円、項4幼稚園費2,000万円、項5社会教育費2億1,340万5,000円の減額は、いずれも不用額でございます。

款10公債費2,569万1,000円の減額は、不用額でございます。

次に、第2条繰越明許費につきましては、7ページ、第2表繰越明許費に記載のとおり、民間保育所等入所承諾事業、千里丘駅西地区再開発事業及び阪急京都線連続立体交差事業を翌年度にわたり実施するため、繰越明許するものでございます。

次に、第3条地方債の補正につきましては、8ページから9ページ、第3表地方債の補正に記載のとおりでございます。

変更につきましては、廃棄物広域処理推進事業、公民館情報通信ネットワーク環境整備事業及び学童保育施設増設事業に係る起債の限度額を変更するものでございます。

以上、議案第9号、令和4年度摂津市一般会計補正予算（第9号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第15号、摂津市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

地方公共団体における個人情報保護制度につきましては、これまで、それぞれの団体において個人情報保護条例を制定し、その運用を図ってまいりましたが、令和3年5月に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改

正され、令和5年4月から地方公共団体に一律に個人情報保護法が適用されることとなりました。これにより、個人情報保護法において条例で定めることとされている事項や、条例で定めることを許容されている事項など、同法の施行に関し必要な事項を定めるため本条例を制定するものでございます。

それでは、各条文につきまして御説明いたします。

第1条は、この条例の趣旨に関する規定で、この条例は、個人情報保護法の施行に関し必要な事項を定めることとしております。

第2条は、定義に関する規定で、市の機関等について定義しているほか、この条例において使用する用語は、個人情報保護法において使用する用語の例によることとしております。

第3条は、条例個人情報ファイル簿に関する規定で、市の機関等は、個人情報保護法の規定により作成し、公表しなければならないとされている、特定の個人の数が1,000人以上の個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿のほか、特定の個人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについても、これを条例個人情報ファイルと称し、一定の事項を記載した条例個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないこと等を規定しております。

第4条は、開示請求の手續に関する規定で、開示請求書には、個人情報保護法に規定する事項のほか、市の機関等が定める事項を記載することができることを規定しております。

第5条は、開示決定等の期限の特例に関する規定で、個人情報保護法において30日以内とされている開示請求に対する決定

等の期限について、その期限を15日以内に短縮して適用し、60日以内とされている開示請求に対する決定等の期限の特例についても30日以内に短縮して適用することを規定しております。

第6条は、開示請求に係る手数料等に関する規定で、個人情報保護法の規定により条例で定めることとされている開示請求に係る手数料の額をゼロ円と規定しているほか、写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないことを規定しております。

第7条及び第8条は、訂正請求の手續及び利用停止請求の手續に関する規定で、訂正請求書及び利用停止請求書には、個人情報保護法に規定する事項のほか、市の機関等が定める事項を記載することができることを規定しております。

第9条は、審議会への諮問に関する規定で、市の機関等は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、摂津市個人情報保護審議会に諮問することができることを規定しております。

第10条は、委任に関する規定で、この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関等が定めることとしております。

次に、附則でございますが、附則第1条は、この条例の施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

附則第2条は、摂津市個人情報保護条例の廃止で、個人情報保護法が地方公共団体に適用されることに伴い、摂津市個人情報保護条例は廃止することとしております。

附則第3条は、摂津市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置で、同条例の廃止に

伴い必要な経過措置を規定しております。

附則第4条は、摂津市附属機関に関する条例の一部改正で、摂津市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、摂津市附属機関に関する条例において所要の規定の整備を行っております。

附則第5条は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、摂津市個人情報保護条例の廃止に伴い、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例において所要の規定の整備を行っております。

以上、議案第15号、摂津市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第16号、摂津市情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

摂津市情報公開条例に基づく行政文書の公開決定等、または摂津市個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示決定等に係る審査請求につきましては、これまで、それぞれの条例の規定により設置された情報公開審査会または個人情報保護審査会に諮問することとしておりましたが、令和5年4月から適用されることとなる個人情報の保護に関する法律では、保有個人情報の開示決定等に係る審査請求については、行政不服審査法第81条第1項の機関に諮問することとされました。このことから、個人情報保護審査会を行政不服審査法第81条第1項の機関として位置づけるとともに、同様の機能を有する情報公開審査会と統合して設置し、審査会の一体的かつ効率的な運営を図るため、本条例を制定するものでございます。

それでは、各条文につきまして御説明い

たします。

第1条は、この条例の趣旨に関する規定で、この条例は、摂津市情報公開・個人情報保護審査会の組織及び運営並びに調査審議の手續等に関し必要な事項を定めることとしております。

第2条は、定義に関する規定で、諮問庁、行政文書及び保有個人情報について、それぞれ定義しております。

第3条は、所掌事務に関する規定で、審査会は、摂津市情報公開条例及び個人情報保護法の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議することを規定しております。

第4条は、組織に関する規定で、審査会は、委員5人以内をもって組織することを規定しております。

第5条は、委員に関する規定で、委員は、情報の公開または個人情報の保護に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱すること等を規定しております。

第6条は、会長に関する規定で、審査会に会長を置き、委員の互選により定めること等を規定しております。

第7条は、審査会の調査権限に関する規定で、審査会は、諮問庁に対し、行政文書または保有個人情報の提示を求めることができること等を規定しております。

第8条は、意見の陳述に関する規定で、審査会は、申立てがあったときは、原則として審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないことを規定しております。

第9条は、主張書面等の提出に関する規定で、審査関係人は、審査会に対し、主張書面または資料を提出することができることを規定しております。

第10条は、委員による調査手續に関する

規定で、審査会は、その指名する委員に、提示された行政文書もしくは保有個人情報を開覧させ、必要な調査をさせ、または審査関係人の意見の陳述を聴かせることができることを規定しております。

第11条は、提出資料の開覧等に関する規定で、審査関係人は、審査会に提出された主張書面もしくは資料の開覧または当該主張書面もしくは当該資料の写し等の交付を求めることができること等を規定しております。

第12条は、調査審議手續の非公開に関する規定で、審査会の行う調査審議の手續は公開しないことを規定しております。

第13条は、答申書の送付等に関する規定で、審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人等に送付するとともに、答申の内容を公表することを規定しております。

第14条は、委任に関する規定で、この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

第15条は、罰則に関する規定で、職務上知ることができた秘密を漏らした委員に対する罰則を定めております。

次に、附則でございしますが、附則第1条は、この条例の施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

附則第2条は、摂津市情報公開条例の一部改正で、摂津市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定に伴い、摂津市情報公開条例において所要の規定の整備を行っております。

附則第3条は、摂津市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置で、同条例の一部改正に伴い必要な経過措置を規定しております。

す。

附則第4条及び附則第5条は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び摂津市手数料条例の一部改正で、摂津市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定に伴い、それぞれの条例において所要の規定の整備を行っております。

以上、議案第16号、摂津市情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第17号、摂津市情報公開条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

情報公開条例による行政文書の公開につきましては、個人情報保護法による保有個人情報の開示と制度内容が類似することから、同法の規定との整合性の確保を図るため、本条例を制定するものでございます。

それでは、改正条文につきまして御説明いたします。

議案参考資料（条例関係）の14ページから21ページの新旧対照表も併せて御参照賜りますようお願い申し上げます。

第2条第1号の改正は、個人情報保護法に規定する地方公共団体等行政文書の定義に合わせ、官報や白書、新聞など、不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを行政文書の定義から除くこととするものでございます。

第6条第1項の改正は、公開しないことができる情報について、個人情報保護法に規定する不開示情報との整合を図るため、同法の規定ぶりに合わせ条文の整備を行うものでございます。

第8条の改正は、第6条第1項の改正に伴い、同項の引用箇所の整備を行うものでございます。

第10条に第2項を加える改正は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、その補正を求められることができることを明記するものでございます。

第11条及び第12条の改正は、公開請求書の補正を求めた場合には、その補正に要した日数は公開請求の処理期間に算入しないこととするほか、字句等の整備を行うものでございます。

第14条第2項第1号の改正は、第6条第1項の改正に伴い、同項の引用箇所の整備を行うものでございます。

第16条の改正は、議案第15号の摂津市個人情報の保護に関する法律施行条例第6条の規定ぶりに合わせ、条文の整備を行うほか、公開請求権者以外の者から申出があった場合における行政文書の公開についても、第16条の規定の適用があることを明確化するものでございます。

次に、附則でございますが、附則第1項は、この条例の施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

附則第2項は、経過措置で、この条例の施行日前にされた公開請求に係る行政文書の公開については、なお従前の例によることとしております。

以上、議案第17号、摂津市情報公開条例の一部を改正する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 上下水道部長。

（末永上下水道部長 登壇）

○末永上下水道部長 議案第2号、令和5年度摂津市水道事業会計予算につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

予算書3ページを御覧いただきたいと存じます。

第1条は、本予算の総則を定めるものでございます。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、給水戸数は4万2,400戸、給水人口は8万6,400人、年間総給水量は1,013万8,000立方メートル、1日平均給水量は2万7,699立方メートルといたしております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款水道事業収益は21億4,526万3,000円で、前年度に比べ1.6%、3,293万円の増額でございます。

第1項営業収益は19億7,616万4,000円で、前年度に比べ0.5%、1,079万3,000円の増額で、主な内容といたしましては、受託工事収益の増加によるものでございます。

第2項営業外収益は1億6,909万9,000円で、前年度に比べ15.1%、2,213万7,000円の増額で、主な内容といたしましては、他会計負担金の増加によるものでございます。

次に、支出につきましては、第1款水道事業費用は21億1,202万9,000円で、前年度に比べ5.2%、1億498万9,000円の増額でございます。

第1項営業費用は20億5,421万9,000円で、前年度に比べ5.4%、1億486万1,000円の増額で、主な内容といたしましては、原水・浄水及び送水費の増加によるものでございます。

第2項営業外費用は4,781万円で、前年度に比べ0.3%、12万8,000円の増額でございます。

第3項予備費は1,000万円で、前年度と同額でございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額

を定めるもので、収入の第1款資本的収入は6億3,160万円で、前年度に比べ0.9%、591万円の増額でございます。

第1項企業債は6億3,060万円で、前年度に比べ5.2%、3,120万円の増額で、主な内容といたしましては、配水管整備事業に係る企業債発行額の増加によるものでございます。

第2項工事負担金は30万円で、前年度に比べ皆増でございます。

第3項交付金は70万円で、前年度に比べ83.7%、360万円の減額でございます。

次に、支出につきましては、第1款資本的支出は13億9,492万4,000円で、前年度に比べ4.9%、7,211万6,000円の減額でございます。

第1項建設改良費は9億9,567万1,000円で、前年度と比べ7.7%、8,314万4,000円の減額で、主な内容といたしましては、固定資産取得費の減少によるものでございます。

第2項企業債償還金は3億9,386万2,000円で、前年度に比べ3.3%、1,274万1,000円の増額で、主な内容といたしましては、企業債元金償還金の増加によるものでございます。

第3項交付金返還金は39万1,000円で、前年度に比べ81.4%、171万3,000円の減額でございます。

第4項予備費は500万円で、前年度と同額でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7億6,332万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金6億7,740万9,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,591万

5, 000円で補填するものでございます。

4ページをお開きください。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、マッピングシステム運営事業の固定資産取得費は、令和5年度から令和6年度までの期間、4, 220万円を限度額として、マッピングシステム運営事業のマッピングシステム保守点検業務委託料は、令和5年度から令和10年度までの期間、1, 040万円を限度額として、水質管理事業の水質モニター保守点検業務委託料は、令和5年度から令和15年度までの期間、461万2, 000円を限度額として、施設改修事業の太中浄水場発電機用直流電源装置及びNo. 3無停電電源装置更新工事は、令和5年度から令和6年度までの期間、1億3, 503万6, 000円を限度額として、それぞれ定めるものでございます。

第6条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、施設改修事業は限度額を1億6, 850万円、配水管整備事業は限度額を4億6, 210万円といたしております。

5ページを御覧ください。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、職員給与費3億2, 845万6, 000円といたしております。

第9条は、たな卸資産の購入限度額を80万円と定めるものでございます。

なお、予算実施計画を6ページから7ペ

ージに、令和4年度末の予定貸借対照表、予定損益計算書及び予定キャッシュ・フロー計算書を8ページから11ページに、令和5年度末の予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に関する注記を12ページから16ページに、給与費明細書を18ページから31ページに、債務負担行為に関する調書を32ページに、予算総括表を35ページに、予算実施計画説明書を36ページから51ページに、参考資料として、企業債元利償還予定表を55ページから57ページに掲載しておりますので、御参照賜りますようお願いいたします。

以上、議案第2号、令和5年度摂津市水道事業会計予算の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号、令和5年度摂津市下水道事業会計予算につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

予算書61ページをお開きください。

第1条は、本予算の総則を定めるものでございます。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、排水人口は8万5, 800人、排水区域面積は1, 126ヘクタールといたしております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款下水道事業収益は37億7, 250万5, 000円で、前年度と比べ4. 1%、1億4, 789万9, 000円の増額でございます。

第1項営業収益は27億9, 103万2, 000円で、前年度と比べ5. 6%、1億4, 802万9, 000円の増額で、主な内容といたしましては、他会計負担金の増加によるものでございます。

第2項営業外収益は9億8, 147万

3,000円で、前年度と比べ0.1%、13万円の減額でございます。

次に、支出につきましては、第1款下水道事業費用は37億1,802万1,000円で、前年度に比べ6.8%、2億3,727万7,000円の増額でございます。

第1項営業費用は33億8,064万2,000円で、前年度と比べ9.1%、2億8,136万7,000円の増額で、主な内容としたしましては、流域下水道管理費の増加によるものでございます。

第2項営業外費用は3億2,737万9,000円で、前年度と比べ11.9%、4,409万円の減額で、主な内容としたしましては、支払利息及び企業債取扱諸費の減少によるものでございます。

第3項予備費は1,000万円で、前年度と同額でございます。

第4条は、資金的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款資金的収入は17億8,213万2,000円で、前年度に比べ18.4%、4億92万2,000円の減額でございます。

第1項企業債は3億4,324万円で、前年度に比べ57.5%、4億6,366万円の減額で、主な内容としたしましては、資本費平準化債の発行額の皆減によるものでございます。

第2項他会計負担金は5億6,858万円で、前年度に比べ5.0%、2,967万7,000円の減額で、主な内容としたしましては、企業債償還金に係る一般会計繰入金の減少によるものでございます。

第3項他会計補助金は6億4,602万5,000円で、前年度に比べ0.8%、538万1,000円の増額でございます。

第4項負担金等は4,860万8,000円で、前年度に比べ377.8%、3,843万4,000円の増額で、主な内容としたしましては、工事負担金の増加によるものでございます。

第5項国庫補助金は1億7,560万円で、前年度に比べ38.3%、4,860万円の増額で、主な内容としたしましては、公共下水道工事における補助対象事業の増加によるものでございます。

第6項長期貸付金償還金は7万9,000円で、前年度と同額でございます。

次に、支出につきましては、第1款資本的支出は30億1,776万4,000円で、前年度に比べ12.7%、4億3,945万円の減額でございます。

第1項建設改良費は6億8,445万9,000円で、前年度に比べ16.6%、1億3,621万3,000円の減額で、主な内容としたしましては、流域下水道整備費の減少によるものでございます。

第2項企業債償還金は23億3,080万5,000円で、前年度に比べ11.5%、3億323万7,000円の減額で、主な内容としたしましては、企業債の元金償還金の減少によるものでございます。

第3項長期貸付金は250万円で、前年度と同額でございます。

資金的収入額が資金的支出額に対し不足する額12億3,563万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金3億3,953万9,000円及び当年度分損益勘定留保資金8億9,609万3,000円で補填するものでございます。

62ページをお開きください。

第5条は、債務負担行為をすることがで

きる事項、期間及び限度額を定めるもので、公共下水道整備事業の東別府一丁目2番地内雨水管布設工事は、令和6年度までの期間、3億3,978万3,000円を限度額として定めるものとさせていただきます。

第6条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、公共下水道事業は限度額を1億9,034万円、流域下水道事業は限度額を1億5,290万円といたしております。

第7条は、一時借入金の限度額を定めるもので、限度額を10億円と定めるものとさせていただきます。

63ページを御覧ください。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものとさせていただきます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、職員給与費1億2,766万3,000円といたしております。

第10条は、他会計からの補助金を定めるもので、下水道事業に助成するための一般会計からの補助金は6億4,602万5,000円でございます。

第11条は、たな卸資産の購入限度額を1,775万6,000円と定めるものとさせていただきます。

なお、予算実施計画を64ページから65ページに、令和4年度末の予定貸借対照表、予定損益計算書及び予定キャッシュ・フロー計算書を66ページから69ページに、令和5年度末の予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に関する注記を70ページから73ページに、給与費明細書を74ページから83ページに、債務負担行為に関する調書を84

ページに、予算総括表を87ページに、予算実施計画説明書を88ページから99ページに、参考資料として、企業債元利償還予定表を103ページから109ページに掲載いたしておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第3号、令和5年度摂津市下水道事業会計予算の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、令和4年度摂津市水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容は、年度末の決算見込みによる収入及び支出の補正でございます。

補正予算書1ページをお開きください。

まず、第1条は、総則を定めたものとさせていただきます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額の補正を定めるもので、収入の第1款水道事業収益は、既決額21億1,542万8,000円から1,366万1,000円を減額し、補正後の額を21億176万7,000円とするものとさせていただきます。

第1項営業収益は、既決額19億6,537万1,000円から660万円を減額し、補正後の額を19億5,877万1,000円とするもので、これは受託工事収益の減少によるものとさせていただきます。

第2項営業外収益は、既決額1億5,005万7,000円から706万1,000円を減額し、補正後の額を1億4,299万6,000円とするもので、これは消費税還付金の減少によるものとさせていただきます。

次に、支出につきましては、第1款水道事業費用は、既決額20億2,801万

2,000円から1,144万5,000円を減額し、補正後の額を20億1,656万7,000円とするものでございます。

第1項営業費用は、既決額19億4,995万2,000円から1,144万5,000円を減額し、補正後の額を19億3,850万7,000円とするもので、これは主に受託工事費の減少によるものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額の補正を定めるもので、収入につきましては、第1款資本的収入は、既決額6億2,569万円から3,432万6,000円を減額し、補正後の額を5億9,136万4,000円とするものでございます。

第1項企業債は、既決額5億9,940万円から3,280万円を減額し、補正後の額を5億6,660万円とするもので、これは施設改修費の減額に伴う企業債の減少によるものでございます。

第2項他会計負担金は、既決額2,199万円から152万6,000円を減額し、補正後の額を2,046万4,000円とするもので、これは固定資産取得費の減額に伴う他会計負担金の減少によるものでございます。

次に、支出につきましては、第1款資本的支出は、既決額14億6,205万2,000円から6,841万3,000円を減額し、補正後の額を13億9,363万9,000円とするものでございます。

第1項建設改良費は、既決額10億7,602万2,000円から6,841万3,000円を減額し、補正後の額を10億760万9,000円とするもので、これは主に施設改修費の減少によるものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、既決額8億3,636万2,000円を8億227万5,000円に改めるとともに、補填財源のうち、過年度分損益勘定留保資金7億4,493万5,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,136万7,000円を、過年度分損益勘定留保資金5億8,693万8,000円、減債積立金1億円、建設改良積立金3,000万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,533万7,000円に改めるものでございます。

2ページをお開きください。

第4条は、企業債の限度額を改めるもので、施設改修費の減少に伴い、施設改修事業に係る起債の限度額1億8,710万円を1億5,430万円に改めるものでございます。

なお、補正予算実施計画は3ページに、予定貸借対照表は4ページから5ページに、予定キャッシュ・フロー計算書は6ページに、補正予算実施計画説明書は7ページから8ページにそれぞれ掲載いたしておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第10号、令和4年度摂津市水道事業会計補正予算（第4号）の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第11号、令和4年度摂津市下水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、提案内容を御説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容は、年度末の決算見込みによる収入及び支出の補正でございます。

補正予算書1ページをお開きください。

まず、第1条は、総則を定めたものでござ

ざいます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額の補正を定めるもので、収入の第1款下水道事業収益は、既決額36億2,460万6,000円から2,600万円を減額し、補正後の額を35億9,860万6,000円とするものでございます。

第1項営業収益は、既決額26億4,300万3,000円から2,600万円を減額し、補正後の額を26億1,700万3,000円とするもので、これは受託事業収益の減少によるものでございます。

次に、支出につきましては、第1款下水道事業費用は、既決額34億8,936万5,000円から6,708万円を減額し、補正後の額を34億2,228万5,000円とするものでございます。

第1項営業費用は、既決額30億9,518万5,000円から6,708万円を減額し、補正後の額を30億2,810万5,000円とするもので、これは主に流域下水道管理費の減少によるものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額の補正を定めるもので、収入につきましては、第1款資本的収入は、既決額21億8,305万4,000円から9,780万円を減額し、補正後の額を20億8,525万4,000円とするものでございます。

第1項企業債は、既決額8億690万円から9,780万円を減額し、補正後の額を7億910万円とするもので、これは主に流域下水道整備費の減額に伴う企業債の減少によるものでございます。

次に、支出につきましては、第1款資本的支出は、既決額34億6,516万9,000円から1億993万1,000円を

減額し、補正後の額を33億5,523万8,000円とするものでございます。

第1項建設改良費は、既決額8億2,862万7,000円から1億993万1,000円を減額し、補正後の額を7億1,869万6,000円とするもので、これは主に流域下水道整備費の減少によるものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、既決額12億8,211万5,000円を12億6,998万4,000円に改めるとともに、補填財源のうち、当年度分損益勘定留保資金11億331万9,000円を当年度分損益勘定留保資金8億7,118万8,000円及び減債積立金2億2,000万円に改めるものでございます。

2ページをお開きください。

第4条は、企業債の限度額を改めるもので、公共下水道整備費の減額に伴い、公共下水道事業に係る起債の限度額2億8,200万円を2億5,340万円に、流域下水道整備費の減額に伴い、流域下水道事業に係る起債の限度額2億6,690万円を1億9,770万円に改めるものでございます。

なお、補正予算実施計画は3ページに、予定貸借対照表は4ページから5ページに、予定キャッシュ・フロー計算書は6ページに、補正予算実施計画説明書は7ページにそれぞれ掲載いたしておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第11号、令和4年度摂津市下水道事業会計補正予算（第4号）の提案内容の説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 暫時休憩します。

(午後0時 休憩)

(午後0時59分 再開)

○福住礼子議長 再開します。

休憩前に引き続き、提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 議案第4号、令和5年度摂津市国民健康保険特別会計予算につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

それでは、予算書の1ページを御覧いただきますようお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億4,857万6,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページからの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1国民健康保険料18億4,346万1,000円は、前年度に比べ1.3%、2,484万円の減額でございます。

款2使用料及び手数料、項1手数料30万円は、前年度に比べ25.0%、10万円の減額でございます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金30万円は、前年度に比べ皆増でございます。

款4府支出金、項1府補助金65億2,524万8,000円は、前年度に比べ1.8%、1億1,932万円の減額でございます。

款5繰入金8億5,566万5,000円は、前年度に比べ4.1%、3,367万円の増額でございます。

項1一般会計繰入金8億4,566万5,000円は、前年度に比べ4.1%、3,367万円の増額でございます。

項2基金繰入金1,000万円は、前年度と同額でございます。

款6諸収入2,359万4,000円は、前年度に比べ0.8%、19万3,0

00円の増額でございます。

項1雑入は2,057万円で、前年度に比べ0.3%、5万9,000円の減額でございます。

項2延滞金、加算金及び過料302万4,000円は、前年度に比べ9.1%、25万2,000円の増額でございます。

款7財産収入、項1財産運用収入8,000円は、前年度に比べ14.3%、1,000円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、4ページ、款1総務費1億8,030万円は、前年度に比べ10.8%、1,759万5,000円の増額でございます。

項1総務管理費1億6,638万4,000円は、前年度に比べ10.9%、1,629万5,000円の増額でございます。

項2徴収費1,341万2,000円は、前年度に比べ10.7%、130万円の増額でございます。

項3運営協議会費50万4,000円は、前年度と同額でございます。

款2保険給付費64億1,198万8,000円は、前年度に比べ1.8%、1億1,460万8,000円の減額でございます。

項1療養諸費55億9,198万5,000円は、前年度に比べ2.0%、1億1,235万4,000円の減額でございます。

項2高額療養費7億7,081万7,000円は、前年度に比べ1.0%、772万2,000円の減額でございます。

項3移送費7万円は、前年度と同額でございます。

項4出産育児諸費3,001万3,000円は、前年度に比べ21.1%、522

万円の増額でございます。

項5 葬祭諸費650万円は、前年度に比べ4.8%、30万円の増額でございます。

項6 精神・結核医療給付費1,260万3,000円は、前年度に比べ0.4%、5万2,000円の減額でございます。

款3 国民健康保険事業費納付金25億8,113万5,000円は、前年度に比べ0.3%、906万3,000円の減額でございます。

項1 医療給付費分18億1,971万5,000円は、前年度に比べ1.8%、3,268万1,000円の減額でございます。

項2 後期高齢者支援金等分5億5,459万円は、前年度に比べ4.0%、2,140万円の増額でございます。

項3 介護納付金分2億683万円は、前年度に比べ1.1%、221万8,000円の増額でございます。

款4 共同事業拠出金2,000円は、前年度と同額でございます。

款5 保健事業費6,614万3,000円は、前年度に比べ5.7%、402万1,000円の減額でございます。

項1 特定健康診査等事業費4,308万8,000円は、前年度に比べ8.3%、391万1,000円の減額でございます。

項2 保健事業費2,305万5,000円は、前年度に比べ0.5%、11万円の減額でございます。

款6 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金900万円は、前年度と同額でございます。

款7 基金積立金8,000円は、前年度に比べ14.3%、1,000円の増額で

ございます。

次に、第2条は、歳出予算の流用について定めております。

また、給与費明細書を32ページ以降に記載しておりますので、併せて御参照賜りますようお願いいたします。

以上、議案第4号、令和5年度摂津市国民健康保険特別会計予算の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第8号、令和5年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

それでは、予算書の1ページを御覧いただきますようお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,264万4,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページからの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1 後期高齢者医療保険料11億2,059万4,000円は、前年度に比べ4.8%、5,174万8,000円の増額でございます。

款2 使用料及び手数料、項1 手数料3万6,000円は、前年度と同額でございます。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金2億7,195万4,000円は、前年度に比べ3.4%、903万1,000円の増額でございます。

款4 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料6万円は、前年度に比べ20.0%、1万円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、4ページ、款1 総務費794万9,000円は、前年度に比べ27.9%、308万円の減額でございます。

項1 総務管理費659万8,000円

は、前年度に比べ32.4%、316万7,000円の減額でございます。

項2徴収費135万1,000円は、前年度に比べ6.9%、8万7,000円の増額でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金13億8,222万5,000円は、前年度に比べ4.8%、6,389万3,000円の増額でございます。

款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金172万円は、前年度に比べ1.4%、2万4,000円の減額でございます。

款4予備費75万円は、前年度と同額でございます。

以上、議案第8号、令和5年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第12号、令和4年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容は、歳入におきましては、コロナ減免に係る保険料及び府支出金の補正などがございます。

歳出におきましては、保険給付費のほか、過年度分国庫府費等返還金の補正などがございます。

それでは、補正予算書の1ページを御覧いただきますようお願いいたします。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,874万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を93億7,654万8,000円とするものがございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出

予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1国民健康保険料、項1国民健康保険料4,958万3,000円の減額は、コロナ減免の適用による減額でございます。

款3府支出金、項1府補助金3,078万3,000円の増額は、保険給付費の増加見込みに伴う増額でございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金296万8,000円の増額は、出産育児一時金の増加見込みに伴う増額でございます。

項2基金繰入金1,555万3,000円の増額は、今回の補正に伴う財源調整でございます。

款7繰越金、項1繰越金1,902万7,000円は、過年度分国庫府費等返還金の補正財源とさせていただくものでございます。

次に、歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費11万2,000円の減額は、決算見込みによる不用額でございます。

款2保険給付費、項1療養諸費308万円の増額は、現物給付の増加見込みによるものでございます。

項4出産育児諸費462万2,000円の増額は、出産育児一時金の増加見込みによるものでございます。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分、項2後期高齢者支援金等分、項3介護納付金分は、いずれも財源内訳の変更でございます。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金1,115万8,000円の増額は、過年度分国庫府費等返還金でございます。

以上、議案第12号、令和4年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第26号、摂津市立ふれあいの里条例及び摂津市立みきの路条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

本件は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、ふれあいの里及びみきの路の使用料の額を、障害福祉サービスの提供に係る費用につき、主務大臣が定める基準により算定した費用の額とするものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）61ページ及び62ページの新旧対照表も併せて御参照願います。

まず、第1条は、摂津市立ふれあいの里条例につきまして、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に条文の整備を行うものでございます。

次に、第2条は、摂津市立みきの路条例につきまして、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に条文の整備を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第26号、摂津市立ふれあいの里条例及び摂津市立みきの路条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第28号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

本件は、出産育児一時金の額及び国民健康保険の保険料率等を改定するとともに、国民健康保険法施行令の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）66ページからの新旧対照表も併せて御参照願

います。

それでは、改正条文につきまして御説明申し上げます。

まず、第7条は、出産育児一時金の額を改めるものでございます。

第15条は、一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率について、所得割の率、被保険者均等割及び世帯別平等割の額をそれぞれ改めるものでございます。

第15条の5は、基礎賦課限度額を改めるものでございます。

第15条の5の5は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率について、所得割の率、被保険者均等割及び世帯別平等割の額をそれぞれ改めるものでございます。

第15条の5の10は、後期高齢者支援金等賦課限度額を改めるものでございます。

第15条の9は、介護納付金賦課額の保険料率について、所得割の率及び被保険者均等割の額をそれぞれ改めるものでございます。

第20条は、保険料減額に係る所得基準額を改めるものでございます。

第20条の5は、特例対象被保険者等に係る届出の際、雇用保険受給資格者証の提示を求めておりましたが、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の提示に改めるものでございます。

第20条は、文言の整理でございます。

なお、附則といたしまして、本条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置として、この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によることとしております。

適用区分につきましては、改正後の摂津市国民健康保険条例の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料は、なお従前の例によることとしております。

以上、議案第28号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容の説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 議案第6号、令和5年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

令和5年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算書の1ページを御覧いただきますようお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を1,177万5,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページ及び4ページの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1共済掛金、項1共済掛金は336万円で、前年度と同額でございます。

款2繰入金、項1共済繰入金は782万円で、前年度に比べ7.1%、60万円の減額でございます。

項2一般会計繰入金は59万1,000円で、前年度と同額でございます。これはパート共済事務経費と退職金に加算する利息を確保するために一般会計から繰り入れるものでございます。

款3諸収入、項1預金利子は4,000円で、前年度と同額となっており、積立金の定期預金利子として計上しております。

次に、歳出でございますが、款1共済総

務費、項1共済総務管理費は5万6,000円で、前年度に比べ1.8%、1,000円の増額でございます。これは口座振替データを伝送委託する委託料の増によるものでございます。

款2共済金、項1共済金は1,171万4,000円で、前年度に比べ4.9%、60万1,000円の減額となっております。

款3予備費、項1予備費は5,000円で、前年度と同額を計上しております。

以上、議案第6号、令和5年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算の提案説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

(荒井保健福祉部理事 登壇)

○荒井保健福祉部理事 議案第7号、令和5年度摂津市介護保険特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算書の1ページを御覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を75億8,941万2,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページからの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1保険料、項1介護保険料は15億6,704万7,000円で、前年度に比べ4.8%、7,894万3,000円の減額でございます。

款2使用料及び手数料、項1手数料は19万円で、前年度に比べ41.8%、5万6,000円の増額でございます。

款3国庫支出金は16億1,847万6,000円で、前年度に比べ6.4%、9,676万4,000円の増額でございます。

項1国庫負担金は12億7,144万

2, 000円で、前年度に比べ3.2%、3,953万6,000円の増額でございます。

項2国庫補助金は3億4,703万4,000円で、前年度に比べ19.7%、5,722万8,000円の増額でございます。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金は19億4,429万3,000円で、前年度に比べ3.2%、6,065万3,000円の増額でございます。

款5府支出金は10億4,899万9,000円で、前年度に比べ3.0%、3,081万5,000円の増額でございます。

項1府負担金は9億7,103万9,000円で、前年度に比べ3.0%、2,815万9,000円の増額でございます。

項2府補助金は7,796万円で、前年度に比べ3.5%、265万6,000円の増額でございます。

款6繰入金は14億904万9,000円で、前年度に比べ11.6%、1億4,612万6,000円の増額でございます。

項1一般会計繰入金は12億3,966万9,000円で、前年度に比べ4.9%、5,751万9,000円の増額でございます。

項2基金繰入金は1億6,938万円で、前年度に比べ109.7%、8,860万7,000円の増額でございます。

款7諸収入は134万7,000円で、前年度に比べ27.4%、29万円の増額でございます。

項1延滞金、加算金及び過料は6万円で、前年度と同額でございます。

項2雑入は128万7,000円で、前

年度に比べ29.1%、29万円の増額でございます。

款8財産収入、項1財産運用収入は1万1,000円で、前年度に比べ88.5%、8万5,000円の減額でございます。

次に、歳出でございますが、4ページを御覧ください。

款1総務費は2億1,129万2,000円で、前年度に比べ16.8%、3,039万3,000円の増額でございます。

項1総務管理費は1億3,620万2,000円で、前年度に比べ29.3%、3,088万9,000円の増額でございます。

項2徴収費は495万円で、前年度に比べ0.5%、2万4,000円の増額でございます。

項3介護認定審査会費は7,014万円で、前年度に比べ0.7%、52万円の減額でございます。

款2保険給付費は68億9,994万2,000円で、前年度に比べ3.1%、2億829万6,000円の増額でございます。

項1介護サービス等諸費は62億3,086万7,000円で、前年度に比べ2.6%、1億5,808万1,000円の増額でございます。

項2介護予防サービス等諸費は2億4,948万1,000円で、前年度に比べ8.4%、1,941万7,000円の増額でございます。

項3その他諸費は629万8,000円で、前年度に比べ7.9%、46万1,000円の増額でございます。

項4高額介護サービス等費は2億776万8,000円で、前年度に比べ7.

9%、1,521万2,000円の増額でございます。

項5 高額医療合算介護サービス等費は2,945万円で、前年度に比べ7.9%、215万6,000円の増額でございます。

項6 特定入所者介護サービス等費は1億7,607万8,000円で、前年度に比べ8.0%、1,296万9,000円の増額でございます。

款3 地域支援事業費は4億4,876万2,000円で、前年度に比べ4.5%、1,952万5,000円の増額でございます。

項1 介護予防・生活支援サービス事業費は2億7,738万3,000円で、前年度に比べ4.9%、1,289万4,000円の増額でございます。

項2 一般介護予防事業費は2,376万2,000円で、前年度に比べ17.0%、345万1,000円の増額でございます。

項3 包括的支援事業・任意事業費は1億4,761万7,000円で、前年度に比べ2.2%、318万円の増額でございます。

款4 基金積立金、項1 基金積立金は2,441万6,000円で、前年度に比べ9.4%、253万8,000円の減額でございます。

款5 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金は500万円で、前年度と同額でございます。

次に、1ページに戻りますが、第2条は、歳出予算の流用について記載いたしております。

以上、議案第7号、令和5年度摂津市介護保険特別会計予算の内容説明とさせていただきます。

いただきます。

続きまして、議案第30号、摂津市敬老金条例を廃止する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

敬老金制度は、長寿の節目を迎えた高齢者の長寿を祝福するとともに、高齢者の福祉を増進することを目的として、昭和39年に設けられたものでございます。その後、高齢化の進展に伴い、平成6年度、平成10年度及び平成15年度に支給対象者と支給額等を見直し、平成16年度から現行の内容となっております。

高齢化の進展により、長寿の捉え方が変化し、人生100年時代と言われる今日では、社会で活躍する高齢者が増えてきた一方、見守り等の支援が必要な高齢者も増えてまいりました。全ての高齢者が住み慣れた地域で元気に安心して暮らせるよう、高齢者を支える仕組みをより強化する取組が求められております。

このような社会状況の変化を踏まえ、高齢者福祉事業全般を総合的に見直す中で、長寿のお祝いにつきましては、対象者及び贈呈手法の見直しによる再構築を行い、安全・安心や生きがいにつながる活動に係る事業の拡充を図ってまいりたいと考えております。

そのため、現在、節目の77歳、88歳、99歳及び100歳以上の方に支給している敬老金の全てを廃止し、新たな敬老事業の制度を構築することとし、本条例の廃止を提案させていただくものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、摂津市敬老金条例を廃止する条例制定の件につきましての提案説明とさせていただきます。

いただきます。

○福住礼子議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 議案第18号、摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

このたびの一部改正は、会計年度任用職員に適用する給料表の給料月額を、人事院勧告に伴う給料表の水準引上げを行った一般職に準じ、改正を行うものでございます。

それでは、条文に沿って御説明申し上げます。

なお、議案参考資料22ページから31ページも併せて御参照賜りますようお願い申し上げます。

第5条第2項、第10条、第16条及び第18条は、文言の整備を行うものでございます。

別表第5条関係は、会計年度任用職員に適用する給料表となっており、摂津市一般職の職員の給与に関する条例に定める給料表の改正に準じて給料月額の改正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行する旨を規定しております。

以上、議案第18号の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第19号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料(条例関係)32ページから33ページも併せて御参照賜りますようお願い申し上げます。

本条例は、地方自治法第203条の2第5項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関して規定しているものです。

このたびの一部改正は、特別職非常勤職員の報酬の額について、他の地方公共団体と比較して均衡を欠いている職について見直すとともに、新たに職を追加するため所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文に沿って御説明申し上げます。

まず、題名を「摂津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に改めております。

別表は、職の区分に応じた報酬の額を定めており、教育委員会委員及び識見を有する者のうちから選任された監査委員の報酬の額を月額13万3,000円から月額14万4,000円に改めるものでございます。

また、認知症初期集中支援チームサポート医につきましては、これまで有償ボランティアとして活動していただいておりますが、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職非常勤職員とし、報酬の額を予算の範囲内で市長が定める額として規定するものでございます。

なお、附則といたしまして、附則第1項は、この条例は令和5年4月1日から施行する旨を、附則第2項は、摂津市消防団条例の一部改正で、第15条中「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の題名を「摂津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に改める旨を規定しております。

以上、議案第19号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第20号、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

本条例は、一般職の職員の給与に関する条例第26条に基づき、危険や困難を伴う等の特殊な勤務に従事する職員に支給される手当について、その種類、支給対象職員、支給額等について規定しているものでございます。

このたびの一部改正は、令和5年4月1日からごみ処分事務を茨木市に委託することによる環境センターの廃止に伴い、衛生・一般廃棄物作業従事手当のうち、一般廃棄物の焼却または焼却残渣処理業務に従事したものに支給される手当を廃止するほか、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文に沿って御説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）の34ページから36ページも併せて御参照賜りますようお願い申し上げます。

まず、題名を「摂津市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例」に改めております。

第3条は、手当の支給範囲及び額を、第5条は委任を定めており、それぞれ必要な事項は規則で定める旨を規定し、別表では、一般廃棄物の焼却または残渣処理業務に対する支給に係る部分を削るとともに、支給対象職員のうち、「主管課職員のうち、従事したもの」を「従事した職員」に改める旨を規定するものでございます。

なお、附則といたしまして、附則第1項は、本条例は令和5年4月1日から施行する旨を、附則第2項は、この条例の施行の日前に本市の一般廃棄物処理施設に搬入された一般廃棄物の焼却または焼却残渣処理

作業に従事する職員に対しては、条例の施行日以後においても手当の支給の対象とする旨を、附則第3項は、摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正で、第15条中「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例」の題名を「摂津市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例」に改める旨を規定しております。

以上、議案第20号の内容説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

（大橋次世代育成部長 登壇）

○大橋次世代育成部長 議案第21号、摂津市子ども・子育て会議条例及び摂津市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）37ページ及び38ページの新旧対照表も併せて御覧いただきますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、こどもまんなか社会を目指し、その司令塔として設置されるこども家庭庁設置法の施行に伴い、子ども・子育て支援法の一部改正があり、それぞれの条例に規定している当該法律の引用条文に条ずれ等が生じるため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、本条例の条文に沿って御説明申し上げます。

第1条では、子ども・子育て支援法第72条から第76条までが削除され、第77条を第72条に改めることに伴い、当該改正箇所を引用している摂津市子ども・子育て会議条例第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改めるものでございます。

第2条では、子ども・子育て支援法第19条第2項が削除されることに伴い、摂津

市立認定こども園条例第3条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行する旨を規定しております。

以上、議案第21号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第22号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）39ページから52ページの新旧対照表も併せて御覧いただきますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、こどもまんなか社会を目指し、その司令塔として設置されるこども家庭庁設置法の施行に伴い、子ども・子育て支援法及び学校教育法の一部が改正されること、また、児童虐待の防止を図る観点から、民法等の一部を改正する法律が施行され、親権者の懲戒権等に係る規定が削除されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、本条例の条文に沿って御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法では、第19条第2項が削除され、第19条に項番号がなくなることから、条例中、この第19条を引用している第4条第2項、第6条第2項、第3項、第7条第2項、第8条、第13条第4項第3号、第20条第4号、第35条第1項、第2項、第3項、第36条第1項、第2項、第3項、第37条第2項、第39条第2項、第51条第1項、第2項、第3項、及び第52条第1項、第2項、第3項において、それぞれ表記を改めるもの

でございます。

また、学校教育法では、第25条に第2項及び第3項が追加され、第25条に項番号がつくことから、条例中、この第25条を引用している第15条の表記を改めるものでございます。

民法等の一部を改正する法律の施行に伴うものとしては、条例第26条、懲戒に係る権限の濫用の禁止を削除するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行し、第26条の改正規定は公布の日から施行する旨を規定しております。

以上、議案第22号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第23号、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）53ページから55ページの新旧対照表も併せて御覧いただきますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、大きく四つの観点がございまして、一つ目が児童の安全確保の観点、次に、いわゆるインクルーシブ保育、そして虐待の防止等を図るための懲戒権の削除、四つ目が感染症等の予防と蔓延防止の観点となります。それぞれ関係する法律等が改正されたことから所要の改正を行うものでございます。

それでは、本条例の条文に沿って御説明申し上げます。

まず、児童の安全確保の観点ですが、保育所等における重大事故が繰り返し発生する中、児童福祉法の一部改正等を受け、厚生労働省令、家庭的保育事業等の設備及び

運営に関する基準が改正され、安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の所在の確認の規定が新設されたことから同様の改正を行うもので、第8条の次に第8条の2を追加し、第1項として、安全計画の策定と必要な措置について、第2項として、職員への安全計画の周知と安全に関する研修や訓練の定期的な実施について、第3項として、保護者への安全計画の内容等の周知について、第4項として、安全計画の定期的な見直しと必要に応じた変更について、いずれも義務化の条文を追加するとともに、第8条の3を追加し、第1項として、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のため自動車を運行するときの乗車及び降車の際の点呼等の方法による所在の確認について、第2項として、当該自動車にブザーその他の装置等による車内の利用乳幼児の見落とし防止装置の設置について、いずれも義務化の条文を追加するものです。

次に、インクルーシブ保育の観点ですが、厚生労働省令、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正により、家庭的保育事業所等に他の社会福祉施設等が併設されている場合に、必要な職員や面積を確保し、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、保育所等の設備、職員について、併せて設置する他の社会福祉施設等の設備、職員に兼ねることができるとされたことから、条例第11条において同様の改正を行うものでございます。

虐待の防止等を図るための懲戒権の削除の観点は、民法等の一部を改正する法律の施行により、親権者の懲戒権に係る規定が削除されたことに伴い、条例第14条、懲戒に係る権限の濫用の禁止を削除するものです。

最後に、感染症等の予防と蔓延防止の観

点についてですが、厚生労働省における児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会報告書を踏まえ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の第14条第2項が改正され、「必要な措置を講じる」と規定されていたものが、具体的に「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的実施する」とされたことから、第15条第2項についても同様の改正を行うものです。

なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行し、第14条の改正規定は公布の日から施行する旨を規定しております。

また、経過措置として、条例第8条の3第2項に規定する利用乳幼児の送迎を目的とした自動車においてブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えること及びこれを用いることに困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができることとし、その間はブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在確認を行わなければならない旨を規定しております。

以上、議案第23号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第24号、摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）56ページから58ページの新旧対照表も併せて御覧いただきますようお願いいたします。

このたびの一部改正には、大きく三つの

観点がございます。一つ目が児童の安全確保の観点、次に業務継続計画の策定、そして感染症等の予防と蔓延防止の観点となります。それぞれ関係する法律等が改正されたことから所要の改正を行うものでございます。

それでは、本条例の条文に沿って御説明申し上げます。

まず、児童の安全確保の観点ですが、保育所等における重大事故が繰り返し発生する中、児童福祉法の一部改正等を受け、厚生労働省令、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の所在の確認の規定が新設されたことから同様の改正を行うもので、第7条の次に第7条の2を追加し、第1項として、安全計画の策定と必要な措置について、第2項として、職員への安全計画の周知と安全に関する研修や訓練の定期的な実施について、第3項として、保護者への安全計画の内容等の周知について、第4項として、安全計画の定期的な見直しと必要に応じた変更について、いずれも義務化の条文を追加するとともに、第7条の3を追加し、第1項として、利用者の事業所外での活動、取組等のため自動車を運行するときの乗車及び降車の際の点呼等の方法による所在の確認についての義務化の条文を追加するものです。

次に、業務継続計画の策定並びに感染症等の予防と蔓延防止の観点ですが、いずれも、感染症または非常災害の発生時等における業務継続の課題等から、厚生労働省における児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会報告書を踏まえ、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことから同様の改正を行うものでございます。

第13条の次に第13条の2を加え、第1項として、業務継続計画の策定と必要な措置について、第2項として、職員に対する業務継続計画の周知と必要な研修及び訓練の定期的な実施について、第3項として、業務継続計画の定期的な見直しと必要に応じた変更について、それぞれ努力義務の条文を追加するものです。

条例第14条第2項については、「感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる」と規定していたものを、具体的に「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的な実施する」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行する旨を規定しております。

また、経過措置として、条例第7条の2の規定の適用については、令和6年3月31日までの間は努力義務とする旨を規定しております。

以上、議案第24号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第25号、摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）59ページから60ページの新旧対照表も併せて御覧いただきますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法の一部改正があり、障害児支援に関する所管省庁が厚生労働省からこども家庭庁となることから所要の改正を行うものでございます。

それでは、本条例の条文に沿って内容を

御説明申し上げます。

第16条第1項に規定する「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものでございます。

また、附則第3項につきましては、使用料の額の特例を規定しており、元号を改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行する旨を規定しております。

以上、議案第25号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第27号、摂津市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）63ページから65ページの新旧対照表も併せて御覧いただきますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、大阪府の福祉医療費助成制度が生活保護停止中の方も制度の対象となるよう改正されることから、本市制度においても対象となるよう関係条例を改めるものでございます。

それでは、本条例の条文に沿って内容を御説明申し上げます。

第1条は、摂津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正するもので、第3条第2号第1号中「世帯」の次に「（その保護を停止されている世帯を除く。）」を加えるものでございます。

第2条は、摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について、第3条は、摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について、いずれも第2条第3項第1号中「被保護者」の次に「（その保護を停止されている者を除く。）」を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行する旨を規定しております。

以上、議案第27号の提案内容の説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 建設部長。

（武井建設部長 登壇）

○武井建設部長 議案第29号、摂津市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

議案参考資料（条例関係）72ページも併せて御参照願います。

本件は、令和4年4月15日の博物館法の改正に伴いまして、引用する条文にずれが生じたこと及び規則で委任される法形式を明示するため改正するものです。

改正の内容といたしましては、摂津市ラブホテル建築規制条例第5条第1号キ中「第29条」を「第31条第1項」に、また、第13条中「市長が」を「規則で」に改めるものでございます。

なお、本条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 説明が終わりました。質疑は後日受けます。

日程5、議案第31号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

（山口総務部長 登壇）

○山口総務部長 議案第31号、工事請負契約締結の件につきまして、その内容を御説明いたします。

なお、詳細につきましては、議案参考資料4ページから5ページを御参照ください。

本議案は、千里丘駅西地区第一種市街地

再開発事業に係る解体工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容は、千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業に係る解体工事でございます。

契約の方法は事後審査型制限付一般競争入札で、契約金額は2億6,015万円でございます。

契約の相手方は、協同建設株式会社でございます。住所は、摂津市千里丘東三丁目7番27号、代表者は、代表取締役、北本和志でございます。

工事の内容につきましては、再開発区域内の既存建築物と駐車場の解体工事でございます。

工事の内容につきましては、木造47棟、鉄骨造16棟、コンクリート造2棟、コンクリートブロック造1棟及び駐車場4か所でございます。

以上、議案第31号、工事請負契約締結の件の内容とさせていただきます。

○福住礼子議長 説明が終わり、質疑に入ります。藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、何点か質疑させていただきます。と思います。

まず、解体工事についてですけれども、阪急京都線連続立体交差事業の解体工事については、それぞれの持ち主が解体する方式を取られているのに対しまして、今回は入札でもって行く、方式が違うということです。まちづくりをやっていく中で、片や入札される、片や持ち主が壊すことになっていますが、その違いは何か1点です。

それからもう一つは、この入札結果ですけれども、落札者以外全てが失格になっているということで、極めて不自然な結果になっていると思うんです。なぜこのような

結果になってしまったのか、併せてお願いしたいと思います。

それから、3点目ですけれども、二つの建物が既に解体工事に入られています。その件と今回の入札の関係はどういうことになるのか、3点お願いしたいと思います。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 1問目の阪急京都線連続立体交差事業の解体工事と千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業の違いでございますが、阪急京都線連続立体交差事業の場合は、一件一件契約をして、その契約が終わったごとに解体をしていただいています。現地を見ていただいたら分かると思うんですけど、歯抜けのような形で解体工事が進んでおります。

千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業につきましては、明渡し期限が令和5年5月ということで、今回、面的にJR千里丘駅西側を一斉に解体するというので、一括で解体工事の発注をさせていただきました。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 それでは、2点目の入札結果についてお答えいたします。

今回、入札に参加された方が7者ということで、基本的に事後審査型制限付一般競争入札で、市内に本店を置かれる事業者を対象にやりました。条件としては、特定建設業の許可を持っているということでございます。それで、14者中7者が応札をされて、最低制限価格を割って6者が失格ということです。これにつきましては、本市は以前から、予定価格はもちろんのこと、最低制限価格につきましては、公共工事である以上、一定質が問われますので、入札契約適正化法及び公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる公共工事品確法

の中でも、公共工事である以上、一定の品質が問われております。ですから、我々としては、地方自治法第167条の10第2項に基づきまして最低制限価格を設けております。その価格はもう実際に公表しておりますので申し上げますと、入札の資格の最低制限価格は2億1,839万7,000円でございます。これと比較をしますと、少し下回った方、それから、一番最低でいいましたら2億1,100万円程度の方もいらっしゃると思います。やはりこれを上回っていただかないと、我々としたら、これは皆様の税金でもって工事をしており、解体であっても、処分であったり、電気工事等、いろんな工事費が発生しますので、その質をしっかりと確保するという観点で最低制限価格を設けた以上、それ以上、予定価格の範囲内で最終決定し、開札結果を見ましたところ、1者、本契約の相手方の協同建設株式会社のみが間に合った入札であったということでございます。

以上です。

○福住礼子議長 暫時休憩します。

(午後2時2分 休憩)

(午後2時3分 再開)

○福住礼子議長 再開します。

建設部長。

○武井建設部長 既に千里丘駅西地区第一種市街地再開発の現場で行われている解体工事ですが、現在、2件ほど個別にスタートしていると思います。それにつきましては、埋蔵文化財の試掘調査をするということで、2件については先行して工事をしております。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 まず、入札の件ですけれども、それで一応よしとしておきたいと思

います。それだけ意欲が高かったのかと理解しておきたいと思います。あまり例がないので、ちょっと不自然に感じたわけですが、分かりました。

それと、もう一つの事前に解体が行われている件ですけれども、これから埋蔵文化財の試掘が行われるということです。たしか千里丘ガード横のところの拡幅のときには埋蔵文化財の発掘が行われていましたので、この地域は恐らく文化財が出てくる可能性があるかと認識をしています。仮に試掘をされて文化財が出てきた場合は、解体工事については予定どおり進められると思います。その後、工期とか費用とかについて、全体的にどのような影響が出てくるのか、本題から外れますけれども、この際、よければ教えていただきたいと思います。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 埋蔵文化財の試掘調査によって文化財が出てきた場合、どういう影響を受けるのかという御質疑についてお答えいたします。

現在、既に解体されている内部のところでも試掘等をしたところもございしますが、そこは今の段階では出ておりません。今回のところでもし出てくれば、当然、本調査になってきますので、それについては、時間なり、それにかかる費用は出てくるかと思われれます。ただ、今回の試掘範囲は限られていますので、基本的には現計画の令和8年度には全てを完成するというスケジュールの中で埋蔵文化財の調査もやりたいと思っております。出てきたものによっては工期延期等もあるかも分かりませんが、今の段階ではその中で収まるものかと考えております。

○福住礼子議長 ほかにございせんか。野口議員。

○野口博議員 少し気になった点を1点だけお尋ねします。

5月末までということで明渡し期限が設定されていますけども、例えば、権利変換計画も終わり、地域内の保育所が新しい第2街区に進出することも報告を受けております。この権利変換計画をしなかった方、いわゆる立ち退きについてまだ同意を得ていない方がいるのかどうかを含めて、解体との関係も含めてそれはどうなるのか、お尋ねしておきます。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 権利変換計画がまとまりまして、5月の明渡しに向けて、今、鋭意交渉を続けさせていただいているところで、反対されている方は、件数は言えませんが、まだ複数名ございます。これらの方につきましては、代替地であったり価格であったり、いろいろそれぞれの御要望がございますので、交渉している都市計画課としましては、その点をしっかりお聴きしてお応えできるように、いろいろなことを御提案しながら、基本的には5月までに解決をしたいと思っております。もし解決がそこでできない場合は、それ以降、引き続き、できるだけ早期に解決できるように、交渉を進めながら工事を進めていく形になるかと思えます。

○福住礼子議長 野口議員。

○野口博議員 いろいろ努力をしていただきたいと思います。

J R千里丘駅東口の場合は、最終段階まで1件だけ、代執行のほんの直前、1日前に解決をして、代執行なしで収まったわけでありまして、西口側の方々もいろんな思いもありますので、ぜひきちっと受け止めていただいて、うまくいくように進めていただきたいと思いますと強調しておきます。

○福住礼子議長 ほかにございませんか。塚本議員。

○塚本崇議員 参考資料によりますと、本件については議会議決日の翌日からと設定されておりますので、最短でいくと明日から着手になっていく気がするんですが、本件について、なぜ突然採決に持ち込んだのか、その辺を説明いただきたいです。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 今回の解体工事につきましては、J R千里丘駅の西側を面的に一括で解体するというので、解体施工の工事自身が議会議決案件となり、今回上げさせていただいているという経過でございます。

先ほどの埋蔵文化財に関わるころの小規模の工事につきましては、既に発注させていただいて、この5月の明渡し期限後は、がっとう事に入っていくと。契約は明日からですけれど、実際は準備期間に入りますので、現地が動き出すのはまだまだ大分先かと思えます。そういう状況の中で、今回、議会案件の規模の解体工事が出たということで上げさせていただいております。

御説明が至らなかったことは申し訳ございません。私どもの説明が不足やったかと思えます。よろしく願いいたします。

○福住礼子議長 塚本議員。

○塚本崇議員 やっぱりこれだけの規模のもので、これだけ大きなお金と、そして面積と期間とを要するものですので、これについては本当にしっかりしていただかないと、本日即決にしても、もう一度しっかりとした経緯をお聞かせ願いたいということで要望としておきます。

○福住礼子議長 暫時休憩します。
(午後2時12分 休憩)

(午後2時13分 再開)

○福住礼子議長 再開します。

ほかにございませんか。三好俊範議員。

○三好俊範議員 申し訳ない、勉強不足なところもあるんですけど、様々議案が上がってきまして、工事請負契約等も議会の委員会等で諮られるという流れが一般的だと思うんです。これに関しては、先ほど部長がおっしゃられていましたけど、まだ立ち退き契約も終わっていない中で急ぐ理由がどこにあったのが疑問点として残るんです。例えば、5月をめどに目指していかれるとおっしゃられていましたが、それが延びる可能性もあるわけですよ。延びたら工期も延びるのか、工期が延びた部分は契約内容がどうなっているのかとか、その辺りも含めて、今決めないといけない理由と併せて最後に教えていただけたらと思います。

○福住礼子議長 暫時休憩します。

(午後2時16分 休憩)

(午後2時18分 再開)

○福住礼子議長 再開します。

建設部長。

○武井建設部長 今議会上げた理由ですけど、先ほども申しましたように、令和5年5月から明渡しが始まりまして、そこから一斉に工事が入ります。そのために、これだけの大きな規模の解体工事になりますと、重機であったり人足であったり、その準備が必要ですので、その手前の本会議となりますと、今議会が直近になりますので、この時期に上げなくてはならなかったというのが実景です。

それから、工期につきましては、今のところ5月からかかり出します。それで、先ほどもありましたように、もしどこかがま

だ残っているとしましても、今、もうかなりのところが契約できております。また場所を変えながらとか、一気にと言いつつながらも全体を囲って順番にやっていきますので、工期は今の工期でやれるものと考えております。

○福住礼子議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第31号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○福住礼子議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程6、議案第32号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 議案第32号、製造請負契約締結の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、詳細につきましては、議案参考資料6ページを御参照くださいますようお願い申し上げます。

本件は、総合ネットワーク再構築業務の委託契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、総合ネット

ワーク再構築業務委託でございます。

契約の方法は公募型プロポーザル方式による随意契約で、契約金額は7億1,060万円でございます。

契約の相手方は、大阪市福島区福島六丁目14番1号、株式会社大塚商会LA関西営業部、LA関西営業部長、南英和でございます。

業務の内容につきましては、ネットワーク機器及びサーバー機器の更新及び設定、LGWAN系及び校務系パソコンの更新、設定及び配付、LGWAN系グループウェアの刷新、インターネット接続及びファイル送受信システムの刷新、校務系ネットワークセキュリティシステムの構築、校務支援システムの刷新を行うものでございます。

以上、議案第32号の内容説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 説明が終わり、質疑に入ります。塚本議員。

○塚本崇議員 それでは、総合ネットワーク再構築業務委託についての質疑でございます。

昨年の補正予算第7号で構築に7億7,330万円の補正が組まれているわけですが、今回は契約金額が7億1,060万円ということで、大分下回った価格で締結されているわけです。これはしっかりと2者の中で吟味した上でのところかが1点。

それから、総務建設常任委員会で要望というか、指摘させてもらっているんですが、これは、再構築事業に対してβモデルでいくのか、それからβ'モデルでいくのかというところが国から提示されていたと思います。これに対して、答えられる範囲で、どういう形の仕様書になっているの

か。

3点目として、エンドポイント対策です。これも総務建設常任委員会で指摘させていただいていましたけども、今回、インターネット接続及びファイル送受信システムの刷新というところも含めて、一部外部システムに接続される部分が見受けられます。どうしても攻撃を受けやすくなる、セキュリティーホールになりやすい部分があるということで、その部分のエンドポイント対策に対する仕様書をしっかりと作られているのかどうかについて御回答をお願いしたいと思います。

3点お願いします。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 それでは、3点の御質疑にお答えいたします。

まず、金額ですけれども、確かに債務負担行為を組んだ段階よりも6,000万円ほど落ちていると思います。こちらにつきましては、公募型のプロポーザルをかけるときに、金額の提示もしていただくということで、提案書の提出をしていただいたのは今回の大塚商会ともう一者、その中での仕様を見た中で、いろんな機器構成、それからネットワークのセキュリティーの辺り、それから校務支援システムの更新であったりとか、先ほど申し上げたような内容を全て計算に入れた結果の金額を提案していただいておりますので、一応予算よりは低い価格でできたということでございます。

それから、βモデル、β'モデルはどうなっているんだということです。行政系の市役所のネットワークにつきましては、総務省のモデルが出されております。そちらのセキュリティーガイドラインに基づいて構築をするということで、これは、平成2

9年度からインターネット系は分離しました。平成30年度に構築したときから、いわゆるαモデルといたしますのはログインする論理的なネットワーク領域ですけれども、これがLGWANにログインをすると。βモデルといたしますのは、論理的なインターネット系のネットワークにログインすることです。厳しくやれば、これはLGWANの端末です、これはインターネット系の端末です、と機械を分けることとなります。それから、先ほどのβ'モデルになってきますと、例えば基本的な我々の財務会計とか、こんなことももっとインターネット系に移行しましょうというモデルになっています。使いやすさを追求していくと、どうしてもインターネット系になってくるんですけども、3層構造、いわゆる基幹系と、それとLGWAN系、それからインターネット系を分離する上では、やはりαモデルという一番セキュリティー上強固な形、LGWANに論理的に分けさせてもらおうと。機械がもったいないですから機械は共用しますけれども、ネットワークは論理的にLGWANとインターネットに分けさせていただいて、LGWANにログインをすると。ですから、αモデルを採用して、そこから、少し手間にはなりますけれども、インターネット系に論理的にまたログインして使っていくという形を考えております。

○福住礼子議長 暫時休憩します。
(午後2時27分 休憩)

(午後2時28分 再開)

○福住礼子議長 再開します。
総務部長。

○山口総務部長 エンドポイントの対策ということでお答え申し上げます。

まず、行政系につきましては、先ほど申し上げましたように3層構造でもって対応していますので、一応ネットワークの入り口、出口、そこにファイアーウォール、ゲートウエイ等、いろんな機能があるセキュリティー機器を入れまして対策をしております。今回、校務系につきましては、3層構造ではないんですけど、ゼロトラストといまして、非常にネットワークセキュリティーの優れた形になっております。現在、モバイル端末とかが相当普及しておりますので、ネットワークの内と外という区分けがなくなってきております。ですから、おのおの、言われましたエンドポイント、いわゆる端末単位、業務単位でどれだけセキュリティーが保てるかが重要になってきております。

加えて、学校現場におきましては、先生方とかの働き方、この辺りについてもやっぱり考慮していくことが必要になってきております。文部科学省から出されておりますガイドラインによりますと、いわゆる行政系、こちらは基幹系もございまして、3層構造で、やはり安全には安全をとということになっています。校務系につきましては、ゼロトラストというものを採用しまして、個々にアクセスがあるたびに認証すると。その代わり、例えば端末を持ち出して外からアクセスすることも可能にしようという対応で、個々のデータベースだったりとかシステムにアクセスするたびにセキュリティーでしっかりと確認して認証する形での対策を考えております。

以上です。

○福住礼子議長 ほかにございませんか。安藤議員。

○安藤薫議員 この総合ネットワーク再構築業務委託が、御説明があったように、随意

契約、公募型プロポーザル方式という形で大塚商会が選定され、優先事業者ということで提案をいただいているわけです。通常の入札であれば、入札金額の範囲の中での一番低いところで決まってくると、客観的な選定理由が明らかになるわけなんです。公募型プロポーザルとなりますと、一定の選定基準、公正性、透明性が非常に問われてくるかと思うんです。今回の7億1,000万円ほどの非常に多額な契約となりますが、公募参加表明事業者3者のうち1者が辞退されて2者の競争になったということだと思うんです。この2者の中で大塚商会が選定された一番の理由は何なのか。客観的根拠というんですか、そういった選定基準等はどのような形になっているのか、選定に至る経過、それから選定のメンバーはどういった中で決められたのか、その点、もう少し御説明いただけたらと思います。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 それでは、安藤議員の御質疑にお答えいたします。

まず、公募ですけれども、昨年末に公募をしまして、3者から申込みがあって、実際に企画提案書を出されたのは2者で、1者は企画提案書を出す前に辞退されました。

それと、この業務の仕様は大体五十数ページになるんですけれども、ホームページに、サーバーからネットワークの設定、パソコン、プリンター、全てにわたる項目を書いたものを公表させていただいて、これに合致するものということで募集をいたしました。結果はそういうことでございまして、その中で、順を追って言いますと、まず、その2者でもって、非常に専門的な内容もございまして、それにつきまして

は、本市の情報関係にたけた職員と、あと、一定シンクタンクも仕様書づくりのときからお力をいただいているところもございまして、そこを含めて専門的なところを審査いたしまして、その上で審査委員会というのをつくっております。審査委員会につきましては合計7名で構成をされておりました、メンバーを言いますと、私、つまり総務部長、それから教育総務部長、総務部のDX担当部参事、教育総務部の参事兼学校教育課長、政策推進課長、財政課長、情報政策課長の7名でございます。

全体として1,000点満点の評価をいたします。1,000点満点で、先ほどもありました金額の評価、これにつきましては300点満点の評価ということで、低いほうが300点でございます。その割合でもって300点満点から落とし込んで、今回だったら275点ということになります。あと700点の項目については、専門的な評価の項目と、我々選定委員会の中で実際にプレゼンテーションを聞いて、質疑をやって評価をする内容です。例えば、特に保守であったりとか、災害とかシステムダウンのときに一体どんな対応を取ってくれるんですかとか、こういうことがメインになったかと思えます。

そのようなことで選定した結果、これはホームページでも公表しておるんですけれども、大塚商会が831.3点、次点の方が807.1点と、僅か30点ほどではございますけれども、大塚商会が上回ったということで、現在、こちらと2月17日付での仮契約の締結を取らせていただいているところでございます。

以上です。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ありがとうございます。

こういうネットワーク系の契約は、一度契約して、それで終わってしまうものではなくて、継続的にネットワークがうまく起動するのか、または、システムの改良点どのように修正を図っていくのか、長期間にわたってお付き合いをしていくようなところと契約していくと理解しているわけですが、とりわけ公募型プロポーザルは、客観的に選定基準をしっかりと明らかにした上で、客観的で透明性のある審査委員会で審査をした上で、誰が見てもこちらを選んだことが分かるようにしていくのが非常に大事なことだと思います。部長からもホームページでは既に公表されているとおっしゃられたかと思いますが、透明性については、最低の基準についてはそういうことだと思いますので、理解いたしました。

あと、採点ですと、1,000点満点の300点、約3割が金額の割合であったと思うんです。たくさんの基準があるんですけども、特にどういったところを重視した結果、大塚商会になったのかということだけ御説明いただきたいと思います。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 すいません、答弁漏れがございました。

評価の項目ですけれども、先ほどの価格点を除きまして全18項目で評価をいたしております。その点は、会社の概要とか実績はさておきまして、残りの17の項目の中で、特に今回、大塚商会を選定させていただいた理由としまして、実際のサーバーのソフト、いわゆるサーバー機能、要求があってそれに答えるというOSも含めた部分のコンピューター、それとデータを保管するストレージ、いわゆる記録装置、その部分の提案が、いわゆるBCPの観点か

らも、今後の拡張性の面からも非常に優れたものがあつたことがまず1点です。

それから、パソコンの関係で、これも昨年の総務建設常任委員会等で大分御指摘をいただいたんですけども、パソコンのリユースをどうするんですかという御質問を多々いただいたと思います。その中で、今回、こちらからの仕様にももちろん入れ込みましたけれども、平成30年8月に更新した現ネットワークで入れた550台につきましては、5年の年数がたって保守等も切れてくるということもあるんですけど、それ以後に入れたものが二百数十台ございます。その部分については、しっかりとOSを再インストールして、それから、ネットワークの設定を新しいネットワーク、これは非常に高度なセキュリティーシステムを入れますので、それに対応した端末にしなければいけませんので、そういう設定を入れ直して、9月以降、再度総合ネットワークに使っていくことを考えております。ということで、2点目は現有パソコンに対するリユースです。しっかりと中身のOSの入替え、それからネットワークの設定、セキュリティー対策の徹底ということで、使える形でネットワーク参加ができるようにしていただけるという提案がございました点が2点目でございます。

3点目につきましては、インターネット接続の安定性です。今回、アクセスポイントを市役所の中でも50か所以上入れて、ネットワークの安定性と、それから速度の向上を図らせていただくと。これまで無線LANを使ってウェブ会議というのはなかなかしんどかったので、有線で対応しておったこともあるんですけども、9月以降につきましてはネットワークそのものの増強をしており、基幹的なネットワークバス

につきましても増強しておりますので、なおかつ、インターネット系につきましても、大塚商会からの提案でも相当速いシステムになってございますので、その点です。

それと、4点目としまして、校務システムの提案です。校務システムといいますのは、職員室とは限らないんですけども、先生の皆さんが職員室で基本的にはされるのかと思いますが、例えば成績もそうですし、学齢簿、そのようなことをやるソフトがあるんです。これは非常に高度なといいますか、非常に多岐にわたる項目で教員の皆さんを支援できるシステムを提案いただいた点、ここのところが相当大きいかと思えます。

先ほど、塚本議員の質疑でもお答えしたんですけども、セキュリティーシステムが5点目です。特に校務系の支援の中では、先生方の融通が利くような働き方をやっぱり支援しようということで、ゼロトラスト方式という形を取らせていただいております。これは個別のパソコンなりネットワークに対するセキュリティーが非常に確保されるものとなっておりますので、そのような形で提案をいただいた、この5点が主な内容でございます。

以上です。

○福住礼子議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 以上で質疑を終わります。お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第32号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○福住礼子議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程7、議案第33号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 議案第33号、市道路線認定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

本件は、道路法第8条第2項の規定に基づき、市管理道路として9路線の路線認定を行うものでございます。

各路線の名称や区間につきましては、議案書の記載のとおりでございます。

また、各路線の位置図等につきましては、議案参考資料7ページから11ページに記載しておりますので、併せて御参照願います。

それでは、路線認定の概要につきまして御説明申し上げます。

番号1、千里丘95号線から番号4、千里丘98号線及び番号6、学園町28号線から番号9、鳥飼野々68号線までの計8路線につきましては、都市計画法第40条第2項の規定により、開発行為に伴い本市に帰属するものでございます。

このうち、番号8、鳥飼野々67号線につきましては、旧路線の終点の変更が生じることに伴い認定するものでございます。

また、番号5、千里丘99号線につきましては、千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業における建築確認申請の手續におい

て、その敷地内の道路を廃止する必要がありますが、千里丘20号線の北側については現状の道路利用が継続することから、新たに千里丘99号線として認定するものでございます。

以上、議案第33号、市道路線認定の件についての提案内容の説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 説明が終わり、質疑に入ります。三好義治議員。

○三好義治議員 ただいま上程になっております市道路線認定のうち、番号5、千里丘99号線について、説明の中でも詳しくしていただいております。もともと現状では、次の議案第34号の千里丘20号線、千里丘21号線、千里丘22号線という3路線が千里丘駅西地区の再開発地域においては廃止路線になります。確認申請のため今回、この千里丘99号線を改めて道路認定しておかなければならないと御説明がありましたが、実際では、先ほどの議案第31号でお示しされていますように、解体工事期間中の敷地面積の中に道路認定をしようとする千里丘99号線が入っているんです。本来、令和6年ぐらいに道路認定をしていくのが手順的に筋ではないかと思うんですが、その辺について詳しく御説明をいただきたいと思います。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 新たな千里丘99号線の認定の時期でございますが、先ほど議員が御説明いただいたとおり、今回、千里丘駅西地区第一種市街地再開発の建築申請の際に、その区域内に道路が入ることは認められませんので、この際には一旦廃止をする必要がございます。その状態のときに、今回の残りの千里丘20号線の北側に当たる部分、確かに令和6年度ぐらいからはそ

の部分を使うときもあるんですが、それまでも、区域内で道路を切り替えながら、暫定工事をするときにその道路自体は使いますので、その部分の市道管理も必要になりますため、この際、区域内の廃止と併せて、切れることなく必要なところの千里丘99号線の認定を行うものでございます。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 この解体工事区域の中で、先ほど議案第31号でお示しいただき説明を伺っていますように、千里丘20号線はこの中に入っています。八十数メートルが次の議案第34号で廃止路線になります。その中で、この解体をしていくのに、我々は工程表を頂いていないので工事工法も聞いていませんが、改めて道路認定をする場合においても、令和6年に入っても十分その辺は間に合うのではないかと感じているんです。実際、千里丘20号線の路線廃止をやって、千里丘99号線で道路認定をしようという行為に対しては、今、幅員が3.3メートルから5.8メートル、面積が202.2平米、延長が45.8メートル、これを認定しようとしているんです。実際に確認申請を出す場合には、この道路幅員ではなく、将来の道路幅員で出すのではないんですか。だから、現況での45.8メートルを道路認定する必要があるんですかということをお伺いしているんです。

実際にここからの進入路は、今度、認定で千里丘99号線になるんですが、今の形態からいったら、そのときの幅員は3.8メートルどころではなくなると私は認識しているんです。ですから、手順としては、その道路の現況ができた段階で認定をすべきやと私は思うんですが、なぜこの時期かをもう一度改めて教えてください。

- 福住礼子議長 建設部長。
- 武井建設部長 工事の流れ、それから時間的なスケジュールは、議員のおっしゃるとおりでございます。ただ、先ほど言いましたように、建築確認が出てきますのは、令和5年度に出てきます。その際に区域内に道路があってはいけないということと、それから、確かに完全に幅員が確保できるのは令和6年度以降になるかと思いますが、工事期間中、そこの部分の道路につきましては、一応市道として区域の外側に使う形になりますので、やっぱり市道として管理する必要がございます。ということで、今回、併せて認定を打たせていただきたいということでございます。
- 福住礼子議長 三好義治議員。
- 三好義治議員 なかなか理解できないんですが、全体像の中でこの千里丘99号線がどういうふうになってくるか、それと、これからの開発に対してどう関わってくるのか、また改めて確認したいと思います。今日はこの程度にとどめておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 福住礼子議長 ほかにありますか。森西議員。
- 森西正議員 三好義治議員も質疑をされましたけれども、千里丘20号線から22号線までを廃止して、建築確認が令和5年度に出されると御説明がありました。そうすると、現況では道路形態になっているわけです。廃止をした場合に、そこを通行したときの管理責任は市にあるのか、もし何かあったときには、そこは市が責任を持っていく形になるのか。その点を御説明いただきたいと思います。廃止になるけれども、通行はこれからも通行可という形になるのか、その点も併せて御説明をいただきたいと思います。

- 福住礼子議長 建設部長。
- 武井建設部長 まず、建築確認については、令和5年度中の建築確認になると考えております。その間、範囲の中には道路があってはいけないということで廃止すると御説明をさせていただいたんですが、ただ解体工事期間中であつたり改築する間も、一時的な通行というのは、どうしてもその中で住民の方のルートを確保するために必要になってまいります。一定のそういう期間につきましては、法定外道路という形で市で管理させていただきたいと考えております。
- 福住礼子議長 森西議員。
- 森西正議員 先ほど、解体の入札のところで質疑させてもらったらよかったです。解体が始まりますと、法定外道路ということでの説明がありました。基本的にはそこは通行禁止という形で進められて、道路の認定を廃止するというところでよろしいんでしょうか。
- 福住礼子議長 建設部長。
- 武井建設部長 御質疑にお答えします。
議員が言われましたように、資料にもつけていますように解体工事を面的に発注しますけれども、実際はある程度一定大きな規模のブロックに分けて順番に解体する形になります。その際に、今、中を通行されている方とか、どうしてもいろんなところで通行道路を確保する必要がありますので、基本的には廃止をして、解体のスケジュール、計画に合わせて、この時期はこの道路を暫定的に通ってもいいというような形で開放させていただいて、法定外道路として市で管理させたらう形になろうかと思っております。
- 福住礼子議長 森西議員。
- 森西正議員 また、この点は、当然市民の

方は全然知らないことでありますから、道路が通行できないということであれば、そこは周知徹底をしていただいて、混乱を招かないようによろしくお願いいたしますと思います。

○福住礼子議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 以上で質疑を終わります。
お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第33号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○福住礼子議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程8、議案第34号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 議案第34号、市道路線廃止の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

先ほどの議案第33号と関連しますが、先ほどの認定と併せまして廃止ということで、セットで考えております。

本件は、道路法第10条第3項の規定に基づき、市道4路線の廃止を行うものでございます。

廃止する各路線の名称や区間につきましては議案書に記載のとおりでございます。

また、各路線の位置図等につきましては、議案参考資料12ページから13ページに記載しておりますので、併せて御参照願います。

それでは、路線廃止の概要につきまして御説明申し上げます。

番号1、千里丘20号線から番号3、千里丘22号線につきましては、先ほどの議案第33号でも御説明させていただきましたとおり、千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業における建築確認申請の手続において、区域内の3路線を廃止するものでございます。

また、番号4、鳥飼野々66号線につきましては、都市計画法第40条第2項による市への帰属に伴い、本路線の終点が変更となることから廃止するものでございます。

以上、議案第34号、市道路線廃止の件についての提案内容の説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第34号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方

の起立を求めます。

(起立する者あり)

○福住礼子議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

2月21日から3月5日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後2時59分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 福住礼子

摂津市議会議員 西谷知美

摂津市議会議員 塚本 崇

摂津市議会継続会会議録

令和5年3月6日

(第2日)

令和5年第1回摂津市議会定例会継続会会議録

令和5年3月6日(月曜日)
午前10時 開議場
摂津市議会

1 出席議員 (19名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	森西 正
9 番	弘 豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	西谷知美
13 番	塚本 崇	14 番	出口こうじ
15 番	三好俊範	16 番	香川良平
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
副 市 長	福渡 隆	教 育 長	箸尾谷知也
市長公室長	平井貴志	総 務 部 長	山口 猛
生活環境部長	吉田量治	保健福祉部長	松方和彦
建設部長	武井義孝	上下水道部長	末永利彦
教育委員会 教育総務部長	小林寿弘	教育委員会 次世代育成部長	大橋 徹之
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 総務部理事	池上 彰 辰巳裕志	消 防 長	松田俊也
		保健福祉部理事	荒井陽子

1 出席した議会事務局職員

事務局 長	橋本英樹	事務局 次長	大西健一
-------	------	--------	------

1 議 事 日 程

- 1, 議 案 第 1 号 令和5年度摂津市一般会計予算
議 案 第 2 号 令和5年度摂津市水道事業会計予算
議 案 第 3 号 令和5年度摂津市下水道事業会計予算
議 案 第 4 号 令和5年度摂津市国民健康保険特別会計予算
議 案 第 5 号 令和5年度摂津市財産区財産特別会計予算
議 案 第 6 号 令和5年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
議 案 第 7 号 令和5年度摂津市介護保険特別会計予算
議 案 第 8 号 令和5年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
議 案 第 9 号 令和4年度摂津市一般会計補正予算(第9号)
議 案 第 10号 令和4年度摂津市水道事業会計補正予算(第4号)
議 案 第 11号 令和4年度摂津市下水道事業会計補正予算(第4号)
議 案 第 12号 令和4年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議 案 第 15号 摂津市個人情報保護に関する法律施行条例制定の件
議 案 第 16号 摂津市情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件
議 案 第 17号 摂津市情報公開条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 18号 摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 20号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 21号 摂津市子ども・子育て会議条例及び摂津市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 22号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 23号 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 24号 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 25号 摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 26号 摂津市立ふれあいの里条例及び摂津市立みきの路条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 27号 摂津市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 28号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 29号 摂津市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 30号 摂津市敬老金条例を廃止する条例制定の件

2,

代表質問

民主市民連合 三好 義治 議員

日本共産党 野口 博 議員

公明党 水谷 毅 議員

1 本日の会議に付した事件
日程1から日程2まで

(午前10時 開議)

○福住礼子議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、出口議員及び三好俊範議員を指名します。

本日の日程に入る前に、塚本議員から2月20日の本会議における議案質疑のうち一部発言を取り消したいとの申出がありましたので、発言を許可します。塚本議員。

○塚本崇議員 去る2月20日の本会議におきまして、議案第31号、工事請負契約締結の件の質疑における「駅前等再開発特別委員会の委員長として報告を受けていない」という発言及び「一定説明があるべきと思います」という発言につきましては、私の認識不足による発言でございましたので、これらの発言を取り消させていただきたいと思います。どうぞお取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

○福住礼子議長 お諮りします。

ただいまの発言取消しの申出について許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、発言取消しの申出について許可することに決定しました。

日程1、議案第1号など28件を議題とします。

本28件について質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本28件のうち、議案第1号及び議案第9号の駅前等再開発特別委員会の所管分については、同委員会に付託することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり常任委員会及び議会運営委員会に付託します。

日程2、代表質問を行います。

順次質問を許可します。三好義治議員。

(拍手)

(三好義治議員 登壇)

○三好義治議員 おはようございます。

令和5年度市政運営の基本方針について質問をしていく前に、死者5万1,000人を超えるトルコ・シリア地震が起きて今日でちょうど1か月になります。トルコで負傷者が10万人を超え、16万棟の建物が倒壊し、数百万人が家を失いました。内戦下のシリアの被害の実態把握はさらに困難なのが実情と報道されております。被災された方々にお見舞い申し上げます。

市政運営の基本方針で、我が国を取り巻く環境について、1月の内閣府の月例経済報告で、景気は、このところ一部に弱さが見られるものの、緩やかに持ち直していると言われております。ただ、先行きについては記録的な物価高騰による市民や事業者への影響について注視していかなければならないと言われているのは同感です。長引いたデフレの影響、最近ではウクライナ問題や為替の影響、エネルギー価格高騰など、予測ができない環境下で我が国の経済と賃金は20年以上にわたり停滞しております。今年の春闘では5%を目標に交渉している多くの中小企業は、原材料高騰に対し、価格転嫁ができずに、増収してもほとんどが材料費に消えて利益確保が難しい環境下であります。働いても骨折り損のくたびれもうけ状況が現実発生しております。

また、行政側では市税収入等が増加傾向にあるとのことですが、国民の家計状況は、物価高騰に加えて少子高齢化で国民負担率が増え、春闘で名目賃金が上がっても可処分所得が上がり、実質賃金は据置き、もしくは下がるような傾向になっております。

このような状況で、住民にとって身近な地方自治体として、安定・安心した生活を営んでいただくためにも、令和5年度は重要な年と思っております。社会福祉のまちづくりの推進など多岐にわたりますが、市民や事業者への影響について注視していただくようお願い申し上げます。

次に、少子高齢化対策に目を向けますと、2022年の出生数が外国人を含む速報値で80万人割れになったと報道がなされました。国の推計より11年早い人口減少に至っております。出産期に当たる世代の減少に加え、新型コロナウイルス感染拡大で結婚や妊娠、出産をためらう人が増えたのが原因の一つとされております。

もう一つ注視していきたいのが、Z世代の約5割が将来子供を欲しいと思っていない、そんな調査結果が民間調査会社により発表されました。子供が欲しいと思わない理由については、子供が欲しくない人のうち4割強が「お金の問題以外」と回答されたそうです。お金の問題以外の具体的な内容は、「育てる自信がないから」、「子どもが好きでなく苦手だから」で約50%、「自由がなくなる」が36%といった回答が上位を占めているそうです。

一方、「将来結婚して、子どもが欲しい」と回答した人について、子育て支援に関しては、「該当する年代の子どもがいる家庭に支援が必要か」では、妊娠・出産期、乳幼児期で約9割であったほか、高校

生、大学生など学業を続ける場合において、7割が「支援が必要」と答えております。このことから、若い世代の経済不安等を和らげ、結婚、出産に前向きになれる社会に変える必要があります。

摂津市では、南千里丘周辺や健都イノベーションパークの開発及びJR千里丘駅西口の再開発などで、安威川以北地域では人口増がこれからも望めますが、安威川以南の鳥飼小学校、鳥飼東小学校では令和9年に1学級10名を切る深刻な課題も抱えております。鳥飼グランドデザインを地域の方々とともに推進し、少子高齢化対策、鳥飼地域の活性化につなげていかなければなりません。

このように多くの課題がありますが、市長が言われる次代を担う子供たちに住み続けたいと思えるまちを引き継いでいく、この姿勢を高く評価します。そのためにも、第三者委員会からの提言を忘れることなく、風通しのよい職場環境づくりを行い、上司、部下及び職員間の信頼関係が不可欠です。仕事に対して萎縮せず、緊張感を持って、市民サービス向上に向け、組織力を生かし、難局を乗り越えることを期待し、しっかりとした行政運営をお願い申し上げます。

それでは、民主市民連合を代表して、令和5年度市政運営の基本方針について、順位に従って質問していきます。

市民が元気に活動するまちづくり、地域コミュニティの活性化について。

地域の団体を取り巻く環境は、共働き世代の増加や少子高齢化の進展により、各種団体への加入者は減少傾向にあります。また、多くの団体で役員の高齢化による担い手不足が問題になっております。各種団体への加入世帯数や加入数減少の原因をどう

捉え、この状況を踏まえ、つながりのまちにふさわしい条例とはどのような構想なのか、お伺いいたしたいと思います。

(仮称) 味生コミュニティセンター建設についてです。

味生公民館建て替え構想は、高齢化に伴うバリアフリー化の検討、一時避難場所としての高層化及び老朽化による大規模修繕など、地域の各種団体から要望が出され、基本構想が策定されました。令和5年度は基本設計に移りますが、その経過及び完成年度についてお伺いいたします。

みんなが安全で快適に暮らせるまちづくり、高台まちづくりについて。

淀川河川防災ステーション及びとりかいこども園で高台構想がなされます。淀川河川防災ステーションの上部施設に必要な災害時及び平常時の機能等について検討を進めるとありますが、災害時の一時避難場所としての検討について伺いたいと思います。

また、災害時は広域避難、垂直避難を推奨しておりますが、今後、より安全な施策として、民間事業所及び民間住宅開発に盛土を推奨し、さらに電力設備関係の高所設置等、こういった高層化指導を民間にできないのか、お伺いいたしたいと思います。

次に、消防・救急救助施策についてですが、高齢化の進展等により、救急需要は今後ますます増大する可能性が高いことが予想されます。今回の機構改革の目的及びメリットについてお伺いをいたします。

公共交通の確保・維持及び市内道路交通網について。

摂津市地域公共交通計画の策定に向け、市民や交通事業者と協議を進めることについて、これまで公共交通の利便性向上に関する質問及び提案をしてきましたが、これ

までの意見は反映される進め方になっているのか、お伺いします。

また、市内道路交通網について、渋滞解消としてどのような施策を考えているのか、お聞かせください。

上下水道施策についてですが、民間ノウハウの活用や財政負担軽減に向け、水道料金の徴収及び宿日直業務の包括民間委託を開始していかれますが、その内容についてお伺いいたしたいと思います。

さらに、行政経営戦略の水道事業の経営状況では、水道事業の経常収支比率が令和3年度112.9%で、令和7年度は100%になる指標でしたが、現状の見込みはどうなっているのかもお聞かせください。

また、地震・水害時等で埋設管の耐震性が危惧されますが、下水道の災害対策についてもお聞かせください。

みどりうるおう環境を大切にするまちづくりで、地球温暖化対策の推進について。

環境保全については、太陽光発電システムや燃料電池システム等の導入に関わる家庭向け補助制度を創設することになっております。SDGs、昨今の物価高騰の観点からも太陽光発電が注目されてきて、この取組は評価したいと思います。

また、本年は温水プールに太陽光発電システムを導入するなど、地球温暖化対策を推進するための公共施設における太陽光発電設備の設置について、市長の思いをお聞かせください。

リユース・リサイクルの推進についてですが、茨木市とのごみ処理広域化がスタートいたします。今後、ごみ処理の焼却は茨木市で行うことになり、普通ごみも今より緩和されます。リユース・リサイクルの取組は後退しないのか気になるところでございますが、お考えをお聞かせください。

暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりとして、子育て世帯を支える環境整備で、子育て支援ニーズの多様化について、両親が通常生活を送れない場合、子育て世帯が安心して子育てするため、子育てを支える環境整備の認識について、どのように考えているのか、お聞かせください。

地域福祉施策について。

摂津市における重層的支援体制の整備に向け、職員と社会福祉協議会をはじめとする支援機関を対象に研修を実施するとありますが、研修のみで整備に当たるのか気になるところでございます。お考えをお聞かせください。

高齢者福祉施策について。

委託型つどい場事業について、オンラインつどい場の取組も重要であります。つどい場を利用していない高齢者にどのように参加してもらうかが課題と考えております。介護予防や災害時のネットワークという観点からも、地域活動の参加・交流が重要となりますが、市長としてどのような構想で行うのか、お聞かせください。

国民健康保険についてです。

令和6年度に保険料率の大阪府内統一が予定されております。その意味において、令和5年度はまさに市の裁量で保険料を決定する最後のタイミングと言えます。昨今の物価高騰が叫ばれている社会情勢の中、今回の令和5年度保険料改定に至った市長の思いを率直に聞かせていただきたいと思っております。

誰もが学び、成長できるまちづくりとして、社会を生き抜く力について。

児童・生徒がインターネットを介したトラブルに巻き込まれないよう、全小・中学校で取り組む情報モラル教育の内容についてお伺いしたいと思います。

次に、生徒指導の充実について。

不登校児童・生徒の現状や支援体制について、どのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置について。

冒頭申し上げましたように、鳥飼小学校、鳥飼東小学校は令和9年に1クラス10名を切る状況になることから、小中学校通学区域等審議会の答申が出されましたが、今後の対応についてお伺いをしたいと思います。

スポーツ振興について。

今年度も引き続き一流のアスリートによるスポーツ教室を開催するとあります。スポーツは健康づくりに誰もが気軽に取り組める各種種目であるという観点から、公共施設や河川敷といった地域資源を生かしたスポーツ振興についての考えをお聞かせください。

活力ある産業のまちづくりについてです。

産業振興について。

これも冒頭申し上げましたように、多くの中小企業は、原材料高騰に対し、価格転嫁できずに、増収してもほとんど材料費で消えて利益確保が難しい状況になっております。令和5年度の産業振興の取組はビジネスサポーターの相談枠の拡充となっておりますが、産業振興施策として市政運営の基本方針には挙がっていませんが、健都イノベーションパークの企業誘致の現状についてお聞かせください。

計画を実現する行政経営についてです。

デジタル化の推進について。

公共施設予約システムの拡充、水道関係のスマートフォンアプリの導入、オンライン会議等に対応した情報系パソコンの導入

などが本年度実施されますが、デジタル化の考え方と基盤整備について、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、人材育成についてです。

JR京都線の主要駅に職員採用広告を掲示するとともに、職員情報サイトを活用し、優秀な人材の確保につなげると言われていますが、職員採用で職員になりたくなる情報発信はどのような内容なのか、お聞かせください。

また、能力評価項目の見直しを行い、何事にも問題意識を持ち、自ら考え行動する職員の育成に取り組んでいくと言われておりますが、専門分野でのスキルアップ、技術職員育成の取組について伺いたいと思います。

最後になりますが、財政運営について。

先行き不透明の中、中期財政見通しが大変重要であります。より精度を高める必要があると考えておりますが、考え方を伺いたいと思います。

あわせて、予算執行率が最近では91%か92%と不用額が大変増えている状況でございますが、この予算執行率の考え方についてもお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目を終わります。

○福住礼子議長 答弁を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

それでは、民主市民連合議員団を代表しての三好義治議員の質問にお答えをいたします。

なお、教育関係は箸尾谷教育長から答弁を申し上げます。

まず最初に、地域コミュニティの活性化についての御質問でございますが、議員が御指摘のとおり、少子高齢化の進行、価値

観の多様化など社会構造の変化により、各種団体の世帯数や会員数が減少傾向にございます。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で団体の活動が停滞し、コミュニティの希薄化を危惧するところでございます。

現在、徐々に団体が動き始めており、この機に、自治会、町会に住民自治の中核を担っていただきながら、あらゆる団体にまちづくりへの参画を促し、地域の力をさらなる高みへと引き上げる可能性を持つ、つながりのまちにふさわしい条例の制定に向け、皆様の御意見を伺いながら検討を進めてまいります。

次に、(仮称)味生コミュニティセンターの基本構想についてであります。地域からの御要望や地域懇談会でいただいた地域の声をできるだけ反映し、策定してまいりました。

建設場所につきましては、現地建て替えを基本として検討してまいりましたが、バリアフリー機能や避難所機能の充実、また、コミュニティの充実を目指し、多世代の人々が集えるロビーや広場、さらに駐車場、駐輪場のスペースを確保した場合、現地建て替えでは困難であると判断をいたしました。新たな場所で建設を予定しております。地域のつながりが希薄となっているこの時代だからこそ、地域コミュニティの充実に向け、強い思いを持って取り組んでまいります。

なお、竣工については、令和8年度になるかと思っております。

高台のまちづくりについてでございますが、水害リスクが非常に高く、浸水しない避難所の数が絶対的に不足している本市におきましては、事前に市外の浸水しない安全な場所へ広域避難することを市民の皆様

をお願いしているところでございます。しかしながら、広域避難が難しい避難行動要支援者等もおられますので、そのような方々の生命と身体を守るためには、市内においても浸水しない安全な場所、高台を確保していかなければならないと考えております。

一方で、本市の公共施設を順次高台化していったとしても、市民全員が避難できる高台を造ることは困難でございます。このため、御指摘いただいたとおり、事業者や市民の皆様にも本市の水害リスクを正しく御理解いただき、適切な対応を求めざるを得ないと考えております。まずは、市として事業者や市民の皆様には正しい情報を提供し、正しく御理解いただけるよう努力していくことが重要であると考えております。

その上で、事業者の皆様には、それぞれの事業活動について、洪水を想定したBCP、すなわち事業継続計画を検討いただき、平常時から準備いただくようお願いするとともに、市民の皆様には、お住まいの地域の想定最大浸水深を御確認いただき、いざというときに備えた住まい方の工夫、加えて浸水しない場所の確保をお願いしていく必要があるものと考えております。

救急救命課創設のメリットについてでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大時に救急要請が多発したことから、市民の暮らしを守る部署、とりわけ消防、救急に対しての社会ニーズが高まり、複雑多様化する救急要請も増加傾向にございます。

今回、消防に関する機構改革として、救急救命課の創設と警備企画課の名称変更をいたします。このうち、救急業務の課題は、いかにして救急業務を安定的、かつ持続的に提供し、救命率の向上を図るかとい

うことでございます。

今後、さらなる高齢化社会の進展などを背景に増加し続ける救急需要に対応するためには、消防と他部局との連携強化、医療機関や各関係機関との調整機能を強化することが重要となってまいります。消防本部の組織に救急救命課を位置づけ、救急に関するこれらの課題の総合的な連携や調整を行うことで持続可能な消防体制の構築につながることを考えております。

次に、地域公共交通計画についての質問でございますが、本市におきましては、モータリゼーションの進行や少子高齢化に伴う人口減少等により、公共交通の利用者数の減少が続いております。加えて、路線バスなど公共交通を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。

また、一方、地域活性化の維持・強化には、市民が安全・快適に移動ができる地域公共交通ネットワークの確保が重要であると考えております。現在、庁内横断組織の公共交通あり方検討会におきまして、本市の将来像を想定し、将来目指すべき公共交通の在り方について、専門家の指導の下、検討を進めているところでございます。

今後、持続可能性のある公共交通サービスの確保・維持を目的とした地域公共交通計画策定に向けて、市民や交通事業者等の関係者と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、市内道路交通網における渋滞解消の取組をどう考えているかについてでございます。本市の広域幹線道路網を形成する府道は、大阪都市圏の重要な骨格を形成しておりますが、交通量が非常に多く、主要な交差点付近では慢性的な交通渋滞が発生している状況は認識をいたしております。渋滞対策につきましては、本市としても重

要な課題と認識しており、その解消に向け、大阪府や摂津警察署に対し、引き続き要望や働きかけを行ってまいります。

上下水道部における包括委託の取組内容と経営状況等々についての質問でございますが、現在、上下水道部におきましては、開閉栓業務、検針業務及び宿日直業務を個別の事業者へ委託いたしております。令和5年度からは、それらの業務に料金徴収業務を加えて包括的に委託を行ってまいります。

次に、水道事業の経営状況についてでございますが、経営戦略の中では、令和4年度に赤字に転落し、令和5年度に料金改定を実施しなければならないと試算いたしました。令和5年度の当初予算は単年度純損失予算となっておりますものの、経営努力によりまして料金改定を回避できている状況であります。

また、下水道の災害対策では、平成18年度以降に埋設した下水道管は耐震性のあるものを使用しておりますが、全体の約1割となっております。そのため、大規模地震発生時の下水道の機能を確保するため、下水道総合地震対策計画を現在策定しております。

公共施設における太陽光発電設備の設置についてでございますが、地球温暖化への危機感の強まる中、行政のトップとして、令和4年2月にゼロカーボンシティを表明し、同年3月に摂津市地球温暖化対策地域計画を策定いたしました。計画では、まちの将来像として「持続可能な社会をみんなで作るまち摂津」を掲げ、SDGsの考え方を反映した五つの基本方針を設定しております。その基本方針の一つに、再生可能エネルギー等の利用拡大を掲げております。方針に沿って市有施設への太陽光

発電設備の導入を推進しているところでございます。今後も、市有施設への太陽光発電設備の導入等の施策を推進し、脱炭素社会の形成を目指してまいりたいと考えております。

ごみの適正分別とリユース・リサイクルの推進についてでございますが、ごみ処理事業は、市民生活の維持や環境問題において欠かすことができない事業で、その中におきましても、日々家庭から排出されるごみの適正分別は、その後のごみ処理やリユース・リサイクルにとって大きな役割を果たすものとなっております。今回のごみ処理広域化に合わせまして、ごみ分別区分を見直しますが、これは市民の皆様にも一度ごみの適正分別を意識いただく大きな機会とも捉えております。

令和5年度は、本市廃棄物処理体制の新たな第一歩を踏み出す年となります。この新たな体制の下、職員一丸となり、市民、事業者の皆様と連携を深め、ごみ減量化、リユース・リサイクルの推進に取り組んでまいります。

摂津市における重層的支援体制の整備についての質問でございますが、これまで国においては、分野ごとに福祉的な制度が構築され、支援を必要とする方に専門的な支援が提供されてまいりました。一方で、複合的な課題を抱える方や制度のはざまにある方が増えていく中、支援が十分でないといった課題が顕在化しております。このような課題に対する取組として重層的支援体制の整備が推進されているところであります。

しかしながら、国からは、具体的な体制や手法、手順は示されておらず、自治体の状況に応じた整備を進めることとされていることから、本市におきましては、まず、

庁内の各相談担当課や、摂津市社会福祉協議会を構成機関とする担当者会議において、今後の方向性についての検討を進めております。本市といたしましては、既存の相談支援の枠組みは生かしつつ、それぞれの支援機関や支援者が制度や組織の枠を超えて互いに協力できる体制を構築していきたいと考えております。

委託型つどい場についての質問でございますが、高齢者が生きがいや意欲を持って日常生活を送るためには、地域社会とのつながりを持ち続けていくことが重要となっております。委託型つどい場においては、令和5年度より開催回数の拡充及びオンラインつどい場を実施し、介護予防にとどまらない交流を通じた住民同士のコミュニティ活動の活性化にも期待しているところでございます。

今後ますます高齢化が進む中、介護予防の取組に参加していない、参加できていない高齢者の参加率を高めていくことが重要となっております。高齢者の幅広い参加を促すため、新たな生活様式にも対応した誰もが気軽に参加できる居場所づくりについて、さらなる工夫を講じてまいりたいと思います。

令和5年度の保険料改定についてであります。コロナ禍も大きな転換期を迎えようとしておりますが、議員が御指摘のとおり、物価高騰の影響については、いまだ先が見通せない状況でもございます。国民健康保険制度は国民皆保険の基礎をなすものであり、公的医療保険のセーフティネットの役割を担う制度であることから、まずもって国には、しっかりと被保険者の負担を軽減するべく、国保制度に関わるさらなる公費の拡大を要望してまいります。

お問い合わせでございます令和5年度保険料改

定ですが、御承知のとおり、平成30年度より都道府県単位での運営に切り替わり、大阪府においては、安定的かつ持続可能な医療保険制度の構築を目指し、大阪府内市町村が令和6年度の統一保険料率に向けての歩みを進めております。

本市におきましては、依然として統一保険料率との乖離があり、今後も医療費の上昇が続く傾向が予想されることも踏まえ、ここで踏みとどまることなく、大阪府の統一保険料率との差を埋めるべく改定させていただく決断をいたしました。本年度も、基金を活用するなど、しっかりと激変緩和措置を講じながら、持続可能な医療保険制度構築の取組を進めてまいります。

スポーツ振興についての御質問でございますが、スポーツに親しむことは、市民一人一人の生きがいづくりに資するだけでなく、健康づくりの面においてもその有効性が実証されております。そういった観点から、市内公共施設はもとより、淀川河川公園等の地域資源を有効に利活用し、スポーツに取り組みやすい環境づくりを推進することは、スポーツ振興の大きな要素でございます。

令和4年度には、摂津市をはじめ、摂津市内の陸上団体や学校等との連名で、淀川河川敷一津屋地区の管理用通路の一部をウォーキングやランニングで利用しやすいよう整備していただきたいと国土交通省淀川河川事務所に要望し、現在、舗装整備を進めていただいているところでございます。

このように、気軽に取り組める生涯スポーツの場づくりにももしっかり目を向け、若者から高齢者までスポーツを通して健康で生き生きと暮らせるまちづくりに引き続き取り組んでまいります。

産業振興についての質問でございますが、

新型コロナウイルス感染症の流行や原油・原材料価格の高騰、人材不足など、中小企業は引き続き厳しい経営環境にございます。こうした中、事業の再構築などに取り組みながら、次の成長に向けた取組を進めようとしている中小企業もございます。事業の再構築に当たっては、個々の現状に合わせて身近に寄り添う丁寧な相談支援が有効でございます。令和5年度におきましては、摂津ビジネスサポートセンターの相談枠を拡充し、引き続き伴走支援に取り組んでまいります。

健都につきましては、国立循環器病研究センターと国立健康・栄養研究所を中心に、健康・医療に関わる多様な企業が集積した国際級の医療クラスターを目指し、企業誘致に取り組んでおります。健康・医療関連企業の進出後には、市内企業への経済波及効果も期待できるものと考えております。引き続き企業誘致にしっかりと取り組んでまいります。

デジタル化の考え方についてでございますが、デジタル化を推進することで、市民の皆様がデジタルの利益を享受でき、時間や場所の制約にとらわれずサービスを受けられるなど、利便性の向上を実感していただけるよう取組を進めてまいります。また、デジタル技術の活用により行政事務の効率化を図ることで、時間を生み出し、行政サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

デジタル基盤の整備につきましては、職員が利用しております総合ネットワークの再構築を行い、オンライン会議や、これまで制約のあったインターネット操作等について改善し、より効率的に業務に取り組める環境を整備いたします。

採用の状況と職員の人材育成についてで

ありますが、まず、職員採用における情報発信についてであります。平成27年度から電車への広告を掲載する等の周知を開始し、他に、市ホームページに、先輩職員からのメッセージとして、実際に働いて初めて分かる職員としてのやりがい、業務内容、今後の目標、受験生へのメッセージ等を掲載しております。

なお、令和5年4月1日付の採用で最も力を入れたのは、専門職の採用でございます。保育所における医療的ケア児の受入れ体制整備に伴う保健師、児童虐待防止対策の強化等を目的とした心理士、待機児童解消やこども園の安定的な運営のための保育士を、それぞれ複数人数採用予定としております。

また、人材育成についてでございますが、その基本は職場にあり、令和3年度末に策定しました職員育成・行動基本計画におきましても、各職位における指導育成を明確に位置づけております。職場内でのコミュニケーションを図りながら、職員の特性と課題について共通の認識を持った上で、人材育成を強く意識し、時には厳しく、時には優しく、分かりやすく指導することが不可欠であります。市民からの信頼に応え、人が育つ組織、風通しのよい職場となるよう、私が先頭に立って取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、中期財政見通しについてでございますが、市の方向性を見定めるためには、単年度の財政状況のみだけでなく、中長期の状況をしっかりと見極めることが必要であります。そのための判断材料として中期財政見通しを作成しております。引き続き、中長期的な視点を持ち、持続可能な市政運営を行ってまいります。

予算執行率の件につきましては、私は、

最少の経費で最大の効果が得られるよう、知恵を絞り工夫するよう常々発信しております。適正な執行が行えるよう、引き続きしっかりと見定めてまいります。

私からの答弁は以上でございます。

○福住礼子議長 次に、教育長。

(箸尾谷教育長 登壇)

○箸尾谷教育長 それでは、教育委員会所管分につきまして御答弁申し上げます。

まず、子育て世帯を支える環境整備の認識についての御質問でございます。

近年、核家族化の進行や雇用の不安定化による世帯所得の低下などにより、子育てに対する不安感や負担感が増大する一方、子供や若者を取り巻く問題の複雑化、深刻化なども指摘されており、子育て世帯を支えるための環境づくりが急務となっております。

これまで、本市におきましても、安心して子育てができる環境づくりとして、子ども・子育て支援事業計画の中で、家庭・家族・地域で子ども・子育てを支援する環境づくりなど、六つの視点で取り組んでまいりました。今後も、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによる子育て世帯の孤立化を防ぐとともに、各家庭が抱える課題や不安の把握に努め、安心して子育てができるよう、様々な環境整備のため、関係機関と連携し、地域全体で子育て世帯を支えていくことが重要であると認識いたしております。

続きまして、市内小・中学校で取り組みます情報モラル教育の目的やその内容についての御質問にお答えいたします。

情報モラル教育の目的は、子供たちに情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を養うことであり、その内容としましては、著作権等の知的財産権や人

権など、自分やほかの人の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持てるようにすることや、情報を正しく安全に利用できるようにすることなどが挙げられます。

教育委員会といたしましては、今回、新たに情報モラル教材を導入し、子供たちにネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせたり、情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせたりする学習活動などを通して、子供たちが情報社会の中で自ら考え、正しく行動できる力を育ててまいりたいと考えております。

次に、本市におきます不登校児童・生徒の現状や、その支援体制についての質問にお答えいたします。

本市の不登校児童・生徒数は、減少傾向にございましたが、令和3年度から増加に転じております。その要因の一つとしましては、新型コロナウイルス感染症により学級閉鎖や出席停止の件数が急増したこと、また、感染症対策によりコロナ禍以前に行っていた行事等に制限がかけられたことなども影響しているのではないかと考えております。さらには、不登校の初期段階に家庭訪問等の個別支援を学校が考えるようにできなかったことも要因としてございます。

現在、不登校児童・生徒への支援体制としては、学習支援や人間関係づくりの取組を行う適応指導教室パルを教育センターに設置するとともに、必要に応じて各学校にも適応指導教室を開設しております。また、家庭から外に出ることが難しい段階の児童・生徒に対しましては、学校の授業をオンラインで配信するなどして学校の様子を伝えるとともに、学習の支援を行っております。いずれの場合も、本人やその保護

者の思いに寄り添いながら、支援の方向性を協議し、段階を踏んで丁寧に取り組んでいるところでございます。

最後に、小中学校通学区域等審議会の答申と今後の対応についての御質問にお答えいたします。

令和4年7月に、教育委員会から、摂津市立小中学校通学区域等審議会に対し、鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置の検討について諮問を行いました。これに対しまして、審議会で様々な御議論をいただき、令和5年2月14日に答申をいただいたところでございます。

答申の主な内容といたしましては、1学年1学級という状況は子供の教育環境として好ましいとは言えない、特に、令和9年には鳥飼東小学校で1学年10人程度になるという状況はできる限り避けることが望ましいことから、その対応策として、鳥飼小学校と鳥飼東小学校を統合すると提起いただいたところでございます。この答申を踏まえるとともに、審議会で出た様々な御意見や各種アンケート等の御意見等も踏まえ、鳥飼地域における学校の適正規模及び適正配置につきまして、今後の方向性を検討してまいります。

以上でございます。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 それでは、2回目の質問を行っていきたいと思います。

市民が元気に活動するまちづくりについての地域コミュニティの活性化で、自治会の現状を踏まえながら、今後自治会に求められるもの、さらに、自治会と地域団体とのコミュニケーションの連携強化が新しい時代が必要だと思いますが、市長の考え方について伺いたいと思います。

次に、（仮称）味生コミュニティセンタ

ーの基本構想の策定について、当初の計画より時間を要したように感じております。地域の方は少しでも早期の建設を待ち望んでおります。今回、令和8年度の竣工と伺いましたが、より詳細なスケジュールについて伺います。

次に、高台のまちづくりについてですが、現在検討している淀川河川防災ステーションは、緊急一時避難場所として市民が利用できるのか、確認しておきたいと思えます。なぜかといいますと、平常時は市民活動拠点として利用できますが、災害時には防災活動拠点となることから、一般市民は本当に避難できるのか疑問であります。

それと、一方では、先ほど御答弁でもいただきましたが、自己防衛策として、浸水しない安全な建物を目指して、民間事業者、民間住宅開発者、そして所有者の方々に、基礎のかさ上げ、建物の高層化、電気設備の高所設置など、日頃から啓発及び協力をいただく必要がありますが、改めてその考え方についてお聞かせいただきたいと思えます。

消防救急救命課は、本来、消防署配置が妥当と考えております。というのは、現場活動で同じような取組をしている課が2階にそろっております。そういったところから、今回、救急救命課を本部に設置した理由について、改めて伺いたいと思えます。

公共交通の確保・維持及び市内道路交通網について。

これまで、鳥飼東部地域での公共交通拠点、つまりハブとしての誘致、そしてバス運行時間の増便、バス停車帯の確保などを提案してまいりました。今回、これらも含めて地域公共交通計画に反映されているのか、伺いたいと思えます。

また、市内道路網の渋滞解消で、大阪府が整備する十三高槻線（正雀工区）の進捗状況と開通後の効果について、及び正雀一津屋線（別府交差点付近）における渋滞解消と交通安全対策の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

上下水道施策については、包括委託に関わる業者選定方法と契約内容の詳細について、再度伺いたいと思います。

また、企業会計については、社会情勢の変化による経営への影響にいち早く反映するために、企業会計の損益計算の対象期間を四半期ごとに細分化し、柔軟な経営を行う必要があると思いますが、現状はどのようになっているのか。また、下水道総合地震対策計画の内容について伺いたいと思います。

次に、地球温暖化対策の推進で、公共施設における太陽光発電等の具体的な整備目標値について、改めてお伺いしたいと思います。

リユース・リサイクルの取組と、自治会、町会等で未加入者に対するの対応が課題になってくると思うんですが、この対応についてはどのように考えているのか、お聞かせください。

次に、子育て世帯を支える環境整備についてですが、子育て支援ニーズが多様化する中で、ヤングケアラーや両親が通常生活を送れなくなった場合のサポート体制について伺いたいと思います。

地域福祉施策について。

重層的支援体制の整備に関わる今後の具体的な取組についてお聞かせください。

高齢者福祉施策については、オンラインつどい場の実施も必要ですが、つどい場に行かない高齢者に参加してもらうことが課題だと考えております。介護予防や災害時

のネットワークという観点からも、地域活動への参加、地域との交流は非常に大事であります。つどい場の参加率向上に向けて具体的にどのようにされていくのか、お聞かせください。

国民健康保険についてですが、国民健康保険に限らず、健康保険の一人当たりの医療費は上昇傾向であると聞いています。令和5年度にとどまらず、令和6年度も、いわゆる医療費の自然増が保険料の上昇につながることを考えられるので、ここで保険料を据え置いていれば、令和6年度はさらに被保険者の急激な負担につながっていた可能性があります。そのため、先を見越したこの市長の決断は大いに評価したいと思います。

そして、昨年度も代表質問させていただきましたが、改めて広域化の意義を教えてくださいたいと思います。

あわせて、令和5年度は国保運営方針の見直しがあるようですが、市の姿勢としてどう挑むのか、教えてくださいたいと思います。

社会を生き抜く力について。

情報モラル教育以前に、スマートフォン等の適切な使用時間や扱い方に加え、社会問題ともなっているネットによる誹謗中傷、なりすましなどをしない、させない、いわゆるネット依存症などを教えていく必要があると思いますが、考え方を伺いたいと思います。

生徒指導の充実について。

安威川以北地域には市の適応指導教室がありますが、安威川以南地域にも適応指導教室が必要と考えております。この点についてお聞かせいただきたいと思います。

一方で、まずは子供たちが不登校にならないようにすることが大切と思いますが、

この取組についてもお聞かせください。

鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置については、鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合を検討していく場合、今後のスケジュール感も含めてお聞かせいただきたいと思います。

スポーツ振興については、市内のスポーツ人口や体育協会に加盟している団体の状況等、現状はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

産業振興については、健都イノベーションパークにおける企業誘致の進捗状況について、より具体的にお聞かせください。

デジタル化の推進については、公共施設予約システムで予約ができて、使用料の支払いは窓口に行かなければならないと思っております。そういった中で、システムを予約窓口だけでなしにキャッシュレス決済ができるようにしないと、従来どおりに窓口まで行かなければならない課題があると思います。今後のこういった課題についてどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

人材育成について。

職員個々は優秀と思いますけど、組織として機能されているのか疑問に思っております。また、特定の職種で人材が不足ぎみであり、職員のスキルアップを図る必要があると思います。具体的に言えば、技術職員の中でも、建築、土木、電気、上下水道の技術職といったところが不足ぎみだと聞いておりますが、こういった点についてもお聞かせいただきたいと思います。

財政運営について。

将来を見据え、中期財政見通しが作成されております。これも必要だと私も思っておりますが、昨今はより一層先行き不透明でございます。現在の中期財政見通しが1

0年計画になっておりますが、十年一昔と言われていた時代が、今は五年一昔、さらに、1年先も現在分からない状況でございます。内部での検討は10年先、20年先も考えていただけたらいいと思うんですが、公表時には5年をめぐりにやっていただけたらいかかと思っておりますが、考え方についてお聞かせいただきたいと思えます。

そして、財政運営の基本中の基本は、市長もおっしゃるように、最少の経費で最大の効果を出すことでございます。そのために、私は、冒頭申し上げましたように、予算と決算とを合わせて見たときに、不用額が非常に多く出ている感じがします。この現象面を考えていきますと、予算を立てるときにしっかりと見積りと計画がよりシビアに必要だと思っております。そういったことによって予算の執行率を上げていく手法は取れないのか、お聞かせいただきたいと思えます。

以上で2回目の質問を終わります。

○福住礼子議長 答弁を求めます。生活環境部長。

○吉田生活環境部長 自治会の現状等についての御質問にお答えいたします。

令和4年度現在の本市の自治会の状況は、104自治会、加入世帯数は1万9,467世帯、加入率は46.1%となっており、加入率は年々下がっていく傾向にございます。これまで住民自治の中核を担っていただけてきましたのは、自治会、町会であったことに間違いございません。

一方、先ほど市長の答弁にございましたように、社会構造の変化や新型コロナウイルス感染症の影響で、活動の停滞や加入世帯数の減少という課題がございます。今後、防災・防犯活動、美化活動、緑化活動

などの地域活動について、変わらず住民自治の中核を担っていただけるのは、地縁団体である自治会、町会だと認識しており、連合自治会からの御意見、御要望を拝聴しながら、活動の活性化や加入世帯数の減少を止める施策を展開していくとともに、新たな社会構造への対応を見据えて、自治会、町会と老人クラブ連合会、校区等福祉委員会、こども会などの地域団体や、市民公益活動団体、事業者等と協働して課題に取り組めるような条例の制定を検討してまいります。

続きまして、（仮称）味生コミュニティセンターのより具体的なスケジュールについての御質問にお答えいたします。

（仮称）味生コミュニティセンターの基本構想におきましては、地域の方々の御意見や御要望を反映するため、懇談会の開催を令和3年度に予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催ができませんでした。しかし、令和4年6月から7月の間、感染対策を実施の上、ようやく懇談会を開催でき、現在、基本構想の案ができていく状況でございます。

令和5年4月以降、地域の方には、懇談会を開催し、基本構想案を御説明させていただき、パブリックコメントを実施し、基本構想を完成させてまいります。その後、令和5年度で基本設計を実施するとともに、新たな建設用地の購入を行い、令和6年度に実施設計、令和7年度に建設工事、令和8年度下半期に竣工・開設を予定しております。

続きまして、公共施設における太陽光発電設備の整備目標値についての御質問にお答えいたします。

摂津市地球温暖化対策地域計画の基本方針として、再生可能エネルギー等の利用拡

大を掲げ、計画全体の着実な推進をリードするため、重点施策に自立分散型エネルギーシステムの導入促進を位置づけております。市有施設への太陽光発電設備の設置を推進し、計画の中の取組指標として、令和8年度における市有施設の太陽光発電設置数を11か所とする目標を掲げております。

令和5年度には温水プールへの設置を予定しており、これをもって市有施設の設置箇所数は8か所となります。計画では、防災拠点、避難所等の市有施設に太陽光発電の設置を推進することとなっており、太陽光発電の設置には、設置可能面積、屋根の形状等、検討すべき項目が多数ございますが、施設の新築、大規模修繕等の機会を捉え、整備を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、リユース・リサイクルの取組と、自治会、町会等未加入者への対応についての御質問にお答えいたします。

本市におきましては、令和3年に一般廃棄物処理基本計画を策定し、積極的なごみ減量の推進と分別の徹底によるリユース・リサイクルの推進の二つを基本方針に掲げ、食品ロスやレジ袋の削減、再生資源の分別などの取組を進めているところでございます。

また、各取組に当たりましては、ごみを排出される市民や事業者の方々の理解と協働の取組が欠かせないものとなっており、特に、地域における再生資源の回収や啓発活動など、自治会、町会の方々との連携が大変重要と考えております。

環境業務課におきましては、これまでも校区ごとに担当職員を配置し、地域の実情を把握する中で、自治会・町会長や廃棄物減量等推進員の方と顔の見える関係を築い

てきたところでございますが、昨今、自治会、町会の未加入者が増えていることで、新たな対応が必要となっております。

令和5年度におきましては、さらなる取組強化を目指し、環境業務課内に新たに資源循環推進係を設置し、ごみ減量とリユース・リサイクルを推進していくとともに、他市事例の研究を進め、新たな展開につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、摂津市内のスポーツ人口等の現状についての御質問にお答えいたします。

令和3年度の数値でございますが、摂津市体育協会に加盟している団体数が228団体、構成人数が4,738人となっております。また、摂津市スポーツ少年団は6団体、186人、摂津市レクリエーション協会は8団体、97人でございます。また、令和3年度にスポーツ教室運営委員会において実施いたしましたスポーツ教室では、テニスやサッカー、健康体操といった内容で14教室を開催し、延べ参加人数は5,363人で行いました。

新型コロナウイルス感染症の影響によりスポーツ活動から離れてしまわれた方も少なくないと推察されますが、ボッチャやスティックリング、ゲートゴルフといったニュースポーツや、市民ハイキング等の親しみやすいスポーツに関する事業を開催することで、スポーツ活動を再開していただき、人と人との交流を通じて生きがいがづくり、健康づくりを実践していただけるよう、令和5年度以降も施策を展開してまいります。

また、先ほど市長答弁にもございましたように、市内公共施設や淀川河川敷等の地域資源を生かし、市民の皆様が気軽にスポーツ利用していただけるよう、引き続き関

係機関とも連携を図ってまいります。

○福住礼子議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 現在検討している河川防災ステーションの一時避難場所としての活用と、民間事業者及び民間住宅開発者に協力していただくための方策についての御質問にお答えをいたします。

鳥飼地区河川防災ステーションについては、国が水害時における応急復旧のための活動拠点として整備を進めておりますが、現時点では、コンクリートブロックなどの応急復旧活動に必要な資材の保管場所、効率的なトラック等の運用のための通路設計等、詳細な上部の利用計画の検討までは至っていない状況と聞いております。市といたしましては、今後、しかるべき時期に、逃げ遅れた住民が御自身の命を守るための一時的な避難場所として利用できるよう、国と調整してまいりたいと考えております。

しかし、鳥飼地区河川防災ステーションの上面の空間には限りがあり、近隣の全ての住民に避難していただくことは困難であります。このことを近隣住民の皆様には御理解いただく努力をするとともに、併せて広域避難を働きかけてまいります。

また、御質問いただきました民間事業者及び民間住宅開発者に協力していただくための方策ですが、市長答弁にありましたように、民間事業者の方、市民の皆様には本市の水害リスクの状況を正しく御理解いただくことが重要と考えております。そのため、これまでも、安威川や淀川が氾濫した場合、市内の8割以上の地域が浸水すること、安威川以南地域では浸水が2週間以上継続することなどについて、広報せつつにより適時広報するとともに、防災ブックを各家庭に配布するなどの啓発活動を実施し

てまいりました。併せて、市民の皆様には、市外の浸水しない安全な地域への広域避難を含めた分散避難の必要性についても情報発信してまいりました。これら本市の水害の状況を正しく御理解いただくための活動につきましては、引き続きしっかりと行ってまいります。

また、水害は、気象情報等により事前の対応が可能であることから、市民お一人お一人が各自の避難行動について時系列で整理するマイタイムラインの作成支援につきましても、特に避難行動要支援者を中心に行っていく予定としております。

このように、市民や民間事業者の方に水害に対する正しい準備をしていただくよう支援する中で、高台化の必要性や民間事業者等でもできることについてお示しさせていただきたいと考えております。

御提案いただきましたように、住宅の開発や建て替え、リフォームを計画される際には、改めて、洪水ハザードマップを用いて、お住まいの場所の想定最大浸水深を御理解いただき、上層階での在宅避難が可能な地域であれば、浸水対策としての地盤の盛土や建物の高層化及び電気設備の高所設置などの可能性について検討いただくことをお願いするなど、効果的に市民や民間事業者の方の御協力が得られる方法について検討してまいります。

○福住礼子議長 消防長。

○松田消防長 救急救命課の本部設置についての御質問にお答えいたします。

現在、救急出動をはじめ、救急業務に関することは、隔日勤務の消防署警防第1課、第2課が所管しております。救急出動につきましては、事務担当の垣根を越えて、消防署の当直職員全員の中から救急救命士のライセンス取得者を中心に3人編成

の救急隊を編成しております。

消防署は、署長以外の全職員が隔日勤務でありますことから、昨今の救急件数増加により、消防署員のほぼ全員が災害現場に出動中である場合も多く、先ほど市長答弁にございました他部局との連携強化、医療機関や各関係機関との調整等が非常に難しい状況でございます。

救急救命課を設置した際には、毎日勤務の管理職員及び担当者を配置することで、これら職員がマネジメントや、他部局や関係機関との連携・調整を担うことができ、特定行為等の高度な手技を維持しなければならない救急救命士の生涯教育研修の受講調整等もスムーズになり、より専門的かつ高度な救急体制が維持できるものと考えております。

また、窓口業務受付につきましては、市民の皆様にご混乱が生じないよう、従来の消防署2階の事務所に救急救命課を設置して対応してまいります。

今後におきましても、さらに変化する社会背景や救急需要を注視し、この体制が適切な形であるかどうかについても常に検証し続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○福住礼子議長 次に、建設部長。

○武井建設部長 公共交通の利便性向上に関するこれまでの議員からの提案について、地域公共交通計画の策定に反映されていくのかとの御質問にお答えいたします。

従来から、交通事業者を中心に商業輸送としての公共交通サービスの提供が行われてまいりましたが、このままでは、地域における路線バスの利用者数の減少により、公共交通が成り立たなくなる可能性が懸念されるところでございます。今後も、市民が安全・快適に移動ができる持続可能な交

通サービスの提供による地域公共交通ネットワークの確保が重要であると考えております。

令和4年度から、本市では、公共交通あり方検討会を立ち上げ、本市の現状と課題を見据え、将来的に目指す姿を想定し、本市における強みや弱み、地域特性や広域的な視点を踏まえ、市民、交通事業者、行政が共に支える将来目指すべき公共交通サービスの共有や、その確保・維持に向けた検討を進めているところでございます。

今後、議員からの提案等も参考に、市民や交通事業者など多様な関係者との意見交換等を行いながら、地域公共交通計画策定に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、大阪府が整備する十三高槻線（正雀工区）と正雀一津屋線（別府交差点付近）における交通安全対策の進捗等についてでございますが、大阪府が施工する都市計画道路十三高槻線におきましては、令和6年3月に本線が供用開始される予定であると大阪府茨木土木事務所から聞いております。正雀工区の完成に伴い、吹田市から大阪市内まで通行可能となり、周辺道路の交通量が分散されることから、計画時の交通量予測では、これまで課題であった府道大阪高槻京都線など周辺道路の慢性的な渋滞解消など、交通利便性の向上による効果が期待できるのではないかと考えられております。

また、府道正雀一津屋線につきましては、平成26年2月の大阪府の都市計画道路廃止以降、別府交差点付近の渋滞解消や歩道整備などの交通安全対策につきまして、大阪府に対し要望を続けてきたところであります。渋滞解消など交通安全対策は、地元の要望も強く、本市としましても

重要な課題と認識しております。

このため、大阪府茨木土木事務所は、令和3年度から現地での立会いや本市との定期的な勉強会の開催を行っており、令和5年度は、地元自治会長等に実情を聴くなど、改善に向けた検討をさらに進めると聞いております。今後とも摂津市も連携・協力して取り組んでまいります。

○福住礼子議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 包括委託に係る契約内容、損益計算内容の情報共有及び下水道総合地震対策計画の内容についての御質問にお答えいたします。

包括委託の業者選定につきましては、公募型プロポーザル方式にて実施いたしました。なお、業者選定におきましては、既存の受託業者に有利な取扱いをするようなことがないよう業者選定を行ってきたところでございます。

契約期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間でございます。

次に、企業会計の損益計算につきましては、現在は、決算時のみならず、期中であっても必要に応じて損益計算書を作成しており、特に令和4年度は、電気料金の急激な高騰による経営への影響が大きく、適時収支状況を確認し、部内で情報共有を図っているところであります。

また、現在策定しております下水道総合地震対策計画は、防災対策としての管路施設の耐震化の計画及び減災対策としてのマンホールトイレの設置計画から成ります。

○福住礼子議長 次に、次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 子育て支援のための庁内連携とサポート体制についての御質問にお答えいたします。

子育て支援のための庁内連携については、令和2年度の子育て世代包括支援セン

ター設置に伴い、子供たちの成長段階に応じた切れ目のない支援をより一層強固なものとしていくため、相談者に対する包括的な支援体制の構築を意識し、次世代育成部として各課、各機関との連携強化の取組を進めてきたところでございます。

また、ヤングケアラーの相談窓口は家庭児童相談課としており、その周知に努めているところですが、ヤングケアラーの当事者が抱えている課題は様々であり、それぞれの家庭の状況に応じ、適切なサービスにつなげられるようなサポート体制づくりについては今後の課題であると認識しております。まずは庁内のネットワークにつきまして検討してまいりたいと考えております。

両親が病気等により休業し、通常の生活が送れなくなった場合のサポート体制については、経済的側面であれば生活支援課、乳幼児がいる家庭等では家庭児童相談課が中心となり対応することになると考えられますが、各家庭の状況は様々、複雑であることも考えられ、それぞれの子育て世帯の家族構成やライフステージに応じた支援につなげていくために、関係各課とさらに連携していくことが重要であると考えております。

○福住礼子議長 次に、保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 重層的支援体制の整備に係る今後の取組内容についての御質問にお答えいたします。

令和4年度につきましては、相談業務等連絡会の担当者会議を開催し、重層的支援体制整備についての理解を深め、相談業務を行う担当課ごとの支援制度や支援者を互いに知る機会を設けるとともに、研修会や複合課題の事例を検討するグループワークを実施するなど、大阪府や大阪府社会福祉

協議会の支援も受けながら取組を進めてきたところでございます。

令和5年度につきましては、既存の担当者会議を見直し、本市における重層的支援体制の整備に向けた新たな会議体を設け、体制整備についての具体的な議論を進めてまいりたいと考えております。

なお、構成機関につきましては、庁内の各相談担当課や社会福祉協議会に加え、市内の相談支援事業所や介護保険事業所など、地域で相談支援を行う機関等もネットワークに参加できる環境を構築し、研修を通してスキルアップを図るとともに、連携を強化してまいりたいと考えております。

続きまして、つどい場の参加率向上に向けた取組についての御質問にお答えいたします。

高齢者が自ら積極的に介護予防の活動に参加し、自分らしい生活をいつまでも過ごせるよう、つどい場は重要な役割を担っており、高齢者の幅広い参加を促すことが重要と認識しております。そのため、介護予防の取組に参加していない、参加できていない高齢者にまずは知ってもらうことが必要となってまいります。今後、つどい場の運営団体をはじめ、地域包括支援センターや民生児童委員協議会等、関係機関とこれまで以上に連携を密にしながら広報や啓発活動を強化してまいりたいと考えております。

また、市長答弁にもございましたとおり、新たな生活様式にも対応した誰もが気軽に参加できる居場所づくりについて、先進事例等も参考にしつつ、さらなる工夫を講じるよう努めてまいります。

続きまして、健都イノベーションパークにおける企業誘致の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

健都イノベーションパークは、健康・医療関連企業等の研究・開発施設の進出用地として位置づけており、現在、ライフサイエンス産業の発展に向けた環境整備に取り組まれている大阪府をはじめ、国立循環器病研究センターなど、健都の関係機関と情報共有や意見交換を重ねているところでございます。

今後は、健康・医療に関する研究開発を行う企業等の調査をさらに進め、引き続き健都の関係機関との協議を重ねながら、土地活用の方針や事業者選定に向けた公募時期など、具体的な議論を進めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 次に、保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 国保広域化の意義と国保運営方針についての御質問にお答えいたします。

法改正により、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、いわゆる医療費については、それまでの市町村単独で賄う形から都道府県が支払う仕組みに切り替わっております。

本市は、医療費水準が高く、大阪府内でも上位となっております。広域化以降、直近の令和3年度決算ベースまで見ましても、一人当たり医療費では、おおむね大阪府内平均より2万円から3万円上回っているのが事実でございます。仮に摂津市単独で国保を運営していた場合は、その差の医療費を賄うための財源として保険料を徴収することも大いに考えられたところでございますが、保険料に転嫁せずに済んでいるところが広域化の大きな意義の一つではないかと考えております。

また、国保運営方針の見直しが令和5年度に予定されておりますが、保険料の抑制財源の在り方など、まだまだ広域化に伴う

検討課題はございますので、大阪府には言うべきことはしっかり伝え、よりよい国保運営を目指してまいります。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 情報モラル教育以前に、スマートフォン等の適切な使用時間や扱い方に加え、社会問題ともなっているネット依存症などを教えていく必要があるのではないかと御質問にお答えいたします。

本市におきましても、多くの子供たちがスマートフォン等を有する中で、使用する時間を自己管理する力や適切に扱う力を養うことは重要であると考えております。

インターネットの世界では、個人の情報がいつの間にか拡散され、知らないうちに被害者となることや、SNS等で相手を誹謗中傷する言葉を不用意に書き込み、いじめなどの加害者になってしまう危険性や、インターネットやゲームに過剰にのめり込み、自分でやめようと思ってもやめられず、日常生活に支障を来してしまう、いわゆるネット依存と言われるリスクもあります。

そのため、学校での情報モラル教育の授業の中で、長時間の使用による健康への影響や、活用する際の適切なルールやマナーについて考えさせる学習を行っております。それらに加えて、御家庭においても活用のルールや約束事を設けていただくよう働きかけているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後も引き続き、子供たちが情報社会の中で自ら考え正しく行動できる力に加え、インターネット上での人権感覚や、適切なルールやマナーを身につけられるよう、情報モラル教育のさらなる充実に努めてまいります。

続きまして、安威川以南地域の適応指導

教室の必要性、また、子供が不登校にならないようにする支援体制についての御質問にお答えいたします。

適応指導教室は、不登校状態になった子供に対し、集団生活への適応や情緒の安定、基礎的な学力の補充に向けて、指導や相談を行うことで学校復帰を支援する役割がございます。

現在、教育委員会では、教育センターに適応指導教室を設置して不登校児童・生徒の支援を行っており、令和4年度は18人の利用がありました。しかしながら、安威川以南の児童・生徒にとって、教育センターまでは距離があり、適応指導教室の利用につながらないケースが想定されます。そのようなことから、令和5年度は、別府地域及び鳥飼地域の2か所の公民館などを活用して適応指導教室を開設し、安威川以南の子供たちにも利用しやすい環境を構築してまいります。

教育委員会といたしましては、まずは、不登校のきっかけとなりやすい子供同士のトラブルを未然に防止する学校の取組を支援するとともに、子供に学校への行き渋りのサインが現れたときには、早期に状況を把握し、専門家と連携して、本人や保護者に寄り添った丁寧な対応ができるよう学校を指導・支援してまいります。

続きまして、小中学校通学区域等審議会からの答申内容を踏まえ、仮に鳥飼小学校と鳥飼東小学校を統合する場合に取り組むべき事項についての御質問にお答えいたします。

過去の三宅柳田小学校、味舌小学校の例を参考に申し上げますと、適正化についての具体的な実施計画の策定、保護者及び地域住民への説明会の開催、摂津市立学校条例の一部改正、施設整備及びその他統合に

関する関係各課との調整などが今後取り組む必要がある事項として想定されます。

令和5年度につきましては、適正化に向けた実施計画を策定するため、保護者及び地域住民向け説明会を開催し、しっかりと地域の皆様の意見を聴きながら取組を進めてまいります。

○福住礼子議長 次に、総務部長。

○山口総務部長 公共施設使用料のキャッシュレス決済の考え方について御答弁申し上げます。

経済産業省が令和4年8月に取りまとめましたキャッシュレス決済導入手順書におけるキャッシュレスの利用意向調査結果では、「どんな金額、場所でもキャッシュレス決済で支払いたい」、「どちらかというともキャッシュレス決済で支払いたい」を合計しました割合は49%と、ほぼ半数に達しており、キャッシュレスに関するニーズが着実に増加している状況でございます。本市におきましても、キャッシュレス決済は市民の利便性の向上が見込めるものと認識いたしております。

一方で、公共施設使用料におけるキャッシュレス決済の導入におきましては、クレジットカード、電子マネー、QRコードなど決済手段の選定に関する事、また、手数料の負担や使用料の還付に関する事、窓口における業務フローや事務手続に関する事、会計処理や関連法規の整備、指定管理者との調整など、多くの課題がございます。

今後におきましては、施設所管課をはじめとする関係部署と連携を図り、他市での先行事例を研究しながら検討を進めてまいります。

続きまして、中期財政見通しの期間及び予算執行率について御答弁申し上げます。

中期財政見通しの期間、サイクルにつきましては、現在10年でございます。社会情勢は刻々と変化をしており、国における制度変更等もございますことから、年数が先になるほど乖離が大きくなる要素はございますが、中期的な財政状況を見通すことにより、安定的に持続可能な市政運営を行う判断材料として作成をしておるものがございます。先の見通しを正確に導き出すことは困難ではございますが、できるだけ乖離が発生しないよう精度の向上に努めてまいります。

次に、予算執行率についてでございますが、令和3年度が91.1%、令和2年度が91.2%、令和元年度が89.7%、平成30年度が91.4%、平成29年度が94.3%となっております。これは、入札や各所管課の効率的な取組などにより執行差金が発生しているものでございます。予算編成に当たりましては、今後ともしっかり積算、精査の上、計上してまいります。

○福住礼子議長 次に、市長公室長。

○平井市長公室長 人材育成のうち、組織力とスキルアップについての御質問にお答えいたします。

人事施策といたしまして、人事評価制度や各種研修の実施のほか、自己申告書や人事課による面談を実施しております。

また、専門性の高い技術職員における知識やスキルの継承は、OJTを通じて学ぶことが大きいと考えておりますが、簡単ではございません。本市における技術職員の採用・育成は特に急を要しており、採用につきましては、土木職、建築職に関しては、民間企業からの転職が多い特性に鑑み、令和5年度は、転職サイトを活用し、有資格者に対する広報を行います。また、

育成につきましては、資格や免許の取得・更新を今後推進してまいります。

組織全体が長期的に成長していくためには、職員一人一人の成長が不可欠となります。そのためにも、研修を実施して知識やスキルを習得させ、仕事を通じて実践し、成果を上げていく、これが仕事のやりがいや達成感につながり、ひいては能力と実績に応じた昇格等へつながるものと考えております。こうした好循環となるよう努めてまいります。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 それでは、3回目の質問を行っていききたいと思います。

まず、1点目の地域コミュニティの活性化についてですが、自治会の加入率が46.1%で、老人クラブ連合会は60歳以上の高齢者で加入率が今8.1%、子ども会が17.4%と非常に減少傾向にあります。

そういった中で、これまでこういった団体が担ってきたのは、行政との関係では、行政からの要請の伝達や住民の意向の取りまとめなどの行政と住民の連絡調整機能、そして、行政側に代わって防犯・防災訓練、まちの清掃等を行う行政補完機能を担ってきておりました。

地域の絆が脆弱となり、近隣住民との関係が希薄化するにつれて、今、それらの機能を果たすことに支障を来してきていると痛感しております。自治会は必要でございますが、新たな行政とコミュニティーの関係の構築を模索していく時期に来ていると思います。今後、検討していただくよう要望しておきます。

(仮称)味生コミュニティセンター建設については、令和8年度下半期竣工と伺いました。地域住民の意見を尊重しながら、

できるだけ早期完成に向けて取組を要望しておきます。

高台のまちづくりについてですが、淀川河川防災ステーションの一時避難場所については、災害状況によってまちまちでございます。台風時に予防避難として避難される人もいますが、警戒レベルに応じて対応できるようにお願いできないものでしょうか。

そして、昨日、一昨日と、NHKで南海トラフ地震に備えてのドラマ及び解説がありました。地震、津波があったときに、地域ごとに近くの高台に避難する訓練の紹介がありました。災害が起きたときにいち早く逃げていく訓練の重要性を改めて感じさせていただきました。いざというときに迷うことなく、どこに避難するか明確にできるよう、啓発等をお願いしておきたいと思っております。

また、民間事業所、民間住宅及び電気設備の高所設置については、今後、そういった建築確認が出てきたときにお願いができる体制をお願いしたいと思いますし、消防救急支援体制もしっかり行っていただくようお願いいたします。

公共交通の確保・維持及び市内道路交通網については、公共交通の利便性を高めるには渋滞解消をしなければならないということで、この2点を質問させていただきました。現在取り組まれておる公共交通あり方検討会で今後検討を進めていくことを期待しておきます。

上下水道施策について。

これまで、開閉栓業務、検針業務及び宿日直業務は、それぞれ専門的に個別業者に委託しておりました。今回は料金徴収業務を加えるのみで包括委託を行っておりますが、これらに対するメリットについて改め

て聞かせてください。

上下水道経営について、単純に言いますと、水道の売上げを伸ばして経費を抑えることによって収益が上がる、こういった発想の中で、その経費のうち、今、気になるのが、高騰する動力費、いわゆる電気代でございます。今、民間におきましても1.5倍から2倍ぐらいまで電気代が上がっている中、動力費抑制への対応はされているのか気になっております。この点についてお聞かせください。

また、地震災害時、一時避難場所で活用するマンホールトイレの設置を行っているところでございますが、私が提案したいのは、公共下水道利用者のどの家庭及び事業所にも第1公共汚水ますがあります。これが非常用トイレとして活用できないのかと考えておりますが、この可能性と利便性についてお聞かせいただきたいと思っております。

次に、地球温暖化の推進については、計画どおり進めていただくようお願いいたします。

リユース・リサイクルの推進については、自治会未加入者に十分に配慮した上でお願いしておきます。

子育て世帯を支える環境整備については、いろいろまたがっておりますが、子育て支援課が総合窓口になって、そこから各課に連携ができないものかと思っております。こういったことも検討してください。

高齢者の重層的支援体制の構築については十分分かりました。連携強化を進めていただくようお願い申し上げます。

つどい場参加率の向上については、知ってもらい、そして行きたくなるつどい場を目指して取り組んでいただくよう要望いたします。

国民健康保険については、冒頭で触れま

したが、社会情勢を見ますと物価高騰の影響があります。一方で、賃金など収入に結びつかず可処分所得が増えていないという話も聞いております。そういった中にあるのは、健康保険をはじめとする社会保険にかかる市民負担は決して小さいものではないと思いますので、国に対して国保の広域化などの声をしっかり届けてもらいたいと思います。そのほか、令和6年度の統一を前提とし、運営方針の見直しに当たっていただきたいと思いますので、要望としておきます。

そして、社会を生き抜く力、インターネットの有効・適正活用についてですが、これは、適正な活用をすれば非常に便利ですが、反面、使い方を誤った場合に、人を傷つける刑事事件にも発展しかねません。こういった教育をぜひとも周知徹底していただきたいと思います。

不登校児童・生徒については、令和5年度に安威川以南に適応指導教室を2か所設置していただけると伺いました。よろしくお願い申し上げたいと思います。

鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置については、人口減少時代のあおりを受けてきたのが鳥飼東部地域でございます。しかしながら、鳥飼ランドデザインにも取り組んでいただいていることから、現状の適正化に向けた取組をぜひ回避したい気持ちでいっぱいでございます。鳥飼ランドデザインを推進しながら人口を増やす、こういったことを並行しながらぜひとも取り組んでいただきたいと思いますので、要望しておきたいと思います。

スポーツ振興については、こういった取組も進めていただきたいと思います。

産業振興の健都イノベーションパークについては、やはり目標だった世界に発信す

る健都イノベーションパークという位置づけの中で、十分精査しながら企業誘致に取り組まれるよう要望しておきたいと思えます。

デジタル化の推進については、職員と関係者に対する教育も必要だと思います。こういった教育にも十分力を入れていただくようお願い申し上げます。

人材育成については、先ほど土木・建築関係が必要だと言われました。確かに民間から採用もいいんですが、やはり自前で教育をしていきながら、資格取得にも努めていただいて技術職を増やしていただくようお願い申し上げたいと思います。

そして、財政運営でございますが、経営戦略は5年計画になっております。中期財政見通しが経営戦略とは年度がずれて、ローリングもしなければならぬことは分かっておりますけど、やはり精度を高めていくことに十分配慮していただくよう、そのために予算執行率も考えてくださいと申し上げましたので、よろしくお願い申し上げます。

○福住礼子議長 答弁を求めます。上下水道部長。

○末永上下水道部長 包括委託のメリット、高騰する動力費への対応策及び災害時の公共汚水ますの活用についての御質問にお答えします。

包括委託に係るメリットにつきましては、大きく2点ございます。

1点目は、従来、別々の業者に委託していた業務を包括的に委託することによりまして、業務の合理化及び効率化が期待できることであります。

そして、2点目は、包括委託のスケールメリットが働くことや、業務委託に伴い、職員配置を見直すことでコストの削減が期

待できることであります。

次に、動力費の増加などの対応策についてであります。動力費のコストダウンは、浄水場や送水所においてポンプ施設や空調機器などの施設更新を行う際には、省電力型の機器を採用してまいります。また、浄水場での施設の運転方法を工夫することで、料金算定の基となる最大電力を低下させることにより動力費を抑えてまいります。

さらに、太陽光発電などの再生可能エネルギーにつきましては、新たな技術も開発されていることから、本市の施設規模において費用対効果が得られるかどうか、調査・研究をしております。

また、地震災害時を想定し、令和5年度には避難所を対象とするマンホールトイレを中学校3校に各10基設置してまいります。地震発生時は、御提案の公共汚水ますを活用した非常用トイレにつきましても、下流の下水道施設に破損がなく、これを緊急的にトイレなどとして活用できるなら、災害時に有効となりますので、今後、御指摘の内容について課題と認識し、情報収集に努めてまいります。

○福住礼子議長 三好義治議員の質問が終わりました。（拍手）

ここで暫時休憩します。

（午前11時47分 休憩）

（午後0時46分 再開）

○福住礼子議長 再開します。

次に、野口議員。（拍手）

（野口博議員 登壇）

○野口博議員 それでは、日本共産党議員団を代表して質問します。

最初に、今日の内外情勢に対する認識と地方自治体の役割について、5点お尋ねい

たします。

1点目は、2023年度政府予算案についてです。

岸田首相は、昨年暮れに安保3文書を閣議決定、年明けに訪米し、バイデン米大統領に実行を約束してきました。国民にも説明せず、国会にも諮らず、安全保障政策を180度転換しようとしています。

今から8年前、平和安全法制の施行により日本は戦争できる体制をつくりました。今度は戦争を実行する体制をつくらうとしています。多くの皆さんが、こうした今日の状況に対して、今、日本は戦争か平和かの岐路に立っているとの声を上げています。

そうした中での2023年度政府予算案は、一つ目は今しがた強調した点ですが、戦後の安全保障政策の大転換を掲げて、専守防衛をかなぐり捨てることを宣言した安保3文書に基づいて、5年間で4.3兆円という大軍拡を進める初年度の予算であり、戦争国家づくり元年予算案と言えます。

二つ目に、41年ぶりの物価高騰に苦しむ国民の暮らしや営業を守り、経済を立て直すためには、全く程遠い予算案だということ。

三つ目に、子育て予算倍増、1億円の壁の是正など、目玉政策が軒並み看板倒れとなり、GX、すなわちグリーン・トランスフォーメーションの名で原発回帰を進めるなど、岸田政権が進める新しい資本主義の正体がますます明らかになってきた予算案ではないでしょうか。市長の政府予算案に対する認識をお聞きいたします。

2点目に、新型コロナの「5類」引き下げと医療保険体制についてです。

新型コロナウイルス感染症第8波において、深刻な医療崩壊、死者数や緊急搬送困

難事案は過去最悪、高齢者施設でのクラスターが多発し、多くの犠牲者が出ています。ところが、政府は、医療体制に関する具体策は何も示さず、5月8日に季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることを選定いたしました。大阪府の新型コロナウイルス感染症による死者数は全国最多、8,000人を超えました。ところが、大阪府は、国に先駆けて3月末に、無症状者無料検査や医療機関への補助など12事業を廃止・縮小する計画です。

この間、第7波で大問題になったことがより深刻な形で繰り返され、全国で2万人を超える新たな死亡者が出ています。この反省もなく、5類への引下げとともに、感染対策や検査医療の公的責任を後退させようとしています。こうした動きに対してどう受け止めていますか、お聞きいたします。

3点目に、個人情報保護法の改正に伴う市の対応とマイナンバーカードについてです。

個人情報、個人情報保護法第3条に、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものと規定され、プライバシーを守る権利は憲法が保障する基本的人権です。この4月、改正個人情報保護法が施行されます。その概要及び個人情報保護に対する市長の認識をお聞きいたします。

4点目に、本市の財政状況についてです。

この間、全国の地方自治体は、国からの臨時交付金の活用内容も相まって、結果として基金を大幅に積み増しています。2021年度の基金は25.8兆円、2007年度の13.9兆円の2倍近くに増えています。そのうち財政調整基金だけでも9兆円で、同じ期間で2倍以上に達していま

す。

この状況に対して、財務省が地方財源の削減を狙っている中で、総務省が1月23日の事務連絡において、基金の適正な管理運営に努めよとの指摘を復活させました。本市においても、この間、基金は増え続け、2021年度決算では166億円に達しています。これまでも指摘をしていますが、大阪府内でもトップクラスの財政力を住民の福祉増進を図るために活用する立場にこれまで以上に立つべきではないでしょうか。答弁を求めます。

5点目に、市職員の体制改善と会計年度任用職員の処遇改善についてです。

地方自治体の現場においては、ケア労働の非正規職員を含め人手不足と言われていますが、地方自治体が住民福祉の機関、住民自治の組織としての役割を果たすためには、職場の体制改善は必須です。

本市においては、この間の不祥事や2年前の3歳児死亡事件を受けて様々な取組が行われてきました。コンプライアンス基本方針に基づいて、法令遵守を基に職場環境の改善にも取り組んできました。市民からの信頼を取り戻し、全体の奉仕者として生き生きと働ける環境づくりについてお聞きをいたします。

また、今年3月末、会計年度任用職員については、再任用2回までの更新期限を迎えますし、次年度からボーナスに勤勉手当を加える動きなどありますが、本市としての対応についてお聞きいたします。

次に、くらしと営業を守るまちづくりについて、5点お尋ねいたします。

1点目は、物価高騰対策についてです。

長引くコロナ禍に加え、41年ぶりと言われている急激な物価高騰が国民を苦しめています。物価高騰の要因はアベノミクス

以来の超低金利政策と円安にあります。エネルギーや食料、家畜の飼料などを海外に頼っている日本では、輸入品の価格上昇が多くの商品やサービスのコストを押し上げ、物価高騰をもたらしました。今後、さらに物価上昇が進む可能性が高いと言われています。

物価高騰から暮らしを守るために最も重要なのは、思い切った賃上げを進めることです。日本共産党は、500兆円と言われている大企業の内部留保への臨時的な課税によって10兆円規模の財源を確保し、最低賃金の全国一律1,500円への引上げを含め、中小企業の賃上げを支援することを提案しています。政府の物価対策は、石油・電力会社への補助金や非課税世帯への給付金など、個別的で不十分なものであります。この物価高騰から市民の暮らしや市内中小企業を支えるという課題は、本市としても真正面から取り組むべき課題ではないでしょうか。答弁を求めます。

2点目に、中小企業支援についてです。

コロナ禍、急激な物価高騰から、中小業者の営業を追い込み、倒産、廃業が相次いでいます。さらに、今年10月からは、新たな消費税増税と言われるインボイス制度がスタートする予定で、零細業者、フリーランスに壊滅的な打撃を与えられていると言われています。

市長は常々、摂津市は産業のまち、中小企業のまちとおっしゃっていますが、中小企業が置かれている現状の認識とその支援策についてお尋ねいたします。

3点目に、国民健康保険についてです。

市民の暮らしが大変なときに、新年度もまた保険料大幅値上げの計画です。一方で、国保会計は毎年黒字、基金は4億円を超えています。これは摂津市だけでなく、

大阪府内市町村のほとんどが同じ傾向であります。統一化を目指すこの6年間、値上げの一方で黒字が積み上がるという矛盾は解消できませんでした。大阪府の進める統一化に法的根拠はありません。自治体の自主性を守り、値上げではなく値下げを求めます。いかがでしょうか。

4点目に、高齢者対策とその考え方についてです。

一人暮らしの高齢者が増加する中、緊急通報装置の対象者を広げることは、我が党のこれまでの主張でもあり、評価をいたしますが、一方で、その財源にシフトするという名目で敬老祝金を廃止することは、到底納得がいくものではありません。これまでも入院時の食事代やおむつ代の補助を削ってきましたが、何かを前に進めるために今までの制度を犠牲にする、いわゆるビルド・アンド・スクラップと言われるのは高齢者の制度についてだけで、しかも、財源は僅かであります。

緊急通報装置は、高齢者の安心感を高めるだけでなく、緊急時に早期に対応できることで医療費の抑制にもつながります。高齢者の日常生活支援によって元気で長生きできる摂津市をつくることこそが財政的な負担も低減できるという視点を持つべきであります。認知症予防に対する効果があると言われている加齢性難聴者の補装具購入支援の補助など、高齢者制度の積極的な推進を図るべきです。答弁を求めます。

5点目に、上下水道料金についてです。

今年、つまり2023年は、さきにつくられた上下水道ビジョンと経営戦略で25%もの水道料金値上げが示唆されていた年度に当たりますが、これまでも議論されてきたとおり、当面は先送りになりました。41年ぶりの物価高騰で暮らしが大変

なときに料金値上げはとんでもありません。

他市の状況を見たときに、幾つかの自治体では、物価高騰対策として基本料金の減額を改めて行っております。これまでも繰り返し要望してまいりましたが、できないことはありません。一般会計からの繰入れを含め、水道料金の減額を行うべきであります。答弁を求めます。

次に、子育て支援と教育の充実について、7点お尋ねいたします。

1点目に、子どもの貧困対策についてです。

子供の貧困という言葉を目にするようになり、もう随分とたちます。しかし、その実態の把握と具体的な対策についてはなかなか進んでいないというのが実感です。問題の解決に国を挙げての総合的な対策が必要なのは言うまでもありませんが、今、摂津市で暮らす子供たちや子育て中の親たちに、市としてやれることを最大限やろうという姿勢が求められていると言えます。

今回の子どもの生活実態調査については、どのような問題意識をもって、どのような調査を行うのか、まずお聞かせください。

2点目に、児童虐待防止の取組と今後の展開についてです。

2年前、市内で起きた3歳児虐待死亡事件以来、繰り返し議論し、要望なども行ってきましたが、市長自身、この間の市の取組についてはどのように評価しているのか、お聞きしたいと思います。この間の取組の成果と併せて、今後さらに充実していくことが必要な点などについてもお聞かせをいただきたいと思います。

3点目に、保育・学童保育の公的役割と環境改善についてです。

この間、3年に及ぶコロナ禍を通じて、学童保育を含む保育行政の役割は一層クローズアップされるようになってきたと思います。一方で、量的にも質的にも不十分な点が浮き彫りにもなってきたと思います。足らずを埋めるために民間頼みに終始している点もこれまでも厳しく指摘してきましたが、改めて市としての公的役割と、子育て、保育に関わる環境改善の課題についてお聞きをいたします。

4点目に、少人数学級の拡大についてです。

小学校における35人以下学級の段階的拡充で、今は3年生まで、この4月から4年生までが35人以下の学級定数になります。子供一人一人に手厚い教育を、支援が必要な児童に最適な環境をとといった課題も含めて考えますと、少人数学級の拡大はより一層スピード感を持って取り組んでいくことが重要と考えます。

同時に、この間の議論の中で、教員のさらなる確保が課題であるとも言われていますが、新たに必要となる教員数と学校現場の状況についてお聞かせください。

5点目に、鳥飼地域における学校規模の課題についてです。

教育委員会から諮問を受け、鳥飼地域の小・中学校適正規模・適正配置について審議されてきた審議会が、鳥飼小学校と鳥飼東小学校を統合するという答申を取りまとめられました。教育面、学校運営面で課題が大きいとされる小規模校の解消策ですが、学校統廃合は地域の子育て、教育環境やコミュニティ、まちづくりにも大きな影響を与えるものです。様々な角度から慎重な議論が求められると思いますが、この答申に至る過程、意見集約がどのように行われてきたのか、お聞きいたします。

6点目に、中学校給食センター建設に向けての課題と小中学校の給食費の無償化についてです。

学校給食に係って、物価高騰の影響による賄い材料費の値上げが提案されています。当面は保護者負担にならないように値上げ分を市が負担するとされていますが、前回の値上げ同様に、翌年にはやはり保護者負担になるのでしょうか。全国で多くの自治体が学校給食無償化に動き出しています。本市も無償化を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、中学校給食については、給食センターの建設予定地がようやく決まりましたが、新年度の取組内容についてお聞かせください。

7点目に、子ども医療費助成制度の拡充についてです。

本市が他市に先駆けてゼロ歳児医療の無償化をスタートして今年で50年目になります。そして、この間、取組は全国に広がりました。本市では、対象年齢を18歳に拡大、そして、ひとり親家庭の大学生も含むなど拡充を図ってまいりました。

改めてこの問題を取り上げるのは、5000円の一部負担や入院時食事療養費など、実際には無償になっていないからです。子どもまんなか社会が声高に言われる中、再度この取組について進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、市民の安全、環境を守り、市民とともにすすめるまちづくりについて、6点お尋ねいたします。

1点目に、災害・防災対策についてです。

大阪北部地震からもうすぐ5年を迎えます。毎年、全国各地で大災害が発生しています。今、南海トラフが発生したらどうな

るのか、想定を超える大雨や地震が発生したら本市は対応できるのか、そういう角度から本市の取組の到達度についてどう評価されているのか、そして、今後の課題についてお聞きをいたします。

また、安威川ダムが間もなく供用開始となります。政府は、近年の度重なる大水害で、ダムに頼る河川行政から、流域全体で大水害の軽減に努めるべきだとして、今、流域治水という取組を本格的に進めています。本市においても、安威川流域全体の下流域を含め、本川・支川にわたる総合治水対策を関係機関とともに追求すべきだと考えますが、その取組についてお尋ねいたします。

2点目に、地球温暖化防止の取り組みについてです。

異常気象、大災害など、気候危機はますます進行し、温暖化防止の対策は待ったなしの状態です。市長は、昨年、ゼロカーボンシティを表明されましたが、どのように取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

3点目に、発がん性等が指摘される有機フッ素化合物（PFOA）についてです。

ダイキン工業株式会社排出のPFOA汚染が全国一の高濃度で周辺地域に広がっています。市民団体「PFOA汚染問題を考える会」が調査・対策を求め、1万6,000人を超えるインターネット署名を大阪府と摂津市に提出いたしました。大阪府は、市と連携してダイキン工業株式会社に対策を促進すると明言いたしました。マスコミもそのことを報じました。市長はダイキン工業株式会社に対してどうされるのか、お尋ねいたします。

また、市民の一番の不安は健康への影響です。国に対し、摂津市での血液検査、疫学調査を求めるべきです。いかがでしょう

か。

4点目に、鳥飼まちづくりについてです。

人口減少が急激に進む鳥飼地域の将来像を描き、持続可能なまちづくりを目指す鳥飼まちづくりランドデザインの検討が始まって3年目を迎えます。これまで実施してきた説明会や意見交換会は、検討手法や目的など、参加者の思いや期待とかみ合わなかったり、幅広い住民への周知が不足して多様な意見が反映しなかったりする場面が多かったのではないのでしょうか。新年度の取組の基本方針は、取組の具現化に向け、住民説明会及び意見交換会等を開催していくとのことでありますが、鳥飼地域の住民や事業者にも周知し、将来像を共有し、鳥飼まちづくりへの意見や要望を具体化させていくために、説明会の運営、周知のための広報、意見集約などの改善が必要だと考えます。いかがでしょうか。

また、ランドデザインが描く将来像と、都市計画マスタープラン、住宅マスタープラン、地域公共交通計画、地域農業計画、高齢者ががやきプラン、小学校適正配置計画など、まちづくりに関わる分野別計画との整合性をどのように図っていくのか、お尋ねいたします。

5点目に、摂津市の地域公共交通計画についてです。

交通は人間社会を支える基本的な人権です。通勤・通学、通院、買物、食事や社会活動参加に自由に移動できる地域交通を確保することは、行政の大事な役割ではないのでしょうか。市民の足の確保は、長年市民の皆さんが、また議会が求めてきた切実な要望であります。新年度は、地域公共交通計画策定に向け、市民の方々や交通事業者等との協議を進めていくことになりました。

た。そこでまず、摂津市の交通の現状について、市長はどのように認識されているのか、お尋ねいたします。

6点目に、市民が行きたくなる公園づくりの展開です。

都市公園やちびっこ広場は、子供の安全な遊び場であり、市民の憩いの場、交流の場であり、また、そのまちの魅力と価値を高めるものであります。新年度、明和池公園横の3号街区公園に大屋根と人工芝を敷設する計画が示されています。環境センター跡地に予定される新しい公園設置計画などは期待の持てるものでありますが、同時に、今ある都市公園やちびっこ広場を有効に活用していくことをまず考えるべきであります。現状と今後の課題についての認識を伺います。

次に、憲法・平和・人権を大切するまちづくりについて、2点お尋ねいたします。

1点目に、ジェンダー平等の社会に向けた取組についてです。

市長は、昨年度末に策定された第4期男女共同参画計画の冒頭挨拶で、「私たちは、すべての人が性別にかかわらず、対等な立場であらゆる分野に参画し、ともに個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指していかねばなりません」と述べられました。日本のジェンダー社会の到達が依然世界的に遅れている現状の中、摂津市の第4期男女共同参画計画策定から1年が経過いたしました。市長のジェンダー平等社会に向けた現状の課題、問題意識についてお答えください。

2点目に、平和を守り、核廃絶と世界の恒久平和への取組についてです。

ロシアによるウクライナの侵略開始から1年がたちました。日本国内をはじめ、世

界各地で、ロシアの侵略を非難し、ウクライナへの連帯を示すデモ行進や抗議行動がこの間行われてきています。

2月24日当日、国連総会では、ロシア軍の即時撤退や国連憲章の原則に沿った和平の達成などを求める決議が141か国の賛成で採択されました。日本共産党は、この総会決議を歓迎し、ロシア軍の即時無条件撤退を強く求めるとの声明も発表させていただきました。

昨年10月に開催された第10回平和首長会議総会では、「核兵器のない平和な未来を創造するために ～市民社会に『平和文化』を根付かせよう～」とのテーマで取り组まれました。今日、改めて平和の尊さをかみしめ、そして、核廃絶の課題に市民全体で取り組むことが大変大事だと感じています。市長も、市政運営の基本方針で平和への思いを強く語られていました。新年度の平和への取組内容と併せて、ぜひ本市での平和を発信する場所、平和の拠点を整備すべきだと思いますけども、答弁を求めます。

以上、1回目といたします。

○福住礼子議長 答弁を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 それでは、日本共産党議員団を代表されての野口議員の質問にお答えをいたします。

2023年度の政府予算案に対する認識でございますけれども、令和5年度の政府予算案としましては、歴史の転換期を前に、我が国が直面する内外の重要課題に対して道筋をつけ、未来を切り開くための予算となっております。

こども政策として、こども家庭庁を創設、子育て支援を強化するほか、安全保障、外交への対応として、防衛力を安定的

に維持するための予算を計上するなど、一般会計総額は過去最大の114兆3,000億円余となっております。

国・府・市は、それぞれの役割を担いつつ、住民サービスの向上に努めております。国の動向には常に注視する必要がありますが、市民が住みたい、住んでよかったと思っていただけるよう、さらなるまちの発展にしっかりと取り組み、地方自治体の役割を担ってまいりたいと思います。

新型コロナウイルス感染症に対する質問でございますが、令和2年1月に日本国内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認され、既に3年以上が経過いたしました。国によると、この間、国内で新型コロナウイルスに感染した方は約3,300万人に、亡くなった方は約7万2,000人に上り、我々の生活に多大な影響を与えたと思います。

今般、国により感染症法上での位置づけを5類へと引き下げる方針が示され、国や大阪府の新型コロナウイルス感染症対策事業についても状況に合わせた見直しが行われる段階であると認識いたしておりますが、市民の生活に過大な影響を及ぼすことのないよう、しっかりと注視してまいりたいと考えております。

個人情報保護法の改正の概要についてでございますが、地方公共団体における個人情報保護制度につきましては、これまで、それぞれの団体において個人情報保護条例を制定し、その運用を図ってまいりましたが、令和3年5月に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律におきまして、個人情報の保護に関する法律の改正が行われ、令和5年4月からは、地方公共団体に一律に個人情報保護法が適用されることとなりました。

これによりまして、個人情報保護法において条例で定めることとされている事項や条例で定めることを許容されている事項など、同法の施行に関して必要な事項を定めるための新規条例の制定につきまして本議会に御提案いたしたところでございます。

本市の財政状況についてであります。令和4年度では、未来へのまちづくりの投資として、JR千里丘駅西口再開発事業における移転補償費に多額の費用を要するなど、単年度収支では赤字になるものと見込んでおります。今後も大規模事業が本格稼働することから、財政状況は非常に厳しいものがございますが、そのような中でも、ポイントを絞りながらしっかりと夢を描き、その実現に向けて取組を進めてまいります。

職員体制及び職場環境についての御質問でございますが、定数管理上の職員は平成30年度には615人まで減少しましたが、その後、徐々に人数が増え、令和4年度におきましては644人となっております。この要因は、育児休業取得者の正規職員の補充や多様な行政需要への対応によるものであります。

また、非正規職員の任用につきまして、数時間だけ勤務する職種も含めて、令和4年度は552人となっております。これまでも柔軟な考え方を持って対応しておりますが、もちろん過度に職員数を増やすわけにはいきません。法令等の改正や新規事業の実施などにより業務が増加する場合や、事業の終了や委託の導入などにより業務が減少する場合には、業務量を精査し、適正な職員体制を構築いたします。

また、職場環境につきましては、令和4年7月に職員の自己点検を実施し、良好な

職場環境の保全5項目のうち4項目において、90%以上の職員が良好である旨の回答をしております。コンプライアンス基本方針の最初に記載しております市民目線での仕事をしっかりと実践し、市民からの信頼回復に努めていかなければならないと考えております。

次に、会計年度任用職員の処遇でございます。名前のとおり、任用については、あくまで会計年度ごとが基本となります。

令和4年度末をもって3年目を迎える職員についてでございますが、1年目、2年目は勤務成績による更新を行ってまいりましたが、3年が経過すると更新はできませんので、公募による試験を実施し、合格された場合、新たに任用を行うこととなります。また、勤勉手当につきましては、引き続き国の動きを注視してまいりたいと考えております。

次に、物価高騰対策についてでございますが、長引くコロナ禍に加え、昨今の記録的な物価高騰により、市民の暮らしや事業活動は厳しい状況にあるものと認識をいたしております。

これまで、本市では、国の地方創生臨時交付金に独自財源を加え、プレミアム商品券事業や中小事業所への応援金など、その時々状況に応じた経済支援等の対策を実施してきたところでございます。令和5年度におきましては、小・中学校や保育所等の給食費に関わる保護者負担の軽減を図るとともに、引き続き国の動き等を注視し、必要に応じて対策を実施してまいりたいと考えております。

中小企業の支援についての質問でございますが、政府は、国の経済の基調判断で、景気は、このところ一部に弱さが見られるものの、緩やかに持ち直しているとされ、

先行きについても、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって景気が持ち直していくことが期待されるとしております。ただし、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなるとともに、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における新型コロナウイルス感染拡大の影響に十分注意する必要があるとしております。

産業のまちである本市は、国の経済動向に大きく影響を受けます。一部の産業では持ち直してはいるものの、回復は道半ばの状況であると認識をいたしております。今後も、国や大阪府の動向を注視しながら、中小企業者をしっかりと支援してまいります。

国民健康保険料についての質問にお答えをいたします。

国民健康保険制度は、御承知のとおり、他の医療保険に加入していない住民を被保険者とし、その性質上、無職の方が多きことなどにより、平均所得水準が低くなる一方で、年齢構成も高く、医療費水準が高いため、保険料の負担感が高くなるという構造的課題を抱えております。ゆえに、国に対しては万全の財政措置を講じるよう要望するとともに、広域化を推進しているわけでございます。

なお、広域化による都道府県単位での運営により事務の効率化を図るなど、財政基盤の強化に取り組んでいるところでございますが、既に大阪府内の3分の1の自治体が保険料を大阪府統一料率としている一方、本市の状況を見ますと、いまだ統一料率との乖離が生じていることから、激変緩和措置を講じ、計画的な保険料設定を行った次第でございます。

これまでも繰り返し申し上げております

が、国保運営については、大阪府と府内市町村との連携の下、持続可能な医療保険制度の構築に今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

高齢者福祉施策に関わるビルド・アンド・スクラップについてであります。本市におきましては、現在、行政経営方針に基づき、刻々と変化する社会情勢に適応していくため、ビルド・アンド・スクラップの視点を持って取組を進めているところでございます。

世界に先駆けて超高齢社会に突入した我が国においては、今後の人口減少、高齢化によってもたらされる社会課題にいかに対応していくかが問われており、本市におきましては、限られた資源で真に必要な市民サービスを創出するため、高齢者福祉施策全体の中で時代の変化に応じた見直しを行ったものでございます。

また、加齢性難聴者の補聴器購入助成につきまして、高齢者の難聴の方は認知症の発症リスクが高いとされているものの、国において研究が進められているところであります。今後も注視していく必要があると考えております。補聴器の普及により、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができるよう、先進自治体の動向も注視しつつ、国に制度の創設を要望してまいります。

水道料金の減額についての御質問であります。水道料金につきましては、令和2年度に、大阪広域水道企業団からの受水費の値下げと一般会計からの繰出金を財源として、基本料金の減額を実施いたしました。しかしながら、現在は、令和4年度の決算見込み及び令和5年度の当初予算におきまして単年度純損失予算を計上している状況でございますので、水道料金の減額は

考えておりません。

子どもの生活実態調査についての質問ですが、子どもの貧困対策の推進に関する法律では、地方公共団体は、子供の貧困対策に関し、国、府と協力しつつ、地域の状況に応じた施策の策定とその実施が求められております。子供の貧困対策は、複雑な要因が絡まった大変難しい課題であり、総合的、横断的な取組の推進が必要です。

今後、子供の施策の重要な課題の一つとして、共通認識を持ってオール摂津でしっかり取り組むため、子供の生活状況や学習環境、保護者の生活状況などを把握するとともに、効果的な子供の貧困対策を検討するため、大阪府と共同で実施してまいります。

児童虐待死亡事件以降の展開についての質問でございますが、昨年度の事案発生以降におきまして、家庭児童相談課の職員の増員、幼保ソーシャルワーカーの配置、スーパーバイザーの招聘、スキル向上のための研修の実施など、様々な取組を進めてまいりました。その結果、虐待通告に対して、より迅速かつ適切な対応とともに、小・中学校や就学前施設など子供と直接関わる機関との連携もさらに深まるなど、着実に取組の成果が出始めていることを実感いたしております。

また、昨年10月には、摂津警察署と児童虐待事案に係る情報共有に関する協定を締結し、児童の生命や身体に危険が及ぶ事案につきまして、迅速に情報共有を行うことにより、児童虐待の早期対応や重大事案の未然防止につながっているものと考えております。

しかしながら、虐待通告件数が増加していることから、これまで以上に未然防止や

再発防止といった虐待予防に力を入れることが重要であると考えております。虐待対応のさらなる体制充実を図るとともに、虐待の未然防止につながる啓発冊子の配布や再発防止のための親支援プログラムなどを実施してまいります。

防災対策の取組についてであります。近年では、気候変動の影響により、水害は全国で毎年のように発生し、さらに激甚化しております。一方、地震につきましては、今後、南海トラフ地震が高い確率で発生すると言われており、摂津市も含めて全国で大きな被害が発生すると予想されています。大規模な災害が発生しますと、市は全庁挙げて応急対策に取り組みますが、市役所の力だけでは十分な市民の皆様への対応が難しいと考えております。このため、市民の皆様にも、避難所運営などを中心に、災害時に御協力いただけるところは御協力をいただき、自助・共助・公助が一体となった災害への備えを進めてまいります。

御質問の国が提唱する流域治水ですが、近年の激甚化している水害の実態を踏まえ、計画規模を超える雨が降った場合を想定し、流域に関わるあらゆる関係者がそれぞれにできる水害対策を行うことで、流域全体の治水安全度を高めようとする取組をいいます。安威川や淀川については、既に大阪府や国によるハード対策はほぼ終えており、現在では、流域の関係者間で水害による被害の軽減や早期復旧・復興のための対策について検討しておりますが、本市からは、広域避難のタイミングや避難先の確保など、想定最大規模の水害が発生した場合の避難方法についての検討をお願いしているところであります。

ゼロカーボンシティに向けた市の取組に

ついてであります。令和3年4月の気候サミットにおいて、国は2050年カーボンニュートラルを目指す旨を表明されました。これを受け、本市においても、2050年度に向かって低炭素社会から脱炭素社会の形成を目指すため、私自ら令和4年2月にゼロカーボンシティを表明いたしました。表明後、令和4年3月に摂津市地球温暖化対策地域計画を策定し、緩和策と適応策に分け、取組を進めているところでございます。

計画の基本方針には、省エネルギーの推進をはじめ、5項目の内容を掲げており、行政として取組を進める内容のほか、市民、事業者にも取り組んでいただきたい内容も含んでおります。本市としても範を示すため、私自身がゼロカーボンシティ遂行の先頭に立ち、地球温暖化対策に取り組む所存でございます。

PFOAに対する対策でございますが、御質問にもありました新聞報道等があったことは存じ上げております。私の手元にも同様の署名が提出されておりますので、大阪府とも連携し、今後も対策を推進してまいりたいと考えております。

また、PFOAに関する健康・環境調査につきましては、市民の不安を払拭するため、私自らが環境省等に赴き、その思いや市の現状を訴えてまいりました。そのかきもあり、環境省に令和5年1月からPFOA等に係る水質の目標値等の専門家会議、PFASに対する総合戦略検討専門家会議が設置され、国内外の科学的知見等を踏まえた科学的根拠に基づく対応等を協議いただいております。この専門家会議での議論に注目し、PFOAに関する健康影響評価がなされることを期待しているところでございます。

鳥飼まちづくりについての質問にお答えをいたします。

鳥飼まちづくりグランドデザインを具現化していくためには、これまで以上に住民の皆様や地域活動団体、事業者等の連携・協力が必要不可欠と考えております。

令和5年度に実施予定の鳥飼まちづくりグランドデザインに関する意見交換会等につきましては、グランドデザインで設定しているまちづくりエリアの中で、令和4年度に実施できなかったエリアで順次開催していくこととしており、令和5年度中に全てのエリアの住民の皆様等との意見交換をする場を設定していく予定でございます。

意見交換で行う議題については、グランドデザインでお示しをしている方向性の共有から始まり、住民の皆様等との役割分担、取組の実施まで、各段階で皆様の御意見を踏まえたものに設定してまいります。

また、会議の運営につきましては、これまでいただいた御意見を踏まえ、グランドデザインの具現化に向けた全体の工程をお示しし、現在、どの段階の意見交換を行っているのかが分かるようにしたり、議題の内容をあらかじめ公表し、効率的な議論ができるようにしたりと、住民の皆様等が参加していただきやすい環境づくりに努めるとともに、会議後におきましては、意見交換の内容を公表するなど、進捗状況を御確認いただけるよう配慮してまいります。

次に、鳥飼まちづくりグランドデザインの将来予想と他の行政計画との整合に関する御質問であります。鳥飼まちづくりグランドデザインは、人口減少時代においても、本市の魅力を高め、持続可能なまちづくりを実現する上で重要な方針を示したものでございます。今後、意見交換会等で得られた御意見を踏まえ、地元住民の皆様と

共有できる将来予想を磨き上げ、この将来予想の実現に向けた具体的な取組等が定まれば、各行政計画の改訂時に必要事項が反映されていくものと認識しております。引き続き、市役所が一丸となって、密な連携・協力体制で鳥飼まちづくりを推進してまいります。

本市の交通の状況についてであります。本市におきましては、生活様式の変化や少子高齢化の進展により、公共交通を取り巻く環境が年々厳しさを増している中、さらに新型コロナウイルス感染症の影響や燃料をはじめ諸物価の高騰、2024年問題とも言われる物流業界の働き方改革等による運転手不足などが、さらに交通事業者の経営環境に厳しさを与えております。今後も公共交通機関の利用者数の減少が予想され、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が懸念されます。特に、鳥飼地域におきましては、路線バスを補完している公共施設巡回バス、通称セッピー号が、地域の要望に比べ、利用者数が著しく少ない状況でもあり、基幹公共交通や地域の移動に課題があることは認識いたしております。

そこで、これからの本市にふさわしい公共交通の在り方を検討するため、令和4年度から、学識経験者や関係部局の職員を交えた公共交通あり方検討会で、公共交通の現状と課題を整理・検討しているところであります。

都市公園やちびっこ広場の現状であります。都市公園やちびっこ広場は、日常生活において共有する重要なオープンスペースで、子供からお年寄りまで誰もが気軽に利用できる身近な空間として市民の暮らしに不可欠なものとなっております。また、立地や地域の状況、遊具などの施設により異なる

りますが、大小様々な特色を有し、地域の方々に御利用いただいております。

利用者の安全・安心を確保するため、都市公園ではシルバー人材センターに、ちびっこ広場は地元自治会等の団体に日々のパトロールと維持管理作業を依頼し、努めておりますが、特にちびっこ広場におきましては、自治会の解散や高齢化による担い手不足等を理由に維持管理が難しくなっている課題もあります。

今後も、都市公園、ちびっこ広場につきましては、高齢者や子供たちなど利用者の視点を常に意識し、意見や要望の声も聴きながら、適切な整備や維持管理につなげてまいります。

ジェンダー平等社会の実現についてであります。世界経済フォーラムが毎年発表しているジェンダー・ギャップ指数によりますと、令和4年、日本は146か国中116位と、国際的に見ても極めて遅れた水準にあります。全ての国が取り組むべき持続可能な開発目標でありますSDGsの目標5にも、ジェンダー平等として、女性のエンパワーメントの実現について明記されております。誰もが性別にかかわらず平等に機会を与えられる社会の実現が求められている中、女性が活躍する環境を整えていく必要性も求められているところであります。本市としましても、ジェンダー平等を推進することの重要性を認識し、取組を進めてまいります。

ウクライナ情勢と核の問題についての御質問ですが、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻開始から1年がたちました。長期化する戦禍の中で、罪なき人々の底知れぬ苦難が続いております。平和宣言都市の本市としては到底看過できないことから、去る2月24日に再度抗議文を送付したとこ

ろです。

令和5年2月24日のG7首脳声明においては、77年間に及ぶ核兵器の不使用の記録の重要性が想起されました。しかし、ロシアは、新戦略兵器削減条約の履行停止を発表しました。核に関する情報共有が行われなくなれば、不測の事態を招く危険性が高まり、重大な緊張を引き起こす可能性も指摘されております。だからこそ、唯一の戦争被爆国である我が日本国は、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて声を上げ続けなければなりません。

本市においては、これまでも核兵器禁止条約の早期締結を求める署名を広く募り、核兵器廃絶に向けた為政者の政策転換を促す取組を続けてまいりました。今後も、平和首長会議と協力して、市民一人一人の平和意識の高揚と核兵器のない世界の実現に向けて取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○福住礼子議長 次に、教育長。

(箸尾谷教育長 登壇)

○箸尾谷教育長 それでは、教育委員会所管分につきまして御答弁申し上げます。

まず、保育・学童保育についての御質問でございます。

学童保育を含む保育に求められる役割は、保育を必要とする子供に対し、適切な保育を行い、その健全な心身の発達を図ることでございます。また、就学前施設には、入所する保護者への支援とともに、地域の子育て家庭に対する支援の役割もございます。そのようなことから、まずは子供を預けたいと希望される家庭のニーズを把握し、それを満たすことが重要であると考えております。

今後に向けての課題としましては、就学

前の子供の保育、学童保育ともに共通して3点を考えております。

まずは、場所の確保です。待機児童の解消や学童保育室の学年延長を実現するためには、保育場所を確保する必要があります。

次に、人材の確保です。全国的な課題ではありますが、それぞれの配置基準に応じた人材の確保が必要となります。

最後に、質の確保です。子供たちの健全な心身の発達を図るためには、現状に満足することなく、市全体の保育の質が向上するように取組を進める必要があります。

今後、これらの課題に対して効果的な取組を選択し、実行しながら、就学前の子供の保育・学童保育の充実を図ってまいります。

次に、35人学級の実施に伴う教員確保に関わる学校現場の状況についての御質問にお答えいたします。

公立小学校においては、令和3年度より段階的に35人学級となり、令和5年度に小学校第4学年までの35人学級が実現いたします。本市におきましては、この35人学級の拡大によりまして、令和5年度は3学級増を予定しております。

また、本市の学校現場では、正規教員の確保と併せまして、30代の教員が多いことから、産前産後休暇や育児休業を確保するケースが予想され、その代替教員の確保、さらには年度途中で生じる病気休暇等の代替教員の確保などの課題があると捉えております。

小中学校通学区域等審議会の答申に至る過程、意見の集約についてでございます。

令和4年7月に、教育委員会からの諮問を受け、計4回開催いたしました摂津市立小中学校通学区域等審議会では、学識経験

者をはじめ、鳥飼地域の自治会長、PTA、青少年指導員、未就学児の保護者、小・中学校長の計19名で御審議いただきました。審議におきましては、事務局から提示いたしました資料に加え、児童・生徒及び未就学児の保護者を対象としたアンケート、地域における意見交換会、教職員のアンケート結果等を参考に活発な議論が展開されました。令和5年2月14日の答申では、鳥飼小学校と鳥飼東小学校を統合すると御提起いただいているほか、審議会でも出された御意見等についても体系的に取りまとめていただいております。

物価高騰を踏まえ、給食費の無償化を実施することについての御質問でございます。

世界的な物価高騰等を受け、本市の学校給食物資につきましても価格が高騰している状況が続いており、令和5年度の賄材料費は増額せざるを得ない状況となっております。

学校給食につきましては、学校給食法第11条で、学校給食費は保護者の負担とすると規定されており、基本的にはこの趣旨に沿った運用をしてまいりたいと考えております。ただし、令和5年度におきましては、御指摘いただいている物価高騰等による保護者負担を一時的に軽減するため、物価高騰分については市負担とするよう進めたいと考えております。

次に、令和5年度の給食センター設置に向けた取組につきましては、まずは、候補地となります鶴野第2公園用地において、想定する建設ができるかどうかも含め、基礎調査を実施してまいります。

最後に、子ども医療費助成制度拡充の認識についてでございます。

子ども医療費助成制度の目的は、子供に

係る医療費の一部を助成することにより、子供の健全な育成に寄与し、もって子供の福祉の増進を図ることでございます。本市では、大阪府内市町村に先駆けて市単独事業として開始し、助成対象の年齢の引上げにおいても早期に取り組んでまいりました。一方で、全国的には、さらなる助成対象年齢の引上げや自己負担金の無料化等、独自に対策を講じておりますが、そのことは、市町村の財政状況によって格差が生じ、自治体間の競争を招くばかりでなく、自治体にとって過度な財政負担が強いられることが懸念されるところでございます。

子ども医療費助成制度については、子育て世帯の誰もが住む地域によって差異のない支援を受けることで、子育て世帯により安心感を高めるものであると認識しており、引き続き、大阪府の負担割合の増加や国制度の創設など、国、大阪府への要望を行ってまいります。

以上でございます。

○福住礼子議長 野口議員。

○野口博議員 それでは、2回目の質問に入ります。

最初に、国の動きについて少し申し上げたいと思います。

先日、国会で、私ども日本共産党の小池晃参議院議員が、全国の自衛隊300基地2万6,000棟について、化学兵器、生物兵器、核兵器に耐えられるよう強靱化するために、ゼネコン関係者と懇談会を持っていたことを明らかにいたしました。つまり、攻撃を受けること、すなわち日本全土が戦場化することを想定して、今、検討が始まっているわけであります。財源的にも、初めて建設国債を充当することをはじめ、年金財源、法人税、たばこ税、復興特別税、いろんなところから財源を集めよう

としております。

こんな動きに対して、今、多くの方々からいろいろな声を上げていただいていると思っています。昨年12月、「徹子の部屋」に出演されたタモリさんが、「来年、どんな年になりますか」と問われたときに、「新しい戦前になるのではないかと危険を感じております」と発言されました。今、誰もこんな今日の危険な動きについて敏感に感じているわけで、地方自治体の現場としても、こうした問題についてきちっと受け止めて仕事をしていただきたいと思います。そして、国の動きから、住民生活にどんな関係があるのかもきちんと敏感に感じ取っていただきたいと思います。

今、国は、マイナンバーカードやデジタル化を促進すれば、国民の税金で地方交付税を余分に渡しますよと、こんな誘導策を行っています。国が言うから何でもそうなんだではなくて、国の下請機関ではないわけで、地方自治体としての立場からいろいろな物をきちっと言っていただきたいと思います。改めて申し上げておきます。

新型コロナの「5類」引き下げの問題があります。

大阪府内では、この3年間で、大阪府内病院の642のベッド数が削減されました。そして、新年度に新たに479床削減する計画であります。保健所の数は61か所から18か所に減りました。保健師の数は全国ワーストツーであります。何回も申し上げているように、死者数は全国最悪であります。日曜日の「サンデーモーニング」に出られた寺島さんがおっしゃっていましたけれども、やっぱり医療保健体制をちゃんとすべきだというのが大方の意見であります。

病床削減計画は中止をし、医療機関と役

割分担・連携で、高齢者が感染したらすぐに入院できる医療体制を固めること、そして、数を増やして保健所の体制を強化することが大事だと思っています。ぜひこんなことを他の自治体とも協力して声を上げていただきたいと思います。答弁を求めています。

個人情報保護の問題であります。

私は、デジタル化の促進と個人情報保護の強化は一体で進めるべきだと思っています。しかし、国の思惑は、個人情報を利活用し、もうけをどんどん拡大しようというところにあります。この4月から個人情報保護法が変わりますけれども、どんなふうに変わっていくのか、改めてお伺いいたします。令和4年第4回定例会で、安藤議員の質問に対して、個人情報ファイル簿の作成と公表、行政機関等の匿名加工情報の提案募集、国の個人情報保護委員会の指導及び助言の3点と答弁されましたけれども、分かりやすく説明いただきたいと思います。

そして、マイナンバーカードについては、この間、大変な混雑でありましたけれども、申請状況だとか情報格差の対応についてお尋ねしたいと思います。

本市の財政状況についてです。要望にします。

市長が就任されて令和3年までの10年間で市の基金は3.3倍に増えています。財政指標を示すいろいろなものは、民間企業でいえば優良企業だと言えます。ですから、これから大型公共事業が控えておりますけれども、それも含めて、今、大変なしんどい状況になっている市民の暮らしや中小企業を支えていくんだという立場で財政を行うことが僕はポイントだと思っています。ぜひ、自治体としても持続可能に、そ

して、皆さんが末永くこの地で住んでいただけのように、この立場で取り組んでいただきたいと思います。

市職員の問題です。2回目は会計年度任用職員の問題についてお尋ねいたします。

数的には552人、全体の中で46%だと数字が示されました。この3月、再任用の更新が大きな問題になっています。先ほど、新たに公募による試験だとおっしゃいました。私は、会計年度任用職員も、正規職員と同じく、公務員として専門的・恒常的なサービスを提供しておりますので、安定的な雇用を保障することは住民にとっても不可欠だと思っています。任用期限の上限を撤廃することと併せて、本人の希望を前提にして、公募ではなく勤務実績によって継続的任用を保障すべきだと思いますけども、いかがでしょうか。

続いて、物価高騰対策と上下水道料金の問題をまとめて再質問します。

単純な話でありますけども、他の自治体では、これまでもいろんな新型コロナウイルス感染症対策としてやってきましたが、新たに物価高騰対策として、水道料金の問題、給食費の問題、いろんな公共料金の軽減策を取っています。ぜひ一般会計からの繰入れも含めてやるべきだと思っていますけども、改めて再度お問いをしておきたいと思います。

中小企業の支援の問題であります。

一つは、新年度の取組と、この間取り組んでおられる中小企業等物価高騰対策支援金の件、そして、企業立地等促進奨励金の見込みについて、まずお尋ねいたします。

また、これは市長にお尋ねいたしますが、大分前に年越し派遣村が大きな問題になった時代がありました。私も要請させていただいて、市長自身も市内の企業にじか

に行っていただいて、雇用の申入れも行っていただきました。今、最大の問題は、働く皆さんの賃金アップであります。中小企業のまちであります市として、例えば工場家賃や機械リースに補助することも含めて、いろんな支援メニューをつくっていただいて、その内容をもって市長自身が自ら市内企業に対して賃金のアップ要請をしていただきたいと思いますけども、市長、いかがでしょうか。

国民健康保険の問題です。

今回、一人当たり幾らの値上げになりますか。所得310万円、40代夫婦と子供2人の4人家族の場合はどうでしょうか。保険料抑制の財源についても示してください。

また、先ほどもお話がありましたけども、新年度は運営方針の見直しの年でもあります。記録的な物価高騰の中、統一化の延期を求めるべきではないでしょうか。御答弁を求めます。

高齢者対策についてです。要望にします。

本市として、高齢者に対する敬意と感謝を表す象徴的な制度が敬老祝金の制度でありました。これが廃止をされ、今回、形を変えようとしています。社会の変化に応じて見直すんだという話ではありますが、ほんの少し予算を削って、そのほんの少しの予算をほかに回すということでもあります。

10年近く前、行革断行ということで、重箱の隅をつつくように敬老祝金の廃止計画が上がりました。このときは断念し、この間、多くの方々に喜んでいただきました。福祉に対する思想の貧弱さを今感じています。摂津市の人間基礎教育、思いやりの心、感謝の心、この看板が今泣いているのではないかと私は強く申し上げたいと思

います。

また、補装具の問題では、今、全国120の自治体で実施をされています。今、調査を行っていますが、その結果も踏まえて、ぜひ実施に向けて検討されることを求めています。

子どもの貧困対策です。これも要望にします。

2年前の内閣府が行った子供の貧困調査の分析結果では、過去1年間、必要な食料を買えなかった子供たちが全体の11.3%、そして、児童虐待件数も5年間で倍増、子供の自殺者は2020年490人ということで過去最高となり、極めて深刻な事態が明らかになりました。

先ほども少し話に出ましたが、厚生労働省が昨年4月に公表した小学6年生を対象とした初の調査結果では、6.5%、15人に一人がヤングケアラーであることが判明いたしました。お金の心配なく誰しものが学べる教育環境を実現すること、お金の心配なく子供たちの命と健康を守る対策などは、国が当然やるべき政治的な課題であります。ぜひ経済的支援、社会的支援を強めることを求めています。

児童虐待防止の取組の問題です。

この間、本市も含め、多くの事象・事件、虐待事象がニュースでも流れて、お互いに心を痛めてきております。市としてもさらなる体制強化が必要ではないでしょうか。また、常に市民の皆さんに対して、この間の市の取組や今後行う対策についても積極的に発信していくことが大事だと思っていますが、いかがでしょうか。

少人数学級の拡大の問題です。

教員不足が慢性化して、さらに学校現場は多忙化が止まらない悪循環になっていると感じています。加えて、過度の競争と管

理教育で自主性が損なわれ、教員は疲弊し、結果、成り手がなかなか見つからない状態になっているのではないのでしょうか。少人数学級を進めていく上でも重要な教員の確保に向けて、市としての取組方向を改めてお聞きいたします。

鳥飼地域での学校規模の問題です。

これから答申を受けて、教育委員会として具体的な計画策定を行っていくことになります。児童・生徒、保護者や教職員、地域住民の合意と納得を前提に進めていただくことは当然であります。また、鳥飼まちづくりランドデザインとの関係、整合性をどう取っていくのかなど、様々な問題がありますが、この点はどうでしょうか。

学校給食センターの問題です。

給食センター建設に向けて、基礎調査等を含めて具体的にこれから動いていきます。センター建設、箱物の検討と併せて、そこでどんな給食を行っていくのか、その議論が大事であります。およそ1年間、共同運用を検討してきた吹田市とは考え方が異なるということで断念いたしましたけども、改めてこの間の経緯と摂津市が目指す中学校給食についてお尋ねをいたします。

子ども医療費助成制度の問題です。

大阪府の助成対象年齢は就学前であります。全国では27道府県が、12歳年度末まで、つまり小学校卒業まで実施をしています。そして、18歳までのところは、この4月から東京都が実施しまして、合わせて6都県になります。今後、この流れは広がっていくだろうと思います。当然、国の制度として位置づけることが大事だと思っていますし、そういう声を上げていただきたいと思います。

本市において、子ども医療費総額に占める大阪府の助成金は僅か9.4%でありま

す。これが12歳年度末まで大阪府の助成が増えれば、プラス2,000万円になるという話であります。ですから、他の自治体とも協力して、まずは大阪府に対して、助成対象年齢を小学校へ、中学校へ、そして高校卒業まで上げようという声をぜひ御一緒に上げていただきたいと思います。と同時に、本市において、すぐに一部負担500円、入院時食事代の負担を解消すべきだと思いますけども、いかがでしょうか。

災害・防災対策についてです。

また所管の委員会で細かい議論はしたいと思えます。今回、ようやく本市の業務継続計画がまとめられようとしています。これまでの取組の見直しとともに、例えば、外国の方の対応、多言語での情報発信など、いろんな新しい課題も出てきています。そうした視点も含めて、もっと体制強化を行うことが必要だと思えますが、新年度の取組内容とその位置づけについてお尋ねしたいと思います。

地球温暖化防止の問題です。

今回、新年度幾つかの取組が出ています。その内容と今後の展開について改めてお聞きいたします。

PFOAの問題です。

2月24日に大阪府に対し署名が提出された後、今、全国的にこれが広がりを見せています。現在の署名数は2万3,655人になりました。住民の運動が大きく世論を動かしています。議会としても国に対して調査・対策を求める意見書を全会一致で採択しました。市長も環境省に出向いていただきました。その結果、お話にありましたように、国もこの1月に環境省と厚生労働省が合同で専門家会議を設置されました。

こうした中で、今やるべきは汚染地域で

の健康調査であります。先日、二人の自治体会長にお会いしましたが、「PFOA問題は、摂津市にとってもダイキンさんにとっても、きちんとやるのが大事ですね」とおっしゃっていました。世界に冠たる大企業が自ら真正面から真摯に向かってくれば、ダイキン工業株式会社の評価が高まっていくだろうと私は思っています。

国に対して、摂津市での血液検査、健康への影響や疫学調査の実施を改めて強く国に要請すべきです。そして、今こそ摂津市の環境保全協定に基づき、ダイキン工業株式会社と協議を開始すべきです。市長からの答弁を求めます。

地域公共交通計画です。

これからようやく具体的な計画に取り組むこととなります。人口減少をはじめ、乗務員不足、利用者減少など、採算性や効率性のみでの検討ではあまりいい結果は得られないと思えます。ぜひ、国民の交通する権利、すなわち交通権を全面的に保障する立場で議論を検討していただきたいと思えます。

そこで、本計画の目的や議論の方向性はどうでしょうか。また、これまで庁内で行ってきたあり方検討会の議論や市民アンケートの結果などをどう反映させていくのか、お聞きをしたいと思います。

続いて、ジェンダー平等であります。

これから、第3期の成果を踏まえつつ、令和6年4月に施行される困難女性支援法、すなわち困難な問題を抱える女性への支援に関する法律へ対応を含め、この取組をさらに前進させていただきたいと思えます。

最新のニュースでは、男女同権がどの程度進んでいるかを示す指数で、日本はOECD加盟38か国で最下位でありました。

新年度の具体的な取組と、パートナーシップ条例を含め、LGBTの取組などについてお聞かせをいただきたいと思います。

最後に、平和の問題であります。

平和、核廃絶への市長の強い思いをベースにして、今の危険な動きと合わせて平和を根づかせていくときだと感じています。これまで、平和公園を中心にした取組、位置づけについて申し上げてきました。ぜひ、平和首長会議も取り組んでいますけれども、今こそ市民の中に平和文化を根づかせる具体的な取組を進めていただきたいと思えますけれども、改めてその点についての答弁を求めて2回目を終わります。

○福住礼子議長 答弁を求めます。保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 保健医療体制についての御質問にお答えいたします。

保健医療体制は、国の方針に従い、都道府県が中心となって、市や医師会と連携し、その仕組みづくりが行われております。現状としましては、医療圏ごとに診療実態を分析の上、病床数の必要量を推計し、医療提供体制が確保されているものと認識しております。

現在、新型コロナウイルス感染症対策においては、非常に大きな転換期でありますことから、これまで以上に大阪府、茨木保健所と丁寧かつ綿密な連携を図るとともに、保健医療体制に課題が生じた際には、解決に向けてしっかりと要望を行ってまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 次に、総務部長。

○山口総務部長 個人情報保護法の改正に伴い、何が変わるのかにつきまして御答弁申し上げます。

令和4年第4回定例会におきまして、現行の本市個人情報保護条例に規定がなく、

個人情報保護法に規定されている主な事項といたしまして、三つの項目について御答弁いたしました。

1点目が、個人情報ファイル簿の作成及び公表の義務化についてでございます。この制度は、行政機関等が保有する個人情報ファイルについて、利用目的、記録項目、収集方法などの事項を記載した個人情報ファイル簿を、法の施行日以降、遅滞なく作成し、公表することとされているもので、現在、その準備を進めておるところでございます。なお、ファイル簿の作成につきましては、市の機関ごとに行うものでございますが、公表につきましては、情報政策課で取りまとめを行いまして、一括して行う運用を予定いたしております。

2点目は、行政機関等匿名加工情報の提案募集についてでございます。行政機関等匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該情報を復元できないようにした情報でございます。提案募集は都道府県及び政令指定都市に適用され、他の地方公共団体においては、当分の間、任意とされております。本市におきましても、法の施行のタイミングでは提案募集を実施することは予定しておらず、新たな条例にも規定いたしておりません。

3点目は、国の機関である個人情報保護委員会による個人情報の取扱いについての指導及び助言についてでございます。これまで、本市におきましては、個人情報保護条例の規定に基づき、個人情報の収集、目的外利用及び提供、オンライン結合による外部提供の例外的な取扱いについて、個人情報保護審議会に諮問してまいりました。法の施行後におきましては、こうした個別事案ごとの法に照らした適否の判断につい

て、審議会への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という趣旨に反するものとされ、認められないものとされております。今後は、法律の規定に基づき、行政機関の長等が個別に判断をしまるものがございます。なお、その判断に迷う場合には、個人情報保護法第166条に基づき、専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることが可能とされております。

○福住礼子議長 次に、生活環境部長。

○吉田生活環境部長 マイナンバーカードの普及状況及びマイナンバーカードの有無による市民サービスへの影響やマイナンバーカードに関するデジタルディバイドの現状と対応についての御質問にお答えいたします。

摂津市におけるマイナンバーカードの普及状況は、最新で、令和5年2月19日現在で申請率が77.6%、交付率が63.9%となっており、おおむね市民の4人に3人が申請を済ませ、3人に2人が既にマイナンバーカードを所持されていることとなります。

マイナンバーカードに関するデジタルディバイドにおいて、マイナンバーカードやマイナポイントをオンラインで申請することが難しい方に対して、市民課の窓口や市役所1階ロビーの特設会場において、職員が直接申請手続きをお手伝いさせていただくことで、パソコンやスマートフォン等のデジタル機器の利用が苦手な方への影響を最小限に抑えるよう努めております。

続きまして、令和5年度の取組と中小企業等物価高騰対策支援金及び企業立地奨励金の見込額についての御質問にお答えいたします。

令和5年度の具体的な支援策といたしまして、ビジネスサポートセンターの相談枠

を拡充し、毎週2日、火曜日、木曜日の相談だけでなく、創業などに伴う集中的な相談支援や突発的な相談等に対応してまいります。

中小企業等物価高騰対策支援金の見込みでございますが、3月3日時点での申請件数は2,041件であり、申請期限は3月10日までとしております。

また、企業立地等促進奨励金は、大企業が11社26件で2億6,638万2,000円、中小企業は13社13件で5,129万3,000円を見込んでおります。

続きまして、ゼロカーボンシティに向けた具体的な取組についての御質問にお答えいたします。

ゼロカーボンシティの表明後、策定いたしました摂津市地球温暖化対策地域計画の施策の基本方針には、省エネルギーの推進、再生可能エネルギー等の利用拡大、脱炭素社会に向けたまちづくり、循環型社会の構築、気候変動への適応の5項目を挙げております。基本方針以下は、施策の方向性として、省エネ型建築物・設備の普及など9項目を、施策として、住宅等の太陽光発電設備の導入促進など27項目を、事業として、市有施設への太陽光発電・蓄電池等の導入など96項目を記載する内容となっております。施策の中でも、計画全体の着実な推進をリードする重点施策を8項目設定しており、今回予算計上しております住宅への太陽光発電設備や家庭用燃料電池システム等の設置補助制度の創設や、温水プールへの太陽光発電設備の設置も重点施策の一環として取り組んでいるところでございます。

先ほど市長からもありましたとおり、市民、事業者にも取り組んでいただきたい内容も含まれておりますので、計画の周知を図

りながら地球温暖化対策を進めてまいりたいと考えております。

- 福住礼子議長 次に、市長公室長。
- 平井市長公室長 会計年度任用職員に関する御質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の更新についてであります。総務省が自治体に向けて発出している会計年度任用職員制度の事務処理マニュアル（第2版）には、「平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、公募によらず従前の勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用を行うことができるのは原則2回までとしている。その際の能力実証の方法については、面接及び従前の勤務実績に基づき適切に行う必要があるとされている」とあり、本市といたしましては、これにのっとり、更新は2回までの制度設計を行っております。

続きまして、物価高騰対策についての御質問にお答えいたします。

現在、電気代、ガス代や食料品などの値上がりにより、消費者物価指数が第2次オイルショック以来の水準となるなど、記録的な物価高騰が続いております。昨年、国におきまして、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が示され、本市におきましては、医療、介護、障害、保育等の施設を含む事業者支援を実施してきたところでございます。また、同時期に、プレミアム付商品券など、消費下支え等を通じた生活者支援を実施してきたところでございます。

水道使用料の減額につきましては、本市におきましても令和2年度に実施しておりますが、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の推奨メニューには、水道使用料が高騰している実態がないため、原則、交付金の対象とはならないとのこと

でございます。

給食費の無償化につきましては、近隣市におきましても一部の自治体において実施されておりますが、今後の国の交付金が示されていない中、独自財源で実施していくことは困難であると考えております。今後につきましては、国の総合経済対策や近隣市の動向を注視しながら、必要に応じて経済的支援を含む対策を講じていく必要があるものと考えておりますが、この記録的な物価高騰を前に、我々のような基礎自治体による経済的支援にはおのずと限界もあるものと考えており、今後、国による抜本的な対策を期待しているところでございます。

続きまして、人権に関する具体的な取組についての御質問にお答えいたします。

第3期摂津市男女共同参画計画では、男女共同参画社会へ向けての意識形成、環境整備、女性の人権尊重と女性に対するあらゆる暴力の根絶の三つの柱を軸に各施策を進めてまいりました。

まず、意識啓発として、地域や社会に主体的に関わるための女性の学び場であるウィズせつつカレッジを開講し、男女共同参画の視点に立った生涯学習を促進しております。

また、環境整備として、女性人材登録制度の活用を各課に呼びかけ、私たちの暮らし全般に関わる市の施策、方針などを決定する審議会の間などへ女性が参画できるような機会の促進を図っております。

さらに、女性の人権尊重と女性に対するあらゆる暴力の根絶については、平成31年に女性相談員を婦人相談員への位置づけとしたことにより、DV証明の発行が本市でできるようになり、DV被害を受けた女性がより迅速な支援を受けられるよう努め

ております。

第4期摂津市男女共同参画計画では、これらの視点を継承しつつ、新たな施策を考えております。

まず、ジェンダー平等社会実現の一助として、令和4年にオイテル株式会社と連携協定を結び、市役所1階と6階の女性トイレに無料で生理用品を配布する機器を設置しております。

また、LGBTにつきましては、男女共同参画社会へ向けての意識形成として、性的指向と性自認の多様性に関する理解の増進と、当事者が抱える問題解決に向けた取組を推進することを明記しております。制度構築に当たりましては、性の多様性について社会的理解が進む中で、広範囲にわたる法整備が必要であると認識しており、国において議論されるべきものと考えております。本市といたしましては、計画に明記しておりますことから、性の多様性に関する理解の啓発を行い、引き続き国の動向などを注視してまいります。

続きまして、平和への具体的な取組についての御質問にお答えいたします。

本市では、昭和58年の平和都市宣言以来、7月、8月を平和月間と定め、様々な取組を行ってまいりました。具体的には、戦争の悲惨さと平和への願いを受け継いでいく平和資料展の開催や、子供たちの平和意識を醸成するため、被爆に耐えて現在も生き続けるヒロシマ・ナガサキの被爆樹木二世の苗木を平和首長会議により配付いただき、平和の象徴として市内小学校に児童自身が植樹し、大切に育てることにより、戦争の悲惨さや平和の尊さなどについて訴えるなどしております。

これらの取組を通じまして、市民一人一人が日常生活の中で平和について考え、行

動する平和文化を市民社会に根づかせ、平和意識を熟成していくことが平和文化の振興であると考えております。今後も、平和文化がさらに根づくように、平和を考える市民のつどい等の開催、平和の拠点であります平和公園に設置しております被爆石、平和の鐘等を広く市民に知っていただき、平和への関心がさらに高まるよう、また核兵器禁止条約の早期締結を求める署名などに取り組んでまいります。

○福住礼子議長 次に、保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 保険料の抑制財源と運営方針についての御質問にお答えいたします。

令和5年度の保険料の設定に当たりましては、大阪府の統一料率に基づく保険料を引き下げるための抑制財源としまして、基金から1,000万円、国府支出金から844万3,000円、合計1,844万3,000円を活用しております。

次に、保険料の改定額につきましては、調定ベースで申し上げますと、一人当たり保険料で年間9,953円の増、モデルケースとして、所得310万円で4人世帯、40代夫婦、子供2人の世帯で、年間4万4,469円の増となっております。

また、令和5年度の大阪府国保運営方針の見直しにつきましては、これまで同様に、大阪府広域化調整会議等を通じて議論がなされ、市の法定意見聴取や大阪府のパブリックコメントなどの手続を経るものと聞いております。

前回の令和2年度の運営方針の見直しの際には、コロナ禍もあり、保険料の統一時期を令和6年度から後年度に延期するような声が一部の自治体で出ていたことは認識しております。しかしながら、結果として、保険料の統一時期は当初どおりの令和

6年度のままとされ、それを前提に、現在、大阪府内市町村が足並みをそろえ運営がなされているところがございます。したがって、令和5年度の運営方針の見直しに当たりましても、他市の動向を踏まえつつ、基本的には現行の運営方針をベースとし、大阪府に対して言うべきことはしっかり伝えてまいります。

○福住礼子議長 次に、次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 虐待対応体制のさらなる強化についての考えと取組状況の市民に向けた発信についての御質問にお答えいたします。

児童虐待対応の体制につきましては、昨年度の死亡事案発生以後、人事異動や職員の新規採用により虐待対応経験のある職員3名を増員し、現在、虐待対応職員は8名でございます。その結果、事案発生時は職員一人当たりの児童虐待対応件数が約90件であったものが、令和4年4月1日時点の職員体制では約50件に減少しております。

しかしながら、北摂各市の状況を見ますと、職員一人当たりの児童虐待対応件数が本市を下回る市が3市あることや、虐待の早期発見や予防の観点から保健師を配置している市が複数ございます。これらの状況に加え、令和4年度の通告件数が令和3年度と比較して大幅に増加していることから、さらなる体制強化が必要であると考えているところでございます。

また、事案発生以後の児童虐待対応に係る取組状況の情報発信につきましては、死亡事案についての対応経過並びに再発防止に向けた取組を市のホームページに掲載するとともに、報道機関にも積極的に情報提供を行い、テレビや新聞で本市の取組を取り上げていただきました。引き続き、本市

の子供たちが安全・安心に暮らしていけるよう、地域全体で子供たちを見守るという機運を高めるためにも、積極的な情報発信に努めてまいります。

続きまして、子ども医療費助成制度の拡充についての御質問にお答えいたします。

本市の子ども医療費助成制度は、対象年齢が入・通院とも18歳年度末まで、自己負担の1か月の上限が2,500円、入院時食事療養費は非課税世帯のみ償還払いで助成を行っております。

大阪府内の状況では、まず、助成対象年齢は入・通院とも18歳年度末までが最長年齢となっており、団体数は34団体、自己負担無料化の団体はなく、入院時食事療養費の一部助成や助成なしの団体は16団体となっております。

また、仮に本市において自己負担を無料にしますと、年間約7,000万円の財源が必要となることなどから、現時点では子ども医療費助成制度の拡充については考えておりません。しかしながら、先ほど教育長から答弁がございましたように、国や大阪府に対する要望は引き続き行っております。

○福住礼子議長 次に、教育総務部長。

○小林教育総務部長 教員の確保に向けて市が実施できることについての御質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、産前産後休暇や病気休暇などの代替教員の確保に引き続き努めてまいります。

教員確保のためには、摂津市で教員として勤めたいと思える人材を増やすことも重要であり、教員の負担を少しでも減らしていくため、子供の指導をサポートする教育活動支援員などの支援人材の配置を充実していきたいと考えております。

さらに、教員が一人で悩みを抱え込むことなく、協働して課題解決を図れるよう、心理的安全性が保たれた居心地のよい職場環境づくりを進めるとともに、NPO法人などと連携し、学校現場に多様な考えを取り入れ、仕事にやりがいを感じられるよう指導、支援してまいります。

続きまして、今後の教育委員会の学校適正化計画案の進め方、そして、鳥飼グランドデザインとの関連性についての御質問にお答えいたします。

小中学校通学区域等審議会の答申を踏まえ、まずは教育委員会としての鳥飼地域における適正規模・適正配置に係る計画案を作成してまいります。答申の中では、まちづくりの将来構想も併せ、魅力ある学校づくりに努めることとの趣旨の内容が留意事項として提起されており、計画案の作成に当たりましては、鳥飼グランドデザインはもとより、関係部局と連携を図るため、適宜協議、情報共有を行ってまいります。

計画案の作成後は、鳥飼小学校区及び鳥飼東小学校区を中心に、これから通学を予定されている未就学児の保護者の方や、現在通われている児童・生徒の保護者の方、地域の自治会等に教育委員会の計画案について適宜御説明するとともに、パブリックコメントを通じて広く市民の皆様の御意見を伺い、計画を策定してまいります。

続きまして、吹田市との中学校給食共同運用を断念した経緯と本市の考え方についての御質問にお答えいたします。

吹田市との共同運用につきましては、令和3年8月から担当者間での協議を重ね、最終的に令和4年7月に報告書を取りまとめ、両市での共同運用を断念することとなりました。断念に至った要因といたしましては、運用面や財政面などの様々な課題が

明らかになり、課題解決には相当な時間を要すること、また、吹田市は民設民営で検討されていることに対し、本市は市の管理下での実施を検討していることなどが挙げられます。

本市単独での給食センター運営を進めるに当たり、小学校給食を基本としたコンセプト等について具体化していくため、令和5年度は、候補地である鶴野第2公園用地における基礎調査を行い、基本構想、基本計画につなげてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 次に、総務部理事。

○辰巳総務部理事 令和5年度の防災対策の取組についての御質問にお答えいたします。

令和4年度の摂津市業務継続計画（BCP）の地震編を作成する過程で、現状のままでは非常時優先業務を実施するための職員を確保することが困難なことが明らかになったため、優先順位が高い業務から人員を配置できるように体制の再点検を行っているところです。

令和5年度は、業務継続計画（BCP）で整理した非常時優先業務の優先順位に応じた職員配置を前提に、担当職員が迅速に非常時優先業務を遂行できるよう、具体的にいつ、誰が、何をするかを明らかにしたマニュアルを作成するとともに、他の市町村等からの応援を想定して、現状で不足している人員を補充するための受援計画を検討し、一層の体制強化を図ってまいります。

○福住礼子議長 次に、建設部長。

○武井建設部長 地域公共交通計画の目的と公共交通あり方検討会の結果等をどのように反映するのかについての御質問にお答えいたします。

地域公共交通計画は、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランであり、市民や鉄道・バス・タクシー会社など地域の移動に関する関係者を集めた協議会に諮り、作成するものです。この計画は、地域の社会・経済を交通の面から支える基盤となるもので、市町村など地方自治体は計画を作成することが努力義務とされています。

本市では、令和4年4月に、市域全体の公共交通の維持・確保及び市民の交通利便性の向上を図ることを目的に、市の関係職員を中心とした公共交通あり方検討会を設置いたしました。これまで、学識経験者の助言もいただきながら、日常における移動アンケートの結果の分析や、今後の見通しを想定し、将来の道路、公共交通の在り方や、持続可能性のある交通サービス分担の設定等について議論を進めており、本市のあるべき姿、なりたい姿を描き、その中で地域公共交通がどのような役割を担うべきかなどの検討に取り組んでいるところでございます。

今後は、この検討会で整理した公共交通の将来像や当面の取組の方向性を踏まえ、市民や関係機関の方々が参画する協議会においてさらに議論していただき、数年をかけて本市の持続可能な地域公共交通計画の具体化を図ってまいります。

○福住礼子議長 次に、市長。

○森山市長 賃金アップの要請についてでございます。

経団連の会長もこのことについては協力すると言っておられますけれども、今回の春闘においても賃上げの前向きな動きが見られるようです。ただ、春闘でもそういう動きはありますけれども、社会全体の賃金の底上げには労働者の7割を占める中小企

業の皆さんにこの流れが波及しないと本物にはならないということだと思います。これは難しいところですが、中小企業といたしますと、この摂津市では4,000余りの事業所のほとんどが中小零細企業であります。そういう意味においては、私といたしましては、国の様々な取組に期待しながら、経団連とまではまいりませんが、地元の商工会等々を通して、賃上げの要請等々、何かいい方法はないか探してみたい、そんな思いでございます。

それから、PFOA等々についての御質問でございます。

さっきもお答え申し上げたと思うんですが、国の専門家会議では、国の内外の最新の科学的知見及び国内での検出状況の収集・評価を行い、これらを踏まえた科学的根拠に基づくPFASに対する総合的な対応を検討するとされております。市といたしましては、大阪府や国における健康への科学的な議論や人体に影響を与える基準等の検討内容について、その動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

環境保全協定に基づく協議についてでありますけれども、PFOAにつきましては、現在のところ法令上の排出基準が定まっておりません。そういうことで、環境保全協定の議題には取り上げておらないところでございます。それだけに、科学的知見に基づく法的な数値基準を早くしっかりと示してくれと何度も大阪府や国に対して要望しておるわけでありまして、一つ一つは前進は一定しておりますけれども、まだまだ遅いということで、今後もさらに強力で働きかけていき、その上で、この協議の場でいろいろと議論もあろうかと思っております。

以上です。

○福住礼子議長 野口議員。

(午後2時41分 休憩)

○野口博議員 3回目です。

2回目に要望ということで財政問題について申し上げました。地方自治体でできることは限られている中、今後、大きな開発が予定されていますけれども、市長が市長になられて、この17年間で3.3倍に基金も増えていることもあり、長年頑張っていたで、優良企業と言えるような財政状況でありますので、そこをどう見るかという問題であります。物価高騰対策についてもなかなかしんどいというお話もありましたけれども、改めて今の異常な物価高騰からどう市民を守るかという立場でぜひ考えていただきたいと思えます。

それで、PFOA問題であります。

市長も就任後、5期目の後半に入っています。先ほど少し申し上げましたけれども、私は、今日、大軍拡、大増税ではなくて、平和と暮らしを守るという声を市長の立場で上げていただきたいと思っています。同時に、住民を守る地方自治体の現場から、原点に立ち返って、摂津市のいろんな課題を整理して立ち向かっていただきたい。その今日的な大きな問題の一つがPFOA汚染問題なんです。新幹線基地の地下水くみ上げ問題は、なかなか法的にはしんどいけれども、市民と一緒に環境を守っていくんだ、建物を守っていくんだということで頑張りました。市長も常々「やる気」・「元気」・「本気」とおっしゃっています。その気持ちを發揮していただいて、市民の健康を守るということで今こそもう一歩前に進めるべきだと思います。このことを強調して終わりたいと思えます。

○福住礼子議長 野口議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後3時10分 再開)

○福住礼子議長 再開します。

次に、水谷議員。(拍手)

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 最初に、このたびのトルコ地震において犠牲になられた皆さんに心から御冥福をお祈り申し上げます。また、ウクライナ情勢において、一日も早く解決し、平和な日々が世界中の人々に訪れますように心から願います。

それでは、順位に従いまして、公明党を代表して質問をさせていただきます。

まず、1、財政及び重点課題について。

1の(1)過去の決算を踏まえた2023年度予算案の全体像、及び中期財政見通しとFM、すなわちファシリティマネジメントの課題についてですが、令和5年度予算編成において、「こども」、「健康」、「安全・安心」を重点テーマに、歴史的な物価高、新型コロナウイルス感染症禍での市民に寄り添う施策、少子高齢化対策、摂津市の魅力を高める施策など、財政全般に対してどのようなメッセージを市民に伝えたいのか、お聞かせください。

次に、1の(2)デジタル化の推進と人材育成について。

一昨年の令和3年9月、国においてデジタル庁が発足し、1年半近くが経過しました。ここで、本市におけるデジタル化の目的について、また、デジタル化の推進に当たっての人材育成の考えについてお伺いをいたします。

2、未来を見据えた魅力あるまちづくりについて。

2の(1) (仮称)味生コミュニティセンターの基本設計についてですが、ようや

く基本構想の策定、建設現場の確定、基本設計までたどり着きましたことを高く評価いたします。防災機能など、どのように味生地域のニーズに合った施設にされるのか、市長の思いをお聞かせください。

2の(2)鳥飼地域の魅力発信などシティプロモーションについての戦略です。

新年度の取組内容と、令和2年3月に摂津市シティプロモーション戦略が策定され、ちょうど3年が経過しましたが、改めて、多くの人に選ばれ、愛され続ける魅力あるまちを目指した市長の思いをお伺いいたします。

次に、2の(3)阪急京都線連続立体交差事業についてですが、ようやくここまで進めてこられたことを振り返っての市長の思いと、令和5年度での取組とスケジュールについて御答弁をお願いします。

次に、2の(4)千里丘駅西地区まちづくり事業についてですが、当初の予定どおり、本年5月から更地化が始まります。準備組合での取組を断念せざるを得なかった経緯を考えますと、今では驚くほどスムーズに進んでいると思いますが、これまでを振り返って市長の思いをお答えください。

次に、2の(5)鳥飼まちづくりグランドデザイン推進事業及び淀川河川防災ステーション等整備についてですが、鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会からの答申を受けて約1年になろうとしています。鳥飼地域が数年前から直面している課題として、少子高齢化の進展や人口の流出超過が市内の他地域と比べて著しい状況であることは数年前から認識されていると思います。この課題解決に向けて鳥飼まちづくりグランドデザインを策定されていますが、どのようなまちづくりをすれば直面している課題が軽減や解決の道筋になるとお

考えなのでしょうか。

また、淀川河川防災ステーションの上部施設に必要となる災害時及び平常時の機能の検討に当たっては、どのようなイメージを持っておられるのか、お伺いをいたします。

3、安心安全のまちづくりについて。

3の(1)千里丘三島線道路改良事業についてですが、令和5年度の主な取組についてお聞かせください。

3の(2)運転免許証を自主返納した高齢者へのヘルメット支給についてです。

いよいよこの4月から、全年齢対象に自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されますが、本市の取組として、職員の方が使用する公用自転車へのヘルメット配備、そして、自転車の事故率が高い高齢者の安全確保に向け、運転免許証を自主返納した高齢者のうち、希望する方にヘルメット支給を決定されたことを高く評価いたします。新年度の取組内容と、摂津市の魅力として全国への情報発信を提案しますが、考えについてお聞かせください。

3の(3)防災対策事業について。

毎年激しさを増している豪雨による水害を目の当たりにして、本市の水害対策も急がれると感じます。また、南海トラフ地震の発生確率が高くなっていると想定されるなら、自治体として災害に強い対策が求められるところです。防災サポーターの育成、広域避難所の指定、河川防災ステーション設置など、様々な対策としての柱を立ててこられましたが、令和元年度ではどのように進めていかれるのか、お聞かせください。

次に、4、健康づくりで市民の健康寿命を延ばすことについて。

4の(1)健康せつつ21推進事業につ

いてですが、高齢化が進み、75歳以上人口が25%以上となる超高齢社会を迎える2025年問題に向けて、医療・健康のまちづくりがますます重要となります。まちごと元気！健康せつつ21は令和5年度から策定に向けての取組をスタートされますが、市民一人一人が生活の質を高めながら健康寿命を延ばし、実り豊かな満足のできる生活を目指すための課題をどのように考えておられるのか、御答弁をお願いいたします。

次に、4の(2)健都推進事業の展開と国立循環器病研究センターとの連携と成果及び国立健康・栄養研究所との連携についてですが、健都推進事業として、健都ヘルスサポーター制度と産学官民連携が推進されます。本市は、これらの取組に対してどのような思いがあるのか、御答弁をお願いします。

次に、5、子どもや若者の健やかな成長について。

2022年の国内の出生数が、外国人を含めて79万9,728人、7年連続で過去最少を更新し、少子化のペースが速まっています。その要因は、コロナ禍が長期化し、結婚や出産を先延ばしする人が増えたことです。日本にとっての最大課題とも言える少子化対策は喫緊の課題であります。また、虐待・いじめ・不登校・貧困問題など、子供たちを取り巻く環境は厳しさを増しています。

私ども公明党は、昨年11月に子育て応援トータルプランを発表しました。結婚、妊娠、出産から、教育を受け、社会に育つまでを一貫して支援する切れ目のない政策を提言したものです。希望する人が安心して子供を産み育てることができるよう、みんなで子育てを応援する社会の実現に取り

組んでまいります。

そこで、本市の子育てに関する予算について、5点質問をいたします。

5の(1)保育所待機児童解消に向けた取組について。

4月の保育所等一斉入所に当たり、申込み数に対して保育所との調整をされている最中ですが、現在の入所申込み状況と待機児童ゼロに向けた市長の決意をお聞かせください。

5の(2)認定こども園・保育所に対する取組について。

ゼロ歳から5歳までの子供を預かるだけでなく、教育、保護者との相互伝達、最近では送迎バスの車内に置き去りなど、うっかりでは済まされない細かな業務が保育士の負担と責任を重くさせています。保育士の働き方と処遇を改善し、保育士不足に陥らないよう、長らく働いてもらえる環境を整備することが求められます。また、少数者であります。病児保育施設や医療的ケア児の受入れについても整備が求められています。こうした課題に対する支援についてお聞かせください。

5の(3)学童保育事業について。

多くの市民から要望を受けて、公明党議員団として、平成30年6月に学童保育サービス向上に関わる要望書を市長と教育長に提出しました。大阪府内で本市の学童保育サービスの内容には課題がありましたが、一つ一つ課題に向き合い、サービス向上を実施してこられました。新年度の取組についてお聞かせください。

5の(4)親支援プログラム推進事業について。

令和3年に起きました児童虐待・死亡の事案に対しましては、庁内全体が責任の重さを受け止めて対応してこられたと思いま

す。家庭児童相談課の組織強化に取り組み、同じことを繰り返さないという強い結束で日々の対応に当たられています。虐待が発覚した場合、児童相談所や自治体は、まず子供を守ることを最優先にしなければなりません。親の都合や支援はその次だと思います。新年度は、しばらく実施されていなかった親支援プログラムに取り組みますが、計画に至った経緯と狙いについてお聞かせください。

5の(5)子どもの貧困対策について。

経済的困窮の問題はコロナ禍以前からありましたが、ひとり親家庭だけではなく、実際は子供の貧困という場合の7割が両親がそろう家庭であることがコロナ禍で浮き彫りになってきました。子どもの生活実態調査の実施について、その目的をお聞かせください。

次に、6、地域包括ケアシステムの構築について。

6の(1)第9期せつつ高齢者かがやきプランの策定についてですが、第8期は、第7期の後継計画として位置づけられた内容として、高齢者があらゆる世代の市民とともに、これまでの取組を引き継ぎつつ、誰もが安心して暮らせる地域共生社会を目指す内容で策定されました。第9期せつつ高齢者かがやきプラン策定に当たって、第9期の課題と取組の方向性についてお尋ねいたします。

6の(2)携帯型緊急通報装置の導入についてです。

公明党といたしましてもこれまで強力に推進してまいりました携帯型緊急通報装置の導入について、新年度より実施していただきますことを高く評価いたします。

市政方針で、市長は、敬老祝金を含めた敬老事業の見直しを行い、緊急通報装置に

ついては、携帯型機器を導入するとともに、要件緩和により対象者の拡大を図る旨を申されました。今後、新たな敬老事業へと見直しを行い、一人暮らしの高齢者等の見守り支援の強化をさらに推進される市長の思いをお聞かせください。

次に、6の(3)地域介護予防活動支援事業についてですが、平成27年11月から、高齢者が住み慣れた地域で気軽に集える場所ということで、つどい場をモデル事業として実施し、実施場所も増え、認知症予防を含めた介護予防の推進に努めていただいています。開催場所に行ってみますと、参加されている方々が楽しんでおられました。基本は、開催場所に集って地域の皆様と触れ合っていくことが大切であり、当事業の重要性も感じていますが、つどい場事業における摂津市としての今後の展開について御答弁をお願いします。

次に、6の(4)地域福祉計画推進事業・重層的支援体制の推進についてですが、重層的支援体制の整備に向け、職員等を対象に研修を実施されますが、体制構築に向けた課題とスケジュールについて御答弁をお願いいたします。

次に、7、教育・生涯教育・スポーツの推進について。

7の(1)小中学校施設改修事業について。

計画的に体育館のエアコン設置が進められています。改めて設置の目的についてお伺いをいたします。

7の(2)小中学校通学区域等事業についてですが、令和3年度からの事業として、鳥飼地域の4小学校における通学区域の一部を編入するシミュレーションを行った結果、四つの全てにおいて適正規模を保つことができない内容となりました。令和

4年度における摂津市立小中学校通学区域等審議会において、鳥飼小学校と鳥飼東小学校を統廃合するとの提起が答申としてなされました。この答申を踏まえて、鳥飼地域における学校の適正配置の方向性について、教育委員会の考え方の御答弁をお願いいたします。

次に、7の(3)中学校給食事業について。

デリバリー選択制給食など、これまでの取組及び全員喫食を行う目的について、改めてお伺いをいたします。

7の(4)キャリア教育事業と情報モラル教育について。

本市では、子供たちの将来を見据え、キャリア教育や、安全・安心な情報の活用としてモラル教育に力を注がれていますが、それぞれの目的について考えをお伺いいたします。

次に、8、環境・産業振興・その他について。

8の(1)地球温暖化防止対策についてですが、住宅用太陽光発電設備の導入件数は、採算性の低下などにより、ここ数年は2012年のピークと比較すると約半減し、低調です。また、家庭用燃料電池システムは、初期費用や設置場所などにより伸び悩んでいる状況であるとのこと。

その一方で、環境への意識向上や初期費用が廉価の傾向があります。そのような中で、令和5年度の住宅への太陽光発電設備や家庭用燃料電池システム等設置費用の補助について、事業目的と効果の考え方についてお尋ねいたします。

次に、8の(2)環境センター維持管理事業について。

鶴野地域の当センターは、この春からの茨木市とのごみ処理の広域化により、50

年余りの長い時を経て、焼却炉が間もなく閉炉となります。市長から閉炉に当たっての様々な思いをお聞かせいただければと思います。

最後に、8の(3)摂津ビジネスサポートセンターの充実など事業者支援についてです。

摂津ブランド認定制度であります摂津優品(せつつすぐれもん)と摂津優技(せつつすぐれわざ)の取組を含めた新年度の主な産業振興策とニーズに合った事業者支援についてお聞かせください。

1回目は以上です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 それでは、公明党議員団を代表されての水谷議員の質問にお答えをいたします。

まず、令和5年度予算における市民へのメッセージについてであります。令和5年度の予算編成におきましても、引き続き、「こども」、「健康」、「安全・安心」の三つを重点テーマに据えております。これは、市民の皆さんの健康と安全・安心を基本とし、さらに、次代を担う子供たちに住み続けたいと思ってもらえるまちを形づくっていくことが重要であるとの考えの下、この三つを引き続きのテーマとして予算編成を行ったものであります。

一方、新型コロナウイルス感染症に關しましては、5月8日から5類へと移行し、次なるステップに進みますが、私は、この間、地域のつながりが希薄となっていることを大変心配しております。地域のつながりができるだけ早く元に戻り、再び地域に活気が取り戻せるよう、(仮称)味生コミュニティセンターや児童センター機能を含めたとりかいこども園の建設に向けての予

算を計上するなど、地域の活性化も意識した予算編成を行ったものであります。

デジタル化についてでありますけれども、近年の複雑多様化する社会問題を解決するために、これまで以上に市民一人一人のニーズに対応しながら持続可能な行政サービスを提供することが求められております。そのためには、時間や場所の制約を超えて人々とつながることができるデジタル化の取組が重要であると考えております。

また、デジタル化は、行政の効率化にも貢献するものであり、効率化を進めることで、職員が企画立案や新たなサービスを行うための時間が生まれるものと考えております。

一方で、デジタル化の進展に追いつけない方々への配慮も忘れてはなりません。情報格差の解消に向けた取組につきましても併せて進めてまいります。

次に、デジタル人材の育成についての質問でございますが、デジタル化を推進するに当たり、デジタル人材の育成は欠かせないと考えております。情報処理技術者試験合格を条件とした情報系の事務職採用を行うなど、機器やシステムを使いこなせるような体制づくりを行ってまいりたいと考えております。

(仮称)味生コミュニティセンターについての質問でございますが、昭和60年7月に開設され、地域の方に長らく愛された味生公民館も、約38年の年月が経過し、老朽化が進んでまいりました。現在の味生公民館は、エレベーターがなく、バリアフリー化に課題がございます。また、2階建てのため、水害時に公民館全体が浸水してしまうなどの課題もございます。

新たなコミュニティ施設は、地域コミュニティの活性化を目的とし、多機能

化、多目的化を図るため3階建てとし、広いロビーや広場を整備するとともに、太陽光発電や自家発電設備の設置、さらにシャワールームやマンホールトイレ等の設置につきましても検討を進めてまいりたいと考えております。

令和5年度におけるシティプロモーションの取組についてでありますけれども、シティプロモーションの推進では、市民の皆様の愛着や誇りの醸成とともに、市外の方に本市の魅力を知っていただくことが重要であると考えております。令和5年度につきましては、引き続き、淀川わいわいガヤガヤ祭や大阪銘木団地で行われる大阪銘木イベントの運営費用の補助を行い、地域の魅力を市内外に発信してまいります。

また、フォトコンテストをパネル展へと発展させるとともに、イベントなどで活用できるPRグッズの作成など、シティプロモーションのさらなる推進を図ってまいります。

これまでの取組に対する思いにつきましては、SNSの活用や大学との連携など、若者の視点を踏まえて取り組むとともに、ふるさと応援寄附金推進事業を開始するなど、着実にシティプロモーション推進の道筋を築き上げたと手応えを感じております。引き続き、市民をはじめ、事業者や団体など本市に関わる全ての方々との協働の下、魅力ある摂津市のまちづくりに取り組んでまいります。

阪急京都線連続立体交差事業についてでございますが、阪急摂津市駅を中心に鉄道を高架化し、開かずの踏切を除却することで、千里丘三島線をはじめとする交通渋滞や踏切事故を解消するとともに、鉄道で分断された市街地の一体化を図るものであり、本市の成長と発展に大きく寄与する事

業でございます。

平成30年の事業開始以降、権利者の御理解、御協力をいただきながら用地取得も順調に進めることができ、現時点においては、おおむね予定どおりのスケジュールで進めることができます。令和5年度は、さらなる用地取得を進めるとともに、鉄道工事に向けた準備工事に着手してまいります。今後、令和15年度末の事業完了に向け、一日も早い事業完成を目指して、引き続き、大阪府、阪急電鉄とともに強力に推進してまいります。

千里丘駅西地区再開発事業についての御質問であります。同地区におきましては、昭和63年に千里丘西地区市街地再開発準備組合が発足し、交通混雑や密集市街地等の諸課題を解消するため、事業化に向け取り組んでこられました。地権者の合意が得られなかったことから、平成29年4月に同準備組合は解散となりました。しかしながら、本市といたしましても、同地区の諸課題の解消は摂津市の今後の発展に不可欠と考え、また、新たなにぎわいを創出し、摂津市の顔となる拠点を形成するため、平成30年度から本市が事業主体として再開発を実施することを決断いたしました。

本事業は、これまで、令和2年2月に都市計画決定、令和3年6月に事業計画決定、令和4年12月には権利変換計画決定と進めてきており、令和5年度はいよいよ工事が本格化いたします。これまでおおむね予定どおりに事業を進めることができますのは、第1に、関係権利者の方々の御理解、御協力のたまものであると感じております。引き続き、令和9年3月の事業完成を目標に全力を挙げて取り組んでまいります。

鳥飼まちづくりグランドデザイン推進事業及び淀川河川防災ステーション等についての御質問であります。鳥飼まちづくりグランドデザインは、鳥飼地域の人口減少、少子高齢化の進展をはじめ、交通、教育、福祉、防災等、多岐にわたる鳥飼地区の課題を克服し、子や孫の将来を見据え、誰もが安全・安心に過ごせるにぎわいと暮らしやすさが調和した地域にしていくために策定いたしました。

この鳥飼まちづくりグランドデザインは、より長期的な視点から将来のまちづくりの方向性を取りまとめたもので、今後、住民の皆様と意見交換を行いながら、個別・具体的取組を検討・展開していくことで、人口減少、少子高齢化が進展する中においても鳥飼地域の活力を再び呼び起こしてまいりたいと考えております。

続きまして、河川防災ステーションの上部施設の災害時及び平常時の必要とされる機能の検討状況に関してでありますけれども、河川防災ステーションの上部施設である水防センターは、現在策定中の都市安全確保拠点整備計画において、災害時は、淀川の水防活動の拠点、及び、広域避難が困難な障害者等の避難行動要支援者、広域避難ができなかった居住者や滞在者等の一時的な避難場所として、平常時は、地域コミュニティの形成・強化、コミュニティ活動の活性化、地域のにぎわい創出、地域防災力の向上等に資する場として整備することとしています。特に平常時の活用については、令和4年度に住民の皆様からいただきました御意見等を可能な限り反映させていただいており、同計画書の策定後には、記載している災害時及び平常時の機能が発揮できるよう、住民の皆様方と意見交換をしながら具体的な検討を進めていく予

定でございます。

千里丘三島線の令和5年度の主な取組についての御質問でございますが、本市の骨格をなす都市計画道路千里丘三島線につきましては、踏切による慢性的な交通渋滞、狭い歩道空間などの課題が残されておりますことから、千里丘東二丁目地内におきまして、東側の歩道拡幅のため、平成28年度から用地取得を進めてまいりました。

令和5年度におきましては、JR千里丘駅南交差点から阪急踏切に向けて用地取得が完了した区間の歩道拡幅工事を行い、令和5年度末の完成を目指してまいります。さらに、次期整備区間としまして、三島三丁目地内の三島まちかど広場から三島二丁目交差点付近までの区間において基本設計を行い、現在狭小である西側の歩道拡幅の検討を進めてまいります。

今後とも、本市の玄関口であり、メインストリートとしてふさわしい安全で快適な道路環境の整備に努めてまいります。

自転車乗車時におけるヘルメットに関する御質問でございます。

近年、自転車を取り巻く環境やルールが変わってきております。自転車に関連する重大事故を減らすことを目的として取締りが強化され、令和5年4月には、改正道路交通法施行により、全ての利用者に乗車時のヘルメット着用が努力義務化されることとなりました。

本市におきましては、まずは職員が範を示すべく、公用自転車用のヘルメットを配備し、自転車使用時に着用させるとともに、通勤時の使用に際しても着用することとしました。

また、自転車活用による移動を市民に推進している本市としましては、自動車運転免許を返納した高齢者が自転車で移動する

際に、自己の安全を守るとともに、自転車の交通ルールの普及に努めてもらい、市内の交通事故を減少させることを目的として、反射材つきジャンパーと併せて、希望される方に自転車用ヘルメットを支給してまいります。

本市独自の交通安全対策としまして、高齢者の移動手段を自家用車から自転車へ乗り換えることを支援する取組の一つとして、全国へ向けSNSを活用するなどにより情報を発信してまいりたいと考えております。また、ヘルメット着用を含め、自転車利用ルールの街頭指導や交通安全啓発につきましては、摂津警察署と連携・協力して積極的に取り組んでまいります。

令和5年度の防災対策についてですが、近年、水害や地震など様々な災害が全国で相次いで発生している状況を鑑みると、防災対策をしっかりと進め、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを推進することが何よりも重要であると強く認識しているところでございます。

令和5年度の防災対策についてですが、水害に関しては、本市が淀川、安威川などの氾濫により市域のほとんどが水没するなど水害リスクが非常に高いことについて、また、広域避難が必要であることについて、引き続き情報発信に努めてまいります。

地震に関しては、南海トラフ地震は30年以内に70%から80%の確率で発生すると言われておりますが、このような大地震はいつ発生してもおかしくないことから、市民の皆様には御協力をいただきながら十分に備えていかなければならないと考えております。令和5年度には、大規模な地震が発生しても市が全庁挙げて迅速に対応できるよう、摂津市業務継続計画（BC

P) の地震編に対応した応急対策マニュアルを作成いたします。また、地域の皆様にも御協力いただきながら避難所を運営していただくためのマニュアルを防災サポーターに御協力をいただき作成するなど、共助と公助の連携による防災対策に取り組んでまいります。

市民の健康寿命延伸に向けた取組であります。健康であることは最大の幸せであり、人生の最期まで健康で生き生きと生活できることは誰しもの願いだと思います。日本は世界の中でも長寿の国となり、人生100年時代とも言われる一方で、医療や介護の需要は今後ますます増加すると見込まれております。さらに、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を目前とし、健康寿命の延伸に向けた市民の健康づくり、疾病予防等の取組は極めて重要な課題であります。

しかしながら、3年に及んだコロナ禍が市民の健康づくりにも影を落とし、外出機会や人と人との交流を減少させ、病院受診や検診の受検を控える動きもございました。今後、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類へと変更される見込みであります。これを契機に、より多くの方に各種検診を受けてもらえるよう、また、健康づくり、生活習慣の改善に取り組んでもらえるよう、関係機関との連携を密に施策を推進してまいります。

健都における産学官民連携の推進についてであります。令和元年の国立循環器病研究センターの健都移転を皮切りに、令和5年は、国立健康・栄養研究所が移転するほか、誘致した医療・健康関連企業も開業予定となっており、医療・健康関連の研究機関や企業等が集積する国際級の医療クラスター形成がいよいよ現実のものとなりつ

つあります。昨年からは健都ヘルスサポーター制度など、健都における産学官民連携の様々な取組により医療イノベーションを推進し、新しいライフスタイルが市民に浸透していくことで、摂津市が健康寿命の延伸をリードするまちへと変わっていくことを心から期待しているところでございます。

親支援プログラムの取組であります。児童虐待の通告を受けた際、子供や保護者に状況を聞き取った上で保護者に指導や必要な支援を行っておりますが、それでも虐待が繰り返されるケースが多くあります。保護者自身も育ちの中で親から虐待を受けていたり、学校でいじめに遭っていたりするなど、幼少期につらい経験をしてきたことが原因で、感情のバランスが保てず、我が子に対して衝動的に怒りをぶつけてしまうケースも見受けられます。

虐待の終結には、このような外傷体験等による保護者の心の傷を取り除くことは必要ですが、非常に難しい問題で、保護者自身の内面に働きかける必要がございます。そのため、手法として、保護者自身がセルフケアや問題解決力をつけ、虐待を終結へと導く親支援プログラムが効果的であることから実施するものでございます。

子どもの生活実態調査についてであります。本市では、これまで、子供の将来がその生まれ育った環境に左右されることがないように、貧困の状況になる子供が健やかに育つ環境づくりを目標に、就学援助やひとり親家庭の医療費助成制度の拡充など、施策を進めてまいりました。しかし、子育て世帯のニーズが多様化していることや、コロナ禍において生活実態等が大きく変化していること、さらには、こども基本法の施行やこども家庭庁の創設など、国におい

て子育て施策が大きく前進する中で、まずは市内の現状を把握するため、子供やその保護者の声を聴かせていただき、課題の把握や効果的な施策の検討を行うことを目的に子どもの生活実態調査を実施するものがございます。

第9期せつつ高齢者かがやきプランについてであります。団塊の世代が75歳以上となり、医療・介護需要がさらに増加する2025年が計画期間に含まれる第9期における取組は、これまで以上に重要となつてまいります。そのため、高齢になっても健康で自立した生活を送り続けられるよう、地域の実情に応じた介護予防を推進するとともに、介護サービスを支える介護人材の確保が重要な課題と認識をいたしております。これらを踏まえ、第9期計画の策定においては、本市のこれまでの取組を引き継ぎつつ、第2次ベビーブームに生まれた団塊ジュニア世代が65歳以上となり、日本の高齢者人口がピークとなる2040年問題も見据えて、必要な施策等を検討してまいりたいと思っております。

緊急通報装置に係る新たな制度構築についての質問であります。近年の少子高齢化の進展に伴い、高齢者単身世帯などの増加も見込まれており、医療・介護サービスや見守り等の日常的な生活支援の需要はますます増大してまいります。とりわけ、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていける環境づくりを進めていくことは最も重要であると考えております。

高齢者福祉の制度は、これまでも、社会状況の変化に合わせ、制度の目的を基に総合的に見直しを図り、より必要とされる支援策等を構築してまいりました。このたびの見直しにつきましても、将来を見据えつつ、今の時代に合った制度となるよう、高

齢者の安心・安全施策を強化するため、緊急通報装置を拡充するとともに、長寿を祝うという気持ちをそのままに新たな敬老事業を構築するものがございます。

つどい場の今後の展開についてであります。新型コロナウイルスの感染が国内で初めて確認されてから3年が経過する中、つどい場につきましては、これまで、一律に取組を中止することなく、最大限の感染防止対策を講じながら実施してきたところでございます。しかしながら、高齢者におきましては、外出控え等による生活の不活発化を背景に、介護予防やフレイル予防への影響が生じていると認識をしております。つどい場を通じた高齢者の健康づくりや介護予防、体力回復の機会確保は重要であり、継続・習慣化は何よりも必要となつてまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、季節性インフルエンザと同等の5類に移行する方針が示されておりますが、決して気を緩めることなく、高齢者が介護予防に自主的に取り組めるよう、安心して参加できるつどい場の環境づくりを進めてまいります。

重層的支援体制の整備に向けた取組であります。現在、国において、多様な主体が住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことを目指す地域共生社会の実現のため、重層的支援体制の整備が推進されているところでございます。

本市におきましても、複合的な課題を抱えるケースや、制度のはざまにある福祉課題にしっかりと対応していくため、庁内各課の相談窓口と関係機関との連携を図り、重層的支援体制を整備していくことが非常に重要であると考えております。

今後につきましては、庁内の各相談担当

課や摂津市社会福祉協議会を構成団体とする担当者会議を軸として、本市における重層的支援体制の整備の方向性について検討を進めるとともに、研修会などを実施し、庁内外の関係者が所属の壁を越えて柔軟に連携できる体制の整備に取り組んでまいります。

在宅用太陽光発電設備等についてですが、昨今、地球温暖化を原因とする猛暑や集中豪雨等が多発しており、温暖化対策は待ったなしの状況でございます。そのため、地球温暖化に歯止めをかけ、対策を加速化すべく、令和4年3月に摂津市地球温暖化対策地域計画を策定いたしました。計画では、住宅等への太陽光発電設備の導入促進を重点施策の方向性に位置づけておりますことから、今回、住宅への太陽光発電設備や家庭用燃料電池システム等の設置補助制度の創設をしております。この補助制度を通じて、計画による住宅用太陽光発電設備容量の目標達成の一助になることはもとより、太陽光発電システム等を実際に使用することで、より市民の環境への意識の醸成が図られることを期待しております。

環境センター焼却炉の閉炉に当たっての思いではありますが、本市環境センターでは、昭和42年から56年間、ごみの焼却業務を行ってまいりました。このたび、令和5年度からの茨木市とのごみ処理広域化に伴い、今後は継続して安定的なごみ処理が可能になったため、環境センターでのごみ受入れは終了し、環境センターはごみ処理施設としての役目を終えることとなります。鶴野地域の皆様の御理解、御協力により、ごみの焼却業務を続けられてきたことに深く感謝を申し上げたいと思います。

今後の環境センターでございますが、土

壌汚染調査を行った後、解体を予定しております。解体後の跡地につきましては、鶴野地域の公共施設の再編の一環といたしまして、鶴野地域の魅力と防災力の向上が図られるよう活用してまいります。

産業振興についての質問でございますが、新型コロナウイルス感染症や原油・原材料価格の高騰、人材不足など、中小企業は引き続き厳しい経営環境にございます。こうした中、事業の再構築に取り組む事業者を支援するためには、個々の現状に合わせて身近に寄り添う丁寧な相談支援が有効でございます。

令和5年度におきましては、摂津ビジネスサポートセンターの相談枠を拡充し、伴走支援に取り組んでまいります。また、摂津ブランド認定制度におきまして、摂津優品（せつつすぐれもん）に加えて、令和4年度から摂津優技（せつつすぐれわざ）を新たに認定しております。令和5年度も引き続き、優れた商品、技術の募集及び周知に努めてまいります。

私からの答弁は以上でございます。

○福住礼子議長 次に、教育長。

（箸尾谷教育長 登壇）

○箸尾谷教育長 それでは、教育委員会所管分について御答弁申し上げます。

まず、待機児童についての御質問にお答えいたします。

初めに、令和4年度までの本市における就学前児童数の推移は、この10年、安威川以北地域では増加し、安威川以南地域では大きく減少しております。この状況を反映して、安威川以北地域の保育所等の申込者数は増加しており、とりわけ待機児童の大半を占める3歳未満児の申込者数が増加しております。また、民間保育所等では、退職等もあり、保育士の確保に苦労されて

いる施設もありますことから、令和5年度におきましても待機児童の解消は厳しいものと考えております。今後も引き続き、待機児童が発生しております安威川以北地域におきまして、施設整備により保育定員を拡大するとともに、保育士の確保支援策を充実させることで待機児童の解消に取り組んでまいります。

令和5年度に実施する認定こども園、保育所に対する支援策についての御質問でございます。

ただいま御答弁申し上げましたように、保育施設では保育士の確保が大変厳しい状況でございます。国においても保育士の給与面の処遇改善が段階的に行われてまいりましたが、保育士不足は解消されておられません。一方、保育士等の業務負担が大きいことも保育士不足の大きな要因の一つと考えられております。本市といたしましても、保育業務の軽減を図り、保育士等が働きやすい職場環境を整備していく必要があると考えております。

そこで、令和5年度は、施設の清掃や遊具の消毒、給食の配膳といった保育の周辺業務を行う職員の配置に対して補助するとともに、保育業務の効率化を推進するため、保育業務支援システムの導入や更新に対して補助を行い、保育士等の業務負担の軽減を図ってまいります。また、病児保育を実施する施設、医療的ケア児を受け入れていただける施設についても、事業実施に対する補助を行ってまいります。これらの事業は、本市の子育て支援の充実につながっていくものであり、今後も継続的に支援を行っていく必要があると考えております。

令和5年度の学童保育のサービス向上の取組についての御質問でございます。

学童保育のサービス向上の取組といたしましては、延長保育、土曜日保育の毎週実施、高学年保育の実施などが、保護者からのニーズも高いことから、北摂各市をはじめ大阪府内の多くの市町村で実施されております。

本市におきましても、運営の一部を市内社会福祉法人に委託するなど、体制を整え、令和2年度から19時までの延長保育を実施しており、令和5年度からは市内全ての学童保育室において土曜日保育を毎週実施してまいります。今後も、大阪府内の保育サービスの動向を注視し、学童保育のさらなるサービスの充実を図ってまいります。

続きまして、小・中学校の体育館へのエアコンの設置目的についての御質問にお答えいたします。

近年の猛暑の影響で、夏場に運動場やプールでの体育授業が実施できないことがございました。厳しい直射日光を避けるため、体育館を使用して授業を行うものの、夏場の体育館は大変暑く、熱中症の危険性がございます。そのため、児童・生徒の健康を守り、よりよい教育環境を実現するため、また、学校体育館が地域の皆様方の避難所にもなることを踏まえ、体育館へのエアコンの設置を進めているところでございます。

鳥飼地域における学校の適正配置の方向性についての御質問でございます。

令和4年7月に諮問させていただきました摂津市立小中学校通学区域等審議会では、平成14年5月の市立小中学校の適正規模及び適正配置並びに市立幼稚園の適正配置等について（答申）を踏まえながら、2回の意見交換会、各種アンケートの御意見や学校の現状等を基に4回にわたり議論

を重ねていただきました。

令和5年2月14日に提出された答申では、鳥飼小学校と鳥飼東小学校を統合することに加え、留意事項といたしまして、通学路や通学方法の検討、魅力ある学校づくりに向けた関係機関との連携、さらに、将来想定される第五中学校の課題に関する検討についても御提起いただいております。

教育委員会といたしましては、これらの答申内容をしっかりと踏まえながら、適正規模・適正配置について今後の方向性を検討してまいります。

続きまして、中学校給食におきますこれまでの取組と全員喫食を実施する目的についての御質問でございます。

本市の中学校給食につきましては、平成27年6月からデリバリー方式選択制給食を開始いたしました。平成28年度の喫食率は3.7%程度でありましたが、これまで様々な啓発活動や工夫を積み重ねた結果、現在では喫食率約7%となっており、徐々にではありますが、中学校で給食を食べる生徒が増えてきております。

一方で、教育委員会では、令和3年1月に中学校給食の今後のあり方についての基本方針を策定し、給食センターによる全員喫食について検討を進めてまいりました。教育委員会といたしましては、成長期にある中学生の心身の健全な発達には、個々の置かれた環境にかかわらず、栄養バランスの取れた食事を取ることが必要であると考えており、全員喫食の早期開始に向け、候補地の鶴野第2公園での給食センター設置について検討を進めてまいります。

最後に、キャリア教育と情報モラル教育のそれぞれの目的についての御質問でございます。

キャリア教育とは、一人一人の社会的・

職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、自分らしい生き方を実現させていく教育だと捉えております。

本市では、学校が地域や企業と連携してキャリア教育を行うことで、教員とは異なる地域や企業の方々と課題解決のために直接協議し、アイデアを評価していただくなどの経験を通して、働く大人のロールモデルを示し、子供たちに学ぶこと、働くことへの意欲を育むとともに、自分の力で生き方を選択していくために必要な能力や態度を身につけ、未来を切り開く力を育むことを目的といたしております。

また、情報モラル教育は、ICT機器の使用を制限するといった指導ではなく、使用の際に起こり得るリスクについて理解させ、子供たちが正しく活用できる資質、能力の育成を目的にしております。

私からは以上でございます。

○福住礼子議長 水谷議員。

○水谷毅議員 それでは、2回目の質問です。

まず、1の(1)財政全般についてですが、少し中身についてお聞きします。

一般会計の特徴は、令和4年度当初予算より2.6%、11億7,400万円の増で、455億1,500万円の過去最大の予算となりましたが、その要因について、また、市税及び地方交付税の収入見込みを大変強く見ておられますが、その根拠について併せて御答弁をお願いします。

そして、中期財政見通しは唯一の財政見通しですが、決算を迎えるたびに大きく増額の修正がなされてきました。なぜそのようになるのか、御答弁をお願いします。

さらに、ファシリティマネジメント、通称FM計画の見通しが中期財政見通しにど

のように反映されているのか、分かりにくいと感じています。今回も主要事業にFMとして予算化された部分だけが出てきますが、その他の検討などは分かりづらく、見える化を図る必要があると思いますが、現在の課題と併せて御答弁をお願いします。

続いて、1の(2)デジタル化の推進と人材育成について。

行政の効率化及びデジタル人材の育成を進める中で、市民ニーズに迅速・正確に対応できる体制を求めます。また、市民の皆様を使い勝手の面でも寄り添う対応をお願いします。

次に、基幹システムにおいて標準化を進めておられますが、取組についてお尋ねをいたします。

2の(1) (仮称)味生コミュニティセンターについてです。

市長から新たなコミュニティセンター建設にける思いをいただく中で、広場を整備されると御答弁いただきましたが、味生地域は子供たちが遊べる公園が少ないとお声をいただいておりますので、例えば、子供たちによるワークショップを開催し、子供たちのアイデアを生かした遊具を広場に設置できないでしょうか。考えをお聞かせください。

2の(2)鳥飼地域の魅力発信などシティプロモーションの戦略についてです。

淀川わいわいガヤガヤ祭や大阪銘木イベントの強力なサポートを引き続き実施していただき、鳥飼地域のさらなる魅力発信をお願いします、この点は要望といたします。

また、摂津市の認知度向上や、PR活動としてマスコットキャラクター「セッピー」のキャラクターグッズの商品化について提案しますが、考えについてお聞かせください。

次に、2の(3)阪急京都線連続立体交差事業についてです。

市長の言われるように、本市の成長と発展に大きく寄与する事業であると思います。また、予算に占める割合も大きいですが、間違いなく将来的に還元される先行投資であると確信いたします。今後も、関係者に対しては親切丁寧に推進していただきますよう要望いたします。

さて、以前から申しております高架下の有効利用についての検討開始時期はいつ頃からと考えておられるのか、御答弁をお願いします。

次に、2の(4)千里丘駅西地区まちづくり事業についてですが、今後も関係者に対しましては親切丁寧に推進していただきますように要望します。

また、JR千里丘駅西地区は、今回の再開発区域とその他の区域に分かれ、その他の広域は民間による開発を期待することになっていきます。道路整備につきましては、JR千里丘駅西地区の完成時期と合わせて、電柱のないまちとして、区域が面する府道大阪高槻京都線、また、市道千里丘駅前線の拡幅・電線共同溝工事を実施して、地区全体が一体的なまちになるように進めていただくよう要望します。

また、2階の連絡通路であったり、傷みの激しい周辺のタイルを含めたJR千里丘駅東地区のリニューアル及びフォルテのテナントの再構築なども、一体的なまちづくりで取り組んでいただくよう改めて要望しておきたいと思います。特に、1階のタイル舗装は、地震の影響もあり、修繕を要する緊急性が高く、先行しての対応を要望します。

そして、千里丘地域から文化を発信する観点から、やがて千里丘駅まちづくり協議

会が発足した場合には、様々な支援をお願いし、この質問を終わります。

次に、2の(5)鳥飼まちづくりグランドデザイン推進事業及び淀川河川防災ステーション等整備についてですが、課題解決へは、若年層の定住とつながりを広めることや、公共交通を主体とする移動手段の充実に取り組んでいただきたいと思います。

また、淀川河川防災ステーションについては、災害時での機能発揮も大切ですし、平常時にも一般の利用が活発に行われ、河川を軸とした文化活動の拠点としての活用とともに、河川事業の展示活動、研修などが展開できる地域活動を通じた社会参加の場となるよう要望します。

令和5年度は、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にする都市計画マスタープランを改定される予定ですが、鳥飼まちづくりグランドデザインを都市計画マスタープランに反映される考え方についてお尋ねします。

3の(1)千里丘三島線道路改良事業についてですが、今後の整備スケジュールについてお聞かせいただきたいと思います。

3の(2)運転免許証を自主返納した高齢者へのヘルメット支給についてですが、この本市独自の人生100年ドライブ事業、交通安全対策の取組を、シティプロモーション「ちっちゃな摂津のでっかな野望」の魅力の一つとして、インスタグラムなどのSNSを活用し、全国への発信をお願いし、要望とします。

3の(3)防災対策事業について。

トルコ・シリア大地震の発生から1か月がたち、人命救助、被災者の受入れ、インフラ整備など、膨大な支援が必要な現状です。新年度では、発災後の迅速な対応をするために、避難所運営マニュアルと応急対

策マニュアルの整備を計画されています。内容についてお答えください。

次に、4の(1)健康せつつ21推進事業についてですが、その中で、特定健診受診率の向上とがん検診受診率の向上及び健康マイレージの推進が重要と考えられますが、これまでの取組と評価及び今後の内容について御答弁をお願いします。

次に、4の(2)健都推進事業ですが、産学官民連携を推進されますが、具体的にどのように展開されているのか、また、産学官民連携の実態と成果について御答弁をお願いします。

一方で、健都の中心にあるのは国立循環器病研究センターと国立健康・栄養研究所だと思いますが、本市との連携及び成果について御答弁をお願いします。

また、イノベーションパークの残地の企業誘致について、どのようになるのか、併せて御答弁をお願いいたします。

次に、5の(1)保育所待機児童解消について。

就学前児童数は市域全体では減少傾向ではありますが、千里丘西地区の再開発等もあることから、安威川以北地域の保育需要は高く推移すると予測されます。転入者数増加に対応すべく、保育定員の増加、小規模保育事業の拡充、保育士の確保などに向けた具体策についてお答えください。

5の(2)認定こども園・保育所について。

市内に病児保育施設がないことが課題であり、子どもの預け先が見つからなければ仕事を休む結果となります。低所得の家庭にとって、就労が減るということは生活に影響がすることから、新年度の病児保育施設整備について、どのように取り組まれるのか、お答えください。

5の(3)学童保育事業について。

19時までの時間延長に加え、毎週土曜日の保育を実施されることを高く評価いたします。学童保育のニーズが高いことから、保育室と指導員の確保も必要ですが、今後の高学年保育の実施についての考えをお伺いいたします。

5の(4)親支援プログラム推進事業について。

これまで、虐待対応の体制強化と職員の研修によるスキル向上を図る中で、現状、新たに見えてきた課題についてお答えください。

5の(5)子どもの貧困対策について。

子どもの生活実態調査の内容についてお答えください。調査結果はどのように活用化されるのかも伺いをいたします。

次に、6の(1)第9期せつつ高齢者かがやきプランの策定についてですが、健康寿命を延ばすことが、医療や介護における費用の増大、人材不足などの軽減や地域力向上にもつながると思いますので、先を見据えた計画となるようお願いし、要望いたします。

6の(2)携帯型緊急通報装置の導入についてです。

長寿を祝う思いはそのままに、将来を見据えた高齢者施策の充実にかける市長の思いをお聞かせいただきました。さらに踏み込んでお聞きしたいのは、近年、振り込め詐欺など特殊詐欺防止対策として、固定電話をやめ、携帯電話へ切り替えられることや、災害時における要援護者への支援にもこの携帯型緊急通報装置を活用できないでしょうか。考えをお聞かせください。

次に、6の(3)地域介護予防活動支援事業についてですが、つどい場を開催されてきて、これまでの認識、効果と、令和5

年度として、一部の委託型つどい場の開催回数を増やす目的と効果、そして、試行的実施とされているオンラインつどい場の内容と目的について、それぞれ御答弁をお願いいたします。

6の(4)重層的支援体制の推進についてですが、構築に向けての課題として、社会福祉協議会の体制強化、人材育成、CSWの強化・充実に加えて、声を上げやすい、声をかけやすい社会の構築などがあると思いますが、市としての認識について御答弁をお願いいたします。

次に、7の(1)小中学校施設改修事業について。

エアコンについては、熱中症への対応や万一の避難所としての利用ということですが、災害時でも稼働が可能な内容であるのか、また、設置の計画について伺いをいたします。

7の(2)小中学校通学区域等事業についてですが、適正規模・適正配置について、今後の方向性を検討するとのことでしたが、適正配置の検討などのスケジュールと、答申の留意事項に第五中学校のことも記載されていましたが、鳥飼地域における長期を見据えた適正配置の考え方についてお尋ねします。

続いて、7の(3)中学校給食事業について。

デリバリー方式の喫食率向上に当たっては、様々な工夫や努力を重ねられた点、評価いたしたいと思います。今後は、そこで得た生徒や御家族のニーズを生かして、成長過程の生徒に栄養バランスの取れた安全な食事が提供できるように御尽力をお願いします。

次に、方式については、親子方式や自校方式など検討を進められたと考えますが、

センター方式に至った経過についてお伺いをします。

次に、7の(4) キャリア教育事業と情報モラル教育について。

それぞれの目的については理解を深めることができました。キャリア教育については、その取組が大きな評価を得て、大臣表彰を受賞するという栄誉をいただき、非常にうれしく思います。

ここで、今年度の成果と新年度の展開についてお尋ねをいたします。

8の(1) 地球温暖化防止対策についてですが、2022年2月にゼロカーボンシティを表明し、脱炭素社会に向けたまちづくりや、2013年度と比較して2030年度の温室効果ガス排出量を46%削減する目標を掲げた摂津市地球温暖化対策地域計画を策定されました。再生可能エネルギー等の導入促進という中で、今後の展開についてお伺いをします。

次に、8の(2) 環境センターについて。

市長より、鶴野地域の住民の皆様へ、長年の御理解と御協力への感謝の思いをお聞かせいただきました。今後も、跡地の活用について、なお一層、鶴野地域をはじめ、市民の皆さんに喜んでいただけるよう御尽力をお願いします。

ここで、閉炉作業及び土壌汚染調査の内容と今後のスケジュールについてお伺いをいたします。

最後に、8の(3) 摂津ビジネスサポートセンターについてです。

令和3年4月からスタートしたビジネスサポートセンターは、ニーズに合った事業者支援として利用者の評価も高く、伴走型の経営相談支援として今後の展開に期待をしておりますが、摂津ビジネスサ

ポートセンターの情報発信と令和4年度から実施の新商品開発費用の補助についてお聞かせください。

2回目、以上です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。総務部長。

○山口総務部長 一般会計が過去最大の予算となった要因についての御質問にお答えいたします。

過去最大の予算となりました要因としては、障害者や保育児童などに対する社会保障費が引き続き増加していることに加え、行政のデジタル化を進める上での根幹となる総合ネットワークの再構築に多額の費用を要すること、また、千里丘駅西地区再開発事業や阪急京都線連続立体交差事業など、未来のまちづくりへの投資である都市計画事業に費用を要することなどによるものでございます。

次に、市税及び地方交付税の収入見込みについての御質問についてでございますが、市税につきましては、コロナの影響により、令和4年度当初予算におきまして減収になると見込んでおりましたが、コロナ禍においても国税及び地方税ともに伸びている状況であり、現状の市税調定額から見込んだものでございます。

また、地方交付税におきましては、令和4年度の当初予算算定時における普通交付税は10億9,404万1,000円でしたが、地方財政計画を参考に、普通交付税11億円、特別交付税2億円を合わせて13億円を令和5年度地方交付税として見込んだものでございます。

次に、中期財政見通しについてでございます。

中期財政見通しにつきましては、毎年度、決算終了後に、その時点での状況を踏

まえまして、数年先までの財政状況を見通すことにより、安定的に持続可能な市政運営を行う判断材料として作成している資料でございます。

乖離が発生している主な要因といたしましては、歳入に関して、景気の下振れなど外的要因により実際の歳入額が見込額を下回ることはないよう厳しめに見込んでおります。さらに、ここ数年は、コロナ禍における税収見込みを正確に見込むことが非常に困難でございました。そのほかにも、各課において事業の効率化に取り組むなど様々な努力をしているところでございます。このことも歳出額の改善につながり、乖離が発生している要因の一つと考えております。

次に、既存の個別公共施設の修繕の見直し、また、現時点での課題についてでございます。

本市におきましては、公共施設等総合管理計画に基づき、施設管理者が毎年施設点検を実施し、計画的な保全の推進のためにP D C Aサイクルの取組を進めております。その点検による修繕の優先度判定結果を活用し、市としての事業の優先度を考慮した上で次年度の予算の要求に反映をしているところでございます。

現時点での課題につきましては、老朽化による公共施設等への長寿命化への対応、利用者ニーズへの対応、それらを踏まえた本市の財政バランス等を考慮しつつ、包括的にマネジメントすることが課題と考えております。

続きまして、基幹システムの標準化への取組についてでございますが、基幹システムの標準化につきましては、令和7年度までに自治体の基幹系20業務を国が整備するガバメントクラウドを活用して標準準拠

システムに移行するものでございます。

本市におきましても、令和5年度には、国が作成いたしました標準仕様書と現在使用しておりますシステムとの差分について分析を行ってまいります。標準準拠システムはカスタマイズしないことが徹底されておりますことから、これらの分析の結果、明らかになった差分につきましては、標準仕様に合わせた業務プロセスの見直しやR P A等のデジタルツールの活用について検討をまいります。

今後につきましても、国の動向を注視しながら、令和7年度のシステム移行に向け、関係部署で一丸となって着実に取組を進めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 次に、生活環境部長。

○吉田生活環境部長 子供たちのアイデアを生かした遊具を広場に設置することについての御質問にお答えいたします。

(仮称)味生コミュニティセンターの基本構想案の中で、現在のところ、300平方メートル程度の広場を設けることを想定しております。広場は、地域の活性化を目的に、多世代の交流スペース、またイベント実施など、多様な用途で御活用いただくことを想定しております。

子供たちによるワークショップの開催、広場への遊具の設置については、子供たちの利用促進には有効なものだと思われませんが、近隣の公園の整備状況等も考慮しながら、今後の設計段階におきまして検討をまいります。

続きまして、再生可能エネルギー等の導入促進についての御質問にお答えいたします。

議員からの御紹介があったように、本市では、令和4年2月にゼロカーボンシティを表明し、同年3月には摂津市地球温暖

化対策地域計画を策定いたしました。計画では、施策の方向性として再生可能エネルギー等の導入促進を挙げ、具体的な施策として、先ほどの太陽光発電設備等の補助制度のほか、市有施設への太陽光発電、蓄電池等の導入等を展開することとなっております。

市有施設への太陽光発電の導入につきましては、国の地球温暖化対策計画においても、最大限導入できるよう率先的な取組の実施に期待されており、本市におきましても、施設の新設、大規模修繕等の機会を捉え、市内の一事業所として範を示せるよう整備してまいりたいと考えております。

これらの施策を通じて、市民、事業者、行政が一丸となって再生可能エネルギー等の導入促進を図ってまいります。

続きまして、土壤汚染調査の内容とスケジュールについての御質問にお答えいたします。

土壤汚染調査の内容でございますが、まず、土壤の特定有害物質等による汚染のおそれを推定するため、地歴調査を実施いたします。地歴調査では、図面や登記簿謄本、関係者へのヒアリング等の資料を評価し、土地利用履歴から土壤汚染のリスクを判定いたします。

次に、地歴調査に基づき、土壤汚染のおそれがある土地の汚染の有無や汚染の分布範囲を確定させる表層土壤調査を実施いたします。表層土壤調査では、地歴調査に基づき調査区域を設定し、設定した調査区域の表層から50センチの土壤を採取し、分析を行い、汚染の範囲を確定させてまいります。

土壤汚染調査のスケジュールにつきましては、地歴調査、表層土壤調査ともに半年程度見込んでおり、令和5年度実施予定と

しております。

なお、令和6年度におきましては、表層土壤調査の結果に基づき、土壤汚染が確認された区域につきまして、必要に応じ、汚染の深度を確定させる深度調査を実施する予定としております。

続きまして、摂津ビジネスサポートセンターの情報発信、新商品開発支援補助金の活用状況についての御質問にお答えいたします。

摂津ビジネスサポートセンターの情報発信につきましては、市のホームページから直接リンクしております。摂津ビジネスサポートセンターのホームページでは、センターの情報だけでなく、事業者の紹介や実際の相談事例など、幅広い内容を記載しております。

また、令和4年度から新たに実施しております新商品開発費用の補助につきましては、3件程度の申請を見込んでおりましたが、実際には4件が該当すると見込んでおります。これらの新商品につきましては、摂津優品（せっつすぐれもん）の認定にちなんでまいります。

○福住礼子議長 次に、市長公室長。

○平井市長公室長 市の認知度向上や、PR活動へのマスコットキャラクター「セッピー」のキャラクターグッズの商品化など、活用についての御質問にお答えいたします。

本市のマスコットキャラクター「セッピー」でございますが、市制施行40周年の記念に募集を行い、選定委員会で選定されたもので、イベントにセッピーが登場すると、多くの方が写真を撮りに来られるなど、非常に人気があるキャラクターでございます。このセッピーの人気をさらに伸ばそうと、令和5年度では、等身大パネルを

作成し、イベントなどで本市のPRに活用する予定でございます。

セッピーのキャラクターグッズの作成につきましては、使用に関する必要な事項が要綱で定められており、その中で、キャラクターグッズを商品化しようとするときは、使用の承認を行わないとの使用承認の制限がございます。しかしながら、全国的に有名なくまモンやひこにゃんをはじめ、箕面市や東大阪市などでもキャラクターグッズを作成してPR等に役立てている事例もございます。セッピーのキャラクターグッズ作成に当たりますには、整理すべき事項も多くありますので、これまでの経過などを確認するとともに、他市の事例も踏まえ、研究を行ってまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 次に、建設部長。

○武井建設部長 阪急京都線連続立体交差事業の高架下の有効利用についての検討開始時期に関する御質問にお答えいたします。

高架下利用につきましては、将来の改札口からの人の動線や交通対策、にぎわいの創出や分断されている駅の北と南側との一体的なまちづくりなど、様々な観点より、しっかり検討すべきと考えております。ただ、本事業は、国の認可上、令和15年度未完了見込みとなっており、高架下利用までにはまだまだ時間もあることから、現時点においては、直近の鉄道工事の着手に向けた用地取得及び付替道路の工事着手に向けた準備手続等に最大限集中しているところです。

なお、高架化の課題や効果につきましては、現在、大阪府、関係市、鉄道会社より構成される大阪府連続立体交差事業協議会での勉強会等により、全国の他事例の調

査・研究を始めております。

具体的な検討につきましては、今後、工事の進捗状況を踏まえ、周辺住民の皆様の御意見もいただきながら利用計画案を作成し、大阪府、阪急電鉄とも協議して進めてまいりたいと考えております。

続きまして、鳥飼まちづくりグランドデザインを都市計画マスタープランに反映する考え方についての御質問にお答えいたします。

令和5年度中に改定いたします都市計画マスタープランでは、摂津市域を四つの地域に分け、それぞれの地域特性を踏まえたまちづくりの方針等を地域別構想としてお示しすることとしております。したがって、鳥飼地域を含む地域別構想は、鳥飼まちづくりグランドデザインで示されている内容との整合を図り、策定してまいります。

続きまして、千里丘三島線の今後の整備のスケジュールについての御質問にお答えいたします。

千里丘三島線につきましては、踏切遮断による慢性的な交通渋滞の発生や、狭い歩道空間などの課題解決に向け、かねてより用地交渉を進めており、令和5年度末には、JR千里丘駅南交差点から阪急の踏切に向けて約150メートルの区間の歩道拡幅工事が完成いたします。しかしながら、三島三丁目地内の三島まちかど広場から三島二丁目交差点付近までの区間や、阪急京都線連続立体交差事業との交差区間などの未整備区間がありますことから、今後、JR千里丘駅から十三高槻線までの道路空間整備による連続性の確保が、鉄道駅や広域幹線道路ネットワークとの結節など、都市機能、防災機能上の観点から大変重要であると考えております。

令和5年度からは、新たに三島三丁目付近における歩道拡幅の調査・検討に入り、今後、市内の既存事業を含めた事業費の平準化も図りながら計画的に整備を進めてまいります。

なお、阪急京都線連続立体交差事業との交差区間につきましては、同事業に伴う道路整備と合わせた検討や工事が必要となりますことから、高架工事の時期と合わせて道路整備を進めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

次に、総務部理事。

○辰巳総務部理事 避難所運営マニュアルや応急対策マニュアルの整備についての御質問にお答えいたします。

現在、災害時の避難所運営につきましては、市職員のみで行うこととしておりますが、摂津市業務継続計画（BCP）地震編を検討していく中で、必要な応急対策業務を実施するための人員が圧倒的に不足することが明らかとなり、地域やボランティアの皆様にも積極的に御参加いただかないと避難所の円滑な運営が困難であることが分かりました。

このため、防災サポーターや自主防災会に御参加いただいたワークショップを開催し、避難所におけるそれぞれの役割や手順などを明らかにし、これを整理して避難所運営マニュアルを整備してまいります。避難所運営マニュアルの完成後には、市職員と地域の皆様とが合同で避難所運営訓練を実施し、実効性のあるものにしてまいりたいと考えております。

次に、地震編の応急対策マニュアルにつきましては、業務継続計画（BCP）の策

定において、市として実施すべき非常時優先業務の整理と必要な人員の配置を行ったところですが、業務継続計画（BCP）が確実に履行されるためには、各班で発災後に誰がどのような手順で応急対策業務を進めていくのかをマニュアル化しておく必要があります。令和5年度には、今ある班体制を機能的に動けるよう整備するとともに、各班に応急対策マニュアルを作成してまいります。また、各班の応急対策マニュアルの完成後には、毎年度、確認のための訓練を実施し、マニュアルをブラッシュアップしてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 次に、保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 がん検診と生活習慣病予防の取組についての御質問にお答えいたします。

本市では、第2次健康増進計画に基づき、がん検診の推進や運動の習慣化、食生活の改善などの施策について、市民の自主的な健康づくりを促すよう充実を図りながら取り組んでおります。

がん検診の受診率向上の取組につきましては、令和4年度、新たに別府コミュニティセンターにおいて胃がん及び大腸がんの出張型バス検診を実施したほか、乳がん検診の実施医療機関の拡大を図りました。

また、生活習慣の改善につきましては、歩くことで楽しみながら健康づくりに取り組める健幸マイレージ事業のポイント付与の拡充を図ったほか、ウォーキング、健康器具などをテーマにした動画配信を行っております。さらに、料理レシピサービス「クックパッド」に市の公式ページを開設し、市の管理栄養士が監修するレシピを掲載しております。

このように、利便性の向上やインセンティブの拡充、インターネットの活用などで

改善や工夫を図ってまいりましたが、いずれも好評であるものの、新型コロナウイルスの感染拡大前以上の成果を得るには、さらなる促進策が必要であると考えております。

今後につきましては、第3次の計画策定に向け、市民アンケートを実施して現状を把握するとともに、計画期間の取組評価を行い、健康寿命延伸に向けて、より効果的な施策の展開について検討を進めてまいります。

続きまして、健都における産学官民連携と企業誘致についての御質問にお答えいたします。

市民の健康づくりと企業・研究機関の実証事業をサポートし、ヘルスケア分野の新製品等を世の中に送り出す健都ヘルスサポーター制度を令和4年3月から吹田市とともに開始し、これまでに行われた実証事業には多くのサポーターが参加されました。登録者は既に1,000人を超え、市民の健康意識の向上を図るとともに、製品化への動きも加速しております。

また、国立循環器病研究センターや国立健康・栄養研究所とは、これまでに、健康動画や市民講座、講演会への出演・登壇など、主に市民への啓発事業において連携を図ってまいりました。令和5年度は、さらに本市の健康課題に対する具体的な連携事業の検討を研究機関とともに進めてまいりたいと考えております。

なお、健都イノベーションパークの企業誘致に関しましては、健康・医療を中心とするコンセプトを共有する企業等の進出に向け、大阪府など関係機関と情報共有や意見交換を重ねております。市としましては、今後も企業誘致に向けた取組をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

続きまして、緊急通報装置についての御質問にお答えいたします。

携帯型機器につきましては、固定電話回線の代わりに携帯電話機を使って自動通報するセキュリティーシステムとなっており、現時点においては御家族や御友人等との通話利用は予定していないものの、これまで特殊詐欺被害防止等を理由に固定電話を解約された方等の利用が期待できると考えております。

また、災害時における要援護者支援としての活用につきましても、災害発生時における情報伝達手段として有効と考えるものの、対象者が多数に及ぶと想定されることから、現時点での活用は難しいと判断しており、今後、新たな制度を運用していく中で、利用状況も確認しつつ、効果的な手法について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、委託型つどい場についての御質問にお答えいたします。

本市に9か所ございます委託型つどい場の取組実績につきましては、令和5年1月末現在で359回の開催、延べ参加者数3,967人となっており、コロナ禍以前となる令和元年度同時点での266回、4,627人に対し、開催回数は増加しているものの、利用者は減少している状況となっております。この背景には、会場が密にならぬよう、新型コロナウイルス感染症対策により隔週での参加をお願いしていたことと、高齢者自身の外出自粛があると考えております。

このような状況を踏まえ、令和5年度につきましては、委託型つどい場の一部において開催回数を週1回から2回に拡充するとともに、自宅でできる運動、交流機会の創出を目的としたオンラインつどい場を実

施するものでございます。これらの取組を通じ、効果的な介護予防、フレイル予防を支援するとともに、高齢者の孤立防止につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、重層的支援体制の整備に向けた摂津市社会福祉協議会の体制強化についての御質問にお答えいたします。

社会福祉協議会は、地域に深く根づいた各種事業を展開されており、大阪府が示されるモデルの中でも重層的支援体制整備の柱として位置づけられていることから、相談支援、参加支援、地域づくりを展開する上で、市と協働して相談事業を展開するなど、重要な役割を担っていただく必要がございます。このことから、担当者会議においても、保健福祉課とともに社会福祉協議会にも事務局を担当いただいているところでございます。

また、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーにつきましては、地域の身近な相談相手として様々な困り事や福祉課題を拾い上げ、伴走型の支援を実施いただいております。相談支援の取組を推進する中において、市内の各相談担当課との連携をはじめ、重要な位置づけになると考えております。

今後、担当者会議において、重層的支援体制の整備の方向性について具体的な議論を進める中で、社会福祉協議会に対する必要な支援や体制強化についても検討してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 次に、次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 安威川以北地域における待機児童の解消に向けた今後の具体的な取組についての御質問にお答えいたします。

まず、施設整備として、幼保連携型認定こども園に移行したせつつあそびまち遊育

園が、現在、園舎の建て替え工事を行っており、令和5年8月の新園舎のオープンに合わせ、90名の保育定員を設定していただく予定でございます。

また、わかば保育園は、阪急京都線連続立体交差事業による移転を予定されており、移転後の新園舎では定員を現在の30名から60名に増員していただく予定となっております。

さらに、今年度の小規模保育事業の公募では応募がございませんでしたが、令和5年度も再度公募を行い、令和6年4月の開園を目指してまいります。

保育士確保に向けた支援策につきましては、保育士宿舎借り上げ支援事業におきまして、現在は施設の利用定員ごとに補助金の上限額を設定しておりますが、令和5年4月からはこの上限額を撤廃いたします。このことにより、民間保育施設が新たに保育士を募集する際に、これまでよりも好条件で求人を行うことができることから、保育士の確保につながるものと考えております。

しかしながら、議員もおっしゃっていただきましたように、安威川以北地域では、今後、千里丘西地区の再開発等もあり、高い保育需要は当面続くものと見込まれます。

続きまして、病児保育についての御質問にお答えいたします。

病児保育とは、病気等のために、ふだん預けている保育所等での集団保育が困難で、保護者の就労状況から自宅での看護も困難な場合に、医療機関や保育所等に設置された専用スペースで子供を預かり、保育等を行うものです。

現在、摂津市内では、病児対応型の病児保育を実施している施設がなく、病児保育

を利用するためには、吹田徳洲会病院が運営しているエキスポキッズまで子供を連れていく必要がございます。

現在、園舎の建て替え工事を行っているせつつあそびまち遊育園では、子どもクリニックを併設する病児対応型の病児保育施設の整備を進めており、病児保育を利用する際には、クリニックの医師が診察し、保育等の実施が可能と判断された場合に利用していただくことが可能となります。せつつあそびまち遊育園では、病児保育の定員を6名設定していただくこととなっており、市内の保育所等に通っている子供であれば、どなたでも利用していただくことが可能であることから、保護者の子育て支援、就労支援に寄与すると考えております。

続きまして、学童の高学年保育の取組状況についての御質問にお答えいたします。

高学年保育の実施は、保護者からの要望も多く、大阪府内の実施状況でも実施率は約80%と高い状況でございます。しかし、本市では、入室児童数の増加とともに、保育場所や指導員の確保の問題もあり、直ちに全ての学童保育室で高学年保育を実施することは困難であるため、指導員や保育場所の確保などの課題の解消に至った学童保育室から順次実施してまいりたいと考えております。

さらに、学年延長を実施した学童保育室の検証を行うとともに、保育室の増室等に努め、できる限り早い時期に全学童保育室において実現できるよう検討をしているところでございます。

続きまして、児童虐待対応の課題についての御質問にお答えいたします。

先ほど市長からも答弁がございましたように、令和4年度は、虐待対応の職員の増

員や幼保ソーシャルワーカーの配置、3名のスーパーバイザーの招聘等を行い、体制強化に取り組んでまいりました。また、家庭児童相談課の職員のみならず、学校や保育所等就学前施設の現場におきまして、虐待が疑われるけがの発生原因や子供の変化等を見極めるための研修を行い、子供の安全確認に関するスキルや対応力の向上にも努めてきたところでございます。

一方で、幼保ソーシャルワーカーによる情報収集や関係機関等の虐待への意識の高まり等により、令和4年度の通告件数は昨年度に比べ大幅に増加している状況でございます。

また、虐待に至ってしまった家庭の状況を見ますと、非常に複雑多岐にわたるケースが多く、抱えている課題に対して適切な支援やサービスにつなぐには、職員一人一人のスキルの向上はもとより、さらなる体制強化と連携強化が必要と考えております。

今後、それぞれの家庭状況に応じたニーズや困り事を丁寧に聴き出し、よりきめ細かな専門的なアプローチができるよう、専門職員の増員を図るとともに、虐待の未然防止や通告への適切な対応、再発防止の観点を踏まえ、引き続き研修等を通じて職員のスキル向上にも努めてまいります。

続きまして、子どもの生活実態調査の内容についての御質問にお答えいたします。

今回実施します子どもの生活実態調査は、大阪府と共同での実施を予定しており、大阪府と同様の調査項目を設定し、市民を対象とした調査を実施した後、大阪府において共同市町村分も含めた大阪府内全域についての集計・分析を行う予定です。

調査の対象といたしましては、小学5年生と中学2年生の子供及びその保護者を予

定しており、調査の内容といたしましては、子供を対象に生活状況、学習状況、居場所の利用状況などを調査し、保護者を対象に就労や所得、子供との関わりなどの調査が想定されているところでございます。

調査のスケジュールといたしましては、令和5年7月頃に調査を実施し、令和6年3月に調査結果の公表となります。今後、今回実施いたします子どもの生活実態調査の結果を分析し、第3期の摂津市子ども・子育て支援事業計画に反映できるよう努めてまいります。

○福住礼子議長 次に、教育総務部長。

○小林教育総務部長 学校体育館に設置するエアコンの防災対策と今後の設置計画についての御質問にお答えいたします。

現在体育館に設置しているエアコンは、災害時に停電及び都市ガスの供給が停止状態になったとしても、自家発電と備蓄のプロパンガスを用いて72時間の稼働が可能なシステムとなっております。

また、配置計画につきましては、令和4年度は、鳥飼北小学校と第三中学校に設置し、令和5年度は、鳥飼小学校、味舌小学校及び第四中学校に設置の予定でございます。この段階で、各中学校区に1校は体育館にエアコンが設置されるという状況でございます。

なお、令和5年度には小学校6校と中学校3校の実施設計を行い、令和6年度以降に設置を行う予定となっております。

続きまして、鳥飼地域における学校の適正配置のスケジュールと長期的な適正配置の考え方についての御質問にお答えいたします。

まずは、摂津市立小中学校通学区域等審議会からの答申を踏まえ、教育委員会事務局で適正規模及び適正配置に係る計画案を

検討し、教育委員会及び関係課と協議を進めてまいりたいと考えております。その後、計画案を基に、保護者の皆様やPTA、自治会等の皆様に御説明する機会を設け、内容について精査を行い、令和5年度中に計画を策定してまいりたいと考えております。

また、答申の留意事項にも記載されておりますとおり、令和14年頃には第五中学校におきましても1学年1学級となることが想定されており、今回の鳥飼小学校と鳥飼東小学校の課題と並行して検討していく必要があると考えております。

続きまして、給食センター方式に至ったプロセスについての御質問にお答えいたします。

中学校給食の全員喫食の実施方式につきましては、令和元年9月から令和2年3月にかけて実施いたしました摂津市立学校給食実施方式等の検討に係る調査において、それぞれの方式の課題等について検討してまいりました。この調査結果を踏まえ、教育委員会で協議を行い、中学校給食の今後のあり方についての基本方針として、給食センターの設置について検討を進めていくことといたしました。

その後、吹田市との給食センター共同運用や、本市教育施設敷地や市所有地での給食センター設置について検討を行い、このたび、鶴野地域における公共施設再編といたしまして、移転を検討している鶴野第2公園敷地における給食センターの設置について基礎調査を実施し、その後、基本構想、基本計画につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、令和4年度のキャリア教育の成果と令和5年度の展開についての御質問にお答えいたします。

令和4年度のキャリア教育の取組といたしましては、市内全中学2年生が多くの企業等と連携して取り組んだ職種体験プログラムがございます。社会で活躍されている教員以外の大人と関わり、社会の中で自分ができることを考える学習を通して、子供たちの自己有用感やコミュニケーション能力の向上が図られたことがキャリア教育の成果であると考えております。

本市は、多くの企業に協力をいただき、子供たちが企業から提示された課題に対してアイデアを出し合い、解決策を考え、企業に対して提案するといった取組が評価され、第15回キャリア教育優良教育委員会文部科学大臣表彰をいただいたところでございます。

令和5年度は、中学校での取組に加え、小学校においてもキャリア教育に取り組んでまいります。具体的には、教育委員会が摂津市商工会などと連携し、協力企業一覧マップを作成するなどして、小学校段階から本物に学ぶキャリア教育が実践できるよう取り組んでまいります。

○福住礼子議長 水谷議員。

○水谷毅議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

1の(1)財政について。

御説明ありがとうございました。将来の投資的要素が強く出た戦略的な予算であると感じます。今後も、財政規律をしっかり見据えた上で、安定的な財政運営をお願い申し上げます。

また、中期財政見通しの表現方法について、現在のように一番厳しく見通した数字とは別に、実態に合わせた予想値を表記するなどの検討をお願いいたします。

FMにおいては、中期計画の報告をいただき、全体を把握した上で予算審査になる

と思います。FMの見える化について御検討いただくよう要望いたします。

最後に、本市の行政経営戦略に沿ってSDGsの達成を目指し、市民を誰一人取り残さない取組と将来を見据えた戦略についての市長の思いをお聞かせいただきたいと思っております。

続いて、1の(2)デジタル化の推進と人材育成について。

基幹システムの標準化は、長い目で見れば単費での開発費などが抑制されるため、大きなメリットがありますが、一方では、これまでの独自のノウハウを糾合し運用している既存のシステムからの移行となると、様々な点で使い勝手の面など支障を来たさないものか心配をしています。庁内では、部局横断的に忌憚のない協議を重ね、事故がないように知恵を絞って進めていただくことを強く要望いたします。

2の(1) (仮称)味生コミュニティセンターについてですが、自分たちのまちを自分たちで育てる市民主体のまちづくりを原点として、どうか味生地域のニーズに合った施設となるような基本設計をお願いします。その中で、どうか子供たちによるワークショップを開催していただき、ぜひ子供たちのアイデアを生かした遊具を広場に設置していただくことを重ねてお願いし、要望とします。

2の(2)鳥飼地域の魅力発信などシテイプロモーション戦略についてですが、今や子供たちをはじめ多くの方に愛されるセッピイですので、くまモンやひこにゃんなど他市のキャラクターグッズでのPR事例を参考に、商工会などと連携を図りながら、庁舎や食堂の売店、また公共施設などで販売できるように検討をお願いし、要望といたします。

次に、2の(3)阪急京都線連続立体交差事業についてです。

高架下の検討は周辺住民を巻き込んでいうことを以前から申しておりましたが、地域の活性化に大きく寄与できるように、早い時期からの検討をお願いし、要望いたします。

次に、2の(5)鳥飼まちづくりブランドデザインの都市計画マスタープランへの反映についてですが、整備目標を定めていただき、将来に希望が膨らむ内容をお願いし、要望いたします。

3の(1)千里丘三島線についてです。

市内の中心部を通過する千里丘三島線は、摂津市の主要道路であり、歩行者と自転車の安全確保をはじめ防災機能などが十分に発揮されることが求められるものと認識します。新年度で基本設計を実施される三島まちかど広場から三島二丁目交差点におきましても、西側の歩道が狭く危険な状態であり、道路沿いに大型マンションが建設されるなど、歩道を利用して、保育所やスーパー、公共施設など、阪急摂津市駅方面へアクセスされる方が増え、安全対策について地域から多くの声をいただいております。どうか早期歩道拡幅整備に取り組んでいただきますようお願いし、要望いたします。

3の(3)防災対策事業について。

災害発生時の混乱を可能な限り速やかに収めるには、職員しかできない業務、職員と市民と協働で行う内容、また、市民にお任せする役割など、実践するためのマニュアル作成と実践訓練は早急に進めたいと思います。まずは避難することが第一であり、市民にマイタイムラインについての周知徹底と広域避難の誘導、併せてバスやタクシー会社との災害時連絡協定の

検討など、対策を進めていただくことを要望いたします。

次に、4の(1)健康せつつ21事業についてですが、いよいよ2025年問題を含む次期計画に取り組みられますが、それぞれの取組において結果を出せる実効性ある計画の作成をお願いするとともに、健康への取組に対する情熱が市民に伝わるような市職員率先垂範の行動をお願いし、要望いたします。

次に、4の(2)健都推進事業ですが、市長が最初に答弁されました、摂津市が健康寿命の延伸をリードするまちへと変わっていくことを私も期待しているところです。しかしながら、国立循環器病研究センター関係者の声では、連携している成果についてはまだまだ課題があるように伺っております。本市の姿勢としては、今行っている連携事業も、また、これから実施する国立健康・栄養研究所との連携事業も、結果にこだわって取組を進めていただきたいと思います。

さらに、残地の誘致についても、給食センター問題も解決し、新型コロナウイルス感染症もフェーズが変わる中、令和5年度で決定できるよう最大努力をお願いいたします。

5の(1)保育所待機児童解消について。

幼児教育無償化などが保育ニーズを高められている中で、コロナ禍による経済的側面からも、共働きやひとり親にとりまして就労支援施策は不可欠です。待機児童解消に粘り強く取り組み、安心して働ける環境をつくっていただくように要望いたします。

5の(2)認定こども園と保育所について。

病後児保育は鳥飼地域の摂津ひかり保育

園、病児保育は吹田市域のエキスポキッズが子供を受け入れられています。所在地として離れている点や、利用時の手続に時間を要する点から、利用したいが、ちゅうちょされてしまうのが現状です。病気の子供にとっても安全で、親にとっても仕事を休む選択をしないで済むように、病児保育の充実に努めていただきますことを要望いたします。

5の(3) 学童保育事業について。

必要とされる保育が安定的に提供されることが大事です。保護者のニーズを踏まえた上でよく検討され、学年延長の実施に取り組んでいただくようお願いをいたします。

5の(4) 親支援プログラム推進事業について。

保護者自身にプログラムを受けてもらうために、根気よく理解していただく対応を重ねて効果につなげてください。

本年4月に施行されるこども基本法の成立には、子供の虐待問題が最も大きな現象としてありました。子供の虐待は子供の権利侵害の最たるものであり、虐待によって命を落とす子供、幼少期から徹底して傷つけられて、自尊心が持てず、大人になって自立できない人が相当数いる実態があることです。最近では、宗教2世の家庭内での人権侵害が騒がれているように、様々な人権の侵害という問題に取り組んでいくには、本市の児童虐待防止ネットワークの中心である要保護児童対策地域協議会での連携強化が重要だと考えます。家庭児童相談課のみならず、人権女性政策課、保健福祉課等の関係部局においても、専門化、人員増加、スキル向上を図り、組織強化に努めることを要望いたします。

5の(5) 子どもの貧困対策について。

子育てをしている家庭の問題は、貧困という一つの大きな問題だけではなく、多様な問題であることから、包括的に取り組むことが求められます。

子供の貧困対策は、内閣府からこども家庭庁に移管されることとなります。内閣府が公表している子供の貧困対策に関する指標では、ひとり親世帯のみならず、子供がいる全世帯で、電気・ガス・水道料の未払い経験や、食料または衣服が買えない経験があることが分かっています。コロナ禍と物価高の中で追い詰められる子供や親たちを孤立させないことです。

こども基本法で使われる「こども」や「こども施策」の言葉に定義があり、「こども」は、18歳という年齢で明確に区切らず、心身の発達過程にある者という定義です。そして、「こども施策」は、成長に対する支援だけでなく、子育てに伴う喜びを実感できる社会を目指し、生まれる前からの支援や養育環境の整備が示されています。子供とその保護者の生活実態調査結果が第3期摂津市子ども・子育て支援事業計画にしっかり反映されることを要望いたします。

6の(2) 携帯型緊急通報装置の件です。

現在大阪市が導入されております緊急通報装置では自己負担を必要としますが、携帯電話として御家庭との通話が可能なオプション機能がございますので、どうか固定電話方式から携帯型へと順次切り替えていただき、振り込め詐欺防止対策として緊急通報装置の活用を検討をお願いします。

また、災害時における要援護者の方へのコミュニケーション支援ツールとして有効活用の検討をお願いし、要望といたします。

次に、6の(3)地域介護予防活動支援事業についてですが、つどい場は、みんなですべて元気な暮らしになるように、しゃべって動いて心も体も健康になるよう、住民同士がより身近に横のつながりができる、気軽に集まれる地域の居場所として、事業の継続が重要でありますし、安心して参加できる環境づくりに取り組んでいただきたいと思っております。

また、オンラインつどい場については、孤立防止の観点もあると思っておりますので、タブレットの活用に加え、自宅のテレビでも対応できる点も検討していただくことをお願いし、要望とします。

次に、重層的支援体制の推進について。

御答弁いただきましたように、体制づくりに最大努力をお願いし、要望とします。

また、声を上げやすい、声をかけやすい社会の構築について、厚生労働省は、住民同士が気かけ合う関係性を育むための地域づくりの支援を重視し、支援者による相談支援との両輪で地域のセーフティネットを充実することとしております。このことは、市長の掲げられるつながりのまちの構築と一致し、市民を誰一人取り残さない取組だと思っておりますが、市長の認識と抱負及び覚悟について御答弁をお願いします。

次に、7の(1)エアコンの件ですが、プロパンガスへの対応が可能である点が理解できました。従事者が万一のときに作業ができるよう、今後、定期的な訓練と点検を要望します。また、設置に当たっては、でき得る限り授業などに影響の少ない時期をお願いしたいと要望します。

7の(2)小中学校通学区域の件ですが、先日の新聞によると、少子化は予想より10年早く訪れました。鳥飼小学校と鳥飼東小学校を統廃合する方向性は感じら

れますが、しかしながら、通学路の距離や府道横断などの課題については、地域の皆様もそうですが、児童や保護者などに理解していただくことが大事だと思いますので、時間的なスケジュールもありますが、説明会の内容に十分に配慮していただくことを要望いたします。

7の(3)中学校給食については、長年、鶴野地域は環境センターを維持していただいておりますが、休む間もなく今度は新しい施設計画が出ております。どうか現場の住民の声をしっかり聴いていただきまして対応をお願いします。

キャリア教育については、大きな成果を残すことができました。今後もしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

地球温暖化対策については、エネルギーの大切な資源を大切にしていける施策だと思いますので、今後もよろしくをお願いします。

環境センターについては、公民館や施設が少ないところです。御検討ください。

ビジネスサポートセンターも、引き続き企業の力になるようお願いし、質問を終わります。

○福住礼子議長 答弁を求めます。市長。

○森山市長 市民を一人も取り残さないための将来を見据えた戦略に関して私の思いを述べよということでございます。誰一人取り残さないというSDGsの基本理念を達成するには、行政だけではどうにもなりませんので、市民、団体、事業者等が問題解決のために協力し合うことが必要でございます。

本市が目指すつながりのまちは、あらゆる人々の協力関係を築くものであります。今日の複雑化・多様化する問題を解決に導く大きな力となるものでございます。令和

5年度におきましては、地域コミュニティーの活性化に向けた条例の検討や、摂津市商工会と連携した公民連携を促進するウェブサイトの運用など、つながりづくりの強化に取り組んでまいります。今後も、行政経営戦略における全ての分野、施策において、誰一人取り残さない地域社会の実現を念頭に取組を進めてまいります。

引き続きまして、地域づくり支援とつながりのまちについての質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁とも重なるところもありますが、私は、よく言う話なんですけれども、年間を通じて400回から500回の地域のイベント、行事に参加をしております。何のために行くねんというところなんですけれども、まずは地域の事情を私が知らなくてはいけない、そして、そこで手弁当で一生懸命地域を盛り上げて頑張っておられる関係者の皆さんに、まず眼に触れることが大事です。そして、感謝の思いを伝える、これが非常に大事なことだという理念の下、できるだけ行事には参加するようにしてまいりました。

これもいつも言うことなんですけれども、摂津市は非常に狭い市域です。山も谷もない。だから、お互いに顔の見えるまちということを私はしょっちゅう言っております。毎週土曜、日曜になりますと、市内の文化施設といいますか、教育施設等々では、所狭しと色々なサークル活動、文化活動が行われております。皆さん、何かやっておられます。そして、そのことがその地域独特の手作り文化をつくります。その手作り文化がまた摂津市独特のコミュニティーをつくっているんです。この積み重ねがつながりにつながってまちが成り立っていると言ってもいいと思います。そういう

意味では、やっぱり地域の頑張っておられる皆さんにありがとうという声をかけることは非常に大切なことではないかと思っております。

ところが、この3年間、新型コロナウイルス感染症流行で、あれもやめとこ、これもやめとこということになってしまいました。そういうことで、随分長いこと顔を見ていない人がたくさんおられます。これは私と市民の皆さんの関係ですけれども、うっかりしたら地域同士でも長いこと会うてへんなどと同じようなことが起こっているのではないか、そういう意味では、地域の皆さんが長い間にわたってつくり上げてこられたまちづくりの基本であるつながりがおかしくなってしまうのではないかと、非常に心配でございます。

そういうことで、いつも同じことばかり言っていますけれども、摂津市のよさ、これはコンパクトで顔が見える関係が築ける温かいまちであります。このことは、世代や分野を超えて人と人がつながっていくことこそ、唯一、誰一人取り残さない地域のセーフティネットになると私は確信をいたしております。新たな生活様式への転換期にある今こそ、私自身、市長として改めて地域にしっかりと目を向けて、このつながりがおかしいことにならないように頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○福住礼子議長 水谷議員の質問が終わります。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後5時23分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 福 住 礼 子

摂津市議会議員 出 口 こうじ

摂津市議会議員 三 好 俊 範

摂津市議会継続会会議録

令和5年3月7日

(第3日)

令和5年第1回摂津市議会定例会継続会会議録

令和5年3月7日(火曜日)
午前10時 開議場
摂津市議会

1 出席議員 (19名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	森西 正
9 番	弘 豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	西谷知美
13 番	塚本 崇	14 番	出口こうじ
15 番	三好俊範	16 番	香川良平
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
副 市 長	福渡 隆	教 育 長	箸尾谷知也
市 長 公 室 長	平井貴志	総 務 部 長	山口 猛
生 活 環 境 部 長	吉田量治	保 健 福 祉 部 長	松方和彦
建 設 部 長	武井義孝	上 下 水 道 部 長	末永利彦
教 育 委 員 会 教 育 総 務 部 長	小林寿弘	教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	大橋徹之
監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 総 務 部 理 事	池上 彰 辰巳裕志	消 防 長	松田俊也
		保 健 福 祉 部 理 事	荒井陽子

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	橋本英樹	事 務 局 次 長	大西健一
---------	------	-----------	------

1 議 事 日 程

1,

代表質問

自民党・市民の会 嶋野 浩一郎 議員

大阪維新の会 香川 良平 議員

1 本日の会議に付した事件

日程 1

(午前10時 開議)

○福住礼子議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、香川議員及び松本議員を指名します。

日程1、代表質問を行います。

順次質問を許可します。

嶋野議員。(拍手)

(嶋野浩一朗議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 おはようございます。

自民党・市民の会を代表いたしまして代表質問をさせていただきます。

まず1点目に、行財政運営についてお聞かせいただきたいと思います。

令和5年度の予算を拝見しておりますと、元金償還額を超えた起債の発行となっております。これまで我が摂津市におきましては、過去の非常に逼迫した財政状況を招かないという思いの下で、元金の償還の範囲内で起債を組んできた経緯があったと思います。改めて、令和5年度、このような起債の発行、予算組みになった要因について、まずお聞かせいただきたいと思います。

それと併せて、これは関連してくると思いますので、職員の体制についてもお伺いをしたいと思います。

続きまして、機構改革についてお聞かせいただきたいと思います。

これまでの機構改革を振り返ってまいりますと、例えば出産であるとか育児、そういった子供の成長を縦断的に見ていこうということで、これまで市長部局であった担当課を教育委員会に持って行って次世代育成部ができたことがあったと思います。また、文化、スポーツにつきましても、これまで逆に教育委員会であったんですけども、これは生きがいづくり、健康づくりとも関係があるということもありまして、市

長部局に持っていった機構改革がこの間なされてきたと認識をしております。今般、また機構改革がなされるわけでございますけれども、その目的がどこにあるのか、この際、お聞かせいただきたいと思います。

続いて、市民が元気に活動するまちづくりにつきまして、3点お聞かせいただきたいと思います。

一つ目は、「つながりのまち」の醸成についてでございます。

令和5年度の市政運営の基本方針を拝見しておりますと、市長の大変に強い思いが「つながりのまち」をもう一度つくるんだというところにあるのかと私は読み解いたわけでございます。改めて、このつながりの醸成に向けた市長の思いがどのようなものであるのか、まずはお聞かせいただきたいと思います。

2点目に、(仮称)味生コミュニティセンターについて。

これは昨日も多く議員の方が取り上げられておられましたけれども、今回、公民館を建て替えてコミュニティセンターにするんだという方向性が示されているわけでございます。単純な話でございますが、公民館ではなくてコミュニティセンターをつくっていく狙いがどこにあるのか、まずはお聞かせいただければと思います。

続いて、防犯カメラの設置についてお聞きしたいと思います。

これは、当初、私は代表質問の中で取り上げるつもりはなかったんです。ただ、東京都狛江市で強盗殺人の事件がありまして、当市におかれましては防犯カメラをどんどん設置していこうじゃないかと、さらに、個人の方の御協力もいただいて、補助もしていきながら防犯カメラを増やしていくんだと、そのことによって、摂津市で仮

に犯罪を犯したとしても必ず捕まることを一つ抑止力として示していくことに大きな意味があるんだろうと改めて感じたわけでございます。

令和5年度、本市におきましても防犯カメラを増やしていく方向性が示されているわけでございますけれども、防犯を強化するという視点からこの取組をどのように進めていかれるのか、まずはお聞かせいただければと思います。

続きまして、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて、これも3点お聞かせいただきたいと思います。

まずは、上下水道事業についてでございます。

大規模な災害を想定した施設の耐震化であったり、あるいは雨水対策等、上下水道事業における施設整備の方向性について、まずはお聞かせいただければと思います。

続いて、高台のまちづくりでございます。

これも御案内のとおり、本市は非常に大規模な浸水が発生しやすい立地にあるわけございまして、高台のまちづくりを戦略的に進めていくことは大きな意味があるんだろうと考えているところでございますが、1回目、改めて高台のまちづくりを実施する意義についてお聞かせいただければと思います。

それから、3点目に、鳥飼地区のまちづくりについてお聞かせいただきたいと思います。

この取組は、鳥飼地区を活性化していくことが本市にとって大きな課題であるということで、プロジェクトチームをつくってこれまで取り組んでこられました。グランドデザインも策定をされまして、住民の皆さんに説明会を開いたりだとか、様々な取

組が行われているわけでございますけれども、改めて、令和5年度の取組はどのようなものであるのか、また、今後、体制はどのようなになっていくのか、まずはお聞かせいただければと思います。

続きまして、みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて、2点お聞かせいただきたいと思います。

まずは、茨木市とのごみ処理の広域化についてでございます。

いよいよこの4月からごみ処理の広域化が始まっていくわけでございます。これはこれまでの本会議の中でも質問されてきたわけでありましてけれども、改めて、ごみ処理の広域化を行っていく効果がどのようなものであるのか、まずはお聞かせいただきたいと思います。

それから、2点目といたしまして、魅力ある公園づくりについてお聞かせいただきたいと思います。

私は、特に我が摂津市は準工業地帯が多いこともありまして、やっぱり一定規模の公園があることは市民の皆様方の潤いという意味でも非常に大きい意味があると考えておりますけれども、改めて、魅力ある公園づくりを進めていかれる市長の思いはどのようなものであるのか、お聞かせをいただければと思います。

続いて、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて、3点お聞きをしたいと思います。

1点目は、少子化対策についてでございます。

この質問につきましては、私自身も一般質問の中で何度か取り上げてまいりましたし、また、昨日の代表質問の中でも、令和4年の出生数が初めて80万人を切ったことについても多くの皆様方が質問されてお

られる、また、国でも異次元の少子化対策をやっていく方向性が示されているわけですが、まずは、市長の少子化対策に向けての強い意気込みをお聞かせいただければと思います。

続きまして、児童虐待の防止についてもお聞きをしたいと思います。

この間、あの悲しい事件を受けまして、摂津市で様々な取組がなされてきたところでございます。例えば、スーパーバイザーが導入されることをはじめといたしまして、様々な体制強化がなされてきたところでございますけれども、改めてこれまでの取組はどのようなものだったのか、まずはお聞きをしたいと思います。

続いて、「人生100年時代」における高齢者福祉についてお聞かせいただきたいと思います。

人生100年時代といったものを見据えて、高齢者福祉におきましても、やはり今までと違った視点があるのかと思っておりますけれども、今、具体的にどのような視点をお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思います。

続いて、7点目、誰もが学び、成長できるまちづくりについて、2点お聞きしたいと思います。

1点目は、「生きる力」の醸成についてでございます。

私は、子供たちが生きる力を醸成していくために二つの視点があるんだろうと思っています。一つは、当然基礎的な学力、もう一つは、自分自身が社会の中でどのような仕事や役割で貢献したいと考えるのか、それが自分の中から湧き出してくるような志を打ち立てることができるのかということではないのかと思っておりますけれども、改めて、今、教育委員会として生きる

力を育てていくどのような視点をお持ちなのか、具体的にどう取り組んでいかれるのか、お聞かせをいただければと思っております。

続きまして、スポーツ振興についてお聞かせいただきたいと思います。

市長は、様々な場面で、スポーツ、文化といったものが人々の心を自然と一つにする力があるんだということに言及される、そういったことを私も拝聴したりすることがあるわけです。やはりスポーツ振興を進めていくということは、生きがいづくり、健康づくりだけではなくて、来年度、つまり令和5年度のまちづくりの大きな柱であるつながりづくりという意味でも大きな意味があるのかと考えておりますけれども、その点についてどのようにお考えなのか、また、その具体的な取組や効果についてお聞かせをいただければと思います。

続きまして、8点目、活力ある産業のまちづくりにつきましても2点お聞かせいただきたいと思います。

1点目は、市内事業所の経営基盤強化についてでございます。

まずは、1回目といたしまして、市内の事業所の経営状況がどのようなものであると市長はお考えなのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

それから、2点目といたしまして、農業振興についてもお聞かせいただきたいと思います。

鳥飼八町地域は摂津市で唯一の市街化調整区域でありますけれども、今回、この市街化調整区域における農業の地区計画を立てていかれるわけです。私は、本市の中に市街化調整区域があって、一定の規模の緑地、農地があることは非常に大きな魅力なのかと考えておりますけれども、鳥飼八町

の魅力についてどのようにお考えなのか、その点についてもお聞かせいただければと思います。

最後に、計画を実現する行政経営について、3点お聞かせいただきたいと思ます。

1点目に、シティプロモーションについてでございます。

これも戦略を打ち立てて様々な取組をこの間なされてきたわけでございますけれども、まずは改めて、その戦略の目的はどこにあるのか、お聞かせいただきたいと思ます。

それから、人材育成について。

やはり職員一人一人が自ら能力をしっかりと発揮していくことによって組織力の向上を目指していかなくてはならないと思っておりますけれども、組織力の向上についてどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思ます。

それから、最後にファシリティマネジメントについて。

これまでの進め方、また視点についてお伺いしたいと思います。

1回目は以上でよろしくお願ひいたします。

○福住礼子議長 答弁を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

それでは、自民党・市民の会議員団を代表されての嶋野議員の質問にお答えをいたします。

元金償還額を超過した起債の発行予定額についてでございますけれども、市債の発行につきましては、令和3年度発行額に引き続き、令和4年度及び令和5年度の発行予定額におきましても元金償還額を超過する見込みであります。

その主な原因としましては、未来へのまちづくりの投資としての千里丘駅西地区再開発事業をはじめとする大規模事業の実施によるものでございます。大規模事業に関わる建設事業費につきましては、過去より基金からの繰入れと市債の発行により財源を確保する編成を行ってまいりましたが、基金にも限りがございますことから、市債の発行が可能な事業に対し、市債の元金償還額を超える発行を予定しているものであります。

次に、職員体制についてであります。これまで、原則、退職者数を補充しつつ、多様な任用形態の活用やアウトソーシング等を進めることで職員数を減らしてまいりました。一方で、権限移譲や今後の行政需要から新たに職員配置が必要と判断すれば、採用する柔軟な対応としてまいりました。今後も、行政需要の多様化に対応しながら、最適な職員体制を構築する必要があります。また、ワーク・ライフ・バランスが実現された職員体制を構築していくことも求められます。業務を効率化し、また、職員個々のスキルアップを図り、最少の経費で最大の効果を上げることができると最適な職員体制としていかなければならないと考えております。

今回の機構改革の目的についてでありますけれども、複雑化・多様化する市民ニーズに対して質の高いサービスを迅速かつ的確に提供していくためには、限られた職員数でより効果を発揮する業務体制を構築していかなければなりません。そのため、定期的に既存の組織を見直し、政策課題に対する戦略的な人員配置を推し進めているところでございます。

令和5年度につきましては、茨木市とのごみ処理広域化に伴う連携の強化及び環境

センター解体に向けた取組を進めるための体制づくりを行うとともに、増加する救急搬送に今後も適切に対処していくため、新たに救急救命課を創設してまいります。

「つながりのまち」の醸成についての質問でありますけれども、まちは、そこに住まう人々の活動を原動力として発展してまいります。一人一人の力は小さくとも、人と人がつながることによって、その力は何倍、何十倍にも膨れ上がり、大きな力となってまいります。昨今のコロナ禍におきまして、デジタル化の加速により新たなつながり方も生まれておりますが、一方で、地域で行われる自治会等の行事が長らく中止や縮小を余儀なくされたことにより、行事を実施するための経験やノウハウを承継していくことが困難になっております。

そのような中、5月8日に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類へと移行されます。感染症対策には十分に注意を払うことは当然であります。さらなるまちの発展に向け、人と人が直接触れ合う機会を積極的に設け、地域を活性化していく必要があります。本市では、行政経営戦略におきまして、みんなが育むつながりのまち摂津をまちの将来像に掲げておりますが、アフターコロナの時代において、このことはますます重要になるものと考えております。いま一度つながりの重要性を認識し、オール摂津でつながりづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

(仮称)味生コミュニティセンターについてであります。本市におきましては、集会所や公民館を中心に様々なコミュニティが各地域で形成されており、まちづくりや地域の活性化において重要な役割を果たしてまいりました。一方、少子高齢化や社会構造の変化、近年の新型コロナウイルス

感染症の影響などによって、これまでのコミュニティでは解決できない課題の発生、そして、コミュニティそのものの希薄化といった課題も生まれております。つながりのまちの醸成のためには、社会教育施設としての機能に加え、地域コミュニティを推進する施設として新たな機能の付加等を行い、整備することが最もよい選択肢であるという結論に至り、コミュニティセンターを整備していくことにいたしました。

防犯カメラの設置についてであります。最近発生した凶悪な犯罪に対して、カメラの画像が犯人検挙の決め手となったという報道があったことは承知いたしております。市の設置する防犯カメラは、犯罪抑止の効果はもとより、防犯対策において大変重要な役割を担っているものと認識をいたしております。安全に安心して暮らせるまちづくりの実現は、全ての市民の願いです。市としましては、犯罪を抑止するための一つの手段として防犯カメラの拡充を図ってまいります。

なお、令和4年度に、摂津防犯協会が摂津青色防犯パトロール隊を設立し、市民が主体となった防犯活動が取り組まれております。この活動に対しても引き続き積極的に支援していき、市民、摂津警察署と市が一丸となって地域の防犯活動に努めてまいります。

上下水道事業における施設整備の方向性についてであります。水道事業、下水道事業とも、言うまでもなく市民生活の根幹を支えるために必要不可欠なものであります。したがって、今後とも市民の安全・安心を守っていくためには、ハード・ソフト双方の視点において、持続可能となる経営基盤の強化を図っていかねばなら

りません。特に、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震や、気候変動により頻発傾向にあります豪雨災害などに対しまして、その対策は待ったなしであります。今後とも、施設の耐震化、災害時の給水設備の整備や雨水処理対策などに積極的に取り組み、市民の安全・安心の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

高台のまちづくりについてであります。想定最大規模の洪水が発生した場合、国及び大阪府の浸水想定区域図によると、本市の約8割が浸水するとともに、場所によっては最大浸水深は7メートルを超え、浸水継続時間は2週間を超える場合があるとのことです。近年、全国各地で水害が頻発・激甚化する中、本市だけが被災しないということではなく、水害リスクが非常に高いことを強く認識しております。

また、現在避難所として指定している場所も、洪水時は多くが浸水して使用することができなくなり、避難所数が絶対的に不足していることも明らかになりました。

このように、洪水に対して脆弱である本市では、摂津市以外の浸水しない安全な場所へ事前に避難する広域避難を市民の皆様をお願いしておりますが、広域避難が困難な避難行動要支援者等の方々もおられます。市民の安全・安心を確保するためには、特にこのような避難行動要支援者等の皆様の生命と身体が守れる浸水しない場所を市内にも何としてでも確保することが必要です。

その端緒として、国にお願いして、淀川の堤防と同等の高さまで盛土する河川防災ステーションを摂津市に造っていただき、市としては、その上部に洪水だけでなくまちづくりに資する施設として水防センターを建設しようと計画しております。高台ま

ちづくりは、洪水対策としての高台だけでなく、地域の資源として活用できる高台としてまちづくりと一体となって確保するもので、摂津市が将来においても安全で安心なまち、さらに快適なまちにしていくためには必要不可欠な施策と考えております。

鳥飼地区のまちづくりについては、令和4年7月に策定した鳥飼まちづくりグランドデザインを具現化していくため、まちづくりエリアごとにグランドデザインの共有、将来予想の磨き上げ、実現に向けた取組検討、役割分担、取組実施という大きく四つの工程で、住民の皆様と意見交換しながら検討を進めていく予定でございます。

令和4年度は、居住性向上エリアAで説明会等を開催させていただきましたが、令和5年度は、その他のエリアでも、順次グランドデザインの将来予想の実現に向けた具体的な方策等を検討するため、意見交換会等を開催してまいります。

また、鳥飼まちづくりグランドデザインの紹介動画を作成し、ユーチューブで公開しております。特に、若い世代の方にも鳥飼まちづくりグランドデザインを知っていただき、気軽に意見交換等に参加いただけるよう一層の周知に努めてまいります。

なお、意見交換会等におきましては、これまで御参加いただいた住民の皆様からの御意見等を踏まえ、現在、グランドデザインの具現化に向けた工程のどの段階であるかを明示する、一定のカテゴリーごとに分け開催する、事前に論点等をお示しするなど、住民の皆様方が積極的に御発言いただけるように、住民の皆様との対話環境を整えてまいります。

次に、鳥飼まちづくりの組織体制でございますが、これまで、政策推進課内に専任体制を構築して、あらゆる分野や施策を連

携させながら取り組んできたところがございます。今後、住民の皆様との意見交換が進み、実施する取組が明らかになりましたら、庁内の各部局が所管する計画などにおいてそれぞれの役割を担っていくこととなりますが、現時点では、あらゆる分野、施策にまたがり調整を図っていく必要がありますので、引き続き政策推進課内の専任体制を維持し、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

茨木市とのごみ処理広域化についてですが、全国的に人口減少が進む中、持続可能な行政経営を行う上において、自治体間の広域連携は非常に有効であると考えております。

4月からいよいよ茨木市とのごみ処理広域化がスタートいたします。茨木市とのごみ処理広域化は、本市の大きな課題でありました持続可能なごみ焼却処理の確保のほか、ごみ焼却処理施設の集約化による処理経費の抑制や、処理施設での効率的なエネルギー回収など、費用面、環境面からも様々な効果が期待されるところでございます。本市におきましても、新たな廃棄物処理体制の下、ごみ減量化を推進し、さらなる効果を目指して取り組んでまいります。

摂津市における魅力ある公園づくりについてですが、摂津市内には、現在、都市公園が42か所ございます。市内の公園は、古くより地域で利用された広場や、土地区画整理事業、民間開発で生み出されたものなど、比較的コンパクトな公園が多く、地域に密着した空間となっております。

公園は、日常生活において市民が共有する重要なオープンスペースで、子供からお年寄りまで誰もが気軽に利用できる身近な憩いの空間として暮らしに欠かせないもの

となっておりますが、昨今の少子高齢化や価値観の多様化等、社会情勢の変化に伴い、より地域の実情に合った公園が求められております。市域における魅力のある公園づくりは、地域の方々との協働により実施していくことが不可欠です。地域の声を聴き、利用される方々と一緒に今後の公園の魅力向上について検討してまいりたいと考えております。

少子化対策についてであります。我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム期の1973年には約210万人でありましたが、令和4年は80万人を割り込むこととなってしまいました。国におきましては、従来とは次元の異なる少子化対策を掲げ、児童手当等の経済支援、幼児・保育支援の拡充、育児休業強化などの働き方改革等について議論されております。また、本年4月には、こども施策を総合的に推進するこども家庭庁が創設されます。

私は、毎年「こども」を重点テーマに掲げ、子育て支援等の取組を推し進めてきたところであり、大阪府内におきまして本市は高い出生率となっております。しかしながら、ますます加速する少子化を前にして危機感を抱かずにはおられません。少子化は、将来における我が国の持続可能な社会に深刻な影を落とすまでに至っております。我々基礎自治体にとっては非常に難しい課題でございますが、今後の国の動向等を注視するとともに、本市における子育て世帯のニーズ把握に努め、少子化対策を踏まえた効果的な取組について検討してまいりたいと考えております。

児童虐待防止についてであります。外部の専門家のスーパーバイザーを3名招聘し、多角的な視点による家庭へのアセスメ

ントや虐待対応についての助言・指導をいただくことにより、職員の虐待の対応力向上につながっていくものと考えております。また、虐待対応の専門職員を増員し、チーム制の導入を図ったことで、複数職員の視点により、家庭が抱える課題の把握等、小さなリスクも見逃さない体制が構築されてきたと感じております。

さらには、新たに配置いたしました幼保ソーシャルワーカーが就学前施設を定期的に訪問し、現場の職員と顔の見える関係が構築されたことで、少しでも気になるけがや傷があれば、これまで以上に家庭児童相談課に通告や相談をいただけるようになりました。

令和5年度につきましても、引き続き職員の育成や体制強化に取り組むとともに、関係機関との連携強化にも努めてまいります。

人生100年時代を見据えた高齢者福祉の充実についてであります。人生100年時代が到来し、本市の高齢者人口がピークとなる2052年には、75歳以上の高齢者が総人口の2割を超える一方、支え手となる65歳未満の人口が急速に減少することが見込まれております。

こうした社会情勢を踏まえ、高齢者の健康寿命のさらなる延伸や地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムが重要となってまいります。市民一人一人がこれまで以上に介護予防や健康づくりを意識し、行動できる仕組みを構築するとともに、支える側、支えられる側という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、助け合いながら暮らしていくことのできる地域づくりに向けた取組を一層進めてまいります。

スポーツ振興についてであります。こ

れまで私は、様々な機会あるごとにスポーツが持つ力についてお話をしてまいりました。最近では、令和4年に開催されたサッカーワールドカップで、日本代表チームの大活躍もあり、日本中が応援ムードで一丸となったことが思い出されます。

摂津市でも、過去に、本市出身の本田圭佑さんがワールドカップに出場されたときにパブリックビューイングを行いました。そのときの会場内の熱気や参加者の笑顔、そして一体感は忘れることができません。

スポーツには、「する」だけでなく、「観る」や「支える」といった様々な関わり方がありますが、長引く新型コロナウイルス感染症の影響で人と人とのつながりの希薄化を懸念しております。この春にはようやく正常化に向かうことが期待されており、規模の大小にかかわらず、スポーツ振興を通じてつながりづくりに取り組んでまいります。

市内事業所の経営状況についてであります。市内事業所の方とお話をする中で、第1次緊急事態宣言下に急激に低下した産業活動は、緩やかに持ち直しているものの、コロナ禍前の水準には達しておらず、回復は道半ばの状況であると感じております。今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症や物価上昇等による影響について、その動向を注視してまいります。

コロナ禍やエネルギー価格・物価高騰など厳しい経営環境の下、小規模事業者は積極的に事業見直しに取り組んでおられますが、事業見直しを行う中での課題として、知識、ノウハウの不足や販売先の開拓・確保を挙げる事業者が大きな割合を占めております。その課題解決のためには、支援機関による伴走支援が有効であり、摂津ビジ

ネスサポートセンターが重要な役割を担っていると考えております。

鳥飼八町地域の魅力についてであります。鳥飼八町地域の魅力についてであります。鳥飼八町地域の魅力についてであります。鳥飼八町地域の魅力についてであります。鳥飼八町地域の魅力についてであります。鳥飼八町地域の魅力についてであります。鳥飼八町地域の魅力についてであります。鳥飼八町地域の魅力についてであります。鳥飼八町地域の魅力についてであります。鳥飼八町地域の魅力についてであります。鳥飼八町地域の魅力についてであります。鳥飼八町地域の魅力についてであります。鳥飼八町地域の魅力についてであります。鳥飼八町地域の魅力についてであります。鳥飼八町地域の魅力についてであります。鳥飼八町地域の魅力についてあります。

シティプロモーション戦略の目的についてであります。シティプロモーション戦略の目的を再発見するとともに、市民の皆様をはじめ、事業者や団体など本市に関わる全ての人の協働を通して本市の魅力を生み出す必要があり。また、市民の皆様の声を聴き、事業者や団体など本市に関わる全ての人の協働を通して本市の魅力を創出し、市民への愛着や誇りを醸成するとともに、市外の方にも、訪れたい、住んでみたいと、認知度やイメージを向上させることにより、協働人口を増加させることが目的であります。

組織力の向上についてであります。

組織力の向上させるためには、職員個々がいかにやる気になって力を発揮するかでと考えると、組織の中で個々が力を十分に発揮するためには、お互いに信頼し合える組織をつくるのが重要となります。信頼関係がなければ、コミュニケーションはおろか目標共有もできません。そのため、必要なことがあれば部下からも進言できるような関係性が保たれている組織である必要があります。

常々申し上げますが、人は組織にとって最大の資産であります。人の育成が組織の将来を大きく左右いたします。人が育つ組織であるべく、摂津市職員育成・行動基本計画に基づき、組織力の向上を図る取組を進めてまいります。

これまでのファシリティマネジメントの進め方、視点についてであります。本市では、摂津市公共施設等総合管理計画においてお示しいたしております。高質で持続可能なサービスの提供を基本理念と定め、施設管理者による安全・安心な施設利用のための施設点検の実施により、計画的な保全に努めているところであります。今後、既存公共施設等の再編を含む長寿命化等に向け、PDCAサイクルを有効かつ円滑に進めてまいります。

私からの答弁は以上でございます。

○福住礼子議長 次に、教育長。

(箸尾谷教育長 登壇)

○箸尾谷教育長 教育委員会所管分について御答弁申し上げます。

子供たちの学力を高め、志を育むための取組についての御質問にお答えいたします。

子供たちに確かな学力を育むためには、学習内容を理解するだけでなく、定着させ

ることが必要であり、そのために学習習慣の確立を図ることが重要であると考えております。そのため、教育委員会といたしましては、日々の授業の質を高める研究授業等の取組とともに、家庭への啓発も含め、家庭学習の充実についての学校の取組を指導・支援してまいります。

次に、志を育むためには、夢や将来を見据え、社会と学びをつなげるキャリア教育の充実を図ってまいります。

昨日も御答弁申し上げましたが、これまでも中学校では、中学2年生で職種体験プログラムを実施し、企業等に勤める様々な大人の人と交流し、インタビューやプレゼン発表など本物から直接学ぶ取組を行ってまいりました。今後は、このキャリア教育を小学校にも広げ、子供たちが、大人が社会に貢献し、生き生きと働く様子を見聞きすることによって、働くことへの憧れや尊敬の思いを持つとともに、小・中学校を通じて働くことや社会を身近に感じ、自分自身が将来どのような大人になりたいのか、志を持てるよう学校の取組を支援してまいります。

以上でございます。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 それでは、2回目、質問させていただきます。

大変丁寧に御答弁いただきましてありがとうございました。

まず、行財政運営についてなんですけれども、予算組みのことについて、確かに大規模な事業が令和5年度も計画されているので、元金償還の範囲を超えて起債を発行していく予算になっているという話なのかと思うんです。

思い返してみると、かつて我が摂津市は第2の夕張市になるんじゃないかという状

況にあったわけですよ。その要因は何かというと、これは私が議員になる前の話ですけども、下水道の整備が非常に遅れていて、そのことをいつときにスピード感を持って整備していったわけです。その後、これは予期せぬ形かもしれませんが、バブルがはじけてしまって、それが非常に大きくて、後々に大きな負担となっていた経験があるわけです。

今回はどうなのかということ、いろいろな計画を立てたときはコロナ禍前でありましたし、また、今回のロシアのウクライナ侵略によって、いろいろと物価高であったり燃料高になっている状況を考えると、かつての状況とちょっと似たところがあるのではないのかと私は感じているところがございます。改めて慎重に予算も組んでいく、やっぱり財政の規律をしっかりと守っていくことが今求められているのかと思っておりますけれども、その具体的な方向性をどのように総務部長はお考えなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、職員の配置です。先ほど、市長から、最少の経費で最大の効果を上げていくんだと、そのために最適な体制を取っていくというお話があったわけなんですけれども、具体的にどのようなものなのか、この点についてもお聞かせいただきたいと思っております。

続いて、機構改革についてなんですけれども、2回目に具体的にお聞かせいただきたいのは、今回、救急救命課が設置されることになりました。昨日も同様の質問があったわけなんですけれども、今回、新たに救急救命課を設置する目的、効果をどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

続きましては、地域コミュニティーの活

性化についてお聞かせいただきたいと思
います。

今回、令和5年度の主要な取組の中で、
つながりのまちの醸成に向けた条例の制定
が盛り込まれております。その策定に至っ
た経緯、また、今後のプロセスについて、
2回目、お聞きしたいと思います。

続きまして、（仮称）味生コミュニティ
センターについてでございます。

社会教育施設にとどまることなく地域コ
ミュニティーを推進していく施設にしてい
くんだというお話があったわけなんですけ
れども、具体的にどのような方向性をお持ち
なのか、2回目、お聞かせいただければ
と思います。

それから、防犯カメラのことについても
お聞きをしたいんですけども、私は、1
回目に申し上げたように、防犯カメラを増
設していくことについては、ただそれだけ
ではなくて、摂津市全体が犯罪抑止にしっ
かり取り組んでいるという大きなメッセー
ジになるんだろうと考えております。一般
質問の中でも、私は特殊詐欺についてしっ
かりと対応してほしいというお話をしてき
ました。それは、摂津市が防犯にしっ
かり取り組んでいくことを、実効性だけ
ではなくて、イメージとして訴えかけてい
くことによって未然防止につながっていく
んじゃないかと思っているわけで、大きな期
待をしているところなんですけれども、2
回目、具体的にこの防犯カメラの設置につ
いて、今後どのように進めていかれるのか、
お聞かせいただきたいと思
います。

続きまして、上下水道事業についてお聞
きをしたいと思
います。

私も、この本会議の中でも、また委員会
の中でも、ライフラインを維持していくと
いう意味で、上下水道事業をしっかりと計

画的に進めていくことが大切ですよとい
う話を常々させていただいてきたと思っ
ておりますけれども、改めて令和5年度の施設
整備の具体的な内容について、それと、現
在の経営状況をどのようにお考えなのか、
お聞かせいただきたいと思
います。

それから、高台のまちづくりについても
お聞きをしたいと思
います。

最大規模の洪水が発生したときには市内
の約8割が浸水するという御答弁をいた
だきました。こういった視点に立ちますと、
やっぱり戦略的に高台を設けていくこと
は、我がまちの場合には非常に大きな意義
があると思うわけなんですけれども、そし
たら、改めて令和5年度は具体的にどのよ
うに取り組んでいくのか、2回目、お聞
かせいただければと思
います。

それから、引き続きまして鳥飼地区のま
ちづくりなんですけれども、まず、体制に
つきまして、引き続き専任体制を引いてい
くことについてはしっかりと取り組んでい
ただきたい。専任体制の中で様々な課題を
整理していただき、それぞれの担当課に
つないでいただきたいと、強くこの点は要
望しておきたいと思
っております。

改めて、2回目、鳥飼のまちづくりにつ
いて、4点ほど具体的にお聞かせいただき
たいと思
っております。

1点目は、淀川の河川公園の有効利用で
ございます。この淀川の河川公園は、鳥飼
地区における大きな魅力ある場所であると
私は考えておりますけれども、どのように
今後有効活用を図っていかれるのか、まず
はお聞かせいただきたい。

それと、これは河川敷の有効利用とも関
係するんですけども、舟運についても、
今、具体的に淀川舟運を検討されているわ
けでございます。その舟運をしっかりと鳥

飼地域でも呼び込んでいくことが大切なのかと、思っておりますけれども、その方向性についてどのようなお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、鳥飼地域は以前から交通の便が比較的よくないんだという話をされてきたわけでございまして、これまでも様々な工夫が取られてきたわけでございましてけれども、改めて、この地域における公共交通を今後どのようにして充実させていくのか、お聞かせいただければと思います。

それから、4点目といたしまして、学校の再編についてもお聞きをしたいと思っております。今回、答申の中で、鳥飼小学校と鳥飼東小学校につきましては統合していくんだという方向性が示されました。一方で、中学校のことはしっかりと検討していくようにと記されているわけでございまして、私は、もっとスピード感を持って中学校の在り方についても議論を進めていくべきではないのかと思っておりますけれども、その方向性についてどのようにお考えなのか、お聞かせをいただければと思います。

続きまして、茨木市とのごみ処理の広域化でございます。

1回目、市長の答弁の中で、広域化を進めていく様々なメリットについてお聞かせをいただきましたが、2回目、お聞かせいただきたいのは、私は、今回のこの茨木市との広域連携を一つの端緒として、ごみの焼却にとどまることなく、様々な分野で広域的に取り組んで効率的な運営を図っていくべきではないのかと考えているんですけれども、何か具体的なお考え等はあるのか、その点をお聞かせいただければと思います。

それから、魅力ある公園づくりについ

て、1回目の市長の御答弁の中で、地域の実情に沿った公園づくりが大切なんだというお話があったわけでございます。2回目、明和池公園のことについてお聞かせいただきたいと思います。

この公園は、皆さんが御承知のとおり、健康づくりを核にした地域にあるわけでございまして、例えば、明和池公園の中にランニングステーション等を設けていけば、市民の健康づくり、またスポーツ振興にも関わっていくと思っております。そのような施設整備をすることによって、よりまちづくりのテーマに沿った公園になるのではないかと考えているわけでございます。その点、何かお考えはないのか、お聞かせをいただければと思います。

続きまして、少子化対策についてでございます。

大阪府内では我が摂津市の出生率は高いほうであるというお話がございました。私は、本会議の中でも申し上げてきましたが、確かに大阪府内での出生率の数字だけを比べた場合には非常に高いことは分かります。しかし、いわゆる出産にふさわしいといえますか、そういった女性の方の割合を考えると、それは当然のことではないのかとも考えているところでございますし、何よりも、これはまさに我が国としての非常に大きな課題であると考えておりますので、より踏み込んだ具体的な少子化対策が求められていると考えております。そこで、本市の具体的な少子化対策について、どのようなものなのか、2回目、お聞かせをいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それから、児童虐待の件でございますけれども、あの悲しい事件をしっかりと重く受け止めて様々な取組を行っていただきま

した。そのことは先ほどの市長の答弁の中でもしっかりとうかがうことができたんですけれども、より体制を強化し、児童虐待については様々な視点から兆候を見逃さない体制づくりが求められていると思っております。改めてどのように取り組んでいかれるのか、2回目、お聞かせいただければと思います。

それから、高齢者施策なんですけれども、非常に高齢者の単身世帯も増えていっております。また、高齢者の数もどんどん増加をしていく状況の中で、やはりより効果的な見守りが必要ではないだろうか、これは多くの議員の方が本会議でも、また委員会の中でも指摘をしてこられたと考えております。

そこで、これは昨日も質問がありましたけれども、緊急通報装置については制度の拡充を来年度に行っていただくわけがございます。その制度拡充に至った経過であったり狙いを2回目にお聞かせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、「生きる力」の醸成について、教育長から御答弁をいただきました。研究授業を行っていったり、あるいは家庭学習を充実させることによって学力を上げていこうというお話もしていただきましたし、子供が将来をしっかりと意識できるように、民間の事業所ともタイアップしてキャリア教育を進めていただいているということでありました。2回目、令和5年度の具体的な取組について、どのようなことをお考えなのか、お聞かせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、スポーツ振興のことなんですけれども、先ほども申し上げたとおり、スポーツ振興は機会づくりであり健康づくり

につながっていく、それだけではなくて、先ほどサッカーワールドカップのお話を市長からしていただいたように、みんなが自然と一つになっていく力があるのかと思っております。そういう意味でいきますと、やはりつながりづくりという大きな視点からスポーツ振興を捉えていくべきということについては、大枠で市長もそういったお考えはお持ちなのかと感じました。そして、令和5年度、具体的にどのような取組が考えられるのか、お聞かせいただければと思います。

それから、市内事業所の経営の状況について、実際に市長もいろんな声を聞かれているということでございます。2回目にお聞かせいただきたいのは、市内の事業所におけるいわゆるリスクリング、つまり能力の向上だったり学び直しについて、事業者の形態を今後どうしていくべきなのかを考えていくきっかけづくりも求められていると私は思っているんですけれども、その点について何かお考えはないのか、お聞かせをいただければと思います。

それから、農業振興ですけれども、鳥飼八町の魅力、意義と申しますか、そのことについては市長もしっかりと捉えていただいているとうかがうことができました。今回、地域計画が策定されるわけでございますけれども、改めてどのようにして進めていかれるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

それから、シティプロモーションでございます。

具体的な戦略に基づいてこれまで様々な取組がなされてきたわけでございますけれども、今後の考え方はどのようなものなのか、お聞かせをいただければと思います。

それから、人材育成について、組織力の

向上ということで1回目にお聞かせをいただきました。私は、その中でそれぞれの人の持っている能力、個性といったものが本当に活かされている組織が素晴らしい組織だと感じるんですけれども、そのような点から、より職員の能力が組織の中で活かされるために、具体的にどのような取組が考えられるのか、2回目、お聞かせをいただきたいと思います。

最後に、ファシリティマネジメントについてなんですけれども、これまで様々な角度から摂津市の公共施設の機能についても評価をしていただいていたわけでございます。その既存の施設を、ある意味、集約化したり再配置していくことが次の段階として求められてくると思いますけれども、ファシリティマネジメントの中でそういった集約化であったり再構築についてのお考えがもしあるのであれば、2回目、お聞かせいただきたいと思います。

2回目は以上でお願いいたします。

○福住礼子議長 答弁を求めます。総務部長。

○山口総務部長 財政の健全化を保つための今後の対策についての御質問にお答え申し上げます。

令和6年度以降も、千里丘駅西地区再開発事業や阪急京都線連続立体交差事業の継続に加えまして、現在着手しておりません（仮称）味生コミュニティセンターや給食センターの建設等を予定いたしております。現在は基金の活用や元金償還額を超えました市債の発行により財源を確保しておりますが、基金には限りがありますこと、また、将来における市債償還額の増加を考慮いたしますと、将来的な財源状況を見据え、今後の予算編成において歳出の抑制が必要でございます。今後予定している事業

に関しましては、優先度や必要性についての十分な精査を行い、時期の平準化に努めると同時に、経常的な市民サービスに係る経費につきましても、現在の社会情勢を踏まえ見直しを行うなど、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、既存公共施設の集約化、また、再配置を含めた今後の有効活用について御答弁申し上げます。

本市におきましては、施設管理者による施設の保全チェックを毎年度行いながら、施設の老朽化を含む基本情報を管理しており、法定耐用年数に至った施設に対しましては、蓄積された基本情報をベースに、全庁的な議論の場としてFM推進会議等を活用することで、集約化、複合化、多機能化などの施設再編の手法について検討していくこととしております。

今後、老朽化検証等を計画的に行いつつ、市としてのプライオリティーも考慮した上で、施設の長寿命化をはじめ、地域の実情や求められている機能を検証し、その他再編の手法を用いることにより有効活用に取り組んでまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 次に、市長公室長。

○平井市長公室長 職員配置の考え方についての御質問にお答えいたします。

職員配置に当たり、この先の事業展開等を見据えて計画的に実施するものと、突発的な事案の発生に伴って実施するものがございます。

例えば、鳥飼地区まちづくりの推進における配置や児童虐待防止対策を目的として行う増員は、計画的な職員配置となります。また、数年ごとに各部署の業務を経験する人事異動も、幅広く業務に精通した人材に成長させる職員配置の一つでございます。

す。

一方で、職員の退職や休職といった突発的な欠員や、社会情勢の変化に対応するための新規採用や職員の人事異動も発生いたします。突発的な事案に対応するときは、人材の適材適所は前提ながらも、10月採用等、迅速な人員確保も求められます。

事業を遂行するための人的アプローチの一つとして、効率よく高い成果を創出する上で最も適した職員体制にするべく、職員育成の観点も考慮しながら、引き続き職員配置等を含めた人事施策を展開してまいりたいと考えております。

続きまして、令和5年度における高台まちづくりの取組内容についてお答えいたします。

摂津市の高台まちづくりは、鳥飼まちづくりランドデザインにその方向を示し、高台化の第1号は、鳥飼地域において国が整備する河川防災ステーション及びその上部施設と近接しているとりかいこども園を一団地として、市民の安全確保とまちの活性化等を目的に整備する予定としております。

令和4年度は、河川防災ステーションの上部施設の平時の利活用に関して、鳥飼まちづくりランドデザインに係る住民説明会で住民の皆様から御意見等をいただき、現在策定中の都市安全確保拠点整備計画における施設の機能として可能な限り反映させていただいております。

上部施設の整備は、国の河川防災ステーションの基盤整備工事の完了後、速やかに工事着手できるよう検討を進めており、令和5年度につきましては、災害時は避難行動要支援者等の一時的な避難場所としての機能、平常時は地域コミュニティーの形成・強化等の機能について、庁内で具体的

な内容の検討を進め、住民の皆様とも意見交換していく予定でございます。

また、とりかいこども園につきましては、高台化して、洪水時は特に乳児を中心に一時的な避難場所としても使用できる新園舎の整備に向け、引き続き実施設計を行うとともに、旧とりかい幼稚園園舎の解体工事を予定いたしております。

続きまして、淀川河川敷の有効活用における舟運についての御質問にお答えいたします。

淀川の舟運につきましては、平成29年には大阪市と枚方市の間で定期運航船が就航し、令和7年の大阪・関西万博までの完成を目指し、国が進めている河川河口から京都までを結ぶための淀川大堰の閘門整備、淀川沿川9市2町で構成する淀川舟運整備推進協議会における舟運に関する施設整備等の要望活動や、舟運の活用によるまちづくりに関する意見交換等に加え、舟運のさらなる活性化に向けて、令和4年3月に設立された淀川舟運活性化協議会による社会実験の実施など、舟運に係る取組がさらに活発になってきています。この流れを活用することで、摂津市にもにぎわいの創出のチャンスが出てくるのではないかと期待しております。

また、鳥飼まちづくりランドデザインにおいては、「淀川河川敷の、地域のにぎわい創出や多様なライフスタイルを支える『場』としての活用」という取組の方向性を示しており、舟運との連携による河川敷の活用についても、住民の皆様等との意見交換等を行い、にぎわい創生に資する方策等について検討を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、シティプロモーションの戦略のこれまでの取組と今後の進め方につい

てお答えいたします。

シティプロモーション戦略の推進に当たりましては、本市の認知度向上と市民の愛着や誇りを醸成することを目的としたシティプロモーションサイト「& s e t t s u」、プロモーション動画「温かいまち、鳥飼。」、若手職員で構成するインスタ隊による写真投稿など、本市の魅力発信に努めてまいりました。ふるさと納税の返礼品提供を開始して地場産業の活性化にも努めてまいりました。庁内におきましても、シティプロモーションの観点を踏まえたパンフレットの作成や、公園のにぎわいづくりに向けた協議が行われるなど、連携した取組も行ってまいりました。

今後の進め方でございますが、フォトコンテストに投稿いただいた写真を活用したパネル展を開催させていただく予定でございます。また、引き続き大阪銘木イベントの運営費用の補助を行い、鳥飼地域の魅力も市内外に発信してまいりたいと考えております。また、各課のイベントなどで活用するPRグッズの作成や、ふるさと納税返礼品の協力事業者の拡充など、既存事業の磨き上げにも取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、職員が力をより発揮できるための取組内容についての御質問にお答えいたします。

摂津市職員育成・行動基本計画に、職制上の段階の標準的な職務を遂行する上で発揮することが求められる標準職務遂行能力を定めております。そして、個々の職務遂行能力を高めるための役割・責任がますます重要となっているのが管理職でございます。その管理職にはマネジメント力や部下育成等が求められますが、とりわけ部下への安全配慮義務等の労務管理の方法を熟知

していることが基本であると考えております。労務管理を適正に行うことは、職員が能力を発揮できるようにすること、ひいては働きやすい職場環境の充実につながります。管理職が部下をよく知り、部下の成長に寄り添うことができれば、一体感を持つ職場となり、職員も組織も成長し、力を発揮していくことができます。管理職が日頃起こる小さな環境の変化にも敏感になる環境は、職員のやる気向上にもつながると考えております。キーパーソンである現在の管理職をしっかりと育成し、また、将来の管理職のあるべき姿も踏まえながら、職員が力をより発揮できるための取組を進めてまいります。

○福住礼子議長 次に、消防長。

○松田消防長 救急救命課創設の目的及び効果についての御質問にお答えいたします。

救急救命課の設置につきましては、増加する救急出動や救命率の向上、高度化する救急業務への対応はもちろん、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行をはじめとする激変する救急事情にも対応できる組織体制とするため、創設するものでございます。

他市消防本部や医療機関など各関係機関との連携体制の強化、救急救命士等の知識、技術の向上、救急車の適正利用を促すための広報等の消防本部が抱える課題解決には、組織機構を見直し、救急救命課として消防本部に設置することが救急体制の強化につながるものと考えております。

新たに設置する救急救命課では、事務処理や関係機関との調整を行うため、災害に出場しない毎日勤務者を配置することで、事務を滞りなく効率よく迅速に処理することが可能となるものでございます。さらに、管理職員を配置することで、専門的な

事務処理や各関係機関との連携・調整等を緊密に行うことができ、また、職員の勤怠管理をはじめ様々なマネジメントを行うことができるものがございます。

以上のように、現在、また、今後の救急事情に対応する上で様々な効果があるものと考えております。

○福住礼子議長 次に、生活環境部長。

○吉田生活環境部長 つながりのまちにふさわしい条例についての御質問にお答えします。

令和4年5月11日に、摂津市に自治連合自治会・町会の活性化に関する要望書が提出されました。要望書の内容には、具体的な施策の検討として、地域コミュニティの活性化には、自治会・町会のみならず、地域の子ども会や老人クラブ、校区等福祉委員会などの団体や市民公益活動団体、事業者等との連携が必要で、こうした団体がつながり、地域活性化が図られる条例等の制定の御要望をいただいたところでございます。

また、本市の行政経営戦略の基本構想では、計画の推進に向けては、協働による計画の推進、協働を実現するための役割、協働による計画の進捗管理と、協働が柱になっており、協働の推進には地域コミュニティの活性化は不可欠であると考えております。

今回の自治連合会の御要望もございしますが、行政経営戦略の推進に向けても部局横断的に検討を進め、地域コミュニティの活性化策として、つながりのまちにふさわしい条例制定について検討を進めてまいります。

続きまして、地域コミュニティを推進する施設についての御質問にお答えいたします。

新しいコミュニティ施設は、御近所同士や仲間同士で助け合い、支え合いができる地域社会を目指し、地域住民の協働意識を高め、地域のコミュニティ形成を促進し、そこから生まれてくる様々な活動を行えるセンターとしていきます。また、誰もが自由に集い、つながり、憩い、学び、安心できる場所にするとともに、自己実現や文化活動はもとより、自治会活動や地域福祉活動、さらには市民公益活動、子ども会やボランティア活動など、住民、団体が協働して地域コミュニティを推進する環境づくりを進めるための地域拠点として整備することで、多世代交流が進み、つながりのまちの醸成につながると考えております。

続きまして、今後のごみ処理広域化における効率化の取組についての御質問にお答えいたします。

茨木市とのごみ処理広域化につきましては、茨木市と摂津市が、循環型社会の形成に関する施策の推進において、相互に役割を分担し、連携することで、両市域における持続的な発展を図ることを目的として、令和元年度に連携協約を締結したところでございます。

4月から始まるごみの広域処理におきましては、まずは、廃棄物処理の中核となるごみ焼却業務をスムーズに移行し、安定化させることが最優先となってまいります。今後、広域処理を進めていく中で、本市と茨木市が互いに課題や改善点を見いだす機会も増えてくるものと考えられます。広域化開始後におきましても、茨木市と協議を行う中で、両市の持続的な発展が図れるよう、さらなる連携に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、令和5年度におけるスポー

ツ振興施策についての御質問にお答えいたします。

主なものとしたしまして、御好評をいただいておりますアスリートによるスポーツ教室を令和5年度においても開催する予定としております。また、幅広い年齢層の方々にスポーツに関心を持って取り組んでいただけるよう、ボッチャやスティックリングといったニュースポーツを体験できる催しを実施してまいります。

市民ハイキングにつきましても、歩きながら参加者が懇親を深めていただく機会にもなり、御好評をいただいております。引き続き、令和5年度も2回実施する予定としております。

摂津ふれあいマラソンにつきましても、令和4年度に他の地域で多数のマラソン大会が実施され、ほとんどの大会が想定の定員を大きく下回った中で、本市のマラソン大会への参加は、前回と比較しますと微減であり、報道で見聞きした他大会のような大幅な落ち込みは見られませんでした。今後も、参加者や来場者に喜んでいただける内容となるよう検討してまいりますとともに、マラソン大会だけでなく、スポーツを通して人と人との心が通じ合い、市民の皆様が一体感を得られるよう、つながりづくりを意識しながら事業を展開してまいります。

続きまして、市内事業者のリスクリング支援についての御質問にお答えいたします。

2022年版中小企業白書・小規模企業白書におきまして、事業見直し時に支援機関を活用した小規模事業者は、活用していない事業者と比べて今後の売上げへの期待度が高いという調査結果もあり、本市の伴走型相談機関である摂津ビジネスサポート

センターへの期待が高まっております。

また、市内事業者の能力開発支援におきましては、市役所に隣接するポリテクセンター関西だけでなく、中小企業大学校関西校や大阪府立高等技術専門校が実施する研修や講座を利用された中小企業者への補助制度があり、様々な職業技術を習得するための支援を行っているところでございます。

続きまして、地域計画策定に向けての進め方についての御質問にお答えいたします。

地域計画とは、農業者の高齢化や担い手不足による農業者の減少や耕作放棄地の拡大が進むことにより、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、令和5年4月1日に施行が予定される農業経営基盤強化促進法の改正に基づき、地域での話合いに基づいて、今後10年後に目指す地域の農地利用の姿と、農業を具体的にどのように進めていくのかを明確化するプランであります。

計画策定の進め方につきましては、地域の農業者や農地の現況と将来について、アンケート調査による意向把握を行い、その結果を落とし込んだ目標地図に基づき、地域の方々との話合いにより地域農業のこれからについての将来方針を決定していくこととなります。

鳥飼八町地域の計画は、令和6年度末までに策定することが義務づけられていることから、関係機関と連携しながら遅滞なく進めてまいります。

○福住礼子議長 次に、総務部理事。

○辰巳総務部理事 防犯カメラの設置について、今後どのように進めていくのかとの御質問にお答えをいたします。

防犯カメラにつきましては、平成25年

度から設置を開始し、現在市内に135台のカメラが稼働しており、令和5年度には新たに20台を増設し、防犯対策の向上を図ってまいります。

今後の防犯カメラの増設につきましては、摂津警察署と協議を行い、必要性が高く、より効果的な箇所に設置してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 次に、上下水道部長。

○末永上下水道部長 施設整備に係る具体的な取組内容と経営状況についての御質問にお答えします。

上水道の施設整備についてでございますが、中央送水所2号配水池では、耐震補強工事を引き続き施工するとともに、中央送水所に災害時の給水拠点を整備してまいります。また、配水本管や配水管などの管路施設につきましても、老朽管の更新を行い、耐震化を促進してまいります。

次に、下水道の施設整備につきましては、東別府地区の雨水管整備において現在施工中の工事に加えて、新たな工事に着手し、整備を加速させてまいります。また、減災対策としてマンホールトイレの設置を計画しており、令和5年度は中学校3校に設置いたします。

続いて、経営状況であります。世界情勢が緊張の度合いを増す中、原油価格の高騰など様々な要因が収益性の悪化に非常に大きな影響を与えております。水道事業会計におきましては、様々な経費削減の努力を行いましたが、単年度純損失予算となりました。下水道事業会計におきましても、流域下水道管理費の増加などにより、さらに厳しい状況が続くと考えております。

○福住礼子議長 次に、建設部長。

○武井建設部長 淀川河川公園の有効活用についての御質問にお答えいたします。

淀川の河川敷では、淀川わいわいガヤガヤ祭や摂津ふれあいマラソン大会が開催され、多くの市民の方が憩い、交流を図る空間であるとともに、シティプロモーションの観点からも鳥飼地域の活性化に大きく寄与する貴重な場所であります。一方では、テニスコートやローラースケート場などのスポーツ施設の老朽化から利用者が少ない現状もございます。

これまで、淀川右岸の自治体で構成する治水促進期成同盟や、地元自治会も参加する淀川河川公園中流右岸地域協議会において、河川敷の環境整備や施設の再利用等について、国へ要望活動を行ってきたところです。国におかれては、淀川水系河川整備計画にある河川公園の有効な利活用を進めるとともに、地域協議会では、河川公園におけるゾーニング計画の実現や、具体的な整備、管理運営への反映等、公園整備計画の策定に向け協議を行っております。今後も、国への要望や協議会の場などの機会を捉え、淀川河川公園の有効活用について働きかけてまいります。

次に、鳥飼地域における今後の公共交通についての御質問にお答えいたします。

鳥飼地域は、市内の他の地域に比べて、より人口減少や高齢化が進行するものと見込まれておりますが、現在、公共交通としましては、モノレール南摂津駅を核として、多方面の路線バスが阪急バス、近鉄バス及び京阪バスにより運行されており、また、路線バスを補完する公共施設巡回バスが市から阪急バスへの委託により運行されております。

鳥飼地域の基幹交通である路線バスの課題につきましては、利用者数の減少に伴い最近減便され、また、運行ルートや周辺道路の渋滞等の影響により定時性に課題があ

るとともに、最終運行時刻につきましても通勤利用者ニーズに応え切れていないとの指摘も鳥飼まちづくりグランドデザインで示されております。ただ、鳥飼地域を支える公共交通に係る問題は、交通事業者をはじめとする関係者等と地域の課題などを含めて議論・検討していくことが重要であり、本市のみの施策や地域内の個別対策では解決が困難であると考えております。

そのため、本市におきましては、令和4年度から、専門家の助言・指導の下、庁内職員で構成した公共交通あり方検討会の中で、鳥飼地域をはじめ市内全域を含めた広域的な視点から、道路インフラや公共交通における現状の把握や分析、また、将来の誰もが移動しやすい環境づくりをイメージした道路交通環境や交通需要を想定しながら、現在、摂津市全体を取り巻く公共交通の在り方の検討を進めているところです。今後も引き続き、市全体として持続可能な地域公共交通の検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、明和池公園における健康面での施設整備の考えについての御質問にお答えいたします。

明和池公園内には、広場や遊具だけでなく緑道も整備されていることから、ふだんからジョギングやウォーキング等の健康増進を目的とした利用も多く、健康と医療がテーマの健都にふさわしい公園となっております。

議員が御提案のランニングステーションは、ジョギング等で公園を利用される方にとって有益な施設であることは認識しております。しかしながら、施設の設置場所や費用、管理運営面等での課題検証や、地域や利用者の声も聴く必要があり、整備には十分な準備が必要になると考えておりま

す。まずは、近隣市などでの整備・運営状況等の情報を集めながら、ランニングステーションなど健康増進に寄与する施設の整備について研究してまいります。

○福住礼子議長 次に、教育総務部長。

○小林教育総務部長 中学校の状況も踏まえた鳥飼地域の学校再編についての御質問にお答えいたします。

令和5年2月の通学区域等審議会答申を踏まえ、喫緊の課題である鳥飼小学校、鳥飼東小学校の再編については、令和5年度中に適正規模及び適正配置に係る計画案を検討し、市民の皆様の御意見をいただき、内容を精査した上で計画策定をしてまいりたいと考えております。

一方、同答申においては、令和14年頃に1学年1学級となる可能性が推計されている第五中学校についても、同校の適正規模・適正配置について検討されたいという意見が付されております。第五中学校の適正化を検討する際には、第二中学校やそれぞれの校区内にある小学校についても在り方について再考する必要があると、鳥飼地域のまちづくりへの影響もあると考えております。

鳥飼地域の学校再編については、鳥飼まちづくりグランドデザインをはじめ、市長部局の関係部署とさらに連携し、情報の共有化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、これまでの学力向上の取組と令和5年度のキャリア教育の取組についての御質問にお答えいたします。

これまでの学力向上の取組である教職員による研究発表会等の公開授業への相互参加や、互いの授業を参観し、指導方法などをアドバイスし合う相互授業参観の取組に加え、中学校区で連携した家庭学習週間の

取組などの好事例は、各学校が共有することにより全市的に広がりを見せてきております。教育委員会といたしましては、各学校の子供たちの実態や主体性を踏まえ、よりよい学力向上の取組を支え、広めていきたいと考えております。

キャリア教育につきましては、これまで、キャリア教育の代表的な取組である職種体験プログラムを教育委員会主導で行ってまいりました。令和5年度は、持続可能なキャリア教育の実現に向け、プログラムの在り方を工夫し、学校が子供たちの実態を踏まえ主体的に取り組めるよう支援してまいります。

- 福住礼子議長 次に、次世代育成部長。
- 大橋次世代育成部長 本市の少子化対策についての御質問にお答えいたします。

令和5年1月、内閣総理大臣の施政方針演説においては、こども・子育て政策が最重要政策と位置づけられ、必要とされるこども・子育て政策を体系的に取りまとめつつ、6月の骨太方針までに将来的な子ども予算倍増に向けた大枠を提示するとされたところでございます。また、こどもまんなか社会の実現に向け、こども政策に全力で取り組んでいくための国の組織であるこども家庭庁が令和5年4月1日に創設されるとともに、この省庁創設に当たり、国において様々な事業予算が組まれております。

その中の一つが、本市においても令和5年2月1日から実施している出産・子育て応援給付金事業であり、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができる環境整備を行っているところでございます。また、出生数増加の取組として、令和3年度から不育症治療費助成制度を実施しているところでございます。

今後、摂津市において子供を産み育てた

いと思っただけのためには、出生から少なくとも18歳までのそれぞれの心身の発達の過程において、子供にとって必要となる教育、医療、福祉等の支援を切れ目なく行うとともに、それぞれの保護者にとって必要となり得る結婚、妊娠、出産、育児、就労等、各段階での支援についても一体的に行うようなオール摂津で取り組む新たな少子化対策が必要であると考えております。

続きまして、さらなる児童虐待防止体制の強化についての御質問にお答えいたします。

児童虐待に至った多くの場合は、経済的問題や地域からの孤立、家庭内の不和等、様々な要因が重なったときに引き起こされるものと考えております。また、保護者自身の価値観により体罰をいまだに容認していたり、子供の発達特性を受容できずに出た手が出てしまったりするケースもございます。そのため、それぞれの家庭が置かれている状況や虐待に至ってしまった経緯について深く分析を行い、虐待が繰り返されないよう、保護者や子供に寄り添った形で適切な支援を行う必要があると考えております。支援的に関わる中で、子育てへの困り感を出された保護者に対しては、心理士が継続的なカウンセリングを行い、保護者自身で子育て課題を解決できるように導いております。

令和5年度につきましては、保護者への継続的なカウンセリングのみならず、虐待に至ってしまった保護者の心のケアにも力を入れて取り組むとともに、増加している通告への迅速な対応や、児童虐待の未然防止、再発防止に向けた新たな支援的な取組を実施するために、心理士を含めた虐待対応職員のさらなる増員が必要と考えており

ます。

○福住礼子議長 次に、保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 緊急通報装置についての御質問にお答えいたします。

社会的に孤立するリスクが高く、見守りが必要とされる高齢者単身世帯は年々増加しており、本市におきましては、2047年には1万世帯を超える見通しとなっております。

緊急通報装置は、事故や病気を早期に察知し、高齢者が安全に安心して在宅生活を継続するのに大きな役割となるものでございますが、サービス利用者数は、平成25年度末が205名であったのに対し、令和2年度末は116名、令和4年11月末現在は107名と、近年、減少傾向となっております。

このような状況から、課題を分析し、幅広い高齢者が利用できるサービスとする必要性があるとの判断から、携帯型機器を導入するとともに、心疾患等をお持ちでない方も利用できるよう制度の拡充をさせていただくものでございます。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 それでは、3回目、ほとんど要望なんですけど、何点か質問させていただきたいと思います。

まず、行財政運営のことなんですけれども、奥村副市長にお聞かせをいただきたいと思います。

奥村副市長は、この間、総務部長であったり財政面で、摂津市の逼迫した状況を立て直すというところで様々な経験も重ねてこられたと思います。昨日の代表質問の中でも、森山市長が誕生したときと比べると基金もより積まれているじゃないかという話もあったわけでございますし、確かにこの間は元金の償還の範囲内で起債もとどめ

てきた、そういった健全化に向けての取組をずっと継続されてこられたわけでございます。確かに大きな事業が今後立て続けにあるわけですが、しかし、やはり今、いま一度財政規律をしっかりと持ちながら、今後将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくことが改めて求められているんじゃないのかと私は考えております。総括的に奥村副市長から、特に財政面での運営についてお聞かせをいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、職員体制のことなんですけれども、これは思い返してみると、森山市長が就任をされた当時、大きな方針を出され、現業職については退職者を不補充にする、事務職については4割不補充だという方針が示されました。その後、職員体制もスリム化されていったわけなんですけれども、一方で専門職については、やはりいま一度採用についても見直していくべきではないのかというお話もあったわけでございます。この間、確かにいつかは非常にスリム化になりましたけれども、今ではまた少し職員も採用されている状況なのかと考えております。今回の代表質問の中でも、市民ニーズは複雑化しているんだというお話があったわけでございます。そういったこともしっかりと見据えた中で、最適な職員体制についてもよりしっかりと将来を見据えて構築していただきたいと、この点は要望として申し上げておきたいと思います。

それから、「つながりのまち」の醸成でございますけれども、今回の条例をつくる中で改めて協働という言葉が出てきたわけです。この協働という言葉は、第4次の総合計画をつくるときの大きなキーワードでございまして、やはりその精神が今も必要

なんだと改めて感じたところでございますし、その協働をしっかりとより多くの市民の皆さんが意識できるような啓発も必要だろうと思っております。その啓発があった上で条例を策定していくことが効果的なのかと考えておりますので、ここでしっかりと取り組んでいただきますように、要望として申し上げておきたいと思っております。

それから、(仮称)味生コミュニティセンターについてなんですけれども、民生常任委員協議会の中でもいろいろと説明されたとお聞きをしております。一定規模のフリースペースがあって、そこには世代を超えた方々が交流できるような仕掛けというか、工夫もしていくんだというお話があったとお聞きをしております。その視点からいたしますと、確かに公民館という、社会教育施設ではなくて、より多くの皆さんが交流できることを目的にしたコミュニティセンターができることについては、理にかなったものなのかと考えているところでございますし、これから造っていくわけですので、その目的がしっかりと果たされていくような工夫を今後重ねていただくように、この点も要望として申し上げておきたいと思っております。

それから、防犯カメラのことなんですけれども、2回目の総務部理事の答弁の中で、摂津警察とも設置場所をしっかりと協議していきながら、これからも増やしていくというお話をお聞かせいただきました。先ほど申し上げたように、しっかりと警察と協議をしていただいて、より効果的な場所にカメラを設置していただくことは大前提ですけれども、それだけではなくて、そういった取組をよりPRしていくというか、広報していくことによって、摂津市はしっかりと防犯について目を向けたまちな

んだ、そういったことを形づくっていくことによって市民の皆さんの生命、財産を守っていくことにつながっていくと私は感じております。これは防犯カメラという取組だけではなくて、しっかりと市民の皆さんを犯罪から守っていくという取組をより進めていただきますように、要望として申し上げておきたいと思っております。

それと、上下水道事業のことなんですけれども、経営状況についてお聞かせをいただきました。この間、確かに下水道は非常に厳しい状況が続いておりましたが、その中でも、東別府地域の雨水幹線を非常に苦労しながら造っていただいたわけございまして、これまでの取組については本当に御努力に敬意を表したいと思っております。

一方で、水道については、この間、良好な経営状況が続いてきたと私は思っていたんですけれども、令和5年度につきましては純損失ということで、やはり水道についても今後しっかりとした経営の努力が要るんだと、改めて今回の代表質問で感じたところでございます。また、今までの委員会なんかの質疑の中でも、今後、技術の継承について大きな課題があると部長からもお聞かせいただいていたところでございます。

3回目にお聞かせいただきたいのは、そうした課題があるのであれば、今、少しずつ大阪広域水道企業団と統合した団体も増えてまいりました。摂津市はこれまでそういった企業団との統合については検討してこなかったわけなんですけれども、構成団体の中には比較的規模の大きな自治体も含まれるようになってきて、摂津市として、もし企業団と統合したならばどういった状況になるのか、そういったことについては

しっかりとシミュレーションしていくことが求められているんじゃないのかと。私は統合したいと言っているわけじゃないんですよ。統合した場合にはこうなる、摂津市単独でやっていった場合にはこうなるんだということについては、しっかりとテーブルに上げていくことが大事なのかと思っておりますけれども、部長のお考えをお聞かせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、高台のまちづくりなんですけれども、令和5年度につきましては、鳥飼地区における河川防災ステーションとこども園の取組です。最大規模の洪水が発生した場合には市内の8割が浸水してしまうというのは非常に大きなことだと思っております。これは、高台を単独で整備するのではなくて、やはりしっかりと戦略的につなげていくであるとか、大方針をまずは立てていくべきではないのか、その大方針に基づいて個々具体の地域で検討していくといった手順が求められていると私は思いますので、しっかりとその点、今後を見据えた方針づくりを要望として申し上げておきたいと思えます。

それから、鳥飼地区の問題についていろいろと答弁をいただきました。

まず、舟運につきまして、これは摂津市、鳥飼地区におきましては非常に大きな可能性を秘めたものであると思っておりますけれども、問題は、考えられる船着場と河川防災ステーションとがやっぱり離れているんです。そういったこともしっかりと国土交通省に意見を申し上げていきながら、より舟運によるにぎわいづくりがもたらされるような工夫をよろしく願いしたいと思っております。

それと、河川公園についてです。様々な

要望活動をしていただいておりますけれども、一方で利用の少ないような施設もあるわけございまして、そういったことも、まずは摂津市としてこの淀川の河川敷をどのように活用していくのか、まちづくりの中でどのように位置づけていくのかということがあって初めて要望ができると思っておりますので、今後、引き続き、より具体的に要望活動をしていただくようお願いしておきたいと思っております。

それから、中学校についてなんですけれども、先ほど部長からお話しいただいた中で、令和14年度にはもう第五中学校が1学年1学級になるという話をいただきました。そういったことも見えているので、まずは小学校の統合かもしれないけれども、やはりその先を見据えて、スピード感を持って中学校の在り方についても検討していただきますようお願いしたいと思っております。

それと、公共交通についてなんですけれども、確かに既存の公共交通の中で市民の皆さんの利便性を確保するのは難しいのかも分らないです。ただ、鳥飼地区の状況を考えると、やはりあれだけの事業所があって、それは見方を変えると資源でもあると思っております。そういった資源といいましか、与えられた環境をしっかりと生かして、今までになかった発想で公共交通についても構築をしていただければと思いますので、この点も要望として申し上げておきたいと思えます。

それから、ごみ処理についてですけれども、焼却にとどめることなくという話をいただきましたので、しっかりと今後を見据えていきながら、より茨木市と効率的な運営ができるようお願いをしておきたいと思えます。

それと、魅力ある公園づくりで、明和池公園のことについて研究していくというお話をいただきました。これはまさに健都のまちのテーマに即したものであると考えておりますので、より具体的に研究を進めていただきますようお願いしたいと思います。

それから、少子化対策なんですけれども、昨日の代表質問から、この少子化についてどう取り組んでいくのか、これはまさに国家としての課題であると私も改めて認識をいたしました。やっぱり摂津市としても具体的により踏み込んだ対策が要るのかと思っております。例えば、摂津市の中で鳥飼のまちづくりのような形でプロジェクトチームみたいなものをつくって、摂津市のあらゆる施策を少子化という切り口で再点検していくことも要るのかと思っておりますので、しっかりと力強く進めていただきますようお願いを申し上げます。

また、児童虐待の問題につきましても、令和5年度は心のケアもしていくというお話もいただきましたので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それから、高齢者福祉なんですけれども、具体的には緊急通報装置のことについてお話をいただきました。

3回目に提案をさせていただきたいのは、市内には数多くのフィットネスクラブがございます。そういったフィットネスクラブをより多くの市民の皆様方が利用されることについて、これは健康づくりという点で大きな可能性が秘められた取組ではないのかと思っておりますし、具体的にそういったことを支援している例もあるとお聞きしておりますので、ぜひ研究を重ねていただきたいと思います。

それと、学力や志のことについては、私

は本当にこれは非常に強い思いを持ってこれまでも本会議の中で質問してまいりましたし、また委員会の中でもしっかりと提案していきたいと思っておりますので、今後、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それから、スポーツ振興、シティプロモーションとも関わるんですけれども、私は、例えば東大阪市は非常に上手にやっていると申すんですよ。ラグビーのまちということで多くの皆さんに認知もされておられますし、取組もされておられると。例えば、摂津市の一つのスポーツを捉えた中でスポーツ振興だったりシティプロモーションを進めていただくことも一つの取組なのかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まだ要望ができていないところはありますけれども、しっかりと取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

○福住礼子議長 答弁を求めます。上下水道部長。

○末永上下水道部長 大阪広域水道企業団との統合についての御質問にお答えします。

大阪府内におきましては、これまでに14団体が企業団と統合しており、その全ては給水人口10万人以下の団体でありました。しかし、現在統合に向けて取組を進めている7団体の中には給水人口が10万人を超える規模の団体もあり、その状況は変わってきております。

統合につきましては、近隣事業体との施設の統廃合などの定量的メリットと技術継承などの組織体制の定性的メリットについて考えていかなければなりません。そして、何より、統合によってもたらされる中長期的な経営状況についても十分に検証し

つつ、その是非について見極めていかなければなりません。今後、統合の議論は様々な団体において徐々に進んでいくものと考えますが、本市におきましても、他の事業体の動向を注視するとともに、本市にとって最善の答えは何なのかについて検討を重ねてまいります。

○福住礼子議長 次に、奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、総括的に財政運営について御答弁申し上げます。

行政運営を行っていくには、経済的基盤であります財政が健全に運営されていなければなりません。複雑かつ多様な住民の要請全てに応えるとなりますと、たちまち財政は持ちこたえられなくなります。財源も無尽蔵にあるわけではなく、将来を見通しながら、現状の課題解決に向け、取捨選択しながら取り組まなければなりません。財政運営につきましても、毎年度の収支決算で一喜一憂するのではなく、長期的に見て持続可能な財政状況なのか、社会経済変動にも耐え、行政需要に対応し得るような弾力性を問うことが重要と考えております。

もちろん、健全財政の維持は重要ではありますが、一方、市民サービスの展開も必要不可欠な要素となります。幾ら財政運営が手堅くあっても、適正な行政水準が確保されていなければ何にもなりません。また、財政状況を見無視して、行政水準の高みを目指して財政危機を招いてしまつては元も子もありません。

過去を振り返ってみますと、臨時財政対策債を含めた経常収支比率が最も高かったのは平成17年度決算で、そのときは100%を超え110%、令和3年度決算では90.6%、その差は19.4%となっております。内訳を見ますと、公債費では、平成17年度29.9%、令和3年度は

8.9%となり、ほぼ公債費の差となります。公債費、元利償還金が最も多額であったのは平成17年度決算であり、当時の元利償還金は64億2,600万円、その後、緊縮財政で、事業費の抑制・削減で市債発行を控えた効果もありまして、市債現在高は大幅に減少しております。令和3年度の元利償還金で19億1,100万円と、平成17年度決算の3分の1程度に減少しております。

このように、市債発行の抑制によって、市債現在高、元利償還金は大幅に減少しておりますが、反面、事業費の増加によって市債発行額は容易に元金償還金を上回ることになり、令和3年度決算から現在高が増加に転じており、その傾向は当面続くものと考えております。

市債発行せずとも事業展開ができれば、後年度に負担を残すことはありませんが、それでは事業実施が不可能となってまいります。財源調達手段としての市債発行で早期に事業実施が可能となり、また、調整弁としての基金の温存にもなることから、そのような財源調達は最も有効な手段と考えております。

令和4年度末市債現在高見込額は207億2,300万円となっております。これに対しまして、令和5年度当初予算の利子償還金は1億2,470万円となります。これを単純計算しますと0.6%の利率となり、ゼロ金利政策の結果が如実に出ております。後年度の償還は出てくるものの、借入れ、リースの安い現在は、借入れ時期としては有利ではないかと考えております。

市民福祉の向上は我々の目標であり、それを着実に実現していくためには財政とのバランス感覚がなければなりません。今後ますます財政需要の高まりが確実視されま

すことから、今以上に、経常収支比率をはじめ、各種財政指標の動向に注視しなければなりません。長期的な収支均衡と市民サービスの相関関係での判断が必要となり、先を読んだブレーキとアクセルの使い分けが求められます。さらに厳しい困難な কাজ取りが必要になってくることを心しなければなりませんと考えております。

○福住礼子議長 嶋野議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前 11時55分 休憩)

(午後 1時 再開)

○福住礼子議長 再開します。

次に、香川議員。(拍手)

(香川良平議員 登壇)

○香川良平議員 それでは、大阪維新の会を代表いたしまして代表質問をさせていただきます。

順番が一番最後であります。内容が重複する部分もあるかとは存じますが、御容赦ください。お願いいたします。

それでは、令和5年度市政運営の基本方針に沿って質問をさせていただきます。

第1に、市民が元気に活動するまちづくりについて、1の(1)つながりのまちにふさわしい条例を制定することについてでございます。

令和5年度、つながりのまちにふさわしい条例の制定について検討を進めていくこととありますが、つながりのまちにふさわしい条例の制定とはどういったものなのか、お聞かせください。

次に、1の(2)(仮称)味生コミュニティセンターについてでございます。

令和5年度は、基本構想に基づき、(仮称)味生コミュニティセンターの建設場所

を確定するとともに基本設計を行うこととあります。まず1回目でお聞かせいただきたいのは、(仮称)味生コミュニティセンターができることによる期待される効果について、どのように考えておられるのか、お聞かせください。

次に、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて、2の(1)高台まちづくりについてでございます。

河川防災ステーションができる高台部分を国から一部購入し、施設を整備するという話を聞いております。平常時、何もなしの時の利用方法がより重要になると感じます。平常時の活用方法について、どのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、2の(2)避難所の管理運営体制の整備についてでございます。

近年の豪雨災害の激甚化や、今後30年以内に70%から80%の確率で起こると言われている南海トラフ地震においては、市職員のみならず、市民の防災意識向上が非常に大事だと思います。そこで、避難所の管理運営に関する地域の防災意識向上について、市長にお尋ねいたします。

次に、2の(3)防犯施策についてでございます。

令和5年度は防犯カメラを新たに20台設置すると聞いております。行政として、犯罪抑制のための施策を打つと同時に、市民の防犯意識を高揚させるための施策も必要であると考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、2の(4)救急救命課についてでございます。

ここ数年の新型コロナウイルス感染症による救急出動が増加していることも含みながら、救急隊に対する市民のニーズは確実に増えてきていると思われまます。そうした

動きの中で、新たに救急救命課を創設されることとありますが、その思いについてお聞かせ願いたいと思います。

次に、2の(5)阪急正雀駅前の整備についてでございます。

長年の課題であった阪急正雀駅前の整備について、少し進捗があったのかと感じます。1回目で、阪急正雀駅前の整備における経過と課題についてお聞かせください。

次に、2の(6)JR千里丘駅西地区の再開発についてでございます。

本定例会でも解体工事に着手することが議決されるなど、来年度はJR千里丘駅西地区の再開発にとって分水嶺ともなる非常に重要な年度であると考えます。この再開発事業は千里丘地区における起爆剤ともなる事業ですが、この事業を中心とした将来のまちづくりビジョンについて、市長にお尋ねいたします。

次に、2の(7)阪急京都線連続立体交差事業についてでございます。

長年にわたって市民生活に不便を強いている開かずの踏切を解消するために、一日も早い完成が望まれる事業であると捉えています。その事業完成のためには、来年度がいよいよ佳境となってくるわけですが、この事業に対する意気込みを改めて伺いたいと思います。

次に、2の(8)運転免許証の自主返納についてでございます。

本年4月から、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されることから、運転免許証を自主返納した高齢者のうち、希望する方にヘルメットを支給することとあります。本市では、かねてより運転免許証の自主返納に向けて様々な取組を行ってきました。改めて1回目で、これまでの運転免許証の自主返納の取組についてお聞か

せください。

次に、みどりうるおう環境を大切にす
まちづくりについて、3の(1)環境セン
ター解体および跡地活用についてござい
ます。

本年4月から茨木市環境衛生センターに
て摂津市のごみを処理することになりま
す。1回目で、ごみ処理広域化を推進して
きた意義についてお聞かせください。

次に、3の(2)公園整備についてござ
います。

本市における都市公園やちびっこ広場の
魅力づくりについて、今後どのように考え
ておられるのか、お聞かせください。

次に、暮らしにやさしく笑顔があふれる
まちづくりについて、4の(1)児童虐待
防止についてでございます。

市政運営の基本方針では、児童虐待根絶
のために、三つの観点、未然防止、早期発
見・早期対応、再発防止の取組を強化する
方針を打ち出されました。そこで、この三
つの観点について改めてお伺いしたいと思
います。

次に、4の(2)子育て支援施策につ
いてでございます。

本年4月、こども基本法の施行とともに、
こども家庭庁が創設されます。社会の
宝である子供を社会全体で支えていくこ
とを深く認識し、実効性ある施策を展開し
ていく必要があると市政運営の基本方針
にもありますが、今後どのような子供支
援策を行うのか、お聞かせください。

次に、4の(3)待機児童対策につ
いてでございます。

令和4年度、本市の待機児童数が大阪府
でワーストワンとなりました。その点につ
いてどのように認識しているのか、答弁を
求めます。

次に、4の(4)高齢者施策についてでございます。

まず、少子高齢化が進展する中、2040年問題に向けて、一人暮らしの高齢者の増加が予想されております。住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域におけるつながりが一つ重要なキーワードとなると考えますが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、4の(5)障がい者施策についてでございます。

摂津市障害者施策に関する長期行動計画(第4次)前期計画の中間見直しを実施し、同時に、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を策定するとのことでありますが、サポートを必要とする方々に対する市民の理解はまだ進んでいないように感じます。計画を策定するに当たって、サポートを必要とされる方々に対する理解の促進や啓発について、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、4の(6)新型コロナウイルス感染症についてでございます。

新型コロナウイルス感染症については、5月8日、感染症法上、季節性インフルエンザと同等の5類に移行する流れとなっておりますが、今後の向き合い方について、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、誰もが学び、成長できるまちづくりについて、5の(1)社会を生き抜く力についてでございます。

市政運営の基本方針で、社会を生き抜く力の重要性について述べられております。子供たちがたくましく生きていくために、どのような教育が必要なのか、1回目、お伺いいたします。

次に、5の(2)給食センターについてでございます。

本市の中学校給食の全員喫食の必要性については、今はどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、5の(3)文化・スポーツ振興についてでございます。

市長は、これまで様々な機会で、文化活動には市民を元気にする力があるとおっしゃっておられました。本市の文化振興についてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

次に、5の(4)千里丘小学校の建て替えについてでございます。

1回目で、千里丘小学校建て替えの概要についてお聞かせください。

次に、活力ある産業のまちづくりについて、6の(1)ビジネスサポートセンターについてでございます。

長期間にわたる新型コロナウイルス感染症の影響、そしてロシアによるウクライナ侵攻は、我々の生活にも大きく暗い影を落としました。中小企業の多い本市においては、物価高騰などによって非常に苦しい経営を強いられている企業も数多くあると思います。市長も常々、産業のまち摂津として誇りに思っている旨をおっしゃっておられます。こうした中小企業向けの持続可能な経営のための支援について、1回目、お尋ねいたします。

次に、計画を実現する行政経営について、7の(1)DXの推進について、重ねてとなりますが、お聞きいたします。

現在のネット社会においては、24時間365日、どこにいてもサービスを展開することが求められております。本市においては、証明書のコンビニ交付や税の納付など、積極的にデジタル化の推進を行っていることと思いますが、デジタル化の推進について、改めて市長のお考えをお伺いした

と思います。

次に、7の(2)人材育成についてでございます。

市長が理想とする職員像とは一体どういうものなのか、1回目、お伺いいたします。

次に、7の(3)ファシリティマネジメントの推進についてでございます。

1回目で、ファシリティマネジメントの推進状況についてお尋ねいたします。

次に、7の(4)財政についてでございます。

大型の財政支出が予定されておりますが、今後の持続可能なまちづくりについて教えてください。

1回目、以上です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 それでは、大阪維新の会議員団を代表されての香川議員の質問にお答えをいたします。

つながりのまちにふさわしい条例を制定することについての御質問でございますが、本市には、熱い思いを持った市民、団体、事業者等が多く存在し、活動されております。しかし、少子高齢化の進行、価値観の多様化など社会構造の変化、さらには新型コロナウイルス感染症の影響で、その活動への新たな支援が求められています。

このような状況を踏まえ、市民、団体、事業者の方々の思いをつなぎ合わせるものが重要であります。つながりづくりはまちづくりとの信念から、皆様の熱い思いを形にすべく、つながりのまちにふさわしい条例の制定について検討を進めてまいることいたしました。

(仮称)味生コミュニティセンターの整備によりまして、多世代が集う場所、憩う

場所として活用していただくことで、住民の交流が活発となり、地域が活性化する効果を期待しております。また、市民公益活動を実践する各種団体の活動拠点として施設が活用されることで、地域コミュニティーを育てる場となることも期待しています。さらに、災害発生時の避難場所として、地域の安全・安心を守る拠点としての活用もしてまいります。

高台まちづくりについてであります。本市における高台まちづくりの具体的な取組として、鳥飼地域で国が整備する河川防災ステーションとその上部施設、また、近接するとりかいこども園において、災害時は安全の確保を図ることができる拠点として、平常時は地域住民の皆様等に活用していただくことのできる施設として整備することを計画しております。

御質問の平常時における河川防災ステーションの上部施設の活用についてのビジョンでございますが、鳥飼まちづくりグランドデザインにおいて、各まちづくりエリアにおける将来予想をお示ししており、河川防災ステーションの上部施設につきましては、多様な世代、関係者等によるコミュニティー活動に資する場として活用していく方向性をお示ししているところでございます。

避難所運営に関する地域の防災意識についてであります。災害時の避難所の運営は、避難者の避難所生活の質を確保するとともに、特に高齢の方、障害のある方や女性など配慮が必要な方に対しては、避難者全員で意識し、共同体として誰一人取り残されずに避難所生活をするのが大変重要であると認識をいたしております。

一方で、市のBCPを作成する過程において、応急対策等を実施するための職員を

確保すると、避難所を適切に運営していくだけの職員を派遣し続けることが難しいことも分かってまいりました。このため、地域の皆様にも避難所運営にぜひとも御協力をいただきたいと考えております。実際に避難所運営をお願いする場合には、地域の皆様が適切に避難所を運営できるよう、防災サポーターや自主防災会の御協力を得ながら避難所運営マニュアルを作成するとともに、避難所運営訓練なども開催するなど、市としてもサポート体制づくりに取り組んでまいります。

市民の防犯意識高揚のための取組についてであります。本市では、摂津警察署や摂津防犯協会と協同で犯罪防止に向けた啓発活動を定期的実施するとともに、市民の皆様の防犯に対する意識高揚を図るために地域の防犯活動への支援に取り組んでおります。市民の皆様の具体的な取組としては、摂津防犯協会が令和4年度に立ち上げた摂津青色防犯パトロール隊による地域巡回や駅前での街頭キャンペーンなどがございます。また、地域の声を参考に、犯罪の未然防止や歩行者の安全確保のための防犯灯を設置するとともに、摂津警察署と協議した上で、必要性の高い、より効果的な場所に防犯カメラを設置してまいりました。今後とも、市民の皆様が安全に安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

救急救命課の創設についてであります。近年、消防行政を取り巻く社会環境は大きく変化しております。警防・予防業務の多様化・複雑化はもちろんのこと、高度化・専門化する救急業務に適切に対応することが重要であると考えております。新型コロナウイルス感染症のみならず、市民の方々が急な病気やけがに見舞われたとき

に、まず駆けつけて応急的な処置を行う救急体制の強化として、専門的部門の救急救命課を創設し、市民のさらなる安全・安心を守ってまいりたいと考えているところでございます。

阪急正雀駅前の整備についてであります。まず、阪急正雀駅前につきましては、高度経済成長期以降、駅周辺部では急速な市街化進展と商店街形成により繁栄してまいりました。一時期、地域で再開発の機運が高まりましたが、社会経済情勢の変化等により頓挫した経緯がございます。

その後、駅前は歩道がなく、狭小な道路や交差点があり、また、駅の下を線路横断する形で車両も通行する地下通路があるため、歩行者の安全に支障を来すことなどから、本市におきましては、平成18年度に駅前の歩道拡幅整備の方針を定め、その後、用地取得の交渉を進めてまいりました。事業途上におきまして、道路予定地に旧水路敷の存在が判明したため、平成25年度から一時交渉が中断してまいりましたが、地元の御協力を得ながら、訴訟手続等を経て、令和3年秋には敷地確定に至っております。

交渉を再開するに当たり、阪急正雀駅前の状況の変化や周辺の幹線道路の整備進捗を踏まえ、また、地元関係者等の意見を聴くなど、鉄道駅前のポテンシャル等を再検討した結果、本市としましては、令和3年12月に、阪急正雀駅前のにぎわい活性化等を目的として、道路事業の残地や市営駐輪場を含め、駅前における歩行者等の交流・休息等の用に供する空間広場として確保する計画案を定め、令和4年1月から地権者等を中心に説明を行ってまいりました。

令和5年に入り、都市計画法に基づく広

場として、住民向けに都市計画原案の説明会を2回開催し、公開で意見陳述を行う公聴会を開催いたしました。さらに、都市計画の案を縦覧し、住民の意見を反映させる機会を設けたところでございます。用地取得に当たりましては、説明会、公聴会や縦覧で出た御意見等を踏まえ、本事業に御理解をいただけますように、今後も地権者等に対し丁寧に説明をしてまいります。

千里丘駅西地区再開発事業に関わるまちづくりのビジョンについてであります。本事業は、JR千里丘駅における大阪都心部へのアクセスの優位性を生かし、摂津市の顔、玄関口として新たなにぎわいを創出する拠点形成を目的としております。こうした拠点形成に向けましては、健都やJR千里丘駅東口といった周辺地域との一体的な取組が欠かせないと考えております。

令和5年5月末には明渡し期日を迎え、本格的な工事着手を控える中、まずは本事業の一日も早い完成を目指し、全力で取り組んでまいりますとともに、事業完成後においてもJR千里丘駅周辺地域が一体となって繁栄できるよう、ひいては本市全体に大きな波及効果を生み出せるようなまちづくりについて、今後も検討を深めてまいりたいと存じます。

阪急京都線連続立体交差事業につきましては、阪急摂津市駅を中心に鉄道を高架化し、開かずの踏切を除却することで、交通渋滞や踏切事故を解消し、安全性が高まるほか、鉄道で分断された市街地の一体化を図り、本市の成長と発展に大きく寄与する事業と考えております。

令和2年度より本格的に進めてきました用地交渉についても、権利者の方々の御協力もあり、現時点でおおむね約50%の取得が進み、目に見える形で事業が進展して

まいりました。令和5年度は、鉄道工事に向けた準備工事に着手することで、さらなる事業推進に努めてまいります。今後とも、一日も早い事業完成に向け、引き続き、大阪府、阪急電鉄とともに強力に推進してまいります。

運転免許証の自主返納についての御質問でございますが、警察庁におきましては、年々増加する高齢運転者等に対する安全運転対策及び支援を全国的に強化しております。大阪府におきましても、高齢者ドライバーによる交通事故をさらに減少させるため、運転に自信のなくなった、または運転する機会の少なくなった高齢者の方が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりのため、高齢者運転免許自主返納サポート制度による食事や施設利用料等の割引サービスが実施されております。

さらに、本市では、平成26年度からの反射材つきジャンパーの支給や、返納後の移動手段の支援方策として、引取り先がない放置自転車の無償譲渡、人生100年ドライブ事業を実施しております。この事業は、高齢ドライバーの自動車事故減少と併せて、自転車や徒歩での外出移動による健康増進などにつながることを期待できる取組として、令和2年4月からスタートしたところでございます。今後も、高齢者の運転免許証の自主返納について支援してまいります。

ごみ処理の広域化についてであります。国においては、持続可能なごみの適正処理の確保や処理経費の効率化、処理施設からのエネルギーの効率的な回収などを目的に、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を推進しております。

本市におきましては、環境センターの焼却施設の老朽化が進行しており、将来のご

み処理の在り方についての検討が喫緊の課題となっております。焼却施設の現地建て替えにつきましては、立地的に困難であり、また、今後、リサイクル技術の向上や人口減少により、ごみ量の減少が見込まれております。そのため、本市といたしましては、今後も継続して安定的なごみ処理を行うため、ごみ処理の広域化を推進してきたものでございます。

摂津市における魅力ある都市公園についての御質問でございますが、都市公園のうち1ヘクタール以上の公園は、明和池公園、せんだん公園等6か所あります。公園の大きさや施設は魅力の一つであり、世代を問わず多くの方に御利用いただいております。明和池公園では、その広さや立地条件を生かし、令和4年春に初めてのイベント「桜まつり」を開催し、多くの方に楽しんでいただきました。また、ちびっこ広場は、地域の子供たちや保護者の方々の身近で日常生活におけるちょっとした遊びや憩い、コミュニケーションの場となっております。

今後の公園等の魅力づくりにおきましては、公園やちびっこ広場を地域がどう考え、どのようにしていきたいのかといった声をお聞かせいただき、市と地域と一緒に検討していくことが重要であると考えております。引き続き、それぞれの公園等の特色を生かし、地域の皆様に利用していただける持続可能な公園・広場づくりを目指してまいります。

児童虐待根絶についての御質問でございますが、児童虐待根絶のためには、まずは起こさせない未然防止の取組が重要であると考えております。そのため、保護者の育児に対する不安やストレスを少しでも軽減できるように、子供の年齢や発達段階に応じ

た成長のペースを理解するための啓発冊子を配布してまいります。

早期発見・早期対応につきましては、虐待を受けた子供の心身の発達へ重大な影響が出ないようにすることが重要であると考えております。そのため、虐待が疑われる受傷原因が不明なけがを発見した際、虐待対応の経験豊富な医師にけがの見立てを依頼し、迅速かつ適切な指導や支援につなげてまいります。

再発防止の取組につきましては、虐待が繰り返される要因としまして、保護者自身が幼少期に虐待を受け、心に傷を抱えていることで、自身の心のバランスを保つことが難しく、衝動的に怒りが子供に向いてしまうことが考えられます。そのような保護者に対しまして、心の回復を手助けする親支援プログラムや、経験豊富な臨床心理士が心のケアを行う寄り添いカウンセリングを実施してまいります。

一人暮らし高齢者が増加する中で、地域におけるつながりの重要性についての御質問でございますが、全国的に核家族化が進行するとともに、地域社会におけるつながりが希薄化し、家庭や地域における相互扶助機能の低下が懸念されております。

本市におきましては、コンパクトなまちならではの地域のつながり、顔の見える関係性を構築してきた強みがあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響は否定できない状況となっております。高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくためには、社会とのつながりが重要となっております。人と人との直接的なつながりを大事にしつつ、デジタル技術を活用した顔の見える関係づくりについても取組を進めてまいります。

障害者に対する市民の理解の促進や啓発

に対する質問でございますが、摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第4次）につきましては、その基本理念として「誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり」を掲げておりますが、地域共生社会の実現に向けては、地域住民の理解なしに進めることはできません。同計画では、障害や障害者に対する理解の促進を重点課題の一つとしており、令和4年度は、啓発パネル展や上映会を開催するなど啓発に取り組んでまいりました。また、障害者の店「陽だまり」により多くの方が立ち寄っていただけるよう、モノレール摂津駅近くの喫茶アウルの一角に移転いたしました。

しかしながら、まだまだ障害者に対する市民の理解は深まっているとは言えません。同計画の中間見直しを行うに当たり、今後も障害者に対する市民の理解の促進に向け、継続した粘り強い取組が重要であるとの認識を持ち、計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスについての御質問でございますが、新型コロナウイルス感染症につきましては、3月13日よりマスク着用の考え方が見直されるほか、感染症法上の位置づけが5月8日より季節性インフルエンザと同等の5類に移行する方針が示されているところでございます。これまでの取扱いと大きく変わることから、引き続き、国の動向を注視するとともに、市民への適切な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

また、コロナ禍において、私が最も懸念していることは、つながりへの影響であります。昨年には、摂津まつりや農業祭を3年ぶりに開催し、人と人がつながりを持つイベントが再開されておりますが、今

般の5類移行を皮切りに、さらに外出機会やつながりの場が増え、市民生活が活発になるものと期待しているところでございます。引き続き、感染状況や国などの情報にもしっかりと目を向けながら市政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

文化の振興についてであります。これまで私は、機会があるごとに、文化芸術は、個人の生活に感動や喜びをもたらし、人と人との触れ合いや交流の中から日々の暮らしに潤いを与えてくれるものとお話をしてまいりました。そして、「市民による手作り文化」という言葉をキーワードに、派手さはなくても地域に根づくよう、市民と行政との協働による手作りの事業を展開してまいりました。

摂津市では、平成18年4月に摂津市文化振興条例を制定し、この条例を具現化するべく、文化振興計画を策定して様々な事業を実施しております。令和4年度は、第2期文化振興計画の最終年度であり、令和5年度以降の第3期文化振興計画を策定してまいります。

文化活動団体では、情報発信や会員の高齢化、後継者不足といった課題があります。令和5年度以降は、アフターコロナを見据えた第3期文化振興計画に沿って、様々な課題の解決を模索しながら、文化が暮らしの中に息づくよう、さらなる文化振興に取り組んでいく所存でございます。

中小企業の持続的な経営のための支援についてであります。本市は産業のまちであり、市内には4,000を超える事業所がございます。そのほとんどは中小企業であり、中小企業の経営基盤を強化していくことが重要であります。現在、原油価格や物価高騰により経営に影響を受けながらも事業の継続に努める中小企業者を対象とし

て、負担を軽減し、事業継続を支援するため、摂津市中小企業等物価高騰対策支援金を給付しているところでございます。

また、企業の経営環境の変化に対応するためには、個々の現状に合わせて身近に寄り添う伴走型支援が有効でありますので、令和3年4月に摂津ビジネスサポートセンターを開設いたしました。令和5年度におきましては、摂津ビジネスサポートセンターの相談枠を拡充してまいります。

デジタル化の推進についてであります。デジタル技術の急激な進展は社会に大きな変革をもたらしております。行政におきましては、デジタルの活用は社会問題の改善や解決のための重要な鍵となっております。

本市におきましては、これまでも、マイナンバーカードを利用した住民票や所得証明書等のコンビニ交付、スマートフォン決済アプリによる税や国保料等の市役所手続のオンライン化など、時間や場所にとられない行政サービスの提供に努めてまいりました。今後も、手続のオンライン化を一層進めるとともに、引き続き、デジタル化に向け加速する国や社会全体の動きを注視し、本市のデジタル化に注力をしてまいります。

理想の職員像についての質問でございますが、摂津市職員育成・行動基本計画における目指す職員像として、市民目線、倫理、柔軟性、自律、責任という内容の五つの職員像を定義しております。これらについては、いかに実現していくかが課題であると考えております。これら目指す職員像を実現するためには、一人一人がいかにやる気を持って取り組むかが問われることとなります。限られた財源と限られたマンパワーの中、「やる気」・「元気」・「本気」、

そして「勇気」を持って自ら考えて行動すること、そして、一人一人が全力を発揮することが、山積する課題を解決していくこれからの行政運営に不可欠であると考えております。

ファシリティマネジメントの推進状況についてでございますが、本市では、摂津市公共施設等総合管理計画に基づきまして、施設管理者による保全への取組による安全・安心な施設利用のための施設点検の実施により、営繕担当による技術支援を行いながら修繕優先度判定を行い、計画的な保全に努めているところであります。今後も、既存公共施設の有効利用を図るための基本PDCAサイクルを有効に活用しながら、市としてのプライオリティーを考慮した上で、高質で持続可能なサービスを提供してまいりたいと考えております。

持続可能なまちづくりについての御質問でございますが、令和5年度当初予算におきましては、未来へのまちづくりの投資として、千里丘駅西地区再開発事業をはじめとする大規模事業の財源確保のため、基金からの繰入れと元金償還額以上の市債発行を行う編成となっております。今後におきましても、大規模事業の進捗に伴い、引き続きの財政支出を見込んでおりますが、そのような中でも、財政の健全化に留意しつつ、ポイントを絞りながら、さらなるまちの発展に向け、英知を結集して取り組んでまいります。

私からの答弁は以上でございます。

○福住礼子議長 次に、教育長。

(箸尾谷教育長 登壇)

○箸尾谷教育長 それでは、教育委員会所管分について御答弁申し上げます。

まず、今後の子供支援策についての御質問でございます。

少子化が急速に進行する中で、子供は両親だけでなく社会にとっても宝であると言えますが、核家族化、働き方の多様化、地域のつながりの希薄化などから、妊娠、出産、子育てなど、あらゆる局面で不安を感じておられる子育て世帯の方も多いのではないかと思います。そのため、そのような方々が妊娠、出産、子育てに希望を持ち、安心して子供を産み育てられる環境づくりをソフト・ハードの両面から支援していくことが重要だと考えております。

まず、ソフト面といたしましては、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施するため、現在、子育て世代包括支援センターを中心に様々な支援を実施しておりますが、令和5年度は、妊婦及び乳児の保護者への伴走型支援と経済的支援を一体的に実施してまいります。

次に、ハード面では、定員拡大に向け、民間こども園や保育所等の整備、とりかいこども園と児童センター機能の複合化及び高台化を含めた新園舎の実施設計や学童保育室の増設を行ってまいります。

また、第3期摂津市子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、子育て世帯の現状やニーズ把握のための調査や、子供の貧困に対して効果的な支援の在り方を検討するための生活実態調査を実施してまいります。

次に、待機児童についての御質問にお答えいたします。

令和4年4月の本市の待機児童数は27名と、府内において最も多くなっており、本市における待機児童の課題は大きいものと認識しております。本市では、これまで、新たな施設の整備や民営化に伴う建て替えによる定員増などにより、保育定員数の増加を図ってまいりました。令和4年4

月には、本市の就学前児童数に対する保育定員数の割合、いわゆる保育所整備率は、北摂7市で最も高く、本市を除く北摂6市の平均に比べ約10ポイントも高くなっております。

一方、本市の就学前児童数に対する保育所申込者数の割合、いわゆる保育所申込み率についても、北摂7市で最も高く、本市を除く北摂6市の平均に比べ約12ポイント高くなっており、大阪府内では保育所の申込者数が減少する自治体が増える中で、申込み率の高い自治体の一つとなっております。

このような本市の状況を踏まえつつ、今後の安威川以北地域の住宅開発等を見据えながら、待機児童の解消を図ってまいります。

次に、子供たちがたくましく生きていくための教育についてでございます。

子供たちがこれからの変化の激しい社会を生きていく中では、数多くの壁にぶつかる可能性があります。その際、その壁を乗り越えるためには、最後まで諦めずに主体的に取り組もうとする意欲、態度や、対応に困ったときには、仲間や他者とコミュニケーションを取り、協調して問題を解決するといった、いわゆる非認知能力が重要となります。

教育委員会といたしましては、これまでのように、学校における教科指導等に力を入れ、子供たちの確かな学力を育むとともに、市内小・中学校のキャリア教育や魅力ある学校づくりの取組を支援し、課題が生じた際には、自分自身の力で、場合によっては他者と協働しながら解決できるよう、主体性、協調性などの非認知能力を育ててまいりたいと考えております。

中学校給食の全員喫食の必要性について

の御質問でございます。

学校給食は、栄養のバランスの取れた食事を提供することにより、健康の増進、体力の向上を図るなど、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達に寄与することが大きな目的となります。また、食に関する指導を効果的に進めるための教材ともなります。

直近の調査では、大阪府内にある約75%の自治体で中学校給食の全員喫食を実施しております。また、現在未実施の自治体の多くでも、今後、全員喫食を実施していく意向を表明している状況であります。

本市におきましても、令和3年1月に策定いたしました中学校給食の今後のあり方についての基本方針に基づき、給食センターによる全員喫食について様々な検討を進めてまいりました。今後、鶴野第2公園用地を給食センター設置の候補地といたしまして、近隣にお住まいの皆様へ丁寧な説明を行いながら、設置に向けた基礎調査を進めてまいります。

最後に、千里丘小学校建て替えの概要についての御質問にお答えいたします。

千里丘小学校の建て替え工事につきましては、現在、実施設計途中でございますが、当該敷地内での建て替え工事となるため、一部校舎を利用しながら、解体、建設等を順次繰り返す、全体を完成させていくこととなります。

大きな工事区分として、既設プール等解体工事、仮設校舎建設工事、本校舎工事の3区分となり、令和5年度からは既設プール等解体工事と仮設校舎建設工事を開始してまいります。本校舎工事は、令和6年度から令和9年度までの4か年にわたる大規模工事となり、令和10年度4月から新校舎の全体運用を開始する予定でございます。

す。

以上でございます。

○福住礼子議長 香川議員。

○香川良平議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1の(1)つながりのまちにふさわしい条例を制定することについてでございます。

1回目でも市長にお考えをお聞かせいただきましたが、実際に検討している条例について、どのようなものなのか、お伺いいたします。

次に、1の(2)(仮称)味生コミュニティセンターについてでございます。

(仮称)味生コミュニティセンターの話が上がってきた当初は、原則、現地建て替えて進めていくと聞いておりました。ところが、基本構想には新たな建設用地の取得を目指すという、予算として3億円が計上されております。現地建て替えてなくなった理由についてお伺いいたします。

次に、2の(1)高台まちづくりについてでございます。

市長の答弁から、河川防災ステーション上部施設については鳥飼まちづくりランドデザインに沿った運用とのことですが、具体的にどのような活用方法を想定しているのか、お聞かせください。

次に、2の(2)避難所の管理運営体制の整備についてでございます。

2回目の質問ですが、令和5年度は中学校を中心に合計30基のマンホールトイレの設置を予定されているかと思っております。そこで、現状のマンホールトイレの設置状況と今後の計画についてお尋ねいたします。

次に、2の(3)防犯施策についてでございます。

新たに設置する防犯カメラ20台であり

ますが、限られた財源で効果的に運用するためには、設置に関する考え方が重要であると思います。その考え方をお聞かせ願いたいと思います。

次に、2の(4)救急救命課についてでございます。

救急救命課の創設に当たり、市長の思いは理解いたしました。近年の救急活動においては、救急救命士が心肺停止患者に対して行う気管内挿管等の特定行為が救命率の向上に大きく寄与していると聞いております。しかし、気管切開等の医療行為についてはまだまだ許可されていないのが現状だと思います。そこで、救急救命課創設後の救急救命士の処置内容やスキルアップについて、どのように考えておられるのか、消防長からお聞かせ願いたいと思います。

次に、2の(5)阪急正雀駅前の整備についてでございます。

市長の答弁では、広場を基本構想として考えているとのことであります。そこで一つお聞きしたいのですが、鳥飼まちづくりグランドデザインでは、何を造るかと決まっているのは河川防災ステーションのみで、あとは市民と相談して決めていくとの話でありました。そうであるならば、この阪急正雀駅前についてはなぜ広場ありきなのか、もっといろんな可能性についても議論していくべきだと思いますが、どうお考えなのか、お答えください。

次に、2の(6)JR千里丘駅西地区の再開発についてでございます。

景観形成地区の指定に係る審議会を開催されるとのことでありますが、再開発地区の景観形成指定に係る考え方についてお伺いいたします。

次に、2の(7)阪急京都線連続立体交差事業についてでございます。

令和5年度の具体的な取組についてお聞かせ願いたいと思います。

次に、2の(8)運転免許証の自主返納についてでございます。

運転免許証を返納されますと、移動手段が車から自転車や徒歩に変わると思います。交通事故防止のためにも、人と自動車等の通行空間を分けるなどの整備が必要であると考えます。安全な道路空間について、どのような取組を行っていくのか、お聞かせください。

次に、3の(1)環境センター解体および跡地活用についてでございます。

ごみ処理広域化の開始に伴い、今月末をもってごみの受入れを終了します。閉炉作業や土壌汚染調査を経て環境センターを解体するわけではありますが、その跡地には新しい公園を整備すると聞いております。計画の中身についてお聞かせください。

次に、3の(2)公園整備についてでございます。

明和池公園において民間事業者が実施するイベントの運営費用を補助すると聞いております。また、隣接する3号街区公園における屋根及び人工芝の整備について、その内容をお伺いいたします。

次に、4の(1)児童虐待防止の取組についてでございます。

児童虐待防止の三つの観点について理解いたしました。御答弁の中で、再発防止のためには親支援プログラムを実施するとあります。虐待の根絶のためには、加害者である親の心に寄り添い、傾注することが必要であると、昨年の人権団体主催の講演会で伺いました。そこで、この親支援プログラムについて、具体的な進め方をお聞かせください。

次に、4の(2)子育て支援施策につい

てでございます。

子供たちの貧困に対して効果的な支援の在り方を検討するため生活実態調査を実施するとのことでもあります。子供の貧困への対策は様々な観点からも必要不可欠であると考えますが、どのように認識しているのか、また、今後の施策や事業の展開についてお聞かせください。

次に、4の(3)待機児童対策についてでございます。

国においては、こども庁が創設され、子供に関する取組・政策を社会の真ん中に据えた、こどもまんなか社会を目指していくとのことでもあります。教育長の答弁からも、本市における待機児童の課題は大きいものと認識しているとのことでした。それであるならば、待機児童の問題を解決していかなければなりません。今後、どのようにして待機児童の問題を解決していくのか、お答えください。

次に、4の(4)高齢者施策についてでございます。

令和5年度はオンラインつどい場の試行的な実施を予定しているとのことですが、このオンラインつどい場の具体的な内容と期待される効果についてお伺いいたします。

次に、4の(5)障がい者施策についてでございます。

市民への理解の促進や啓発についての考え方は理解いたしました。次に、計画策定に向けた具体的なスケジュール感についてお聞きしたいと思います。

次に、4の(6)新型コロナウイルス感染症についてでございます。

3月13日よりマスク着用の考え方が見直しされるとありますが、どう変わるのか、また、今後の新型コロナウイルスワ

クン接種についてはどうなるのか、教えてください。

次に、5の(1)社会を生き抜く力についてでございます。

子供たちの支援のためには、不登校や問題行動等の課題を抱えた子供たちに対して福祉的な視点を取り入れた支援を行うスクールソーシャルワーカーの支援体制の充実が必要であると思いますが、見解を伺います。

次に、5の(2)給食センターについてでございます。

令和5年度の基礎調査の内容と、令和8年度の給食センター設置に向けてどのような課題があるのか、お伺いいたします。

次に、5の(3)文化・スポーツ振興についてでございます。

行政経営戦略の中に、次代の文化を担う人材育成の活動支援という項目がありますが、令和5年度以降、どのような活動支援を行っていくのか、お聞かせください。

次に、5の(4)千里丘小学校の建て替えについてでございます。

小学校建て替えに際しての児童や教育活動への影響について、また、今後、JR千里丘駅西地区の再開発において人口の増加も見込まれますが、教室数、学童保育室等の教室は足りるのか、教えてください。

次に、6の(1)ビジネスサポートセンターについてでございます。

伴走型支援としてビジネスサポートセンターを挙げておられました。日々様々な課題に直面されている企業や、これから立ち上げようという起業家たちにとって、大いに役立つサービスであると捉えております。ですが、現状を伺っている限りでは、ビジネスサポートセンターの予約が混雑しており、非常に取りづらいついてお

す。そこで、2回目の質問として、ビジネスサポートセンターの現状と今後の展開についてお聞かせください。

次に、7の(1)DX推進についてでございます。

時間や場所の制約から解放される行政手続のオンライン化は、市民サービスの利便性向上に寄与するものと考えます。先ほど、市長からオンライン化を一層進めるという力強い表明をいただいたところではありますが、今後は行政手続のオンライン化をどのようにして拡大していくのか、その着眼点、優先順位などについてお聞かせ願います。

次に、7の(2)人材育成についてでございます。

市長が、理想像として、市民目線、倫理、柔軟性、自律、責任といった五つの定義をおっしゃっておられました。確かにそうだと思いますが、公務員は民間企業と仕組みが違うところがあります。部下の評価は上司が行うのが人事評価です。

一つ例え話ですが、民間の場合は、部下がお客様から案件をもらい、上司に相談、そして、その話がまとまると売上げが上がり、会社としての評価や人事評価が上がり、給料も上がります。しかし、これを公務員に当てはめた場合、部下が市民からの要望を受け、上司に相談すると、お金は発生せず、ただただ仕事が増えると考えているのではないのでしょうか。市民からの要望を受けるのではなく、何らかの理由をつけ、市民要望をいなし、仕事を減らした人が評価される状況ではないのでしょうか。

今回の人事評価の見直しはどういった状況になっているのか、その内容についてお答えください。

次に、7の(3)ファシリティマネジメ

ントの推進についてでございます。

公共施設の整備・維持管理について、財政面から、また、変化する社会ニーズに対して今後どのように対応していくのか、将来を見据えた長期的な戦略策定と推進体制の構築を要望して、この質問は終わります。

次に、7の(4)財政についてでございます。

令和5年度の予算案で示されている財政調整基金は、約23億円を取り崩すことから、令和5年度末には残高が29億円となります。このままでは来年度の予算も組むことすら難しい状況ではありますが、赤字回避をするためにどういう対策を考えているのか、具体的にお教えください。

2回目、以上です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。生活環境部長。

○吉田生活環境部長 条例の内容についての御質問にお答えいたします。

つながりのまちにふさわしい条例については、地域コミュニティの推進を図っていくことが肝要と考えております。

地域コミュニティの活性化を目的とした条例につきましては、大きく分けますと、自治会・町会への勧誘に主眼を置いた自治推進に関する条例と地域コミュニティの推進や活性化に関する条例の二通りのパターンがございます。地域コミュニティの活性化には、自治会・町会のみならず、地域のこども会、老人クラブ、校区等福祉委員会などの団体や市民公益活動団体、事業者等と協働を進める地域コミュニティの推進や活性化に関する条例の検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、現地建て替えではない理由についての御質問にお答えいたします。

現在の味生公民館の敷地におきましても、エレベーターの設置や3階建てにすることにより緊急避難場所についての課題には対応することができますが、校区等福祉委員会の活動場所及び広場やロビー等のスペースの課題が残ります。さらに、地域懇談会では、建設期間中も継続して活動を行いたいとの意見もありましたが、既存の建物を残したまま敷地内に新たな建物を建設することができないため、工事期間中は活動が行えなくなってしまいます。また、日影規制のため、4階建て以上の建物は建設できないため、階数を増やして面積を広げることにはできません。さらに、建築関係法令上は3階建て建設は可能でございますが、東側に3階建ての戸建て住宅が近接しておりますので、工事の施工に御協力いただくことが困難であることが想定されます。様々な事情を総合的に考慮し、広い敷地内で新たな機能を充実したコミュニティー施設として整備するほうが費用対効果としてもすぐれていると判断いたしました。

続きまして、次代の文化を担う人材育成の活動支援についてお答えいたします。

文化芸術と申しましても様々な分野があり、次代の文化を担う人材育成の活動支援について、行政としても幅広く対応してまいります。

美術については、中学生以上を対象とした摂津市美術展のほか、幼稚園児等や、小学生を対象としたせつつしこども展覧会を開催してまいります。

演劇については、小学生を対象としたちびっこ劇団ひなどりや、中学生の劇団のバードリングの活動を支援してまいります。

ダンスについては、摂津市民芸能文化祭の中で、子供のダンスに特化した日を設けて発表会を実施してまいります。

音楽を演奏する場の提供といたしましては、中学生を中心に発表するアンサンブルフェスティバル、吹奏楽祭、そして、未就学児から中学生までを対象として、摂津音楽祭の審査時間中に名器のピアノに触れてもらう機会づくりとしてリトルカメラアチャレンジコンサートを実施してまいります。

加えて、音楽を鑑賞する機会として、摂津音楽祭の受賞者が学校へ出張して演奏会を行うリトルカメラミニコンサートを実施してまいります。

また、ふだんは敷居が高く、子供は入場規制されることの多いクラシックコンサートを気軽に楽しんでもらうことを目的に、来場者に制限をかけないフレッシュコンサート、わがままコンサートなども実施してまいります。

以上のように、各分野について場の提供を実施していますが、今後、さらに子供たちの心を刺激できるようなイベント企画・運営を実施し、次代の文化芸術の担い手を育成してまいりたいと考えております。

続きまして、ビジネスサポートセンターの現状と今後の展開についての御質問にお答えいたします。

現状につきましては、令和3年4月に週1回、毎週火曜日に開設した後、予約が取りづらい状況が続いたため、同年7月から毎週木曜日を追加し、週2回に拡大いたしました。その後、毎週火曜日及び木曜日に開設しておりますが、現在でも1か月程度先までの予約が埋まっている状態が続いております。

長引くコロナ禍や物価高騰などの環境変化に伴い、事業者が様々な課題に直面する中、支援機関による相談ニーズは非常に高まっております。令和5年度におきまして

は、毎週火曜日、木曜日だけでなく、年間48回分の特別枠を設定し、集中的な支援や突発的な相談に対応してまいります。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 河川防災ステーションの上部施設についての御質問にお答えいたします。

令和4年度に実施いたしました鳥飼まちづくりランドデザインに係る住民説明会において、平常時における河川防災ステーションの上部施設及び淀川河川敷の利活用に関して多くの御意見等をいただいております。現在策定中の都市安全確保拠点整備計画における河川防災ステーションの上部施設の機能は、その御意見等の趣旨を酌み取り、可能な限り反映させたものとしております。

今後につきましては、都市安全確保拠点整備計画が策定された後に、この計画に基づき、河川防災ステーション、その上部施設や前面の河川敷について、地域コミュニティの形成・強化や、にぎわいの創出等に資する機能が発揮できるよう、具体的な整備内容について、住民の皆様等との意見交換を行いながら検討を進めてまいります。

続きまして、人事評価の見直しについての御質問にお答えいたします。

人事評価は、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものでありますが、評価結果をただ給与に反映するだけではなく、職員の能力向上に資するものとしての人材育成のツールでなければなりません。そのためには、人事評価における基準を明確化し、また、公正に行われる必要があります。ひいては、より納得度の高い評価制度とする必要がございます。

令和3年度、職員意識調査を実施しまし

た結果、「評価者によって評価が大きく変動する」との回答が58.3%ございました。対応といたしまして、まず、能力評価における評価基準の統一と明確化ということで、令和4年度、各部の庶務担当課長が参加する会議を立ち上げ、摂津市職員育成・行動基本計画の中で定めています標準職務遂行能力と能力評価の関係性をより分かりやすく整理するとともに、具体的な参考行動例を作成しております。具体的な例を課長級で申し上げますと、部下からの提案等の可否を適切に判断することができている、積極的に部下に役割を与えつつ、業務運営と管理を行うことができている、課の代表として市民と懇切丁寧に対話することができている等でございます。

今後におきましても、職員のより一層の能動的な業務遂行やモチベーションの向上につながる人事評価のさらなる適正実施を行ってまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 次に、総務部理事。

○辰巳総務部理事 マンホールトイレの設置状況と今後の計画についての御質問にお答えいたします。

現在、マンホールトイレは、別府コミュニティセンターや味舌体育館の避難所に14基、明和池公園や青少年運動広場など4か所の公園や広場に24基設置しております。

下水道全体を耐震化して、地震が発生してもトイレ等が使用できる状態にするには時間がかかってしまいますが、マンホールトイレは、下水道の被災状況にかかわらず、地震災害発生直後から使用可能であり、議員が御指摘の今後発生する確率が高い南海トラフ地震を考えますと、早期に整備していくべき大変重要な施設であると考えております。

今後のマンホールトイレの設置につきましては、現在策定中の摂津市下水道総合地震対策計画で、令和5年度から令和9年度までの5か年計画で15か所の避難所に合計150基を設置する計画としており、令和5年度には、第一中学校、第三中学校、第四中学校に各10基を設置したいと考えております。

続きまして、防犯カメラ設置に関する考え方についての御質問にお答えいたします。

防犯カメラの設置場所につきましては、摂津警察署との協議により、地域からの要望や事件捜査の記録などから犯罪発生のおそれのある場所を選定し、現在135台で運用しております。令和5年度には新たに20台を設置することを考えており、防犯カメラは全部で155台での運用となります。

また、現在明和池公園に設置している5台のカメラが法定耐用年数を超えますことから、リース契約で更新いたします。これにより、全てのカメラがリース契約となり、日々の動作確認などの保守点検、機器の更新を、専門業者が責任を持って管理する体制となります。

今後の防犯カメラの増設につきましては、引き続き、摂津警察署と協議し、必要性の高い場所から優先して設置してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 次に、消防長。

○松田消防長 救急救命課創設後の救急救命士の処置内容やスキルアップについての御質問にお答えいたします。

救急救命士が患者宅や救急車内でできる特定行為につきましては、救急救命士法によって厳格に定められております。議員が御指摘のように、気管切開等につきまして

は医師にしかできない医療行為となっており、現状で救急救命士には許されておられません。しかしながら、救急救命士に許されている特定行為につきましては、気管内挿管をはじめ、心肺停止前患者への輸液、一定条件下での心肺停止患者へのエピネフリンと言われる強心剤投与など、以前は救急病院の救急外来処置室で医師にしかできなかった処置が、現在、それぞれの処置について認定を受けた救急救命士には許されております。

現在の認定スキルにつきましては、生涯教育、病院実習等においてスキルの維持・向上に努めておりますが、隔日勤務職員が教育訓練等の窓口を担っているため、十分なフォローに苦慮しておりました。救急救命課創設後には、専任の日勤管理職員及び担当者を置くことで、関係教育機関や医療機関等と綿密に調整や情報共有が可能となり、今まで以上に救急救命士のスキルアップが図れると考えております。

今後におきましても、さらに高まる市民ニーズにも的確に答えるべく、持続可能な救急体制を構築してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 次に、建設部長。

○武井建設部長 鳥飼まちづくりランドデザインと阪急正雀駅前の広場整備計画との手法の違いについての御質問にお答えいたします。

鳥飼まちづくりランドデザインでは、孫や子の世代の将来予想、つまり将来に向けたまちづくりを提示しながら、それを実現するための現時点の課題や取組の方向性を長期・中期・短期と三つの時間軸で整理されており、今後は、ランドデザインに掲げられた取組の方向性に基づき、地域住民等、関係者と意見交換をしながら具現化

に向けて検討・展開していくこととしております。

一方、阪急正雀駅前の広場整備につきましては、先ほどの市長答弁でもありましたように、現在の駅前及びその周辺状況の変化や幹線道路の整備進捗状況等、また、関係者などの意見も聴く中で、駅前が持つ、人が集まり、まちの顔となる立地条件や、ポテンシャル、可能性から、安全で安心して歩いて憩える空間、さらに、まちのにぎわいや活性化につながる広場を形成することが必要と判断いたしました。

この事業につきましては、駅前という場所が必須であることから、都市計画法に基づく都市計画決定を行い進めていくこととしており、これまではその手続きに必要な地元説明会や公聴会などを行ってまいりました。

なお、具体的な整備の内容や実際の活用・運用・管理等の具体化につきましては、鳥飼まちづくりランドデザインも阪急正雀駅前広場整備についても基本的には同じで、地元の皆様が主体となって活用していただく地域に根づいた展開が不可欠と考えており、協働により進めてまいります。

今後、ワークショップ等に地域住民等関係者の方々にも御参画いただき、さらなる意見の聴取や認識の共有、そして実施する内容の議論などを行い、事業の実現に向けて努めてまいります。

続きまして、景観形成地区の指定に係る考え方についての御質問にお答えいたします。

本市では、都市景観の形成に関して必要な事項を定めた摂津市都市景観まちづくり要綱に基づき、これまで、平成20年に南千里丘周辺地区、平成27年に千里丘新町

地区を景観形成地区に指定しております。景観形成地区におきましては、良好な景観の形成を促進するため、景観形成基準として建築物の意匠や広告物の大きさなどに関する事項を定め、地区内における建築行為等の届出に対し、必要に応じて指導を行っているところでございます。

JR千里丘駅西地区におきましても、同要綱に基づき、住宅と商業・業務施設が一体となって駅前にふさわしい良好な景観形成を促進するため、再開発事業区域を景観形成地区に指定する予定としております。

令和5年度は、学識経験者や市民等を委員とする都市景観まちづくり審議会を開催し、景観形成地区の指定と景観形成基準の策定を行ってまいります。

続きまして、阪急京都線連続立体交差事業の令和5年度の具体的な取組についての御質問にお答えいたします。

阪急京都線連続立体交差事業の用地取得につきましては、先行する仮線工事に必要な鉄道南側を重点的に進めているところであり、現在、おおむね半数である約150件、面積ベースで約50%の契約締結に至っております。

令和5年度につきましては、引き続き用地取得を進めるとともに、鉄道工事により影響を受ける現道の機能回復として、市が仮設の駅前広場工事や付け替え道路の工事を発注し、着手してまいります。今後も、これらの業務を計画的に進め、その後の鉄道工事の着手に円滑につなげるべく鋭意取り組んでまいります。

続きまして、安全な道路空間についての取組の御質問にお答えいたします。

議員が御指摘のとおり、交通事故の防止を目的とした人の移動空間と自動車等の通行空間との分離を図るなど、道路交通環境

の整備は重要であると認識いたしております。歩行者や自転車利用者等の安全な通行空間を確保するため、摂津警察署と連携しながら、歩車分離が未整備である道路において、グリーンベルトや矢羽根型路面標示をはじめ、歩道の段差解消を行い、また、道路上にハンプ等を整備することにより、車両のスピードの出し過ぎを抑制し、通り抜け利用する通過交通の進入を防ぐ対策などを進めております。

そのほか、生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的として、平成23年から大阪府警が推進されている交通安全対策の一つである最高時速30キロメートルの区域（ゾーン）を定め、歩車が共存する安全で安心な道路空間を創出するゾーン30を整備するなど、面的かつ総合的な事故抑止対策も行っております。

今後も、道路の状況や地域の現状を踏まえながら、安全な道路空間の整備など、交通安全対策の推進に努めてまいります。

続きまして、環境センター跡地の公園整備についての御質問にお答えいたします。

茨木市とのごみ処理の広域化に伴い、環境センターはごみ処理施設としての役目を終えることとなったため、建物を撤去し、その跡地に公園を整備する計画としております。令和5年度より環境センター敷地内において土壌汚染調査等が行われ、その調査結果を踏まえ、令和9年度末に建物の解体が完了する予定です。公園の整備は、環境センター建物の解体後となることから、令和10年度以降となります。

整備に着手するまでの期間におきましては、令和5年度に、環境センター敷地の高低差や施設の沿革、既存樹木の調査等を行い、その結果により作成した図面などを基

に、令和6年度以降、市民のアンケート調査や、地元住民、関係団体等を対象としたワークショップの開催などを予定しております。令和9年度には実施設計を行い、整備に向けた準備を進めます。

今回の整備は、一から造り上げていく公園であり、鶴野地域の防災面の向上のため、環境センター跡地に盛土を施し、高台化することで一時避難場所とするとともに、堤防の強化も図ってまいります。また、公園施設につきましては、地域の皆様が愛着を持って利用していただけるよう、関係者とワークショップ等を通じて意見交換を行い、協働により造り上げてまいりたいと考えております。

続きまして、明和池公園におけるイベント補助金と3号街区公園における屋根などの整備についての御質問にお答えいたします。

これまで、庄屋公園などで実施された市内の公園におけるイベントは、そのほとんどが地元自治会や市が後援・協賛する団体等の企画によって実施されてきましたが、令和4年春に、民間事業者主催で、明和池公園におけるにぎわいイベントの可能性を探るための実証実験として「桜まつり in 健都 明和池公園」が実施されました。天候にも恵まれ、2日間、大変盛況のうちに実施することができました。

市としましては、このようなイベントに補助を行うことで、明和池公園のみならず、これから摂津市全体における公園の在り方や魅力向上について多くの方から御意見や御要望を収集し、イベントの効果を庄屋公園や新幹線公園など他の公園へ展開させていくための検証等を実施したいと考えております。

また、明和池公園の北東に隣接する3号

街区公園は、主に幼児向け遊具を多く備えた公園であり、若い親子世代を中心に御利用いただいております。現在、これらの公園には日差しや雨などを避けることができる施設が少ないため、多くの利用者から屋根等の設置についての御要望をいただいております。今後、3号街区公園から遊具を一部明和池公園へ移設した上で、大型の屋根を設置するとともに、足元には人工芝などの安全かつ憩える施設を整備いたします。これにより、明和池公園を含めて一体的により安心して利用していただけるようになり、地域全体においてもより一層魅力向上に寄与するものと考えております。

事業予定といたしましては、令和5年度に実施設計を行い、令和6年度の工事着手、供用開始に向け事業を進めてまいります。

○福住礼子議長 次に、次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 親支援プログラムの具体的な進め方についての御質問にお答えいたします。

親支援プログラムにつきましては、長年、アメリカの児童虐待防止分野に携わってこられ、昨年、本市でも御講演いただきました森田ゆりさんが考案した「MY TREE ペアレンツ・プログラム」を実施してまいります。「MY TREE ペアレンツ・プログラム」は、保護者の心の状態に寄り添いながら、強みをうまく引き出し、保護者のセルフケアと問題解決力を回復させ、虐待の言動を終止させることを目的とするもので、おおむね3名のファシリテーターと5名から10名の参加者によるグループセッションを中心として実施いたします。

令和5年度の上半期におきまして、家庭児童相談課の臨床心理士2名がファシリテ

ーターを養成するための研修に参加する予定でございます。また、本市の虐待対応のスーパーバイザーで、ファシリテーターの資格をお持ちの臨床心理士にも御協力いただき、下半期よりプログラムを実施してまいりたいと考えております。

また、グループでのプログラムに抵抗感がある保護者に対しましては、経験豊富な臨床心理士と個別の面談を行う寄り添いカウンセリングを案内するなど、保護者の状態に応じたきめ細やかな支援を図りながら児童虐待の再発防止に向けた取組を進めてまいります。

続きまして、貧困対策への認識と今後の支援策についての御質問にお答えいたします。

子供の貧困対策につきましては、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、自分の将来に希望を持てるよう支援していく必要があると認識しております。そのためには、子供の貧困は、家庭の経済的な困窮だけでなく、地域社会における孤立や健康上の問題、個々の家庭を取り巻く子育て環境全般にわたる複合的な課題と捉え、その解決や予防に向けて取り組んでいくことが重要であると認識しています。

本市では、令和4年度から、子ども食堂を運営する団体に対し補助金を交付しておりますが、子ども食堂の役割は、経済的に困窮している世帯への食事の提供のみではなく、食事の提供を通して、孤食の対策や、利用者それぞれが抱えている問題の発見につながり、寄り添いながら必要な支援につなげる役割も期待されます。

また、子ども食堂をはじめとする子供の居場所があるということは、保護者の安心

感にもつながるものであり、必要な家庭に対して、より効果的な支援につながるよう、子ども食堂をはじめとした居場所づくりを進めるとともに、それら施設との連携を強化していく必要があると考えております。

続きまして、待機児童に関する御質問にお答えいたします。

本市における人口構造の変化は、平成22年の阪急摂津市駅の開業が大きな転換点になったものと考えられます。大規模マンションの開発と周辺整備、その近くを流れる大正川やJR千里丘駅へのアクセスも可能な立地等から、多くの子育て世帯やその予備軍の方たちが安威川以北地区に居住されることになり、就学前施設、義務教育施設は対応を迫られることになりました。加えて、健都のまちづくりによる大規模マンション開発もあり、さらに需要が高まることとなりました。

教育長から答弁もございましたように、就学前施設でいえば、法人等の協力もいただきながら近隣市を上回る整備に努めましたが、想定以上のニーズ、申込み率があり、結果的に待機児童の解消に至っていない状況にあります。また、保育士の配置基準や労働環境の課題からも保育士不足が続いていることも、その要因の一つであります。

令和5年度も、民間施設における保育士宿舎借り上げ支援を拡充するとともに、定員の増等に努めていただくこととなりますが、待機児童の大半を占める1歳児がどれだけ吸収できるかは不透明でございます。また、今後は、JR千里丘駅西口の再開発事業があり、阪急摂津市駅開業時に近いインパクトも想定されます。安威川以北地区の年少人口も将来的には減少に転じる見込

みですが、それとて時期は不透明であり、こどもまんなか社会ということを踏まえれば、摂津市に住んでいただいた子育て世帯等のニーズに応える必要性と重要性は重く捉えております。

今後、民間主導による継続した対策とともに、行政主導による対策についても検討する必要があると認識をしております。

- 福住礼子議長 次に、保健福祉部理事。
- 荒井保健福祉部理事 オンラインつどい場の内容と効果についての御質問にお答えいたします。

本事業につきましては、委託型つどい場の運営団体及び参加高齢者にタブレット端末を貸与し、オンライン会議ツールを用いて、自宅でできる運動・交流機会の創出をするもので、令和5年度は、試行的に2団体、各3か月程度の期間で実施する予定をしております。

国の研究機関によりますと、インターネットを用いたコミュニケーションツールの利用が増えた人は、増えていない人に比べて、ツールにより差はあるものの、鬱である相対リスクが最大で45%低いという調査結果もございます。社会的に孤立するリスクが高く、見守りが必要とされる高齢者単身世帯が年々増加する中、このような取組を通じて、介護予防だけにとどまらない高齢者の孤立防止にもつなげてまいりたいと考えております。

続きまして、マスク着用の在り方と今後の新型コロナウイルスワクチン接種についての御質問にお答えいたします。

3月13日から、国において、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとされてきた現在の取扱いが改められ、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ね

ることが基本となります。ただし、医療機関の受診時や、混雑した電車、バスに乗りするときなどは、マスクの着用が効果的と示されているところがございます。

また、令和5年4月以降のワクチン接種については、5月から8月に65歳以上の高齢者等を対象とした追加接種、9月から12月に全ての年代の方を対象とした追加接種の実施が国において検討されております。

本市としましては、引き続き情報収集に努めるとともに、マスク着用の在り方及びワクチン接種について、正確な情報提供、周知に取り組んでまいります。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 障害者に関する各計画の策定に向けたスケジュールや進め方についての御質問にお答えいたします。

スケジュールでございますが、4月から5月にかけて入札によりコンサルタント業者を決定し、8月から9月頃までに障害者へのアンケートを実施いたします。併せて、障害者を支援する障害福祉サービス事業所や関連団体へもアンケートやヒアリングを行い、障害者を取り巻く状況や意見等を把握したいと考えております。その結果を踏まえて、年末までに素案をまとめ、パブリックコメントを経て1年をかけて策定してまいります。

その間、学識経験者や関係団体の代表者、関係行政機関の職員によって構成される摂津市障害者施策推進協議会、及び、保健、医療、福祉、教育など各分野の関係者、障害福祉サービス事業所や当事者団体の各代表、関係行政機関の職員で構成されます摂津市障害者地域自立支援協議会を各5回程度開催し、様々な御意見をお伺いしながら議論を深めてまいりたいと考えてお

ります。

○福住礼子議長 次に、教育総務部長。

○小林教育総務部長 スクールソーシャルワーカーの充実した支援についての御質問にお答えいたします。

スクールソーシャルワーカーは、子供自身への働きかけはもちろんのこと、家族関係や家庭の経済状況等の子供を取り巻く環境面に対しても、関係機関と連携しながら適切な支援を行い、課題解決を図ります。

本市では、令和元年度より全中学校区に週4日配置し、これまで多くのケースで支援を行ってまいりました。しかしながら、年々相談件数は増加しており、充実した支援を行うためにも体制を強化する必要があると捉えております。

令和5年度には、新たにチーフスクールソーシャルワーカーを追加配置し、学校で活動しているスクールソーシャルワーカーに対し、資質向上に向けた研修やスーパーバイズを行うなどの支援を行ってまいります。さらに、困難なケースに関しては、チーフスクールソーシャルワーカーが直接対応することで、子供たちやその家庭に対して充実した支援を行ってまいります。

続きまして、給食センター稼働に係る課題等についての御質問にお答えいたします。

令和5年度に予定しております基礎調査につきましては、候補地である鶴野第2公園の敷地内にどのようなセンターの設置が可能か、調理可能食数や配送計画、提供する給食のコンセプト等について整理してまいります。また、これらの検討過程の中で、同地で建設するに当たっての課題等についても本基礎調査において整理を行い、本格的なスケジュールを作成してまいります。

なお、検討内容につきましては、近隣にお住まいの皆様にも適宜情報共有させていただきながら、周辺環境にもできる限り配慮した給食センターを設置してまいりたいと考えております。

続きまして、千里丘小学校建て替えに際しての児童や教育活動への影響についての御質問にお答えいたします。

千里丘小学校建て替え工事は、工期が長期間にわたるため、児童や教育活動への影響も少なからず生ずることが想定され、その影響を最小限にとどめていく必要があると認識しております。特に、一時的に運動場が狭くなることで、授業時間や休み時間の中で体を動かす機会の減少や、子供同士がぶつかるといったことからトラブルの増加につながる可能性がございます。また、プールが解体されている間、自校での水泳指導ができなくなることから、泳力が十分につかず、水から命を守る行動を学ぶ機会が少なくなる可能性がございます。

教育委員会といたしましては、建て替え工事による教育活動への影響ができる限り少なくなるよう、学校現場の教職員の声を聴きつつ対応を工夫していきたいと考えております。

また、建て替えに当たりまして、児童の将来推計を基に、35人学級に対応した普通教室や特別教室、学童保育室など、必要となる教室数を確保してまいります。

○福住礼子議長 次に、総務部長。

○山口総務部長 行政手続のオンライン化をどのように拡大していくのかについてでございますが、本市におきましては、オンライン化を推進するため、専門スキルがなくても職員誰もが簡単に申請フォームを設計・開発することができる汎用電子申請システムを令和3年度に導入いたしました。

このシステムは、まずやってみることで身近なDXを実現でき、職員自らも利便性を体感し、かつ市民にとっても使いやすいものであると考えております。今後のオンライン化の拡大におきましては、このシステムと国のぴったりサービスからのオンライン申請を軸として、手続の性質などに合わせて最適なシステムでのオンライン化を実現してまいります。

また、どういった着眼点で手続を拡大していくのかについてでございますが、令和3年度に策定いたしました摂津市行政手続オンライン化指針に基づき、一定の申請件数が見込まれ、市民にとって利便性の向上につながると認められる手続から優先的にオンライン化を進めてまいります。

次に、財政赤字を回避するための対策についてでございます。

令和6年度以降も、千里丘駅西地区再開発事業や阪急京都線連続立体交差事業の継続に加え、現在着手しておりません（仮称）味生コミュニティセンターや給食センターの建設等を予定いたしております。さらには、老朽化した施設への対応、少子高齢化に伴う市民サービスの拡大が想定されておるところでございます。現在は、基金の活用や元金償還金を超えた市債の発行により財源を確保しておりますが、基金には限りがありますこと、また、将来における市債償還額の増加を考慮いたしますと、将来的な財源状況を見据え、今後の予算編成において歳出の抑制が必要であると考えております。今後予定している事業に関しましては、優先度や必要性について十分な精査を行い、また、時期の平準化に努めると同時に、施設の老朽化に対しましては、ファシリティマネジメントと連携した財政運営を図り、市民サービスに係る経費につき

ましても、現在の社会情勢を踏まえ見直しを行うなど、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 香川議員。

○香川良平議員 それでは、3回目、全て要望とさせていただきます。

1の(1)つながりのまちにふさわしい条例を制定することについて。

答弁にありました自治会加入に主眼を置いた自治推進に関する条例や地域コミュニティの活性化に関する条例を導入されている自治体もございます。条例制定の検討に際しては、後発の利を生かし、他の自治体の条例も参考にしながらつながりを育むことができるような条例の制定を要望してこの質問を終わります。

次に、1の(2) (仮称)味生コミュニティセンターについてでございます。

この現存する公民館ですが、1985年建築、法定耐用年数があと12年残っております。摂津市公共施設等総合管理計画によると、耐用年数を過ぎている施設は87施設、216棟ございます。優先順位をつけるためにつくった摂津市公共施設等総合管理計画なのに、その順位を飛び越える理由は何なのか。市民の声があったことは理解いたしますが、ほかの建物も目立たないだけで、早急に建て替えをしないといけない建物も存在します。その基準が曖昧のままではいけないと思っております。市がしっかり基準を示し運用していくべきと思います。

また、予算についても、公民館跡地の活用については一切触れられておりません。新しく建てるのであれば、現存する公民館の場所は売却し、建設費に充てるべきではありませんか。この計画をつくるに当たり、公民館の跡地についても早急に示して

いただくよう要望してこの質問を終わります。

次に、2の(1)高台まちづくりについて。

常日頃から委員会等でも会派の委員が指摘しておりますが、上部施設を建設するには、市として恐らく数十億円単位のかんりの費用負担が見込まれます。費用対効果を見極めるために、どのような使い方をするのか、しっかりと具体的に市民、議会に示していただき、議論できる場を今後設けていただくことを強く要望いたします。この質問を終わります。

次に、2の(2)避難所の管理運営体制についてでございます。

市役所職員が被災した場合や、発災直後の初動が大事であることを考慮すると、地域住民による避難所の管理運営体制は非常に重要であると考えます。そのことから、地域住民主体での運営マニュアルの早急な作成が望まれます。また、このマニュアルには、被災地外からのボランティアの受入れ体制や、万が一のトラブル対応、プライバシーの問題や、備蓄品には乳幼児のおむつや女性の生理用品といったものを用意する旨をしっかりと示していただいて、住民の防災意識向上に役立てていただきたいと考えます。以上、要望といたします。

次に、2の(3)防犯施策について。

防犯施策においては、市民の意識向上を図るとともに、抑止力としての防犯カメラ設置が非常に効果的であると捉えております。また、民間の力をお借りすることにより、カメラの設置網がより広がり、捜査協力や、より迅速な初動が可能となり、安全・安心のまちづくりに貢献することと思っております。先日も、市内で発生した事件は、防犯カメラによる初動の迅速さが報道でも

目立ちました。

本市は、北摂でも防犯カメラの普及率がいまだに低いと言われております。警察との協議においては、大阪府警の発表している犯罪発生マップと照らし合わせながら、警察の知見をしっかりと取り入れていただいた設置をお願いして要望とさせていただきます。

次に、2の(4)救急救命課についてでございます。

救急救命課の創設によって、救命士のスキルアップや、市民ニーズにより迅速に対応することができるようになるかと理解いたしました。日々救急車が出動していることを聞かない日はなく、1分1秒を争う救急の現場においては、市民の命に直結するとともに、安全・安心をつくり出す部署でもありますので、さらなる工夫、必要であるならば条例に許される範囲内での人員の補充など、さらなる増強を目指していただきたいと思い、こちらも要望とさせていただきます。

次に、2の(5)阪急正雀駅前の整備について。

今、国会でも、子ども・子育てという分野は大きく取り上げられております。そして、日々駅前を利用するのは、その子育て世代、現役世代がほとんどだと思います。一方、駅前にある広場を利用する層はどういった年齢層なのか。現役世代が多く利用する一番利便のいい駐輪場を潰すのですから、その代わりとなる、その世代に向けた必要性のある施設を利便性向上に向けてしっかりと考えていかなければいけないと思います。一過性の安易な考え方ではなく、将来を見据えた計画をつくっていただくよう要望してこの質問を終わります。

次に、2の(6)JR千里丘駅西地区の

再開発についてでございます。

景観形成地区についてであります。先ほどの答弁によりますと、南千里丘周辺地区、千里丘新町地区を過去に指定されていることとあります。双方に共通する点として、居住中心の地区であって、商業施設がほとんどないことが特徴として挙げられます。

今回のJR千里丘駅西地区の再開発においては、住居とともに商業施設も含まれていくことになると思われ。その面において、他の地区と違い、一定のくくりを設けながらにぎわいを創出するための演出も必要となると考えます。京都市のようにとまでは言いませんが、華美になり過ぎず、摂津市らしい景観形成をつくり上げていただきたいと思っております。要望とさせていただきます。

次に、2の(7)阪急京都線連続立体交差事業についてでございます。

本連続立体交差事業においては、仮線工事側の用地取得が50%にも上っているということで、非常にありがたいことであると思っております。ただ、懸念されることとしては、契約締結に至った50%の方はよき理解者であり、協力的と考えると、残り50%の方へのより丁寧な説明を求めたいと思っております。3月中旬に配布予定とされている阪急京都線連続立体交差事業ニュース第2号とともに、沿線住民の方、地権者の方々に対して、より深い理解を得ていただけるよう、寸断なき努力を要望いたします。

次に、2の(8)運転免許証の自主返納について。

歩行者や自転車等利用者の安全な通行空間を確保するために様々な取組を行っていることは承知をしております

が、市内にはまだまだ安全とは言えない箇所がございます。引き続き、ハード面・ソフト面での交通安全対策を行っていただくよう要望してこの質問も終わります。

次に、3の(1)環境センター解体および跡地活用についてでございます。

高台化した公園にすることで一時避難所になるとのことです。鶴野地域の人口全てを網羅できるのか、そのための避難路はどうするのか、新しい公園に避難しないといけない状況のとき、市役所も恐らく水につかっておりますが、そこの機能も移設するのか、盛土して費用をかける必要性が本当にあるのか、計画にきちんと網羅し、実行に移す際はきちんと説明をしていただきたいと思っております。判断基準が曖昧なまま議会を通すのではなく、議論の材料を示す必要があると考えます。よろしくようお願い申し上げます。

次に、3の(2)公園整備について。

公園のにぎわいをつくるため実証実験していくとのことですが、答弁でもありましたとおり、庄屋公園をはじめ、各地でも同じようにイベントが行われてきております。今回は明和池公園とのことですが、地域格差が起らないよう、早期にこの施策を広めてもらえるよう要望して終わります。

次に、4の(1)児童虐待防止の取組についてでございます。

一昨年、本市で起きました児童虐待死事件は全国に大きな衝撃を与えました。それ以来、本市においては、体制の強化、警察との連携強化など、総合的に取組を行ってこられました。昨年の森田ゆり先生の講演に続き、「MY TREE ペアレンツ・プログラム」の導入、スーパーバイザーの白山先生の御協力に非常に感謝するところ

であります。臨床心理士のファシリテーター養成による親御さんへの寄り添いも実施してくれることを高く評価いたします。虐待の多くが孤立や子供時代のPTSDが遠因となっていることから、二度と悲劇が起らないための見守り支援を要望してこの質問も終わります。

次に、4の(2)子育て支援施策についてでございます。

子供の貧困対策と支援策について理解をいたしました。部長のおっしゃったとおり、子供の貧困問題は複合的な課題として捉えなければならないと思っております。

令和4年度から支援されている子ども食堂についても、非常に多くの子供たちが来ております。例えば、千里丘東地域で開催している子ども食堂では、遠く鶴野地域から足を運んでくださる子供もいるぐらい、今、子供の居場所づくりは非常に重要なニーズであると考えております。本市では、安価に受講することのできる摂津SUNSUN塾もありますが、食育、世代を超えた交流という観点から見ても、子ども食堂や正雀地域のJOCA大阪で開催されているポタラキッチンなどの取組を市がバックアップして広げていっていただきたいと強く要望します。

次に、4の(3)待機児童対策についてでございます。

待機児童対策は、本市にとって急務であり、行政経営戦略においても待機児童ゼロが目標であります。本市において待機児童をなくすためには、民間の力を借りることは必然です。今以上の積極的な支援を行い、未就学児の誰もが望めば通うことのできる保育所等を整備していただくことを要望してこの質問も終わります。

次に、4の(4)高齢者施策についてで

ございます。

高齢者の方においては、インターネット環境に慣れておられない方も多数おられると思いますが、いわゆるICT環境に慣れていただくことで認知症の予防効果が期待できるという報告もあります。

オンラインつどい場においては、コミュニケーションを取る場でもあり、孤立を防止する重要な役割があるという先ほどの御答弁もありました。一般に言われる孤独死は、社会から疎外され、コミュニケーションが断絶することから発生します。財政的に厳しい状況が続く中、見守りが必要な高齢者の数は年々増加していく傾向にあり、これらのサービスを低下させることなく行政の体系を維持しなければなりません。

また、ケアマネジャーの不足も懸念されます。市民の方からは、相談したけれど、返答に時間がかかり不安になるという声も聞かれます。こうした課題に基礎自治体として前向きに取り組んでいただきたいとエールを送りたいと思います。

次に、4の(5)障がい者施策についてでございます。

我が国は、2014年に障害者権利条約に批准し、それから9年が経過したわけですが、いまだにサポートを必要とされている方々に対する理解が進んでいるとは言えない状況にあると感じます。我々自身も、どのようにサポートしたらいいのか、サポートを必要とされている方にどのようにお声がけしたらいいのか、そういった点一つ一つがネックになっていると思います。

行政においては、きめ細やか、かつ横断的な考え方が必要であると感じます。これは、担当課のみならず、人権、教育、道路や設備といったところまで幅広いユニバー

サルな考えが必要です。先ほどの高齢者施策と併せて考えても、例えば、道路一つとってもバリアフリーになっているのか、こういったことは市内を車で循環しては気づかないことです。自らの足で歩き、感じることで問題を発見することが必要です。ちょっとした凹凸、狭隘な道路の歩行空間の整備、分かりやすいピクトサインがあるかどうか、こうしたことを一つ一つ丹念にこなしていって、次の代の施策につなげていただくよう要望してこの質問を終わります。

次に、4の(6)新型コロナウイルス感染症について。

市長の答弁でもありましたが、今後もウィズコロナの付き合い方、感染状況等も注視していくとのことですが、幾ら季節性インフルエンザと同じ5類になるとはいえ、特効薬のあるインフルエンザとは違い、新型コロナウイルス感染症には特効薬がありません。さらには、治療法が分からない後遺症も多く報告されており、まだまだ予断を許さない状況には変わりありません。新型コロナウイルス感染症にかかると、今までは保健所等の支援がありましたが、これからはどんどんなくなっていくことが予想され、感染された方のしんどさ、症状は2類のときと何ら変わらないことが予想されます。後遺症対策と感染者へのコールセンターなど、市独自の取組をしっかりとつくってもらうよう要望いたしましてこの質問を終わります。

次に、5の(1)社会を生き抜く力についてでございます。

令和5年度はチーフスクールソーシャルワーカーを追加配置することとあります。充実した支援を行うために体制を強化していただいたことは大変評価いたしま

す。相談件数が年々増加していることから、今後においてはスクールソーシャルワーカーの常勤化についても考えていかなければならない時代が来るかもしれません。必要なところに必要な人員を配置できるような体制づくりを今のうちから検討していただくことを要望いたします。

次に、5の(2)給食センターについてでございます。

我が会派では三好俊範議員が多く質問してきた給食ですが、子供たちの1年は、我々大人の1年とは違い、非常に大きいものです。一日でも早く実現に向けてしっかり動いていただくよう期待を込めて要望いたします。

次に、5の(3)文化・スポーツ振興についてでございます。

次代の文化芸術の担い手の育成をぜひよろしくお願いいたします。併せて、今後も誰もが身近に文化に触れられるよう、鑑賞、表現できる機会を提供するなど、市民が主役の文化振興を支援していただくことを要望してこの質問を終わります。

次に、5の(4)千里丘小学校の建て替えについてでございます。

将来を見据えた設計をし、長く使える小学校を造っていただくよう要望いたします。

次に、6の(1)ビジネスサポートセンターについてでございます。

人事の面やホームページ、動画、クラウドファンディングによる資金調達まで幅広く相談に乗っていただけるサービスは、好評かつニーズの高いものであると私も感じております。経営者というのは、ある側面という孤独であり、気軽に相談できずに悩みを抱えてしまうことも多々あります。そうした悩みに寄り添ったサービスを提供

いただけることは、中小企業にとって本当に心強いことであると考えます。

現在の物価高騰は、3月に食品だけで3,000品目以上の値上げが続いています。市民生活はますます苦しく、経営環境もどんどん悪化しています。そのような状態の中で持続可能な経営を支援していくことは、生活を守るためにも重要であると思えます。

雇用の促進を続けることは、本市全体の力にもなります。市民のためにも、このようなサービスを続けていただきますようお願いいたします。

次に、7の(1)DX推進についてでございます。

昨年11月、我々大阪維新の会市議団は、デジタル化を積極的に進めている福岡市へと視察に行っていました。その中で学んだこととして、福岡市では行政の情報公開が大きく進んでいること、そして、横断的かつ総合的に進めるためにDX戦略課が中心となっていることが分かりました。

本市においても、令和4年度からDX推進係を設けていただいていることから、ぜひDX推進係を中心とした横断的な取組をお願いしたいと思います。例えば、各部署が公開している情報の書式や見やすさへの取組、統一されたデザインガイドライン、現在は一方通行となっている公式LINEのチャットボット化への取組など、さらなるデジタル化の進展へと取り組んでいただけるようお願いしてこの質問も終わります。

次に、7の(2)人材育成についてでございます。

人事能力評価の見直しについては理解をいたしました。

この議場には部長級職員がおられます。また、この映像、音声を多くの次長級・課長級職員が見ていると思います。皆さんにお伝えしたいことは、人材育成は管理職の責務であるということであり、積極的にコミュニケーションを取ること、部下の仕事内容や進捗を把握すること、部下の言葉に耳を傾けること、できていることはしっかりと認めて褒めること、叱るべきときはしっかりと叱ること、自分の強みと課題を認識させること、そしてモチベーションの向上を図ること、これらは全て人材育成の基本であります。

組織というのは管理職にかかっていると言っても過言ではありません。もし部下が仕事の悩みを抱えているなら、相談に乗り、解決のために動く必要があります。もう一度言います。人材育成は管理職の責務であります。次代の管理職をそれぞれがしっかりと育成するよう管理職の皆様にも強く要望してこの質問も終わります。

7の(4) 財政について。

危機感を持っていることは伝わります。しかしながら、答弁で特に具体的な解決策はなく、問題を先送りしているようにしか聞こえません。

これも例え話ですが、一般家庭で、毎年預貯金を切り崩し、何とか生活してきた家庭があったとしましょう。そして、貯金がほぼゼロ円になる見込みのときに子供が大学受験を迎えるといった家庭があった場合、この家庭は果たして健全な財政状況と言えるでしょうか。物すごく焦ると思います。家庭の預貯金は市の財政調整基金、大学受験は市の大型事業、箱物事業に例えることができると思います。

しかしながら、市長は常々、過去の危機的状況は脱した、今は健全な財政状況だと

市民に伝えております。そして、市民はそれを真に受けております。いまだ課題意識は低く、大型事業に関しても、全庁的に「将来を見据えて」を口にするばかりで、課を越えた対策は何もしない。縦割りが横行し、将来の責任を将来世代に丸投げする本市の考え方には全く賛同できません。

摂津市にお金はありません。あれもこれもといった事業を行う体力はないんです。あれかこれかとの確に見極め、本当に必要なところに必要な投資を行っていく、そんな判断が今求められております。将来にツケを残さない財政運営を要望します。

繰り返しになりますが、全ての事業、特に財源を多く投入する大型事業は、後でこうすればよかった、ああすればよかったと言うのではなく、全庁的にあらゆる可能性を模索してから行動することを切に要望して大阪維新の会を代表しての質問を終わります。ありがとうございました。

○福住礼子議長 香川議員の質問が終わりました。

以上で代表質問が終わり、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

3月8日から3月27日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後3時2分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 福 住 礼 子

摂津市議会議員 香 川 良 平

摂津市議会議員 松 本 暁 彦

摂津市議会継続会会議録

令和5年3月28日

(第4日)

令和5年第1回摂津市議会定例会継続会会議録

令和5年3月28日(火曜日)
午前10時 開議場
摂津市議会

1 出席議員 (19名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	森西 正
9 番	弘 豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	西谷知美
13 番	塚本 崇	14 番	出口こうじ
15 番	三好俊範	16 番	香川良平
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
副 市 長	福渡 隆	教 育 長	箸尾谷知也
市 長 公 室 長	平井貴志	総 務 部 長	山口 猛
生 活 環 境 部 長	吉田量治	保 健 福 祉 部 長	松方和彦
建 設 部 長	武井義孝	上 下 水 道 部 長	末永利彦
教 育 委 員 会 教 育 総 務 部 長	小林寿弘	教 育 委 員 会 次世代育成部長	大橋徹之
監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 総 務 部 理 事	池上 彰 辰巳裕志	消 防 長	松田俊也
		保 健 福 祉 部 理 事	荒井陽子

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	橋本英樹	事 務 局 次 長	大西健一
---------	------	-----------	------

1 議 事 日 程

- 1, 一般質問
森西 正 議員
- 2, 議 案 第 1 号 令和 5 年度摂津市一般会計予算
議 案 第 4 号 令和 5 年度摂津市国民健康保険特別会計予算
議 案 第 7 号 令和 5 年度摂津市介護保険特別会計予算
議 案 第 8 号 令和 5 年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
議 案 第 15 号 摂津市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件
議 案 第 28 号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 30 号 摂津市敬老金条例を廃止する条例制定の件
議 案 第 2 号 令和 5 年度摂津市水道事業会計予算
議 案 第 3 号 令和 5 年度摂津市下水道事業会計予算
議 案 第 5 号 令和 5 年度摂津市財産区財産特別会計予算
議 案 第 6 号 令和 5 年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
議 案 第 9 号 令和 4 年度摂津市一般会計補正予算（第 9 号）
議 案 第 10 号 令和 4 年度摂津市水道事業会計補正予算（第 4 号）
議 案 第 11 号 令和 4 年度摂津市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
議 案 第 12 号 令和 4 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議 案 第 16 号 摂津市情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件
議 案 第 17 号 摂津市情報公開条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 18 号 摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 19 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 20 号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 21 号 摂津市子ども・子育て会議条例及び摂津市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 22 号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 23 号 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 24 号 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 25 号 摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 26 号 摂津市立ふれあいの里条例及び摂津市立みきの路条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 27 号 摂津市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 29 号 摂津市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例制定の件
- 3, 議 案 第 35 号 令和 5 年度摂津市一般会計補正予算（第 1 号）
- 4, 議会議案第 1 号 摂津市議会の個人情報の保護に関する条例制定の件
- 5, 議会議案第 2 号 L G B T Q + 性的少数者への差別を禁止する法律等の制定を求める意見書の件
議会議案第 3 号 P F O A 等についての健康基準を速やかに定めるとともに健康影響調査及び疫学調査を求める意見書の件
議会議案第 4 号 「手話言語法」の早期制定を求める意見書の件
議会議案第 5 号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書の件
議会議案第 6 号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書の件
議会議案第 7 号 アスベスト被害を抑える対策の強化を求める意見書の件
議会議案第 8 号 地域のグリーントランスフォーメーション(GX)の促進を求める意見書の件
- 6, 常任委員会の所管事項に関する事務調査の件

(午前10時 開議)

○福住礼子議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、光好議員及び嶋野議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

質問を許可します。

森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 おはようございます。

皆さんは代表質問をされていますので、無所属の私は一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、一つ目、就学援助について。

本市の就学援助の現状について、まずお聞きをしたいと思ひます。

二つ目、正雀駅東口広場都市計画案についてです。

都市計画公聴会における利害関係人からの意見に対する市の見解が示されていますけれども、あまりスムーズにいけないように見受けられます。用地取得交渉等における市の説明対応についてお聞きをしたいと思ひます。

三つ目、鳥飼まちづくりグランドデザインについて。

(1) の大阪市内への通勤についてですが、鳥飼地域から大阪市内への通勤について、市の認識をお聞きしたいと思ひます。

(2) 学校の適正規模、適正配置の検討について。

代表質問でも多くの会派が質問されましたけれども、改めて、小中学校通学区域等審議会の答申についてお聞きをしたいと思ひます。

(3) 人口、児童数、生徒数の考えについて。

この考え方についてお聞きをしたいと思

います。

1回目、終わります。

○福住礼子議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 本市の就学援助の現状についての御質問にお答えいたします。

就学援助制度は、学校教育法第19条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならないとされていることを根拠とし、市町村の判断により実施されているものです。

令和3年度の本市の就学援助率は、小学校で19.0%、中学校で22.5%、全国平均では小学校で12.5%、中学校で14.8%となっており、児童・生徒数の減少等により就学援助率は低くなる傾向にございます。

本市では、より困窮している世帯に対して手厚い制度とするため、平成24年度から2か年かけて所得限度額を引き下げるとともに、支給費目にPTA会費及び生徒会会費を加えました。さらに、令和元年度には卒業アルバム代等という費目を追加し、各支給費目の単価についても、国の要保護児童生徒援助費補助金単価と連動させることで一人当たりの支給金額を増加させるなど、就学援助制度の充実を図ってきたところでございます。

○福住礼子議長 次に、建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 阪急正雀駅東口の広場計画において、用地取得交渉等における市の説明対応についての御質問にお答えいたします。

代表質問で市長から答弁がありました

が、改めて経過を申し上げますと、本市では、令和3年12月に、阪急正雀駅前のにぎわい活性化等を目的として、それまで行ってきた道路拡幅事業に加え、その残地や隣接する市営自転車駐車場を含めた区域を新たに駅前における歩行者等の交流・休息などの用に供する空間広場として確保する計画案を定め、令和4年1月から地権者等を中心に説明を行ってまいりました。

令和5年1月6日と8日に、都市計画広場として、住民向けに都市計画原案の説明会を2回開催いたしました。また、当該区域内における住民や利害関係人を対象に、公述申出期間を1月10日から24日までとし、1月27日に都市計画公聴会を開催、公述人3名の方が公開で意見陳述をされました。さらに、都市計画の案を2月17日から3月3日まで縦覧し、市民の方から御意見をいただいたところがございます。

用地取得に当たりましては、これまでも機会あるごとに説明を行ってまいりましたが、説明会、公聴会や縦覧で出た御意見等も踏まえ、今後も本事業に御理解いただけますように、地権者等に対し丁寧に説明してまいります。

○福住礼子議長 次に、市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 大阪市内への通勤についての御質問にお答えいたします。

鳥飼地域にお住まいの方が大阪市内へ通勤するに当たっては、主な交通手段として、自家用車を用いるか、公共交通機関である民間バス、大阪モノレール、JRを利用することが考えられます。

鳥飼まちづくりランドデザインにおきましては、公共交通の課題につきまして、エリア全体に係る取組として、利用しやす

い公共交通という項を設けております。この項では、現状と課題として、現在運行している民間路線バスにおいては、減便、鳥飼地区内道路の渋滞等の影響による定時性の課題、最終運行時刻が早いこと等が示されております。

また、課題解決に向けた取組の方向性としては、自動運転技術の進展や社会環境の変化、防災の観点などを踏まえ、鳥飼地域を越えて、摂津市全体として持続可能な公共交通体系の構築を目指すことや、コンパクトで平坦な地域の特性を生かして、自転車利用を奨励し、安全で快適な自転車ネットワークの形成などを推進するとしております。

続きまして、鳥飼まちづくりランドデザインにおける人口等に関する御質問にお答えいたします。

本市が平成31年に作成しました2040年問題を背景とした行政課題等の分析及び解決に向けた基礎調査等支援業務報告書によりますと、鳥飼地域における小学校区別の将来人口推計では、2017年から2052年までの35年間で鳥飼小学校区では約4割減少、鳥飼西小学校区では約3割減少、鳥飼北小学校区では約4割減少、鳥飼東小学校区では半減すると見込まれております。同じく、5歳から14歳人口では、35年間で鳥飼小学校区では4分の1まで減少、鳥飼西小学校区では約2分の1まで減少、鳥飼北小学校区では3分の1弱まで減少、鳥飼東小学校区では4分の1弱まで減少すると見込まれております。

鳥飼まちづくりランドデザインにおきましては、ランドデザインに掲げられた取組の方向性に基づき、人口減少と少子高齢化が進行する中においても、鳥飼地域の地域活力を呼び起こしていけるよう、住民

の皆様等と意見交換しながら、個別・具体の取組を検討・展開してまいります。

○福住礼子議長 次に、教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 小中学校通学区域等審議会の答申についての御質問にお答えいたします。

令和5年2月14日に答申をいただきました摂津市立小中学校通学区域等審議会では、計4回の審議会での議論、児童・生徒及び未就学児の保護者を対象としたアンケート、地域における意見交換会、教職員のアンケート結果等を踏まえながら、様々な議論がなされました。

答申の内容については、1学年1学級、特に1学年を構成する人数が10人程度になるという状況はできる限り避けることが望ましいという結論から、鳥飼小学校と鳥飼東小学校を統合すると提起いただいております。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、2回目からは一問一答をお願いをしたいと思います。

就学援助についてですけれども、本市の支給費目は大阪府内の市町村と比較して充実しているのか、お聞きをしたいと思います。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 支給費目につきましては、国の要保護児童生徒援助費補助金の支給費目で15費目となっております。本市では12費目を支給しており、大阪府内で10支給費目を超える団体は、本市を含めて4団体となっております。本市と大阪市が12支給費目と最も多くなっており、支給費目のうち、他市町村と比較して充実している費目は、体育実技用具費、PTA会費、生徒会費、卒業アルバム代でござい

ます。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、支給費目のうち、PTA会費の支給要件はどうなっているのか、お聞きをしたいと思います。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 PTA会費につきましては、就学援助の対象者のうちPTAの会員の方が支給対象となりますので、就学援助費の支給申請書にPTA会員加入の有無についての確認欄を設けることで対応しているところでございます。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 PTA未加入でPTA会費分の支給を受けていれば、これは不正受給ということになります。PTA未加入であれば、PTA会費分の就学援助の支給を受けてはならないと私は思うんですけども、その点は十分にチェックをしていかなければならないと思います。ただし、チェックの事務作業が多くなるので、費目からPTA会費分を削除する等には決してならないようお願いしたいと思います。また、そのことによってPTAに加入しないということにも決してならないようお願いしたいと思います。

国の要保護児童生徒援助費補助金の支給費目でPTA会費となっているわけですから、加入は任意と言う保護者がよくおられますけれども、公費が出ているということであれば、これは任意ということが当てはまらないのではないかと私は思うんです。改めて、PTA未加入でPTA会費分の支給を受けていれば不正受給になるということを指摘させていただきますので、そうならないようよろしくお願いいたします。

続いて、正雀駅東口広場都市計画案につ

いてでございますけれども、地権者の方から聞いたことを何点か確認したいと思えます。

市の道路拡幅に協力し構築してきたにもかかわらず、急遽立ち退きをする広場計画へ変更されている。市は、地権者へ変更理由や具体的なイメージをもって説明すべきとの公聴会等での申出について、見解をお聞きします。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 広場計画へ変更した理由等について、市は地権者へ分かりやすく説明すべきとの御質問にお答えいたします。

市が施行する正雀南千里丘線（阪急正雀駅前）道路改良事業につきましては、道路予定地内の旧水路敷の境界確定のため、平成25年度から一時中断をしておりましたが、8年後の令和3年の秋に訴訟手続等を経て境界が確定いたしました。事業を再開するに当たり、駅前の状況の変化や周辺の幹線道路の整備進捗等を踏まえ再検討した結果、令和3年12月に、市は、阪急正雀駅前の活性化等を目的として、道路事業の残地や市営自転車駐車場を含め、駅前における歩行者等の交流・休息などの用に供する空間広場として確保する計画案をつくりました。その後、当該計画について、令和4年1月から地権者等を中心に説明等を行ってまいりました。

当該地区は、阪急京都線正雀駅東口に位置し、大阪都心への通勤や、駅周辺の大学、高校への通学などにアクセスがよく、コロナ禍前までは1日平均約2万人の乗降者数がある摂津市の西の玄関口であります。しかし、近年は、高齢化や景気の停滞、交通安全上危険な状態などにより、特に駅前東側は衰退傾向が見られます。もともと駅前人は人が集まる場所であり、にぎ

わいと憩いの潜在的な可能性を持っておりませんが、そのポテンシャルを生かせていない現状がありました。

健都関連や、千里丘駅西地区市街地再開発事業、阪急京都線連続立体交差事業で新たな発展が予想されるJR岸辺駅（阪急正雀駅の西側）、JR千里丘駅、阪急摂津市駅と併せて、阪急正雀駅前東側の新たな展開を期待する声も聞いているところでございます。

また、周辺の大阪府が実施する幹線道路整備も、十三高槻線正雀工区が令和5年度末に本線供用開始予定で、阪急京都線をまたぐ豊中岸部線も令和3年度から事業着手しており、駅前の危険な交通状況は今後大幅な改善が見込まれ、併せて広場整備をすることでさらなる展開が期待できます。

このようなことから、阪急正雀駅東側におきまして、多様な人が交流する活気あるまちづくりをすべきと考え、安全で安心して歩いて憩える空間、さらに、まちのにぎわいや活性化につながる広場を形成することが必要と判断したものでございます。

なお、今回決定しようとする広場の都市計画では、将来、駅前に必要となる機能及び用途を定めるもので、現時点で整備する施設や内容を決めるものではないため、イメージパースは作成しておりません。広場の機能や用途が定まった後、広場の具体的な施設計画について、地域や市民の皆様の御意見も聴き、ワークショップ等にも御参画いただきながら具体化の検討を行ってまいります。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、地権者が同意をしていないのに、地元集会の場において市職員が、地権者が既に同意をしているかのような内容の発言をしたのか、その点を確認

したいと思います。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 地元集会における市職員の発言についての御質問にお答えいたします。

令和4年1月の広場計画案を作成以降、地元有志の方の地元集会の場におきまして、市職員からその内容等について説明した際には、計画区域の地権者の中には賛同を示す方と異なった意見をお持ちの方がおられると説明しております。当該区域内の地権者の同意が得られた趣旨の発言は一切行っておりません。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 次に、残地を含まず、市営自転車駐車のみで広場機能を確保すればよいのではないかという意見を聞いていますが、見解をお聞きします。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 広場の計画規模等についての御質問にお答えいたします。

広場の規模につきましては、阪急正雀駅周辺の人口、駅乗降者数等の動向や駅出入口の状況等を勘案し、駅前には不足している歩行者中心のにぎわいや憩い、休憩等の滞留空間の機能が確保できるものとして、駅東側出入口の直近に約1,000平方メートルを確保するものでございます。道路拡幅に伴う残地と市営自転車駐車を当該区域に含めることで、その機能を効果的に発揮し得るのに必要な規模、範囲であると考えております。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、次に、店子の移転立ち退きにおいて、市職員は大家に相談がないまま店子へ原状回復しなくてもいいという説明をしたそうですけれども、その点を確認したいと思います。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 借家人の移転に伴う解体工事に際して、市職員対応の事実関係についての御質問にお答えいたします。

市では、建物所有者や借家人との物件移転補償の交渉におきましては、国が定める公共用地の取得に伴う損失補償基準等に基づき協議させていただいております。借家人の移転に当たり、建物内部の使用部分に係る解体撤去につきましては、建物所有者と借家人との間で締結している賃貸借契約において契約解除事項がございます。建物の本体及び構成部分に関して、業務において借家人が付加した造作物の解体撤去につきましては、建物所有者と借家人との間における確認事項となります。したがって、市は、両者の契約解除における合意を確認しておりますので、市が一方向的に解体を了解したとの発言は事実誤認であると考えます。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、次に、広場区域内の道路拡幅の残地における建築確認申請の可否について、市職員は当初、建築確認申請は可との発言を行ったと聞いており、既に残地において建物が建築できるものとして設計事務所に依頼をした。その後、申請は否であるということで損害を被っていると聞きましたけれども、その点を確認したいと思います。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 残地における建築確認申請の可否についての御質問にお答えいたします。

建築確認申請に関しましては、所有する敷地での建て替えに際しまして、都市計画手続の段階により三つの場合があることをあらかじめ御説明しております。

まず一つ目に、都市計画決定前の建築制限がない状態であれば、建築基準法第6条の規定に基づく建築確認申請で建築が可能であること。ただし、市の広場計画があることから、市との協議が必要となります。

次に、二つ目、都市計画決定後の段階では、都市計画法第53条の建築制限が課されることに伴い、同法第54条の許可条件の下、市の建築許可が必要なこと。そして、同建築許可を経た後、建築確認申請が必要なこと。この場合についても、市の広場計画があるため、市との協議が必要となります。

三つ目は、事業認可後の段階では、同法第65条の規定により事業実施となるため、建築は許可できないこと。

現時点では一つ目の段階で、建築確認申請は可能ですが、市との協議が必要とお伝えしてまいりました。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 続いて、市営自転車駐車場の移転に伴い、駅から遠くなることで利用者に不便になるとの申出について、市の見解はいかがですか。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 広場整備に際しての自転車駐車場の移転についての御質問にお答えいたします。

今回対象となる正雀駅南第3自転車駐車場は、現在、市からの委託により、公益財団法人自転車駐車場整備センターで管理・運用され、収容台数は、自転車は423台、原動機付自転車は25台となっております。

なお、駅周辺には、現在、約150メートル以内に3か所の市営自転車駐車場があり、収容台数は、自転車1,300台、原付・バイク107台で、稼働率は低い状況

となっており、十分収容は可能と思われま

す。
広場整備に向けて、駅利用者や駅周辺の他の自転車駐車場の動向等も踏まえ、同センターと移転場所などの検討を進めてまいります。自転車駐車場の移転に際しましては、利用者に対してもできる限り配慮してまいります。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 意見としてはこのほかにも多くありますけれども、地権者の方から聞いていることと市の見解に相反する点が多々あります。地権者の方は、地域の方から計画に反対して冷ややかな目で見られるだろうが、市の対応には納得がいかないとおっしゃっておられます。地権者の方の御理解が得られなければ到底広場はできませんし、広場だけでなく道路の拡幅さえもできないと思います。

市長、これは地権者だけでなく、摂津市のまちづくりにとって大きな問題になると思いますので、丁寧な進め方をよろしくお願ひしたいと思います。これは指摘とさせていただきます。

続いて、鳥飼まちづくりグランドデザインについて、大阪市内への通勤についてですが、通勤の利便性を高めるため、地下鉄延伸や舟運について、どのような考えかをお聞きしたいと思います。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 地下鉄延伸や舟運についての御質問にお答えいたします。

議員が御指摘のとおり、地下鉄が延伸されますと、沿線住民の方々にとって通勤をはじめとする暮らしの充実を図れるものと認識いたしております。しかしながら、地下鉄の延伸につきまして、現時点におきましては、運賃収入のみでは経常的な運営費

を賄うことができないと大阪府及び鉄道事業者が判断しており、大阪府の公共交通戦略にも位置づけられていない状況でございます。地下鉄を延伸させる環境にしていくには多大な時間を要しますが、まずは近畿圏の公共交通計画に選定いただき、国の答申に盛り込まれるよう、大阪府に引き続き要望を行ってまいりたいと考えております。

また、舟運につきましては、鳥飼まちづくりランドデザインの「淀川河川敷の、地域のにぎわい創出や多様なライフスタイルを支える『場』としての活用」という取組の方向性の中で、具体的な取組イメージとして舟運との連携による河川敷の活用と記載しておりますが、通勤等の手段としての活用に関する記載はございません。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、過去に設立されて廃止をされた淀川右岸3市1町地下鉄延伸連絡協議会の経過とその後の動きについてお聞きをしたいと思います。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 御質問にお答えいたします。

大阪市営地下鉄谷町線の延伸につきましては、昭和55年に淀川右岸の3市1町で地下鉄延伸連絡協議会を組織し、大阪市や国土交通省、近畿運輸局に要望を行ってまいりました。しかしながら、平成16年に、近畿地方交通審議会答申第8号で、地下鉄の延伸については関係自治体を中心に検討することが適当であるとの答申が出され、同連絡協議会において検討を進めた結果、地下鉄を延伸するための整備や地下鉄の利用者を増やすためのまちづくりに莫大な費用を負担しなければならない可能性が非常に高いことが明らかになり、平成21

年に要望を断念し、同連絡協議会は解散の運びとなった経緯がございます。

その後、本市といたしましては、平成30年に、大阪市営から大阪市高速電気軌道株式会社、すなわちOsaka Metroに事業転換されたことを一つの契機と捉え、地下鉄延伸の機運を再度醸成すべく、関係自治体と協議を行い、北摂市長会を通じて広域行政を担う大阪府へ要望していくこととしたところでございます。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 これは嶋野議員も質問されておられますけども、淀川における舟運について、どのようになっているのか、お聞きをしたいと思います。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 淀川舟運に関する御質問にお答えいたします。

本市は、現在、淀川における舟運整備事業を推進し、地域の発展に寄与することを目的とした淀川舟運整備推進協議会、及び、2025年の大阪・関西万博を契機に淀川舟運を復活させ、水都・大阪及び京都府域を含む淀川沿川地域の魅力を世界に発信すべく、淀川舟運のさらなる活性化に向けた取組を推進することを目的とした淀川舟運活性化協議会に参画しております。

淀川舟運整備推進協議会におきましては、淀川舟運に関する施設の整備や、事業等の推進に係る要望活動や、舟運を活用した地域のまちづくりに関する情報交換等を行っております。

また、淀川舟運活性化協議会におきましては、地域イベントと連携した社会実験等の取組や、淀川舟運を核とした沿川のにぎわいづくりにつながる「かわまちづくり」等の取組について議論を行っているところでございます。

- 福住礼子議長 森西議員。
- 森西正議員 淀川の舟運に係る会議体において、通勤等での活用の議論について、どのようなになっているのか、お聞きをしたいと思います。
- 福住礼子議長 市長公室長。
- 平井市長公室長 先ほど答弁いたしました両協議会におきましては、主に舟運を活用したにぎわいづくりや観光等に関して議論されており、現在のところ、通勤等での活用に関する議論は行われていない状況でございます。
- 福住礼子議長 森西議員。
- 森西正議員 それでは、市長にお聞きをしたいと思います。

市長は、地下鉄延伸について、市長会でのように今まで取り組んでこられたのか、お聞きをしたいと思います。

- 福住礼子議長 市長。
- 森山市長 地下鉄の話につきましては、以前にもいろいろお話をしてきたと思います。

市長会のお話が出ましたけれども、北摂7市での共通課題、重要事項を要望するときには北摂市長会が機能するわけです。また、大阪府全体にわたる共通課題、重要事項は大阪府の市長会で取り上げ、近畿6府県では近畿市長会もございませう。ここへも要望事項を上げ、また審議します。そして、全国市長会へも上げていくと。そういうふうの一つ一つ段階を経て、そして国に要望を届けます。御指摘の地下鉄2号線（谷町線）につきましては、北摂の我々に一番身近な共通課題、重要事項でございます。北摂市長会で取り上げて大阪府に要望活動をするということなんです、この鉄軌道の要望につきましては、全国市長会の中でも、新設はもちろん廃止、復活など、

全国的にいろんな問題になっており、いろんな形で鉄軌道の要望が取り上げられています。

地下鉄2号線（谷町線）については、市長公室長からも話がありましたが、今日までのいろんな経緯があります。以前は国の運輸審議会の中で取り上げられ、A、B、CのランクのうちのCランクではありますけれども、一時書かれていたことがあります。それが、採算性等々、全国的な見直しの中で必要路線とはされなくなって消えてしまった経緯があります。それを捉えて、さっきも話がありましたけれども、結局、連絡協議会等々も機能しなくなってしまったんです。

地下鉄は、そもそも摂津市だけの話じゃないんです。私は、起点は高槻市になると思うんです。その意味では、高槻市、茨木市、摂津市、島本町、この辺が一つになって要望していくことが非常に大切なんです。どちらかといえば、今まで、茨木市にしても高槻市にしても南部のほう、摂津市で言うなら安威川以南のこういった開発については、積極的でなかったとまでは言えなくても、あまり表面化してこなかったと思います。原因はいろいろありますが、一つは、大阪市がこの地下鉄の既得権益を離さないということで、車庫を造るか、それとも国際的な大きなイベントがない限りは、大阪市の外には出さないという暗黙の不文律になっておりました。

当時、私は、おかしいじゃないか、地下鉄は大阪市だけのものと違うだろう、大阪府全体の発展に大いに生かすべきだと。そういう意味では、当時いろいろありましたけれども、大阪市を発展的に解消したらどうか、大阪市の持っているそういった既得権益等々を大阪府全体に生かすべきだとい

う意味では、大阪都構想がありました、これを実現するとそういうことも可能だと私はこの議場でも言ったと思うんです。その間に大阪都構想の話が消え、今度は民間になりました。民間になったということは、大阪市からは離れ、新たな会社ができたとのことですが、株はほとんど大阪府が持っていると思うんです。そういう意味では、何ら今までと環境は変わりません。

でも、何とかしてこれを実現できないかと、新たに北摂市長会の中で、高槻市、茨木市等々にも、摂津市だけのことと違う、あなたのまちの人口減少問題にも関わりがある話だ。もっと声を上げてほしい、一緒に上げようと、北摂市長会の要望事項の筆頭にこれを取り上げてもらおうと、毎年この要望を上げておるところです。

ただ、これは上げるだけではあかんのです。まず大阪府が必要路線として取り上げ、そして、大阪府全体の発展において地下鉄2号線（谷町線）は推進すべきであるという見解を国に対してしっかりと申し入れてもらわないと、話が前へ進まないわけです。そこで、北摂市長会では毎年要望書を大阪府に上げておまして、これは上げてばかりやったらあかんやないかと言われるかも分からないけれども、我々としてできることは、北摂市長会で粘り強く時間をかけても要望を繰り返していく、今はその段階でございます。

ただ、過去にもありましたけれども、あまりまだ決定されていないことがもうできるようなニュアンスを与えてしまうと、間違った方向に行ってしまう。今、大阪・関西万博が近づいておりますけれども、万博のような国際的な大きなイベントが来るとか何かがないと、将来的な採算性

や、収益が決定するときの非常に大きな条件になってくると思うので、今の状況の中ではなかなか難しいと判断せざるを得ないんです。それでも、これからも市長会等々を通じて要望は粘り強く続けていこうと思っています。

以上です。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 市長から御答弁をいただいて、私も、大阪府はベイエリアがずっと開発をされ、中環なり外環が発展することが大阪府の発展につながるんだろうと思っています。そのためには、地下鉄も途中で切れているところを別の鉄軌道に連結させていかなければならないと思うんです。

淀川沿いの話もありましたけれども、淀川沿いの地域は交通が不便でありますから、そこにお住まいの方は、やはり以前より交通が不便だと皆さん考えておられます。また、その中で茨木市の南部は、最近開発をされてきて、新たなまちというか、以前と違ったまちになっております。地下鉄については、私は、淀川右岸3市1町地下鉄延伸連絡協議会に代わるような会議体、公共交通機関の検討をする場所は設置すべきだと思います。舟運についても、淀川大堰閘門が整備されておりますけれども、観光だけでなく通勤での舟運にぜひとも声を上げていただきたいと思いますので、この点は要望とさせていただきたいと思います。

続いて、学校の適正規模、適正配置の検討についてですけれども、代表質問でも多くの会派が質問されてきましたが、改めて小中学校通学区区域等審議会の答申についてお聞きをしたいと思います。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 通学区区域等審議会から

の答申につきましては、先ほど答弁もさせていただきますとおりに、4回の審議会で様々な議論を重ねていただきまして、その結果、1学年1学級、特に1学年を構成する人数が10人程度になるという状況はできる限り避けることが望ましいという結論に至りまして、鳥飼小学校、鳥飼東小学校を統合するといったことを提起いただいております。また、併せて、取組に当たっての留意事項等についても記載いただいておりますのでございます。

- 福住礼子議長 森西議員。
- 森西正議員 将来、児童数、生徒数が増加した場合、その対応についてお聞きをしたいと思います。
- 福住礼子議長 教育総務部長。
- 小林教育総務部長 小中学校通学区域等審議会の答申では、留意事項や審議会での様々な意見も記載をいただいております。その中には、再編整備をするに当たっては、定期的に人口推計等を確認しながらステップを経て進めていくことなど、児童・生徒数の推計が変動した場合も臨機応変に対応していく旨の御意見をいただいております。教育委員会といたしましても、今後の鳥飼地域の実情をしっかりと把握しながら、段階的に検討を進めてまいります。

- 福住礼子議長 森西議員。
- 森西正議員 次の(3)の人口、児童数、生徒数の考え方についてと重なりますので、そちらに移りまして、そこは要望とさせていただきますと思います。

私も、今は鳥飼小学校と鳥飼東小学校の答申内容は仕方ないと思います。答申どおりになったとしても、何十年後も鳥飼小学校と鳥飼東小学校は出た答申どおりで進めていかれるのか。現状はこうだけでも、以前の鳥飼小学校や鳥飼東小学校の形に戻

していくべきだ、そのための鳥飼まちづくりランドデザインではないのかと私は思うんです。

以前、森内一蔵さんが現職の市議会議員をされていた際に、この本会議場や委員会で、総合計画を作成するに当たって、なぜ人口を増やすという夢のある計画にしないのかという質問をされておりました。ほかの議員も同様の質問をされておりました。私もそれを聞きながらそうだと思っておりました。鳥飼ランドデザインも、やはり人口、児童数、生徒数を増やすというデザインに今はなっておりません。私は、人口、児童数、生徒数を増やす施策をしていかなければならないと思います。先ほど質問しましたけれども、それが地下鉄であり舟運であり、鳥飼地域から大阪市への通勤時間をいかに短くしていくか、このことが人口が増えて児童数が増えて生徒数が増えることになろうかと思っておりますので、ぜひともそれを達成していただきますようによろしくお願い申し上げまして質問を終わりたいと思います。

- 福住礼子議長 森西議員の質問が終わり、以上で一般質問が終わりました。

日程2、議案第1号など28件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務建設常任委員長。

(三好義治総務建設常任委員長 登壇)

- 三好義治総務建設常任委員長 ただいまから、総務建設常任委員会の審査報告を行います。

3月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、令和5年度摂津市一般会計予算所管分、議案第5号、令和5年度摂津市財産区財産特別会計予算、議案第9号、令和4年度摂津市一般会計補

正予算（第9号）所管分、議案第15号、
摂津市個人情報の保護に関する法律施行条
例制定の件、議案第16号、摂津市情報公
開・個人情報保護審査会条例制定の件、議
案第17号、摂津市情報公開条例の一部を
改正する条例制定の件、議案第18号、摂
津市会計年度任用職員の勤務条件等に関す
る条例の一部を改正する条例制定の件、議
案第19号、特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例制定の件所管分、議案第20
号、一般職の職員の特殊勤務手当に関する
条例の一部を改正する条例制定の件及び議
案第29号、摂津市ラブホテル建築規制条
例の一部を改正する条例制定の件、以上1
0件について、3月10日、14日及び1
5日の3日間にわたり、委員全員出席の下
に委員会を開催し、審査しました結果、議
案第1号所管分及び議案第15号については
賛成多数、その他の案件については全員
賛成をもって可決すべきものと決定しまし
たので報告します。

○福住礼子議長 文教上下水道常任委員長。

（弘豊文教上下水道常任委員長 登壇）

○弘豊文教上下水道常任委員長 ただいまか
ら、文教上下水道常任委員会の審査報告を
行います。

3月6日の本会議において、本委員会に
付託されました議案第1号、令和5年度摂
津市一般会計予算所管分、議案第2号、令
和5年度摂津市水道事業会計予算、議案第
3号、令和5年度摂津市下水道事業会計予
算、議案第9号、令和4年度摂津市一般会
計補正予算（第9号）所管分、議案第10
号、令和4年度摂津市水道事業会計補正予
算（第4号）、議案第11号、令和4年度
摂津市下水道事業会計補正予算（第4
号）、議案第21号、摂津市子ども・子育

て会議条例及び摂津市立認定こども園条例
の一部を改正する条例制定の件、議案第2
2号、摂津市特定教育・保育施設及び特定
地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例制定の件、議
案第23号、摂津市家庭的保育事業等の設
備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例制定の件、議案第24
号、摂津市放課後児童健全育成事業の設備
及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例制定の件、議案第25号、
摂津市立児童発達支援センター条例の一部
を改正する条例制定の件及び議案第27
号、摂津市子どもの医療費の助成に関する
条例等の一部を改正する条例制定の件所管
分、以上12件について、3月9日及び1
0日の2日間にわたり、委員全員出席の下
に委員会を開催し、審査しました結果、い
ずれも全員賛成をもって可決すべきものと
決定しましたので報告します。

○福住礼子議長 民生常任委員長。

（香川良平民生常任委員長 登壇）

○香川良平民生常任委員長 ただいまから、
民生常任委員会の審査報告を行います。

3月6日の本会議において、本委員会に
付託されました議案第1号、令和5年度摂
津市一般会計予算所管分、議案第4号、令
和5年度摂津市国民健康保険特別会計予
算、議案第6号、令和5年度摂津市パート
タイマー等退職金共済特別会計予算、議案
第7号、令和5年度摂津市介護保険特別会
計予算、議案第8号、令和5年度摂津市後
期高齢者医療特別会計予算、議案第9号、
令和4年度摂津市一般会計補正予算（第9
号）所管分、議案第12号、令和4年度摂
津市国民健康保険特別会計補正予算（第2
号）、議案第19号、特別職の職員で非常
勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例制定の件所管分、議案第26号、摂津市立ふれあいの里条例及び摂津市立みきの路条例の一部を改正する条例制定の件、議案第27号、摂津市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分、議案第28号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第30号、摂津市敬老金条例を廃止する条例制定の件、以上12件について、3月9日、13日及び14日の3日間にわたり、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、議案第1号、議案第4号、議案第7号、議案第8号、議案第28号及び議案第30号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

○福住礼子議長 議会運営委員長。

(村上英明議会運営委員長 登壇)

○村上英明議会運営委員長 ただいまから、議会運営委員会の審査報告を行います。

3月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、令和5年度摂津市一般会計予算所管分及び議案第9号、令和4年度摂津市一般会計補正予算(第9号)所管分、以上2件について、3月24日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

○福住礼子議長 駅前等再開発特別委員長。

(塚本崇駅前等再開発特別委員長 登壇)

○塚本崇駅前等再開発特別委員長 ただいまより、駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

3月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、令和5年度摂津市一般会計予算所管分及び議案第9号、

令和4年度摂津市一般会計補正予算(第9号)所管分、以上2件について、3月16日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、これを報告いたします。

○福住礼子議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 日本共産党議員団を代表して、議案第1号、議案第4号、議案第7号、議案第8号、議案第15号、議案第28号、議案第30号に対する反対討論を行います。

まず初めに、2023年度の摂津市一般会計予算がどうあるべきかについて述べておきたいと思います。

この間、3年に及ぶコロナ禍と42年ぶりの急激な物価高騰の下で、市民の暮らし、中小企業の営業は本当に厳しいものとなっています。一方、本市は、この間、市の貯金である基金が増え続け、2021年度決算で166億円に達しているわけです。今後、大規模事業が本格稼働することから、財政状況は厳しくなるものとはいえ、今、喫緊の災害級の社会情勢の下で、市民を守るために使ってこそその基金ではないでしょうか。北摂で一番高い上下水道料金や学校給食費の負担軽減などで暮らしを支えるべきです。

また、産業のまち摂津として、市内中小企業に対する工場家賃や機械リース代への

補助など、様々な支援策をつくるべきです。その上で、関係者とも協力し、市内中小企業へ賃金アップの要請なども検討すべきだと思います。今こそ大阪府内でもトップクラスの財政力を物価高騰対策として活用し、住民の福祉の増進を図ること、暮らしと市内中小企業を守り支えることを第一に取り組みられるよう申し上げておきます。

次に、新型コロナウイルス感染症に関わっています。

政府は、これまでの感染症法上の位置づけを、2類から、5月8日には季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げるとしています。それに先駆けて、大阪府は、3月末に無症状者無料検査や医療機関への補助など12事業を廃止・縮小するとしています。感染者数が減少し、国や大阪府の感染対策の緩和、支援策の廃止・縮小が進められようとしています。強い感染力、重症化リスク、深刻な後遺症など、新型コロナウイルス感染症の脅威は何ら解消されてはいません。

そんな中、自宅療養者支援パックの事業は、自宅療養者の孤立を防ぐとともに、感染防止につながる摂津市の支援策として大変喜ばれてきたものでした。このたび、鳥インフルエンザなどの影響で従来の支援パックの継続が困難になったために、新年度予算に計上しながら廃止してしまうことには反対です。買物支援や検査キットの配布など、支援内容を変更することも含め、新たな感染拡大に備えた対策に生かすべきです。

次に、会計年度任用職員の問題についてです。

この3月に、会計年度任用職員制度導入後3年目を迎え、総務省の事務処理マニュアルに従って、更新は公募による試験とな

りました。しかし、会計年度任用職員も正規職員と同様に、公務員として専門的・恒常的な公共サービスを担っており、安定的な雇用を保障することは住民にとっても不可欠です。任期期限の上限を撤廃するとともに、本人の希望を前提に、勤務実績によって継続的雇用を保障することを検討するよう求めています。

次に、行政のデジタル化についてです。

デジタル化の推進によって利便性や効率化が進み、住民サービスの向上が図られることは大切なことです。同時に、実質的なマイナンバーカード保有の強制など、強引なデジタル化の押しつけは許されません。デジタルディバイド対応はもちろん、基幹システムの標準化に向けた取組で、それが自治体独自の施策展開の障害にならないような対策を強く求めています。

続けて、市民の暮らしと環境に関わる点で6点述べます。

一つは、PFOA対策についてです。

3月8日、PFOA汚染問題を考える会のインターネット署名2万3,788人分が環境省に提出されました。情報公開、調査、対策を求める声は全国に広がり、マスクもようやくダイキン工業株式会社という企業名を出し、摂津市でのPFOA汚染を報じました。

市民の一番の不安は、健康への影響です。市は、環境省の専門家会議を注視するなど受け身の姿勢ではなく、市民の立場に立って、血液検査、健康影響調査、疫学調査を行うよう国や府に求めるべきです。また、ダイキン工業株式会社と環境保全協定に基づく協議を開始することも要望します。

次に、鳥飼まちづくりランドデザイン

の取組についてです。

淀川河川防災ステーションの上部利用、公共交通の計画、小学校の校区再編など、具体的な議論が進められていきますが、住民の目線に立った丁寧な説明、参加し発言しやすい説明会の開催、説明会の内容を広く地域に発信することなど、情報公開、住民参加を保障するものに体制を強化するよう求めます。

次に、災害・防災対策についてです。

間もなく安威川ダムが供用開始となります。政府は、これまでのダムに頼る河川行政から、流域全体で大水害の軽減に努めるとして、流域治水を本格的に進めています。安威川流域全体での河川改修については、100年確率の大雨にも対応できるように改修済みだということですが、各地でこの間発生して大きな被害をもたらしている線状降水帯的なものに必ずしも対応できるわけではありません。下水道整備をはじめ、ため池や水田、水路、そして避難の問題など、総合的な対策に取り組んでいただきたいと申し上げておきます。

次に、市立集会所についてです。

災害時の一時避難所として指定されてはいますが、何かあったらまず集会所に行こうというのが定着しています。地域コミュニティの拠点として計画的に耐震補強工事を行うべきだと申し上げておきます。

次に、市営住宅鳥飼八町団地についてです。

2032年度までの10年を期間とする摂津市営住宅長寿命化計画改訂版では、市営住宅の応募倍率は、この間、毎年10倍以上となり、公営住宅の需要は高いと指摘しています。これから鳥飼八町団地については建て替えと判定されていますが、ぜひ、現在の入居者との合意を基に、住宅戸数を増やす方向での建て替えを検討すべき

です。

次に、ごみの収集業務についてです。

茨木市とのごみ処理広域化によって、4月からごみ収集の民間委託がさらに拡大し、87%から88%となります。高齢化によってニーズが増えるふれあい収集や災害時など、直営の必要性は市も認めていますが、このまま現業不補充の方針を進めるならば、直営がゼロになる日は遠くありません。ごみ収集だけに限らず、現業不補充の方針を見直し、必要な仕事を直営でできる体制に切り替える時期であることを指摘しておきます。

続けて、子供と教育に関わる分野で5点述べておきます。

一つは、児童虐待防止に関わってです。

今回、親支援プログラムの実施を新規事業で挙げられています。その中身は、MY TREE ペアレンツといった親のための回復プログラムの実施で、これは大変に重要なアプローチです。ただ、摂津市においては、2004年から家庭児童相談室で他市に先駆けて行われていた事業が、ここ数年、途切れてしまっていたことを見ておかなければなりません。このプログラムを実施するには、専門的な技量を持った進行役、すなわちファシリテーターが必要で、今回、その養成にも取り組まれるとのことですから、職員の専門性、力量の向上を含めて、体制の強化がより一層進められることを望みます。専門職を増やし、児童虐待ゼロの摂津市を目指して取り組まれるように強く求めます。

次に、子供の貧困対策についてです。

今回取り組まれる実態調査は、長年繰り返し要望もしてきたもので、実のあるものとなるように期待しています。その上で、学校給食の無償化、児童手当の拡充、高校

生など奨学給付金の拡充、大学、短大、専門学校の学費の段階的無償化、給付奨学金の抜本的拡充などを国と自治体の責任で進めることを求めます。お金の心配なく誰もが学べる教育の実現が、貧困の連鎖を断ち切るためにも政治の重要課題です。

また、子ども医療費を完全無料化し、全ての子供たちの命と健康を守り、健やかな成長を保障することは、子供の貧困解決のためにとっても重要です。その上に立って、子供の貧困の解決に向け、経済的支援、社会的支援を強めることを求めます。

次に、中学校での全員喫食についてです。

給食センター建設に向けた基礎調査など、具体的に動き出していきますが、センターの箱物の検討と併せて、そこでどんな給食を作るのか、その中身の議論が今大事だと考えています。これまで小学校給食で培ってきたノウハウをはじめ、摂津市の学校給食のよさ、それを引き継いだものでなければなりません。同じメニューであったとしても、これまでの自校調理とセンターでの調理でどう違いが出るのか、検討も必要です。調理業務は民間委託が前提のように話が進められていますが、直営で開始することも併せて検討することを求めます。

次に、保育・学童保育についてです。

保育所の待機児童数が大阪府内でワーストに数えられるというのもショックですが、待機児童対策で定員数を増やすのは民間園ばかり。今年から始まる病児保育も民間園。学童保育でも指導員確保を理由にした民間委託の実施に疑問を拭えません。大本の国の制度が保育の公的責任を後退させていく流れにあるとはいえ、人材確保の点でも、サービスの質や量の確保の点でも、やはり公立なり直営が模範となるべきで

す。

同時に、保育士や職員を抜本的に増やしていくためには、配置基準の見直しや公定価格の引上げなど、国基準の底上げが不可欠です。摂津市子ども・子育て支援事業計画の改訂に向けたアンケートもまた取り組まれていきますが、子供の成長を育む保育・学童保育の一層の拡充を強く求めます。

次に、少人数学級の拡大についてです。

こちら、教員不足が慢性化して、さらに学校現場は多忙化が止まらない状況が続いています。加えて、過度の競争と管理教育で自主性が損なわれ、教員は疲弊し、結果、成り手が見つからないといったことになっているのではないのでしょうか。少人数学級を進めていく上でも重要な教員の確保、とりわけ正規の教職員を増やすことを国や大阪府とともに進めていくことを求めます。

次に、三つの条例案件について述べます。

議案第15号、摂津市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件についてです。

4月に施行される個人情報保護法は、自治体が保有する個人情報をもうけの種として利活用できるように、全国共通ルールの下、保護の制限を緩和するものです。また、要配慮個人情報や本人以外からの情報収集、目的外利用やオンライン結合による外部提供などについて意見を求める摂津市個人情報保護審議会の役割を大幅に縮小するとともに、これまで出された答申も見直しが求められかねないなど、地方自治を侵害するものです。

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものです。とり

わけ、自治体が保有する膨大な個人情報、基本的な人権に関わるプライバシーそのものです。本施行条例では情報漏えいなど問題が懸念されている行政機関等匿名加工情報の提案募集について規定しなかったことは一定評価しますが、憲法が保障する基本的人権や地方自治を踏みにじる本件の大本にある法改正の趣旨に反対するものです。

また、個人情報保護に関わって、以前から指摘をしていることですが、自衛隊への若者の名簿提供の件についてです。

2021年度、摂津市個人情報保護審議会に諮り、名簿を提供してほしくない人に除外申請制度を創設しました。審議会は、本件は市民と市役所との信頼関係を構築する非常に重要なもの、可能な限り市民に伝わる工夫をと、対象者への周知徹底を求める附帯意見をつけました。今回、自衛隊の求めに応じて除外申請の期間を1か月から3週間に切り縮めましたが、これは自分たちが諮った審議会の決定を軽視するもので、見過ごせません。早急に除外申請期間を延長し、対象者に個別に申請書を送るよう改善を求めます。そもそも住民基本台帳は名簿の提供を認めていません。名簿の提供自体をやめるべきです。

次に、議案第28号、摂津市国民健康保険条例の一部改正についてです。

新年度国民健康保険料は、一人当たり約1万円の大幅値上げです。大阪府が号令をかける2024年度の国保大阪府内統一化を目指して、6年間保険料を引き上げ続ける一方、基金は4億円を超えています。黒字や基金が積み上がるのに値上げを続ける矛盾は、大阪府内市町村のほとんどが抱えています。何と、その解消策として、市町村の基金や黒字を大阪府に抛出される話が

進められているとのこと。基金は市民の保険料や税金が入ったものであり、大阪府に抛出するなど許されません。

新年度は大阪府の国保運営方針の見直しの年です。法的根拠もなく、全国に類を見ない大阪府内統一化に反対し、まずは統一化の延期を求めるべきです。積み上がった基金を活用し、新年度保険料の値上げはストップし、大幅値下げを行うよう強く求めます。

次に、議案第30号、摂津市敬老金条例の廃止の件についてです。

これまで、77歳、88歳、99歳と100歳以上を対象に実施されてきたこの事業ですが、77歳などは対象から外し、残す対象者も祝い品に切り替えるものとなっています。緊急通報装置などの予算拡大のために敬老祝金を廃止するとのことですが、削減効果は僅かです。サービス改善のために従前のサービスを削ることをビルド・アンド・スクラップとして前提にしてきましたが、この考え自体を改めるべきです。そもそも高齢者の日常生活支援は、将来の医療や介護を軽減し、市の財政負担をも軽減するという認識に立ち、シフト財源に頼らず積極的に生活支援策を行っていくよう求めます。

最後に、今日、戦争か平和かの岐路に立っていると言われていた中で、地方自治体として、平和の声とともに、その役割を大いに果たすべきだという点について申し上げます。

先日の代表質問で、新年度の政府予算案に対して、戦争国家づくり元年予算案と申し上げました。防衛力強化を口実に、5年間で43兆円もの軍事費拡大、その中身は、専守防衛とはおよそ相入れない敵基地攻撃能力を持つ先制攻撃の装備です。そし

て、政府が日本の戦場化を想定して、全国の自衛隊基地約2万3,000棟の強靱化計画、司令本部の地下化や核シェルターの計画を作成していることが判明しました。

このような状況を、新しい戦前と危機感を募らせ、多くの方々が声を上げています。今こそ平和首長会議で言われている平和を根づかせていくことが党派を超えて求められていると思います。戦争の準備のために予算を使うのではなく、市民のかけがえのない命と暮らしを守るためにこそ使うべきと、全国の自治体からこの声を政府に対して届けていくことが今求められています。摂津市もその先頭に立っていただくことを切に願って、以上、討論を終わります。

○福住礼子議長 西谷議員。

(西谷知美議員 登壇)

○西谷知美議員 それでは、民主市民連合議員団を代表し、市長が提案されました議案第1号から議案第8号につきまして、賛成の立場から一括して討論をさせていただきます。

初めに、先月6日にトルコ南東部で発生した地震により亡くなられた方々及びその御家族に心からの哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

また、ロシアによるウクライナ侵攻につきまして、犠牲となられた方々に哀悼の意を表しますとともに、一日も早くウクライナに平和が回復しますことをお祈り申し上げます。ロシアによる行為は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害しており、国連憲章と国際法に違反するものであります。森山市長が本定例会の挨拶で申されましたとおり、このことは我々にとっても決して他人事ではございません。

我々も市民や行政と一体となって粘り強く平和を訴えてまいりたいと存じます。

そして、現在、世界的にエネルギー価格や食料価格の高騰が続いており、我が国におきましても市民の暮らしや事業活動等に大きく影響しております。本市におきましては、これまでも市民生活を守るため、経済的支援等の対策を講じていただいているところでございますが、いまだ先行きが見通せない状況が続いておりますので、引き続き社会情勢の変化等を的確に見極め、必要に応じて迅速かつ柔軟に対策を講じていただきますようお願いいたします。

市の財政状況につきましては、今後、大型建設事業が本格化するなど、厳しさが増していくものと思いますが、見直すべきものは見直し、なすべきことを成し遂げ、持続可能な行政経営に努めていただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、5月8日に感染症法上の5類へと移行されます。このことは、実に3年以上にわたって社会全体を苦しめてきたコロナ禍から脱却するための大きな一歩になるものと考えております。市民の健康を守るため、引き続き感染症対策を講じていただきながらも、この機会を捉え、より一層にぎわいあふれる魅力的なまちを目指し、つながりづくりに積極的に取り組まれますことを期待しております。

それでは、令和5年度の具体的な施策につきまして、摂津市行政経営戦略に示しております七つのまちづくりの目標に沿って申し上げます。

まず、市民が元気に活動するまちづくりについて申し上げます。

人口減少や少子高齢化が進展する時代においても持続可能な地域づくりを進めてい

くためには、住民同士の交流を促進していくことはもちろんのこと、団体や事業者等の様々な主体が地域とつながり活動していくことが重要であります。今回、摂津市商工会と連携し、市民公益活動団体等のイベント情報を掲載するウェブサイトを活用することで、地域活動を支援し、市民、団体、事業者等のつながりを育む取組が行われることを評価いたします。しかし、この取組だけでは多くの地域活動が生み出されることは望めません。情報発信だけでなく、活動を支援する中間支援組織の構築に向け、次年度は、具体的なスケジュールを立て、他市より20年遅れている現状を打破されることを要望いたします。

また、味生地域におけるコミュニティセンター設置に向け、基本設計等に取り組みられることを評価いたします。新たな施設におきましては、多くの方々に利用していただくための仕組みを積極的に取り入れていただくとともに、高台まちづくりを念頭に、住民の皆様の安全・安心へとつなげていくよう要望いたします。

次に、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて申し上げます。

千里丘駅西地区再開発事業につきまして、解体工事及び下水道施設等の基盤整備を進められます。また、阪急京都線連続立体交差事業につきましては、付替道路や仮設駅前広場の工事に着手されます。いずれも大きな工事が開始されることとなりますので、近隣住民等への丁寧な説明を含め、しっかりと取り組まれますようお願いいたします。

また、記録的な物価高騰が続いている状況でございますので、財政的なリスクを十分に考慮した上で取組を進められるようお願いいたします。

鳥飼のまちづくりにつきましては、人口減少社会における持続可能なまちづくりの在り方を示す重要な取組であります。引き続き、住民等との対話を丁寧に重ねるとともに、早期に具体的な取組に着手されるよう要望いたします。

公共交通の確保・維持につきまして、摂津市地域公共交通計画の策定に向け取り組まれていることを評価いたします。人口減少や少子高齢化が進む社会において、公共交通の機能を発展させていくことは難しいことではありますが、持続可能なまちづくりにおいて非常に重要な取組でありますので、早期に実効性のある計画を策定していただきますよう要望いたします。

本年4月から全年齢を対象に自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されることに合わせ、職員が業務中に着用する自転車用ヘルメットを配備されることを評価いたします。また、運転免許証を自主返納された高齢者への支給品に自転車用ヘルメットを選択できるよう取り組まれますが、さらにお子様など、ほかの世代に対しても自転車用ヘルメットの着用を促していくよう要望いたします。

次に、防災施策についてであります。

災害の発生後、避難所生活が長期化した際には、避難所運営業務や設備面で様々な問題が発生してまいります。今回、防災サポーターと連携し、市民向けの避難所運営マニュアルの整備に取り組まれますとともに、小・中学校におけるマンホールトイレの整備に着手されますことを評価いたします。引き続き、市民と行政が一体となり、オール摂津で地域防災力の向上に取り組まれますよう要望いたします。

また、淀川河川防災ステーション上部における公共施設の在り方につきましては、

地域住民の意見を丁寧にお聴きしながら検討を進められますよう要望いたします。

消防・救急救助施策につきましては、消防団への無線機配備や消防分団の車両等の更新を進め、地域消防力の向上に取り組まれることを評価いたします。また、救急救命課を創設され、増加する救急搬送に対応する体制づくりを行われることを評価いたします。今後は、国立循環器病研究センターや大阪医科薬科大学病院等の機関との連携を密にし、救命率のさらなる向上に取り組まれますよう要望いたします。

防犯施策につきましては、街頭防犯カメラを20台新設され、犯罪抑止に取り組まれますことを評価いたします。引き続き、市内における犯罪発生状況に注視し、摂津警察署との連携の下、取組を進められますよう要望いたします。

次に、みどりうるおう環境を大切にすまちづくりについて申し上げます。

住宅への太陽光発電設備や家庭用燃料電池システム等の設置費用の補助を実施するとともに、公共施設への太陽光発電設備の導入及び体育館や学校施設の照明灯のLED化など、ゼロカーボンシティを目指し、取組を着実に進められていることを評価いたします。国におきましては、グリーントランスフォーメーションを掲げ、脱炭素化による経済社会構造の抜本的な変革を目指す取組が進められています。こうした動きを注視し、今後も積極的に取り組まれますよう要望いたします。

魅力ある公園づくりにつきましては、明和池公園におけるイベント運営費用の補助や、隣接する3号街区公園への屋根及び人工芝の整備を進められますことを評価いたします。公園の魅力を高めることは、住みたくなるまちを目指す上で非常に重要であ

ると考えます。今後は、安威川以南地域の公園の活用も含め、積極的に取り組まれますよう要望いたします。

ごみ処理施策につきましては、いよいよ茨木市との広域処理がスタートいたします。この大きな変革をここまで進められたことに対しまして、森山市長をはじめ職員の皆様の御尽力に敬意を表します。令和5年度からは、新たなルールの下、ごみ収集が行われますが、市民に混乱が生じないよう丁寧な対応をお願いいたします。

次に、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて申し上げます。

まず、地域福祉施策についてであります。重層的支援体制の整備に向け、職員等を対象に研修を実施されます。高齢、障害、子供、生活困窮等の分野別の支援体制では対応し切れない複合的な問題を抱える方々の支援には、属性を問わない相談支援、社会参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制が非常に重要でありますので、早期に本市にふさわしい体制を整備していくよう要望いたします。

次に、高齢福祉施策についてであります。

一人暮らし高齢者等の安全対策として、携帯型の緊急通報装置を導入するとともに、要件緩和により貸与対象者を拡大されます。また、つどい場の開催日を拡大するとともに、オンラインつどい場の取組を開始されます。人生100年時代と言われておりますが、人生を充実したものとするためには、住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らしていくことが重要であり、そのための取組を強化されることを評価いたします。

一方で、敬老金及び敬老祝い品につきま

しては、敬老事業全体の中での見直しをされることとありますが、今後も長寿を祝う気持ちを大切に、本市にふさわしい心温まる取組として継続していくよう要望いたします。

次に、子ども・子育てについてであります。

昨年の全国の出生数が80万人を下回ったとの報道がされておりますが、本市では、安威川以北の人口増により待機児童が続いている状況です。このような中、民間保育所等の施設の整備促進や保育士確保の取組を進められることを評価いたします。しかしながら、千里丘駅西地区の再開発などを踏まえ、待機児童の解消までの道のりは遠いと言わざるを得ません。今後、さらなる取組についても御検討いただきますよう要望いたします。

とりかいこども園につきましては、児童センターや地域子育て支援拠点の機能を取り入れた新園舎の建設に向け、旧とりかい幼稚園の解体等の工事に着手されます。同施設は、鳥飼地域における子育て支援の核となる施設でございますので、多くの方々に訪れていただけるような魅力ある施設としていただきますようお願いいたします。

また、保育の充実につきまして、全ての子どもと一緒に生活することを目指し、医療的ケア児の受入れ体制の整備等に取り組まれます。また、民間認定こども園の病児保育事業を支援されます。どちらも市内で初めての取組であり、大きな第一歩であると評価いたします。今後は、市民目線でさらなるサービスの向上に努められますようお願いいたします。

学童保育につきましては、摂津・三宅柳田学童保育室を増設されるとともに、土曜日保育の毎週実施を開始されますことを評

価いたします。しかしながら、保育所と同様に、安威川以北における待機児童対策について課題がございますので、さらなる取組についても御検討いただきますよう要望いたします。

母子保健につきましては、国の施策に基づき出産・子育て応援給付金事業を開始されておりますが、同制度は、経済的支援だけではなく、出産間近の妊婦の健康状態の確認や出産後の適切な育児支援につなげる目的もございます。同制度をうまく活用し、母子保健全体のサービス向上につなげていくことを期待しております。

児童虐待防止につきましては、リスクアセスメント力の強化等に加え、親支援プログラムや寄り添いカウンセリングなど、児童虐待が起らないようにする取組を進められることを評価いたします。児童虐待に対しては、発生時の適切な対処も重要ですが、子供たちの健やかな成長のためには、そもそも児童虐待が起らないようにすることが最も重要であります。虐待を受けて苦しむ子供をなくすため、引き続き全庁一丸となって取り組まれますようお願いいたします。

子供の貧困対策につきましては、大阪府と共同で子どもの生活実態調査に取り組まれます。昨今の物価高騰の影響を受け、困っている子育て世帯も多く存在しておりますので、早急に調査を実施し、実効性のある施策を展開されますよう要望いたします。

健康施策につきましては、健都ヘルスサポーター制度の取組や明和池公園におけるイベントの開催に取り組まれます。また、まちごと元気！健康せつつ21（第3次）の策定に向けたアンケート調査及びデータヘルス計画の策定に取り組まれます。長引

くコロナ禍で市民の健康への影響について懸念されております。いま一度、健康に対する機運醸成に努められ、健康・医療のまちづくりをさらに推進していただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、無料接種が継続することになりますので、引き続き関係機関等としっかりと連携していただき、安全かつ円滑に取り組を進められますようお願いいたします。

次に、誰もが学び、成長できるまちづくりについて申し上げます。

社会を生き抜く力を育むため、キャリア教育を推進するとともに、情報モラル教育の支援教材を全小・中学校に導入されます。日々高度化・複雑化する社会を児童・生徒がたくましく生きていくために、これらの必要な取組を進められますことを評価いたします。本年1月には、本市のキャリア教育の取組が評価され、文部科学大臣表彰を受賞されました。これまでの教職員の皆様の努力に敬意を表したいと思います。引き続き、社会を生き抜く力を含む児童・生徒一人一人の生きる力を育てていただきますようお願いいたします。

相談体制の充実につきましては、チーフスクールソーシャルワーカーを配置されますことを評価いたします。いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童・生徒を取り巻く様々な問題に対し、教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーは、今やなくてはならない存在であります。引き続き、きめ細やかな支援に努めていただくとともに、関係機関等との連携強化を図られますよう要望いたします。あわせて、重要な役割を担うスクールソーシャルワーカーの待遇改善にも努めていただきますよう要

望いたします。

教育環境の整備につきましては、千里丘小学校の建て替えに向け、仮設校舎の整備等に着手されます。また、体育館のエアコンにつきましては、小学校2校及び中学校1校に設置されますとともに、当初の計画を早め、小学校6校及び中学校3校の実施設計に取り組みれます。良好な教育環境の構築に急ピッチで取り組まれますことを評価いたします。

鳥飼地域における学校の適正規模及び適正配置につきましては、鳥飼小学校及び鳥飼東小学校の児童減少が著しく、教育環境に影響を及ぼしかねない状況が続いておりますので、審議会の答申を踏まえ、早急に方向性を示していただきたいと要望いたします。

給食費につきましては、昨今の物価高騰の影響を鑑みれば、一定の値上げはやむを得ないこととは存じますが、子育て世帯が置かれる厳しい状況にも配慮いただきたいと思っております。本年度については前年度と同じ金額とする措置を取られるとのことですが、今後におきましても、子育て世代を取り巻く状況等を踏まえ、必要な支援等について検討していただきますことを要望いたします。

中学校給食につきましては、鶴野地域における給食センターの設置調査に取り組まれます。給食センターの建設場所につきましては、吹田市との協議が不調に終わるなど、大変憂慮しておりましたが、今回、環境センターの解体後の跡地利用の活用と併せ、課題の解決に挑まれる市長の決断力と指導力を評価いたします。今後、鶴野地域の住民の皆様にご丁寧に説明していただき、中学校給食の全員喫食の早期開始と鶴野地域の魅力向上を実現していただきますよう

要望いたします。

スポーツ振興につきましては、子供を対象としたトップアスリートによるスポーツ教室の取組を継続されます。この取組には、子供たちの夢を育み、努力することの大切さを伝える効果がございます。今後は、公民連携の取組も進めていただき、こうした機会をさらに増やしていただきますよう要望いたします。

次に、活力ある産業のまちづくりについて申し上げます。

本市は、製造業や流通業を中心に4,000社を超える事業所が集積する産業のまちであります。この産業のまちという本市の特性をより発展させるため、伴走型支援を展開する摂津ビジネスサポートセンターの相談枠を拡充し、中小企業の経営基盤の強化に取り組まれますことを評価いたします。記録的な物価高騰が続く中、先行きに不安を感じる事業者が多くおられますので、こうした事業者のニーズを酌み取り、さらなる支援についても検討されますよう要望いたします。

農業振興につきましては、鳥飼八町地域における地域計画の策定に向け、取組を進められますことを評価いたします。農地の有効利用を早期に図っていただくとともに、鳥飼地域の魅力向上を念頭に取組を進められますよう要望いたします。

次に、計画を実現する行政経営について申し上げます。

行政サービスのデジタル化につきましては、公共施設予約システムの対象施設の拡大や、水道料金の支払い等に係るスマートフォンアプリを導入されることを評価いたします。今後は、キャッシュレス決済の取組をさらに進めるとともに、施設使用料の支払いも含め、オンライン上で手続が完了

できる仕組みについて検討されますよう要望いたします。

事務の生産性の向上につきましては、情報系パソコンの更新に取り組まれますが、更新後の新たなシステムが市民サービスの向上や職員の働き方改革につながることを期待しております。

人材育成につきましては、問題意識を持ち、自ら考え行動する職員の育成に向け、能力評価項目の見直しに取り組まれます。職員のモチベーションの向上には適切な能力評価が欠かせませんが、加えて、良好な人間関係の構築も重要であります。森山市長には、引き続きリーダーシップを発揮していただき、風通しのよい職場づくりに取り組んでいただきますようお願いいたします。

シティプロモーションの推進につきましては、市公式インスタグラムを活用した取組を進められるとともに、イベントへのブース出展時に使用するPRグッズの作成に取り組まれます。また、鳥飼地域の魅力を市内外に発信するため、大阪銘木イベントの運営を支援されることを評価いたします。このように、まちの魅力を高めるとともに、また、シェアオフィスなど若手起業家が集う仕掛けづくりなどで積極的に取組を進められますことを要望いたします。

人口減少が進む今日、持続可能なまちづくりには協働人口を増やしていくことが重要でありますので、今後もあらゆる機会を捉え、全庁的に取組を進めていただきますようお願いいたします。

水道事業会計、下水道事業会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計につきましては、市民サービスの向上や市民の安全・安心な暮らしに向けた取組を進めながら、計画的な運営に努められていることを

評価いたします。これからも将来を見据えた運営をお願いし、賛成理由といたします。

最後に、森山市長におかれましては、厳しい社会情勢の中、持続可能な行政経営を進めてこられたことに敬意を表します。これからも、次世代に負担を強いることがないよう、健全な財政運営に努めていただきますとともに、みんなが育むつながりのまち摂津の実現に向け、市長を先頭に全庁一丸となって様々な取組を進めていただくことをお願い申し上げます。

我々も引き続き、市民の声をしっかりとお届けし、行政の皆様とともに知恵を絞り、まちの発展に尽力していく決意をここに表明し、民主市民連合議員団を代表しての賛成討論とさせていただきます。

○福住礼子議長 水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 それでは、公明党議員団を代表いたしまして、市長が提案されました議案第1号から議案第8号等について、賛成の立場から一括して討論をさせていただきます。

まず、一般会計について総括的に申し上げます。

令和5年度は、夢を形にするまちづくりである千里丘駅西地区再開発事業及び阪急京都線連続立体交差事業が大きく前進し、支出がピークを迎える年となり、一般会計では約455億円の過去最大となる予算となりました。また、今年度に鳥飼まちづくりランドデザインを策定し、令和5年度は具体的な計画への次のステップへと進まれます。そして、国土強靱化とファシリティマネジメントの下にインフラ等の戦略的な改修、ゼロカーボンシティを宣言し、地球温暖化の取組、SDGsの実現とシティ

プロモーション戦略の実施を見据えた行政経営戦略の推進など、非常に戦略的な予算となりました。いずれも、未来に投資をすることで摂津市を大きく発展させ、将来は税収増などにより投資を上回る回収ができるものと確信をいたします。

また、一方で、多額の財政支出がこれからもしばらく続くことから、将来を見据えた節度ある財政経営を今後ともお願いいたします。

令和5年度の重点テーマの「安全・安心」、「健康」、「こども」にバランスよく張り目を利かせた予算となりましたことを高く評価いたしたいと思います。

それでは、個々の施策について申し上げます。

まず、未来を見据えた魅力あるまちづくりについてです。

鳥飼まちづくりランドデザインについて、住民説明会及び意見交換会を開催し、計画の実現化を図られます。また、一方で、淀川河川防災ステーションを誘致され、高台まちづくりの推進と上部にコミュニティー施設の設置を検討されることを評価します。これらの取組によって、教育環境、公共交通、地域コミュニティー活動の活性化、魅力ある公園などの課題がクローズアップされ、防災意識の向上と、高台のまちづくりや水辺空間の創出など、具体的な取組について今後検討が必要です。計画の具現化においては、ダイナミックかつ繊細な内容とし、多くの市民とともに地域人材の発掘と育成につなげ、市長、事業者、各団体との協働によるオール鳥飼で進めていただき、夢と希望に満ちた計画となるよう強く要望いたします。

千里丘駅西地区再開発事業においては、令和5年6月以降に既存建物の解体工事が

本格化し、埋蔵文化財発掘、下水道、上水道、ガス等の地下埋設物の移設、府道に電線共同溝設置工事を実施され、予定どおり令和9年春頃の完成を目指されることを高く評価いたします。開発地域に接続する都市計画道路千里丘駅前線の拡幅工事についても、JR千里丘駅西地区と同時に完成させ、残された区域も合わせて無電柱化で一体的な町並みになるよう、最大努力をお願いし、要望とします。

阪急京都線連続立体交差事業の推進においては、令和5年度に仮設駅前広場設置及び付替道路工事を実施され、令和6年度に仮線着手を予定されており、令和15年度の完成を目指されます。残り50%の用地交渉においても、地権者など関係者に親切丁寧な対応で理解が得られるよう最大努力をお願いします。

健都イノベーションパークにおいては、先日開所式を終えた国立健康・栄養研究所が本年4月から稼働を開始し、同じく、ニプロ本社ビル、夏にはエア・ウォーター健都ビルが運用開始をいたします。本市とともに連携した健康施策の取組を期待します。また、残る誘致においても積極的に行い、産学官民連携の上で市内業者とのイノベーションが展開されることを期待し、要望といたします。

セピィスクラッチカードの第8弾を継続実施されますことを高く評価いたします。令和4年度は、新型コロナで落ち込む消費の拡大のため、当たり券の増発に取り組んでいただきましたが、次年度は、物価高騰で落ち込む消費の拡大のための効果的な取組を期待し、要望とします。

高齢者の運転免許証自主返納の希望者に自転車用ヘルメットを支給されることを高く評価いたします。また、職員がまず模範

として自転車用ヘルメットをかぶるよう徹底されるようです。職員の意見もよく聴いた上で、業務中だけでなく通勤中やプライベートでも着用するよう推進をお願いいたします。

摂津市行政経営戦略の推進については、シティプロモーション、SDGsと連動して推進していただけることを評価します。毎年度の検証結果においては、見える化を図り、市民に積極的で分かりやすい広報活動をお願いします。

公共交通の確保、持続可能性の在り方を検討されることを評価します。シティプロモーション戦略においては、「ちっちゃな摂津のでっかな野望」のキャッチコピーに負けない、でっかい施策が継続的に展開できるように、職員の意識改革と市民を交えたワンチームで取り組む体制づくりをお願いし、要望とします。

次に、安全・安心のまちづくりについてです。

環境センター跡地における高台公園の整備については、給食センター用地の予定の鶴野第2公園の代替として環境センター閉鎖後に築造し、令和12年頃に完成予定で取り組まれることを評価します。近隣住民に対しては、親切丁寧な説明で臨んでいただきたいと思います。先日、2回にわたり地元説明会が行われました。環境の変化、衛生面、交通安全の点など、切実な意見も出ておりました。どうか地元の意見を最大に配慮していただきますことを強く強くお願い申し上げます。

地震発生時の市職員向け応急対応マニュアルや市民向け避難所運営マニュアルを整備し、各自主防災会ごとに作成を目指されることを高く評価します。また、防災サポーターのスキルアップ、つまり能力向上と

活動強化を図り、マイタイムライン講習の講師や避難所運営マニュアル作成リーダーなど、協働を担える人材群を目指されることを併せて評価いたします。

水害時に避難が難しい方々の個別避難計画の作成2年目として、難病指定の方約160人分を地域支援者や介護関係者で作成されます。手探りでの作成だと思いますが、ノウハウを蓄積し、高齢者や障害者の個別避難計画作成にも拡大できるよう要望します。

摂津市下水道総合地震対策計画に基づき、市内の全小・中学校にマンホールトイレを設置していかれます。また、ブロック塀等の撤去に対する補助を市独自で継続されることを評価します。市内に多く存在する私道に面する場合も補助できるように規定の緩和を要望いたします。

防災士の資格取得支援制度5年目として、継続実施されることを評価します。災害対策は、まだまだやらねばならないことがたくさんありますが、取組を加速させ、かつ着実な推進を強く要望します。

市道千里丘三島線の道路改良事業について、千里丘南交差点から三島幼稚園までの道路拡幅工事を令和5年度に完成され、また、三島まちかど広場から三島二丁目交差点付近の間の西側歩道整備工事の基本設計を行われることを評価します。香露園1号線の大型車両の規制も併せて推進をお願いし、要望いたします。

阪急正雀駅前道路の拡幅推進については、道路用地以外も取得し、駅前のにぎわい創出を検討されます。関係者には、誠心誠意協力をお願いするとともに、市民参加のまちづくり手法で、ハード・ソフト両面においてにぎわいが創出できる取組を要望します。

防犯カメラを20台新設し、市内155台の体制にされることを評価します。摂津警察署や市民からの要望も多く、さらに増設されるよう強く要望します。

次に、健康づくりで市民の健康寿命延伸の取組についてです。

まちごと元気！健康せつつ21第3次計画を令和6年度に、また、第3期データヘルス計画を令和5年度に策定されることを評価します。現計画をしっかりと検証するとともに、市民の健康寿命が延ばせる魅力的な計画の策定を強く要望します。

国立循環器病研究センターとの連携で、脳卒中予防のCHECKFASTや心筋梗塞予防のSTOPMIキャンペーンを継続実施されることを評価いたします。様々な健康施策の充実で健康意識を高めるとともに、本市の心筋梗塞の死亡率大阪府内ワースト2位の返上に向けた力強い取組をお願いし、要望とします。

また、まちごとフィットネスヘルシータウン事業の参加者増加の取組については、健幸マイレージポイントの対象イベントを拡大されるなど、様々な知恵を絞っていたくよう強く要望します。

ロコモ予防体操、せつつはつらつ脳トレ体操のさらなる普及を評価いたします。

特定健康診査の受診率向上については、安威川以南地域の別府コミュニティセンター、新鳥飼公民館で出張による集団特定健康診査を実施され、また、個別通知による受診勧奨を継続実施されることを評価いたします。

次に、子供や若者の健やかな成長についてです。

子育て世代包括支援センターの活動の展開においては、産後ケア事業を産後1年未満で実施され、また、産前産後サポート事

業を産前から産後1年未満で実施し、多胎児支援として移動支援サポーター派遣を実施されます。これらの一連の継続した取組を高く評価いたします。

また、産後鬱等の早期発見・支援に向け、産後2週間及び1か月に産婦健診を継続実施されます。令和5年度より出産育児一時金が42万円から50万円に引き上げられます。出産・子育て応援給付金の支給について、伴走型相談支援では、母子手帳の交付時と妊娠8か月の相談事業を開始され、経済的支援では、妊娠時に5万円、出産時に5万円を支給されることを評価いたします。今後は、現金支給ではないシステムの構築もお願いいたします。

国においては、令和5年4月より、こどもまんなか社会の実現を目指し、こども家庭庁が発足します。妊娠時の初回負担の支援など、さらなる支援策の検討をお願いします。

保育所等待機児童の解消につきましては、民間認定こども園の建て替えにより、本年8月頃、保育園児90名、幼稚園児70名で開園され、併せて病児・病後児保育も実施予定です。また、安威川以北地域に新たな民間保育施設を引き続き整備されることを評価いたします。一刻も早く待機児童ゼロを達成できるよう最大努力をお願いいたします。

市立とりかいこども園の建て替えは、児童センター機能も含む複合施設として高台計画を取り入れ、仕切り直しての実施計画で行われますことを評価いたします。

保育士の負担改善等の取組について5点、1、公立認定こども園におけるおむつの持ち帰りを廃止、2、民間保育所等の宿舍借り上げ費用の施設利用定員ごとの上限額を撤廃、3、民間保育所等の保育支援者

の配置費用を補助、4、公立認定こども園に保育業務支援システム導入による事務作業の軽減、5、民間保育所等に保育業務支援システム導入及び更新費用を補助されることをそれぞれ評価いたします。こうした取組で保育士の負担が軽減され、保育士不足が解消され、待機児童ゼロにつながることを期待します。

また、残る民間保育所等のおむつ持ち帰りを廃止するために働きかけをお願いいたします。

地域の要望を受け、旧三宅小学校体育館のエアコン設置の実施設計をされることを評価します。

子ども食堂を実施する団体に運営費等の補助が継続されることを評価します。子供の居場所づくり、地域で子供を見守る拠点として、様々な関係者とのネットワークが構築されることを期待します。

児童虐待再発防止の徹底強化として4点、1、形成外科医による適切な指導・支援開始、2、出生届を提出した保護者に児童虐待未然防止の啓発冊子を配布、3、児童虐待の再発防止のための臨床心理士による寄り添い型カウンセリングを実施、4、児童虐待の再発防止のための保護者のセルフケアと問題解決力を回復するプログラム、親支援プログラムを実施されることをそれぞれ評価します。今後も、あらゆる取組を駆使して、児童虐待の再発防止に最大努力をお願いいたします。

子どもの生活実態・貧困調査を小学5年生と中学2年生の抽出で実施されることを評価します。検査結果に基づき、子供の貧困対策やヤングケアラー対策など、適切な取組に結びつけていただきますよう強く要望いたします。

子宮頸がんワクチン9価HPVを定期接

種化されること、及び、機会を逃した世代も3年間のキャッチアップを継続されることを評価します。対象者に対する積極的な周知をお願いします。

次に、地域包括ケアシステムの構築についてです。

携帯型の緊急通報装置を導入し、貸与者を拡大されることを評価します。また、多くの方に対応できるように積極的な周知を要望します。

高齢者、要支援認定者等の移動支援サービスの2年目となりますが、多くの方が利用しやすく、かつ持続可能なサービスへと定着していくように最大努力をお願いします。

つどい場介護予防事業については、市民団体委託型の9か所に加え、地域住民補助型20か所で実施されます。令和5年度で委託型8か所において順次週1回から2回開催へと拡充していくことや、2か所においてオンラインでの取組を開始されることを評価いたします。

エンディングノートについては、既にA4サイズで作成され、配布されていますが、非常に市民の関心が高いようです。現在、お薬手帳サイズを作成・検討されていることを評価いたします。

在宅医療・介護連携の推進については、せつつ医療・介護つながりネットを構築し、市ホームページのトップページにバナーを掲載され、サービス向上を図られています。また、医療、介護、福祉の多職種による企画会議を適宜開催し、効果的に連携されており、これらの取組を総じて評価をいたします。

重層的支援体制の整備に向け、職員等を対象に研修実施されることを評価します。福祉において今最も求められていること

は、地域であらゆる市民を見守れる体制構築、いわゆる重層的支援体制の構築と、複雑化する課題に対して断らない窓口の構築です。地域住民や地域の支援関係機関等が、自分たちの市町村にあってほしい支援体制や、そのための各機関の役割分担と協働の在り方などについて、考え方や進め方などを共有しながら議論し、実際の取組に移していくものです。そのためには、地域のつながりの再構築と新たな市民活動の育成、地域福祉の実働部隊である社会福祉協議会の認識向上と組織の成長が不可欠です。また、子ども食堂もその一翼を担う存在となります。よく研究していただくよう要望します。

また、高齢者からの声が多い帯状疱疹ワクチンの費用補助や、高齢難聴の補聴器購入補助制度の早期実施を強く要望します。

次に、教育、生涯学習、スポーツ推進についてです。

学童保育室のサービス向上については、安威川以北の学童保育希望者の増加に対応して、摂津学童保育室を6室、三宅柳田学童保育室を2室増設され、また、土曜日保育を完全実施されることを評価します。今後、学年延長も早期に達成できるよう最大努力をお願いいたします。

小学校通用門を順次オートロックにされ、受付員の勤務時間を縮小し、日本郵便と連携して児童・生徒の見守り活動を実施されることを評価します。

情報モラル教育の支援教材を導入し、ネット社会に潜む危険性や利用に当たってのモラルなどの教育を強化されることを評価します。

国の取組により、令和7年度に小学校全学年が35人学級になります。令和5年度では4年生が実施、以後、1学年ごとに上

級に進んでまいります。また、全小学校で5、6年生に教科担任制を導入され、教科担任制による専科授業で授業の質が向上することになります。一方で、講師の確保に相当苦勞されておられます。まずは必要人数を確保することが重要ですが、指導力の低下を招かないよう要望します。

摂津SUN SUN塾の無料実施など学力向上のための取組を評価いたします。

第三中学校においてコミュニティ・スクールモデル校2年目の取組をされますが、保護者や地域住民が参画する学校運営協議会を設置されます。摂津市に合ったコミュニティ・スクールと学校支援地域本部を構築し、全市に展開できるよう期待し、要望とします。

全小・中学校体育館へ4年計画でエアコンを設置されることを高く評価します。令和5年度で、鳥飼・味舌小学校、第四中学校に設置され、残り9校の実施設計が行われます。学校体育館は、災害時には避難所として利用されますので、都市ガス、電気が止まった場合、LPガスで運転ができるよう、また定期的な試験・点検を要望いたします。

将来の児童数増加により、千里丘小学校は校舎など全面建て替え工事がスタートします。また、一方で、将来の児童数減少により、鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合との審議会答申を踏まえ、適正規模・適正配置について検討されます。地域の拠点として将来を見据えた取組になるように、市民を巻き込み、十分な議論を重ねる中で合意点を導き出していただくことを要望いたします。

中学校給食センター候補地を鶴野第2公園とし、令和8年度より全員喫食を目指されることを評価いたします。地元住民の意

見を尊重し、本市自慢の小学校のおいしい給食を継承するとともに、令和8年度中の開始が遅れないよう強く要望いたします。

(仮称)味生コミュニティセンターの建設予定地が決定、基本設計を実施されることを評価します。

第3期摂津市文化振興計画による取組がスタートします。これまで市民文化を担ってきた各団体が、高齢化と新型コロナウイルス感染症の影響を受けて弱体化していることなど、現在抱える課題を把握し、文化薫る摂津市の構築を強く求めます。

子供を対象としたトップアスリートによるスポーツ教室を継続して開催されます。また、正雀・味生体育館でエアコン設置工事をされ、これで全ての体育館へのエアコン設置になります。こうした取組を高く評価します。

次に、環境、産業振興、その他についてです。

摂津市地球温暖化対策地域計画に基づき、ゼロカーボンシティを宣言され、2050年でカーボンニュートラル達成への取組を評価します。

住宅用太陽光発電設備、燃料電池システム、蓄電池システムに補助を開始されます。予算に限りがありますが、より多くの方に設置いただけるよう周知徹底をお願いします。

また、温水プール改修に合わせ、太陽光発電設備設置工事をされることを評価します。

エネルギー日記へ気軽に参加できるように、市公式LINEを活用されますが、より多くの方に参加いただけるよう最大努力をお願いします。

本年4月より茨木市とのごみ処理委託連携が開始されますが、収集体制など、一定

時期に安定的に収集作業ができていないか検証し、より市民サービスが向上するようにお願いします。

市民団体とのフードドライブや食品ロスのパネル展開催については、全市的な展開で、ごみ減量、温室効果ガス削減、貧困対策など複合的な目的達成を目指し、本年は、飲食店にも適度な盛りつけ、小盛りや持ち帰りに協力いただく取組を要望いたします。

A I 自動文字起こしツールを導入して業務の効率化を図られることや、公民館、学校体育施設、子育て総合支援センター遊戯室の予約を公共施設予約システムに追加され、市民の利便性を図られることを評価します。

摂津市公共施設等総合管理計画、FMの運営による修繕を実施されていることを評価します。FMについては、見える化を実施し、予算化する前に定期的に全体像や個別について御報告いただくことを要望いたします。

次に、新型コロナウイルス感染症・物価高対策について3点申し上げます。1、小学校の給食費の保護者負担分の物価高騰分を軽減すること、2、民間保育所等の給食費の物価高騰分の費用を補助、3、公立認定こども園の給食費の保護者負担分の物価高騰分を軽減されることをそれぞれ評価します。今、子育て支援として、東京都を中心に給食費の無償化が進んでいます。国の動向をよく見て検討をお願いし、要望とします。

5月以降の新型コロナワクチン無料接種化について、この後、補正予算が出されませんが、令和5年5月8日より65歳以上の高齢者と基礎疾患を持つ5歳から64歳までの人が1回目接種、9月頃から2回目接

種、及びそれ以外の人が1回目の接種を医療機関で接種する計画になるようですが、スムーズに接種が進むように周知と対策をお願いし、要望します。

政府は、先日、予備費を使った新たな物価支援策として、さらなる電気代の引下げや、低所得子育て世帯と低所得世帯に対する給付金の支給や、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額を決定しましたが、本市においても交付金を活用した適切な物価高騰支援策を速やかに実施いただきますよう強く要望いたします。

水道事業会計、下水道事業会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計につきましては、将来を見据えた計画的な財政運営をさらにされることを評価します。これからも先見性を持った運営を期待し、賛成理由といたします。

最後に、私たち公明党は、令和5年度予算に基づく施策の執行について、最大に協力いたしますことを申し上げまして賛成討論を終わります。

○福住礼子議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 以上で討論を終わります。

暫時休憩します。

(午後0時15分 休憩)

(午後1時 再開)

○福住礼子議長 再開します。

議案第1号、議案第4号、議案第7号、議案第8号、議案第15号、議案第28号及び議案第30号を一括採決します。

本7件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○福住礼子議長 起立者多数です。

よって、本7件は可決されました。

議案第2号、議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号及び議案第29号を一括採決します。

本21件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、本21件は可決されました。

日程3、議案第35号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 それでは、議案第35号、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第1号)につきまして、提案内容を御説明いたします。

本件につきましては、国において特例臨時接種の期間延長が決定し、新型コロナウイルスワクチンの追加接種のスケジュールが示されたことから、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種事業の予算を計上するものでございます。

初めに補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,077万8,000円を追加し、その総額を461億7,577万8,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款

15国庫支出金、項1国庫負担金3億5,213万8,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金でございます。

項2国庫補助金3億864万円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金でございます。

次に、歳出についてでございますが、款4衛生費、項1保健衛生費6億6,077万8,000円の増額は、ワクチン接種委託料など新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用でございます。

以上、議案第35号、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第1号)の内容説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 説明が終わり、質疑に入ります。松本議員。

○松本暁彦議員 それでは、補正予算第1号の件について質疑をさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種に関しましては、これまでも一貫して副反応による健康被害の懸念を指摘してまいりました。改めて、新型コロナウイルスワクチン接種の令和5年度のスケジュールと打つワクチンのタイプについて、そして、新型コロナウイルスワクチン接種での健康被害認定について、市の状況と全国での状況について、具体的事例も含めてお聞かせください。

○福住礼子議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 令和5年度に開始する新型コロナウイルスワクチン接種と健康被害認定についての御質疑に答弁いたします。

令和5年度につきましては、自己負担のない特例臨時接種の期間が年度末の令和6年3月31日まで延長されており、5月8日からは、1、2回目の初回接種を終えた方のうち、65歳以上の高齢者や基礎疾患

を有する5歳から64歳までの方、また、医療従事者等を対象とした令和5年春開始接種が、9月頃からは、初回接種を終えた5歳以上の全ての方を対象とした令和5年秋開始接種が進められることとなっております。本市としましては、希望する対象者が速やかに接種できるよう、接種券の発送や市内医療機関の接種枠の確保に取り組んでまいるところでございます。

また、使用するワクチンでございますが、令和5年春開始接種については、現在使用しているオミクロン株対応2価ワクチンとなっております。令和5年秋開始接種については、引き続き国において検討されることとなっております。このほか、5歳から11歳と乳幼児に対するワクチン接種は、引き続き継続することとなっております。

次に、健康被害の認定状況ですが、本市における予防接種健康被害救済制度の申請については3件ございますが、国の審査を経て認定に至ったケースは現時点でございません。

また、国における予防接種健康被害救済制度の状況は、令和5年3月17日時点で、自治体からの進達数が6,719件となっており、そのうち認定に至った件数が死亡41件を含む1,829件、否認が219件となっております。

国から公表されている審議結果として一例を一部申し上げますと、糖尿病、高血圧症、脂質異常症の基礎疾患を有する66歳男性が突然死として死亡一時金等が認定されたケース、81歳男性が脳梗塞、心房細動として医療費等が認定されたケース、89歳女性が咽頭浮腫として医療費等が認定されたケースなどがございます。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ありがとうございます。

それでは、2回目の質疑をさせていただきます。

まず、現状については理解をいたしました。

新型コロナワクチン後遺症については、まだまだマスコミで取り上げられていません。予防接種健康被害救済制度も御紹介のあったとおりで、これは、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定をするものです。

先ほど事例を挙げていただきましたが、これは高齢者だけでなく、最新の3月17日で認定された一部を紹介しますと、女性20歳、ギラン・バレー症候群疑い、医療費、医療手当で認定、男性18歳、急性心筋炎、医療費、医療手当で認定、男性13歳、急性心膜心筋炎、医療費、医療手当で認定というもので、先ほどの紹介も含め、高齢者から若い世代、基礎疾患ありからなしの方まで幅広く健康被害が生じております。そして、オミクロン株対応でも、医療機関からの副反応疑い報告で、死亡報告が既に3月10日時点で44件となっております。今後、これらの方々も予防接種健康被害救済制度の申請をされることと思えます。

5月以降で使用される従来型とオミクロン株対応のワクチンの安全性については、改善されたとは聞いておりません。安全性が改善されていない以上、継続される臨時接種6回目、7回目の接種でさらなる健康被害が引き起こされることは明らかであります。

加えて、3月7日の厚生労働省資料では、従来型ワクチンの感染予防効果として、3回目接種が6週間程度と記載をされています。たったの6週間でございます。4回目はさらに短いと書かれております。

国は、これまで、思いやりワクチンとして感染予防効果をうたって接種を促してきましたけども、誰もこのような短期間の効果しかないとは知りません。説明と実態が異なってきたことを国民に適切に知らせず、その上で接種を続けることは適切なのでしょうか。

最後に、確認したい事項があります。令和5年度からは公的関与の有無というのが3月7日の厚生労働省資料に記載をされております。公的関与があることは、接種の勧奨、努力義務があり、公的関与がないことは、完全な個人判断によるというものです。改めて、接種対象者と公的関与の関係について、臨時接種ではどのようなものか、お聞かせください。

- 福住礼子議長 保健福祉部理事。
- 荒井保健福祉部理事 予防接種法上の公的関与につきましては、原則として、臨時接種には接種勧奨と接種を受ける努力義務の規定が適用されますが、例外的に適用除外とすることができることとされております。令和5年度に開始する新型コロナワクチン接種は、臨時接種と同様の趣旨で実施されるものであることから、対象者のうち、65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する方には引き続き公的関与の規定が適用されますが、基礎疾患を有しない方や医療従事者等には適用除外として公的関与の規定を適用しないこととされております。

- 福住礼子議長 松本議員。
- 松本暁彦議員 ありがとうございます。
これで最後、要望とさせていただきたいと思えます。

接種対象と公的関与の関係については理解をいたしました。これはあまり報道されておらず、ほとんどの方が知りません。医療従事者等でも、もはや接種は努力義務で

も勧奨でもないということです。

既に新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザよりも弱毒化していると国資料にも記載され、5月には2類から5類に下げられることも踏まえ、もはや緊急性は認められず、まずは接種を中止し、医療機関からの死亡報告約1,500件を含む約3万6,000件の副反応疑いの検証と、健康被害認定審査の速やかな審議を優先すべきであります。その上で安全性を改善したワクチンで接種を開始するならまだしも、実際はそうではありません。

ワクチン接種は医療行為であり、健康な人に害を及ぼす場合は、速やかに接種を中止し検証するのが普通で、前回の子宮頸がんワクチンでもそうであったはずが、今回はありません。なぜか安全性のゴールポストが動かされております。この状況での接種継続は、今後においてメリットよりもリスクが大きいものと考えます。特に、重症化リスクの少ない小児や幼児に、確率は低くても死亡・重篤化する事例があり、信頼性に疑義が生じてしまうものを打ち、健康被害リスクを負わずことは適切なのでしょうか。接種は慎重に期すべきものと考えます。

高齢者として同様です。特に高齢者の多くは、テレビや新聞といった限られた情報源でしか情報を得られておりません。私が今紹介した資料は全て国のホームページから入手できるものであり、インターネットでは様々な情報を集め、分析して接種判断を行うことができます。それが接種率の世代差を起こしている要因の一つと考えられ、この対応も求められます。

ワクチン接種は国事業であり、市としてやらざるを得ないことは理解をしております。しかし、工夫すべきことはあります。

最後に、以前から要望しているものを含め、5点を要望して終わりたいと思います。1、小児や幼児への接種券一律送付をやめ、希望申請制にすること、2、公的関与の関係について市民に周知をすること、併せて、医療従事者等への意図しない接種を強要しないことを周知すること、3、予防接種健康被害救済制度への申請に関わる支援制度構築を行うこと、4、ワクチン接種歴の保存期間について、将来的な後遺症に備え、乳幼児が大人になるまで責任を持てるよう、現状5年のところを少なくとも20年以上に延長すること、5、健康被害の実態について、さらに市民に周知すること、具体的には、健康被害の認定の実態を国の資料に基づき紙媒体で接種券に同封すること、以上を要望いたします。

あわせて、担当部署としては、これらの要望に対して、国が指示しないから、他市がやっていないから、業務が増えるからという行政事務主体の議論ではなく、摂津市として市民の命、健康を守るためにどうすべきか、市民主体の議論を行い、真摯に考え、検討することを要望いたします。本市として、新型コロナウイルス感染症で失われた命だけでなく、ワクチンを打つことで失われる命があることも認識し、健康被害に対しても市民にとって最大限の対応をすることを要望いたします。

以上です。

○福住礼子議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 以上で質疑を終わります。
お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのよう

に決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第35号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○福住礼子議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程4、議会議案第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、ただいま上程となりました議会議案第1号、摂津市議会の個人情報の保護に関する条例制定の件につきまして、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

本件は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、議会が同法の適用除外となることから、別途、議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものでございます。

それでは、改正内容について、章ごとに説明させていただきます。

初めに、第1章は、総則について定めるもので、条例の目的、定義及び議会の責務について規定しております。

次に、第2章は、個人情報等の取扱いについて定めるもので、個人情報の保有の制限等、安全管理措置、利用及び提供の制限などについて規定しております。

次に、第3章は、個人情報ファイルについて定めるもので、個人情報ファイル簿の作成及び公表などについて規定しております。

次に、第4章は、開示、訂正及び利用停止について定めるもので、第1節は開示、第2節は訂正、第3節は利用停止、第4節は審査請求について規定しております。

次に、第5章は、雑則について定めるもので、適用除外、個人情報等の取扱いに関する苦情処理、審議会への諮問などについて規定しております。

次に、第6章は、罰則について定めるもので、罰金や過料について規定しております。

なお、附則において、本条例の施行日を令和5年4月1日とし、本条例の施行に伴う関係条例の一部改正を行うものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第1号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○福住礼子議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程5、議会議案第2号など7件を議題

とします。

お諮りします。

本7件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。松本議員。

(松本暁彦議員 登壇)

○松本暁彦議員 それでは、議会議案第2号に関して、自民党・市民の会を代表して反対の立場から述べさせていただきます。

まずもって、性の多様性は尊重されるべきということは会派の考えであり、その理念は追求すべきものであります。しかしながら、この取組に関してはまだまだ解決すべき課題があるものと考えます。本議案の内容についても同様です。

その一つとして、性自認での差別禁止の法律について、体は男性で心が女性の方を示すトランス女性に関してですが、課題が多く指摘されている中、その課題をまずもってクリアにする必要があると考えます。

二つの具体的事例を紹介させていただきます。

3月3日に配信されたニッポン放送での

「LGBT理解増進法の何が問題なのか」という話の中で、カリフォルニアの韓国風スパで起きた事件の紹介がありました。その内容を紹介しますと、カリフォルニア州では韓国風スパの女性スペースにトランス女性の方が入って大問題になったことがありました。6歳の少女を連れていたお母さんがカウンターに文句を言いに行ったのですが、対応することはできませんと言われてたそうです。カリフォルニア州では全ての差別を禁止するという州法をつくっており、それによって彼女がその場にいることは合法であると説明を受けたそうです。そして、お母さんのほうが逆に差別主義者だとして世間から批判を受けてしまった。ところが、1か月後、そのトランス女性が警察に捕まりました。何度も性犯罪を繰り返していた人物だったのです。というもので、様々な課題があることは海外の事例で分かってきております。

また、日本では、女性の富士見市議会議員が埼玉県LGBT条例基本計画パブリックコメントについてSNSで公開されていることについて、前半部分を抜粋して御紹介します。

私は、今まで、性の多様性の尊重は、あらゆる人の人権を尊重することにもつながる、誰の人権も侵害しない、あらゆる命が尊重されることだと思って政策として取り組んでまいりました。おかしい、そうではないと思ったきっかけは、昨年、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例において、自民党県議団がパブコメを募集していた際に、安全を求める女性の声差別として扱われていたのを目の当たりにしたときです。そこで、支援に関わる方に、心は女性、体は男性が同じトイレに入ってくることは私も怖いと感じるとお伝えしたとこ

ろ、それはあなたの男性恐怖でカウンセリングが必要だと言われました。また、他の方にも、あなたはトランスの苦しみを知らないだけだと言われ、私は理解や一緒に立つことに努めようとしてきました。しかし、どれだけ当事者の苦しみを知ったとしても、だからといって女性の恐怖を軽視してよいわけではないと、そう思いました。

トランスジェンダーの人権を軽視しているわけではありません。内心の自由は、内面において絶対的に自由であり、いついかなるときも保障されるべきです。しかし、トランスジェンダーの方が御主張される人権が外部的行為となって現れたとき、そこで女性の人権との間に衝突が起き得ると考えます。特に、男性身体を持つ方の女性の性自認に関する要求については、明確に女性の生存権との衝突が起き得ると考えます。

まだ続くわけですが、本市でも、人権女性政策課への女性相談などで、痴漢、DV等々で男性への恐怖を訴えられている女性もおられます。拙速に差別を禁止する法律をつくと、その後において、女性の生存権、安全・安心を訴える声すらも差別として封じられかねないことは、先進国の事例や富士見市議会議員の経験を踏まえても否定できるものではありません。

繰り返しにはなりますが、性の多様性は尊重され、内心の自由は保障されるべきものであります。ただし、性自認も含めた差別禁止を法律化する場合には、女性の生存権の保障も含めた、そこで生じる様々な課題について、事前に議論を十分に尽くし、しっかりと対策を講じておくことが必要です。それは、結果として対立を避け、当事者がカミングアウトしてもしなくても問題なく受け入れられる社会を円滑に築けるも

のと考えます。現状において、そういった議論、対策はまだ不十分ではないでしょうか。そこをまず進めるべきと考えます。

以上の理由から、本議会議案には反対が適切であると考えます。

○福住礼子議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 以上で討論を終わります。議会議案第2号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○福住礼子議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

議会議案第3号、議会議案第4号、議会議案第5号、議会議案第6号、議会議案第7号及び議会議案第8号を一括採決します。

本6件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、本6件は可決されました。

日程6、常任委員会の所管事項に関する事務調査の件を議題とします。

本件については、各委員長から常任委員会の所管事項に関する事務調査表のとおり、令和6年3月31日まで閉会中も調査したいとの申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

これで令和5年第1回摂津市議会定例会を閉会します。

(午後1時26分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 福住礼子

摂津市議会議員 光好博幸

摂津市議会議員 嶋野浩一郎

☆ 添 付 資 料

令和5年第1回定例会審議日程

月 日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
2 / 20	月	本会議（第1日）	令和5年度市政運営の基本方針 提案理由説明・即決 (議会議案届出締切 17:15)	10:00
21	火			
22	水			
23	木			天皇誕生日
24	金		(代表質問届出締切 12:00)	
25	土			
26	日			
27	月			
28	火			
3 / 1	水			
2	木			
3	金			
4	土			
5	日			
6	月	本会議（第2日）	質疑・委員会付託・代表質問	10:00
7	火	本会議（第3日）	代表質問	10:00
8	水			
9	木		文教上下水道常任委員会（第二委員会室） 民生常任委員会（301会議室）	10:00 10:00
10	金		総務建設常任委員会（301会議室） (文教上下水道常任委員会予備日)	10:00
11	土			
12	日			
13	月		(文教上下水道・民生常任委員会予備日)	
14	火		(総務建設・民生常任委員会予備日)	
15	水		(総務建設常任委員会予備日) (一般質問届出締切 12:00)	
16	木		駅前等再開発特別委員会（第二委員会室）	10:00
17	金			
18	土			
19	日			
20	月			
21	火			春分の日
22	水			
23	木			
24	金		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
25	土			
26	日			
27	月			
28	火	本会議（第4日）	一般質問・委員長報告・議会議案 議会運営委員会（第一委員会室）	10:00 本会議終了後

議 案 付 託 表

令和5年第1回定例会

〈総務建設常任委員会〉

- 議案第 1 号 令和5年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案第 5 号 令和5年度摂津市財産区財産特別会計予算
- 議案第 9 号 令和4年度摂津市一般会計補正予算（第9号）所管分
- 議案第 15号 摂津市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件
- 議案第 16号 摂津市情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件
- 議案第 17号 摂津市情報公開条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 18号 摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分（認知症初期集中支援チームサポート医以外に関する部分）
- 議案第 20号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 29号 摂津市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例制定の件

〈文教上下水道常任委員会〉

- 議案第 1 号 令和5年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案第 2 号 令和5年度摂津市水道事業会計予算
- 議案第 3 号 令和5年度摂津市下水道事業会計予算
- 議案第 9 号 令和4年度摂津市一般会計補正予算（第9号）所管分
- 議案第 10号 令和4年度摂津市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第 11号 令和4年度摂津市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第 21号 摂津市子ども・子育て会議条例及び摂津市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 22号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 23号 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 24号 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 25号 摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 27号 摂津市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分（第3条（摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正）以外に関する部分）

〈民生常任委員会〉

- 議案第 1 号 令和5年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案第 4 号 令和5年度摂津市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 6 号 令和5年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
- 議案第 7 号 令和5年度摂津市介護保険特別会計予算
- 議案第 8 号 令和5年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 9 号 令和4年度摂津市一般会計補正予算（第9号）所管分

- 議案第 12 号 令和 4 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 19 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分（認知症初期集中支援チームサポート医に関する部分）
議案第 26 号 摂津市立ふれあいの里条例及び摂津市立みきの路条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 27 号 摂津市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分（第 3 条（摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正）に関する部分）
議案第 28 号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 30 号 摂津市敬老金条例を廃止する条例制定の件

〈議会運営委員会〉

- 議案第 1 号 令和 5 年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9 号 令和 4 年度摂津市一般会計補正予算（第 9 号）所管分

〈駅前等再開発特別委員会〉

- 議案第 1 号 令和 5 年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9 号 令和 4 年度摂津市一般会計補正予算（第 9 号）所管分

令和5年 第1回定例会 代表質問要旨

質問順位

- 1 番 民主市民連合 三好義治議員
- 2 番 日本共産党 野口博議員
- 3 番 公明党 水谷毅議員
- 4 番 自民党・市民の会 嶋野浩一郎議員
- 5 番 大阪維新の会 香川良平議員

1 番 三好義治議員

- 1 市民が元気に活動するまちづくりについて
 - (1) 地域コミュニティの活性化について
 - (2) (仮称) 味生コミュニティセンター建設について
- 2 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
 - (1) 高台まちづくりについて
 - (2) 消防・救急救助施策について
 - (3) 公共交通の確保・維持及び市内道路交通網について
 - (4) 上下水道施策について
- 3 みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
 - (1) 地球温暖化対策の推進について
 - (2) リユース・リサイクルの推進について
- 4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
 - (1) 子育て世帯を支える環境整備について
 - (2) 地域福祉施策について
 - (3) 高齢者福祉施策について
 - (4) 国民健康保険について
- 5 誰もが学び、成長できるまちづくりについて
 - (1) 社会を生き抜く力について
 - (2) 生徒指導の充実について
 - (3) 鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置について
 - (4) スポーツ振興について
- 6 活力ある産業のまちづくりについて
 - (1) 産業振興について
- 7 計画を実現する行政経営について
 - (1) デジタル化の推進について
 - (2) 人材育成について
 - (3) 財政運営について

2番 野口博議員

- 1 今日の内外情勢に対する認識と地方自治体の役割について
 - (1) 2023年度政府予算案について
 - (2) 新型コロナの「5類」引き下げと医療保険体制について
 - (3) 個人情報保護法の改正に伴う市の対応とマイナンバーカードについて
 - (4) 本市の財政状況について
 - (5) 市職員の体制改善と会計年度職員の処遇改善について
- 2 くらしと営業を守るまちづくりについて
 - (1) 物価高騰対策について
 - (2) 中小企業支援について
 - (3) 国民健康保険について
 - (4) 高齢者対策とその考え方について
 - (5) 上下水道料金について
- 3 子育て支援と教育の充実について
 - (1) 子どもの貧困対策について
 - (2) 児童虐待防止の取組と今後の展開について
 - (3) 保育・学童保育の公的役割と環境改善について
 - (4) 少人数学級の拡大について
 - (5) 鳥飼地域における学校規模の課題について
 - (6) 中学校給食センター建設に向けての課題と小中学校の給食費の無償化について
 - (7) 子ども医療費助成制度の拡充について
- 4 市民の安全、環境を守り、市民とともにすすめるまちづくりについて
 - (1) 災害・防災対策について
 - (2) 地球温暖化防止の取組について
 - (3) 発がん性等が指摘される有機フッ素化合物（PFOA）について
 - (4) 鳥飼まちづくりについて
 - (5) 摂津市の地域公共交通計画について
 - (6) 市民が行きたくなる公園づくりの展開について
- 5 憲法・平和・人権を大切にするまちづくりについて
 - (1) ジェンダー平等の社会に向けての取組について
 - (2) 平和を守り、核廃絶と世界の恒久平和への取組について

3番 水谷毅議員

- 1 財政及び重点課題について
 - (1) 過去の決算を踏まえた2023年度予算案の全体像、及び中期財政見通しとFMの課題について
 - (2) デジタル化の推進と人材育成について
- 2 未来を見据えた魅力あるまちづくりについて
 - (1) (仮称) 味生コミュニティセンターの基本設計について
 - (2) 鳥飼地域の魅力発信などシティプロモーション戦略について

- (3) 阪急京都線連続立体交差事業について
- (4) 千里丘駅西地区まちづくり事業について
- (5) 鳥飼まちづくりグランドデザイン推進事業及び淀川河川防災ステーション等整備について
- 3 安全安心のまちづくりについて
 - (1) 千里丘三島線道路改良事業について
 - (2) 運転免許証を自主返納した高齢者へのヘルメット支給について
 - (3) 防災対策事業について
- 4 健康づくりで市民の健康寿命を延ばすことについて
 - (1) 健康せつつ21推進事業について
 - (2) 健都推進事業の展開と国立循環器病研究センターとの連携と成果及び国立健康・栄養研究所との連携について
- 5 子どもや若者の健やかな成長について
 - (1) 保育所待機児童解消に向けた取組について
 - (2) 認定こども園・保育所に対する取組について
 - (3) 学童保育事業について
 - (4) 親支援プログラム推進事業について
 - (5) 子どもの貧困対策について
- 6 地域包括ケアシステムの構築について
 - (1) 第9期せつつ高齢者ががやきプランの策定について
 - (2) 携帯型緊急通報装置の導入について
 - (3) 地域介護予防活動支援事業について
 - (4) 地域福祉計画推進事業・重層的支援体制の推進について
- 7 教育・生涯教育・スポーツの推進について
 - (1) 小中学校施設改修事業について
 - (2) 小中学校通学区域等事業について
 - (3) 中学校給食事業について
 - (4) キャリア教育事業と情報モラル教育について
- 8 環境・産業振興・その他について
 - (1) 地球温暖化防止対策について
 - (2) 環境センター維持管理事業について
 - (3) 摂津ビジネスサポートセンターの充実など事業者支援について

4番 嶋野浩一朗議員

- 1 行財政運営について
- 2 機構改革について
- 3 市民が元気に活動するまちづくりについて
 - (1) 「つながりのまち」の醸成について
 - (2) (仮称)味生コミュニティセンターについて
 - (3) 防犯カメラ設置事業について

- 4 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
 - (1) 上下水道事業について
 - (2) 高台のまちづくりについて
 - (3) 鳥飼地区のまちづくりについて
- 5 みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
 - (1) 茨木市とのごみ処理広域化について
 - (2) 魅力ある公園づくりについて
- 6 暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
 - (1) 少子化対策について
 - (2) 児童虐待の防止と対応について
 - (3) 「人生100年時代」における高齢者福祉について
- 7 誰もが学び、成長できるまちづくりについて
 - (1) 「生きる力」の醸成について
 - (2) スポーツ振興について
- 8 活力ある産業のまちづくりについて
 - (1) 市内事業所の経営基盤強化について
 - (2) 農業振興について
- 9 計画を実現する行政経営について
 - (1) シティプロモーションについて
 - (2) 人材育成について
 - (3) ファシリティマネジメントについて

5番 香川良平議員

- 1 市民が元気に活動するまちづくりについて
 - (1) つながりのまちにふさわしい条例を制定することについて
 - (2) (仮称) 味生コミュニティセンターについて
- 2 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
 - (1) 高台まちづくりについて
 - (2) 避難所の管理運営体制の整備について
 - (3) 防犯施策について
 - (4) 救急救命課について
 - (5) 阪急正雀駅前の整備について
 - (6) JR千里丘駅西地区の再開発について
 - (7) 阪急京都線連続立体交差事業について
 - (8) 運転免許証の自主返納について
- 3 みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
 - (1) 環境センター解体および跡地活用について
 - (2) 公園整備について
- 4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
 - (1) 児童虐待防止の取組について

- (2) 子育て支援施策について
- (3) 待機児童対策について
- (4) 高齢者施策について
- (5) 障がい者施策について
- (6) 新型コロナウイルス感染症について
- 5 誰もが学び、成長できるまちづくりについて
 - (1) 社会を生き抜く力について
 - (2) 給食センターについて
 - (3) 文化・スポーツ振興について
 - (4) 千里丘小学校の建て替えについて
- 6 活力ある産業のまちづくりについて
 - (1) ビジネスサポートセンターについて
- 7 計画を実現する行政経営について
 - (1) DX推進について
 - (2) 人材育成について
 - (3) ファシリティマネジメントの推進について
 - (4) 財政について

令和5年 第1回定例会 一般質問要旨

質問順位

1番 森西正議員

【注】質問は一问一答方式（1回目は一括質問一括答弁方式で2回目から一问一答方式）で行われます。

1番 森西正議員

- 1 就学援助について
- 2 正雀駅東口広場都市計画案について
- 3 鳥飼まちづくりグランドデザインについて
 - (1) 大阪市内への通勤について
 - (2) 学校の適正規模、適正配置の検討について
 - (3) 人口、児童数、生徒数の考え方について

常任委員会の所管事項に関する事務調査表

(令和5年第1回定例会)

常任委員会名	調査事件	調査期限
総務建設	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行財政運営 2. 防災行政 3. 人権行政 4. 消防行政 5. 都市計画行政 6. 土木行政 	令和6年3月31日まで
文教上下水道	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校教育行政 2. 生涯学習行政 3. 児童福祉行政 4. 上下水道行政 	同上
民生	<ol style="list-style-type: none"> 1. 老人福祉行政 2. 障害者福祉行政 3. 保健医療行政 4. 環境衛生行政 5. 商工行政 6. 農業行政 7. 文化スポーツ行政 	同上

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
議案 第 1 号	令和 5 年度摂津市一般会計予算	3 月 2 8 日	可決
議案 第 2 号	令和 5 年度摂津市水道事業会計予算	3 月 2 8 日	可決
議案 第 3 号	令和 5 年度摂津市下水道事業会計予算	3 月 2 8 日	可決
議案 第 4 号	令和 5 年度摂津市国民健康保険特別会計予算	3 月 2 8 日	可決
議案 第 5 号	令和 5 年度摂津市財産区財産特別会計予算	3 月 2 8 日	可決
議案 第 6 号	令和 5 年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算	3 月 2 8 日	可決
議案 第 7 号	令和 5 年度摂津市介護保険特別会計予算	3 月 2 8 日	可決
議案 第 8 号	令和 5 年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算	3 月 2 8 日	可決
議案 第 9 号	令和 4 年度摂津市一般会計補正予算 (第 9 号)	3 月 2 8 日	可決
議案 第 10 号	令和 4 年度摂津市水道事業会計補正予算 (第 4 号)	3 月 2 8 日	可決
議案 第 11 号	令和 4 年度摂津市下水道事業会計補正予算 (第 4 号)	3 月 2 8 日	可決
議案 第 12 号	令和 4 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	3 月 2 8 日	可決
議案 第 13 号	教育委員会委員の任命について同意を求める件	2 月 2 0 日	同意
議案 第 14 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	2 月 2 0 日	同意
議案 第 15 号	摂津市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件	3 月 2 8 日	可決
議案 第 16 号	摂津市情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件	3 月 2 8 日	可決
議案 第 17 号	摂津市情報公開条例の一部を改正する条例制定の件	3 月 2 8 日	可決
議案 第 18 号	摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3 月 2 8 日	可決
議案 第 19 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3 月 2 8 日	可決
議案 第 20 号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3 月 2 8 日	可決
議案 第 21 号	摂津市子ども・子育て会議条例及び摂津市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定の件	3 月 2 8 日	可決
議案 第 22 号	摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	3 月 2 8 日	可決
議案 第 23 号	摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	3 月 2 8 日	可決
議案 第 24 号	摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	3 月 2 8 日	可決
議案 第 25 号	摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件	3 月 2 8 日	可決
議案 第 26 号	摂津市立ふれあいの里条例及び摂津市立みきの路条例の一部を改正する条例制定の件	3 月 2 8 日	可決
議案 第 27 号	摂津市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	3 月 2 8 日	可決
議案 第 28 号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	3 月 2 8 日	可決
議案 第 29 号	摂津市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例制定の件	3 月 2 8 日	可決

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
議案 第 30 号	摂津市敬老金条例を廃止する条例制定の件	3月28日	可決
議案 第 31 号	工事請負契約締結の件	2月20日	可決
議案 第 32 号	製造請負契約締結の件	2月20日	可決
議案 第 33 号	市道路線認定の件	2月20日	可決
議案 第 34 号	市道路線廃止の件	2月20日	可決
議案 第 35 号	令和5年度摂津市一般会計補正予算(第1号)	3月28日	可決
議会議案 第 1 号	摂津市議会の個人情報の保護に関する条例制定の件	3月28日	可決
議会議案 第 2 号	LGBTQ+性的少数者への差別を禁止する法律等の制定を求める意見書の件	3月28日	可決
議会議案 第 3 号	PFOA等についての健康基準を速やかに定めるとともに健康影響調査及び疫学調査を求める意見書の件	3月28日	可決
議会議案 第 4 号	「手話言語法」の早期制定を求める意見書の件	3月28日	可決
議会議案 第 5 号	認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書の件	3月28日	可決
議会議案 第 6 号	新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書の件	3月28日	可決
議会議案 第 7 号	アスベスト被害を抑える対策の強化を求める意見書の件	3月28日	可決
議会議案 第 8 号	地域のグリーントランスフォーメーション(GX)の促進を求める意見書の件	3月28日	可決
	常任委員会の所管事項に関する事務調査の件	3月28日	閉会中の 継続調査